

知的財産保護執行
年次報告書 2016
(ANNUAL REPORT)



大統領所属

国家知識財産委員会

Presidential Council on Intellectual Property

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「知的財産保護執行年次報告書 2016」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

(http://www.ipkorea.go.kr/information/reference_list.do)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

知的財産保護政策の成果

◆ 第2次国家知的財産基本計画の策定(2016.12)

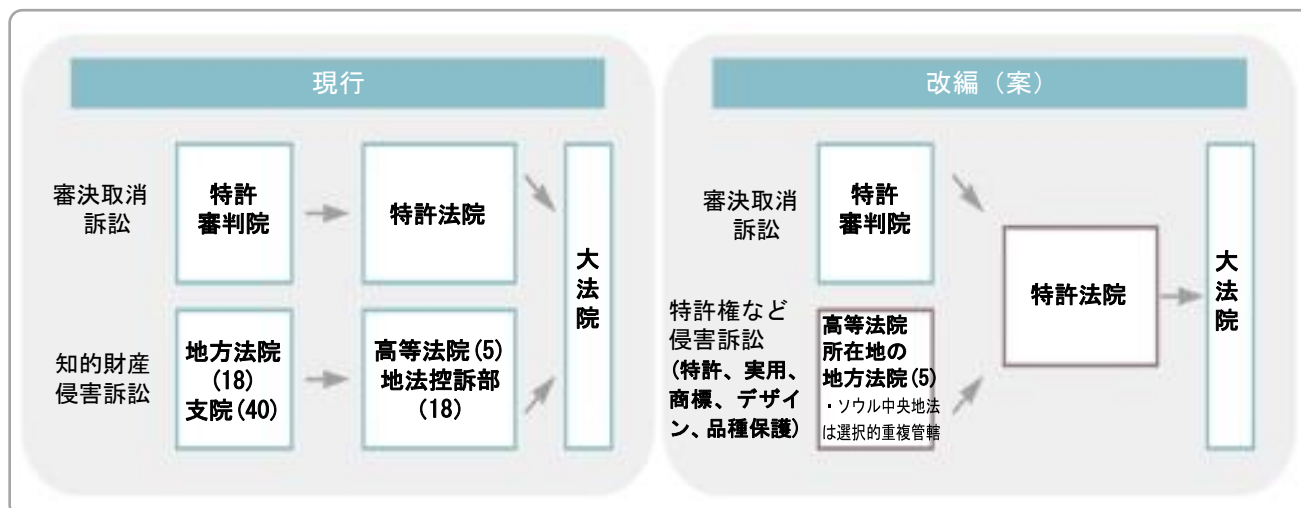
◎ 今後5年間で達成する中長期的な政策目標と推進課題を具体化する第2次国家知的財産基本計画(2017年～2021年)を策定した。

5大戦略	20の核心課題
<p><1> 高品質 IP 創出及び 事業化の活性化</p>	<p>1 知識財産戦略と R&D の連係を通じた優秀な IP 創出促進 2 新技術分野 R&D への標準特許戦略の適用強化 3 公共研究機関の先導的 IP 経営強化 4 IP・技術取引及び事業化促進 5 民間中心の IP 金融高度化</p>
<p><2> 中小企業の IP 競争力向上 及び保護強化</p>	<p>6 中小企業の知的財産活動支援強化 7 中小企業のアイデア・技術保護強化 8 職務発明制度の活性化及び合理的補償体系構築</p>
<p><3> グローバル市場における IP 活動への支援強化</p>	<p>9 海外進出企業が抱える IP に関わる問題の解消支援 10 IP 国際共助強化及びグローバルな地位の向上 11 生物・遺伝資源に関する新たな国際規範への対応</p>
<p><4> デジタル環境下での著作権 保護及び公正利用の活性化</p>	<p>12 デジタルコンテンツの著作権保護体系整備 13 デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化 14 韓流コンテンツのグローバル進出支援 15 新技術トレンドに合致するコンテンツを創出するエコシステムづくり</p>
<p><5> IP エコシステムの基盤強化</p>	<p>16 新技術・新産業の出現に伴う IP 保護体系整備 17 特許権の信頼性・安定性向上 18 IP サービス業の活性化支援 19 IP の人的基盤拡充及び地域 IP 活用力向上 20 植物新品種の開発活性化及び保護強化</p>

◆ 特許侵害訴訟管轄集中制度の施行(2016. 1. 1)

- ◎ 侵害訴訟の第1審は5つの地方法院(ソウル、釜山、大邱、大田、光州)が、侵害訴訟の第2審は特許法院が専属で担当することで、特許及び知的財産権分野の訴訟の専門性、一貫性及び効率性を高める基盤を作った。

図 1-1 特許権など知的財産権訴訟の管轄集中(2016. 1. 1 施行)



◆ 証拠提出強化による損害賠償額の現実化(2016. 6. 30)

- ◎ これまで、特許侵害事件では関連証拠が被告側に偏っているため特許権者は特許侵害事実の証明が困難であり、裁判所が算定する損害賠償額が少額であるため、実質的な補償につながらないとの指摘があった。改正特許法は、特許侵害事実及び損害賠償額に対する特許権者の証明責任を軽減するために、証拠提出命令の対象を拡大し、当事者の提出拒否を防ぐための厳しい制裁規定を導入した。

◆ 韓国著作権保護院の設立(2016. 9. 23)

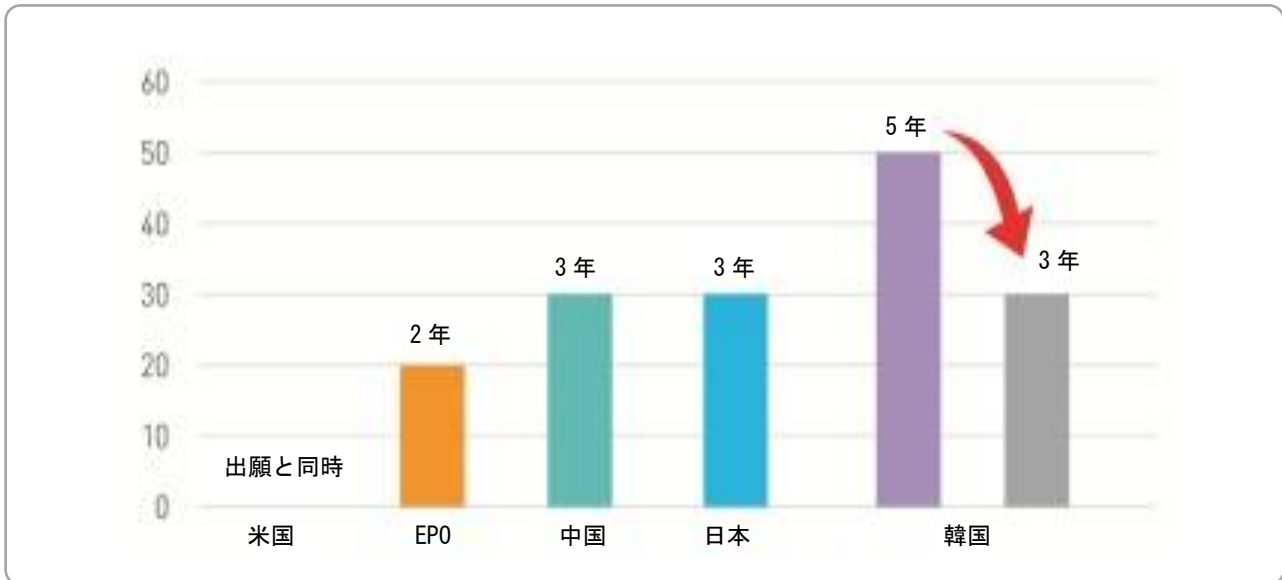
- ◎ 著作権保護体系を一元化し、著作権保護業務の執行力強化と効率的遂行を実現するために、著作権委員会の是正勧告業務と著作権保護センターの違法複製物の回収及び廃棄業務を統合的に担当する韓国著作権保護院を設立した。

◆ 「遺伝資源への接近及び利益共有に関する法律」の制定(2017. 1. 17)

- ◎ 遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用によって生まれた利益を、提供国や原住民の共同体と共有することで生物多様性を保全し、その持続可能な利用に寄与するために「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書」を採択(2010. 10)し、名古屋議定書上の義務を実質的に履行することができるように「遺伝資源への接近・利用及び利益共有に関する法律」を制定・公布した。

◆ 特許審査請求期間の短縮(2016. 2. 29 改正)

◎ 出願された特許発明の権利確定が遅れて、第三者が出願した特許発明に対する監視負担が重くなるという問題を解決するために特許出願審査請求期間を5年から3年に短縮した。



◆ 商標定義規定の簡潔化及び商標不使用取消審判の要件緩和(2016. 9. 1)

◎ 既存の商標法上では、商標の定義は限定的な列挙方式であったが、商品の出所表示という本質的機能に重点を置いて簡潔に規定し、特許庁に登録されているものの商標権者が使っていない商標を取り消すことができる制度である不使用取消審判制度の要件を緩和した。

<改正前商標法第2条第1項>

1. 商標とは、商品の生産・加工又は販売を業とする者が自己の業務に関連する商品を他人の商品と識別できるようにするために使用する標章

- イ) 記号・文字・図形、立体的形状、又はこれらの結合(色彩結合を含む)
- ロ) 色彩又は色彩の組み合わせ、ホログラム、動作又はその他、視覚的に認識できるもの
- ハ) 音・においなど視覚的に認識できないもののうち、記号・文字など視覚的方法で写実的に表現したもの

<改正後商標法第2条第1項>

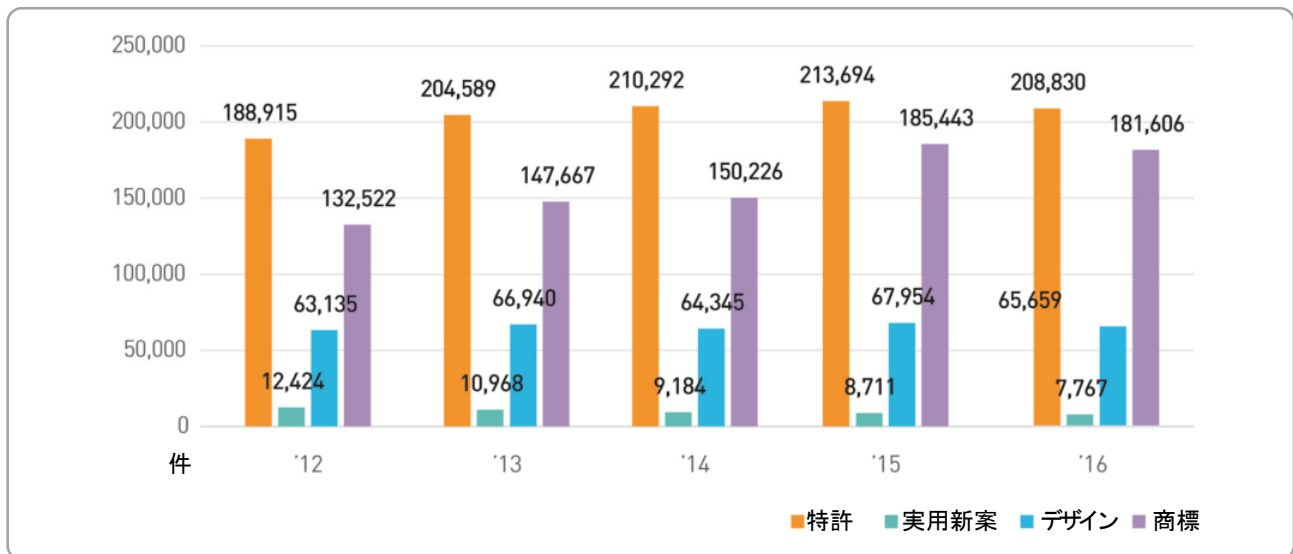
1. 「商標」とは、自己の商品と他人の商品を識別するために使用する標章をいう。

2. 「標章」とは、記号、文字、図形、音、におい、立体的形状、ホログラム、動作又は色彩などとして、その構成や表現方式に関係なく商品の出所を示すために使用する全ての表示をいう。

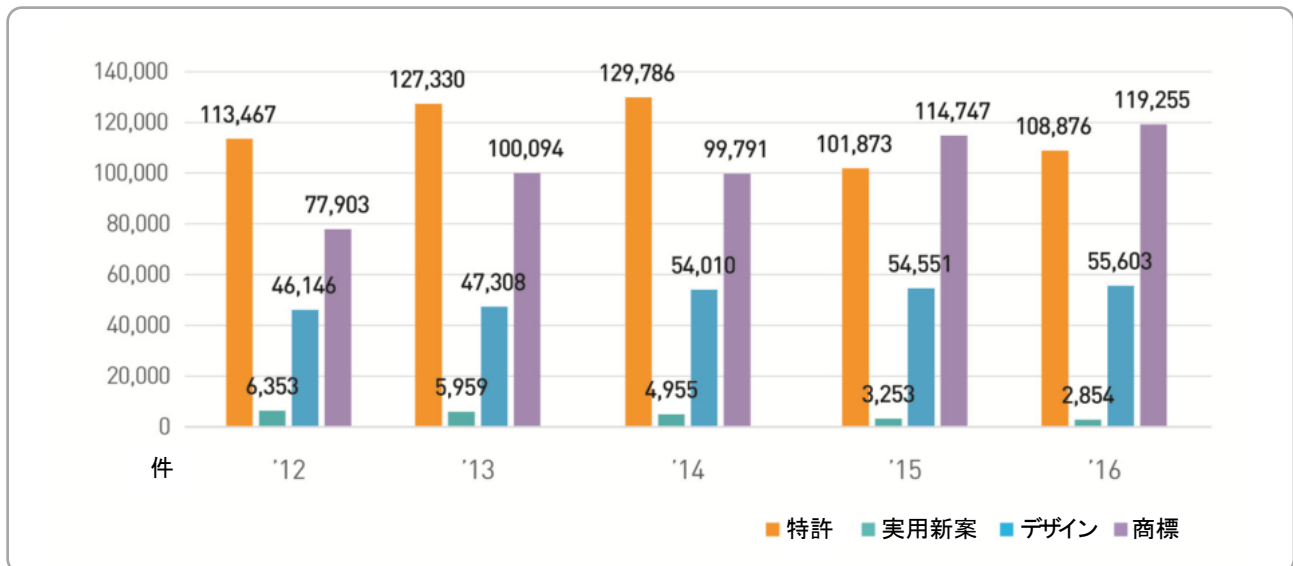
知的財産保護の現況及び活動

出願登録の状況

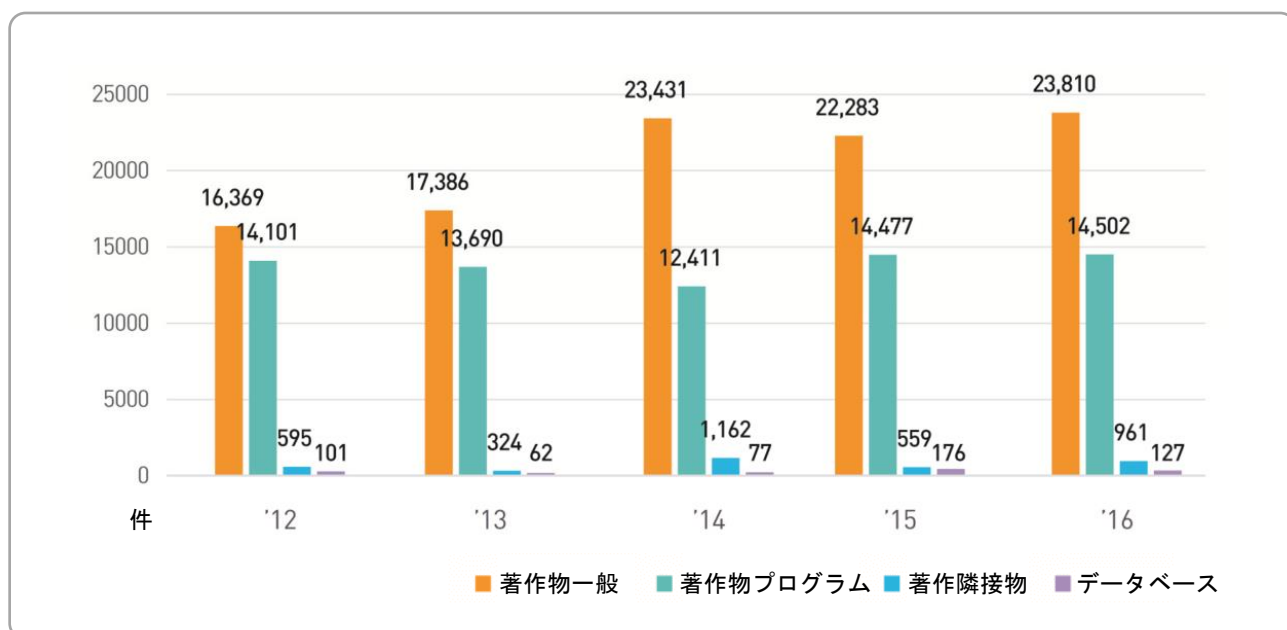
産業財産権の出願状況



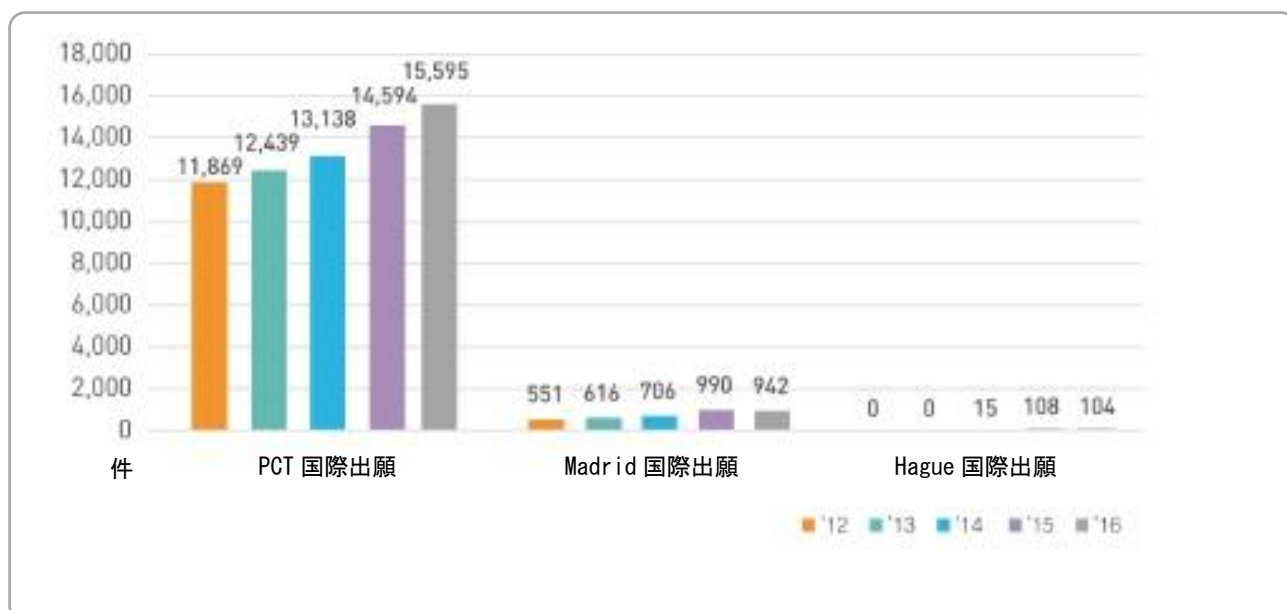
産業財産権の登録状況



著作権の登録状況

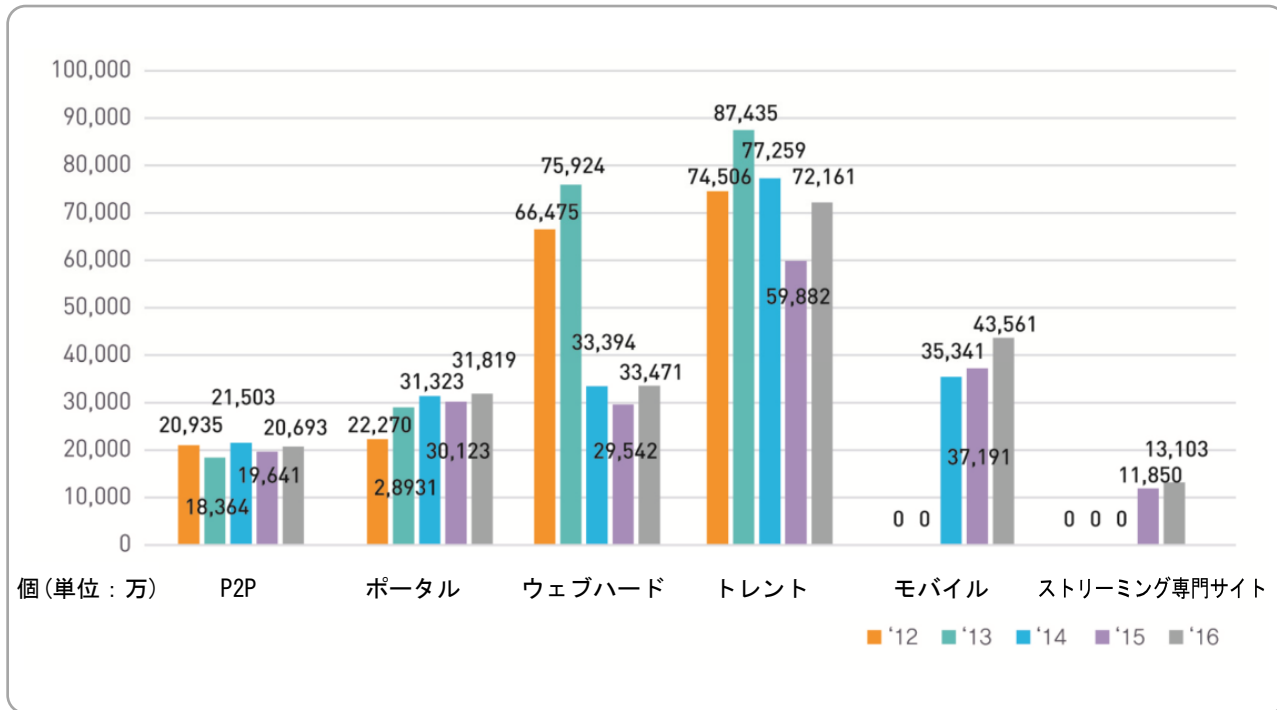


産業財産権の国際出願状況



侵害の状況

オンライン違法複製物流通量の変化



ソフトウェア市場の侵害規模

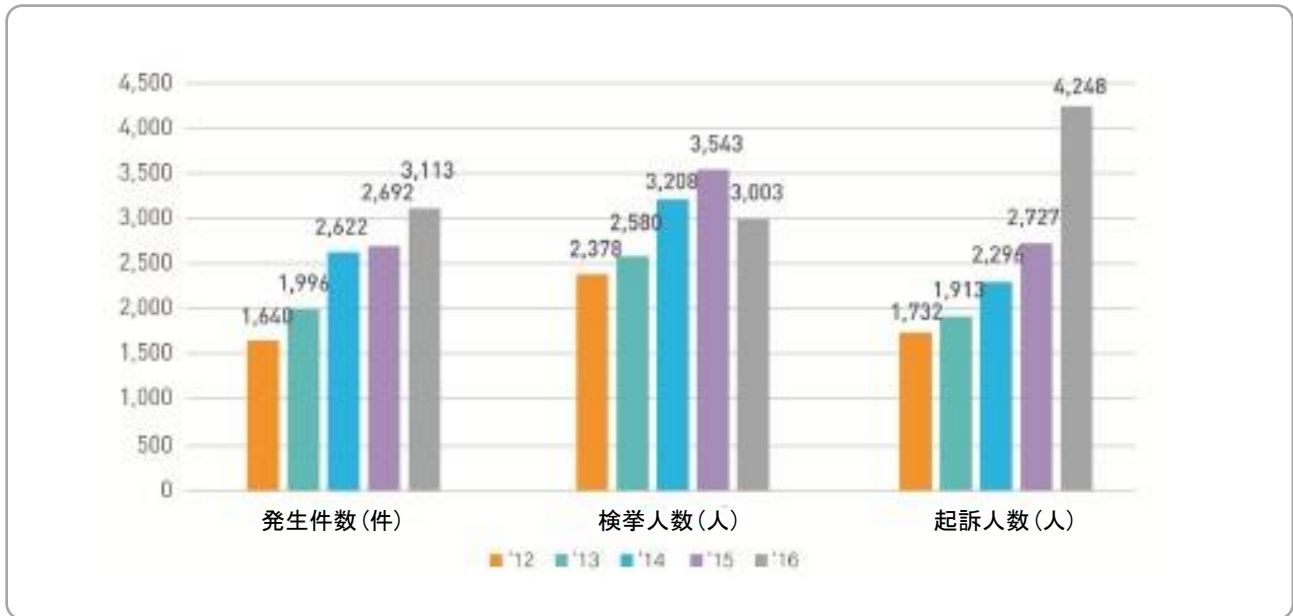
(単位：%、百万ドル)

区分		2007	2009	2011	2013	2015
違法コピー ソフトウェアの インストール率	韓国	43	41	40	38	35
	アジア・太平洋	59	59	60	62	61
	世界	38	43	42	43	39
違法コピー ソフトウェアの 市場規模	韓国	549	575	815	712	657
	アジア・太平洋	14,090	16,544	20,998	21,041	19,064
	世界	47,809	51,443	63,456	62,709	52,242

*出所：BSA、「The Compliance Gap, BSA global software survey」、June 2016

執行取り締まり

警察庁による商標権侵害事犯の取り締まり実績



検察庁による知的財産権侵害事犯の取り締まり実績



食品医薬品安全処による違法医薬品取り締まり実績



特許庁の特別司法警察隊による模倣品取り締まり実績

(単位：人、点、億ウォン)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
刑事 人数	139	302	376	430	378	351
立件 押収	28,589	131,599	822,370	1,114,192	1,197,662	580,494
正規品価格	85.5	246.7	567.2	880.8	976.5	744.9

関税庁による模倣品取り締まり実績

(単位：件、億ウォン)

区分	2012		2013		2014		2015		2016		
	摘発件数	金額	摘発件数	金額	摘発件数	金額	摘発件数	金額	摘発件数	金額	
知財権	商標権	508	7,642	338	5,462	240	4,606	173	4,624	162	3,192
	著作権	66	1,604	25	102	16	459	17	25	12	128
侵害	特許権	1	66	1	91	1	90	-	-	-	-
	その他	13	20	9	95	2	9	2	4	4	3

著作権特別司法警察による著作権侵害事犯の送検件数

(単位：件)

区 分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
侵害事犯送検	1,115	1,803	1,192	2,136	1,091	447

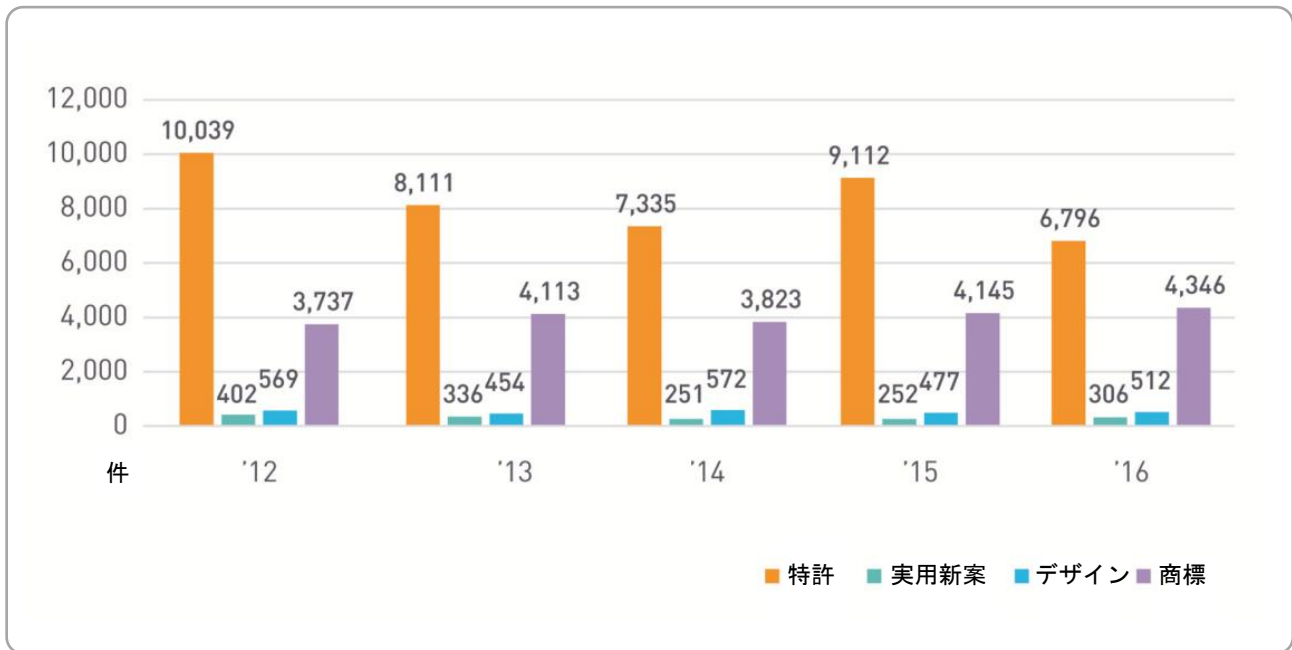
著作権侵害是正勧告及びアクセス遮断

(単位：件)

区 分	2012	2013	2014	2015	2016
是正勧告	250,039	170,867	296,360	264,982	298,277
アクセス 要請	30	13	44	552	769
遮断 措置	-	12	44	507	420

紛争解決

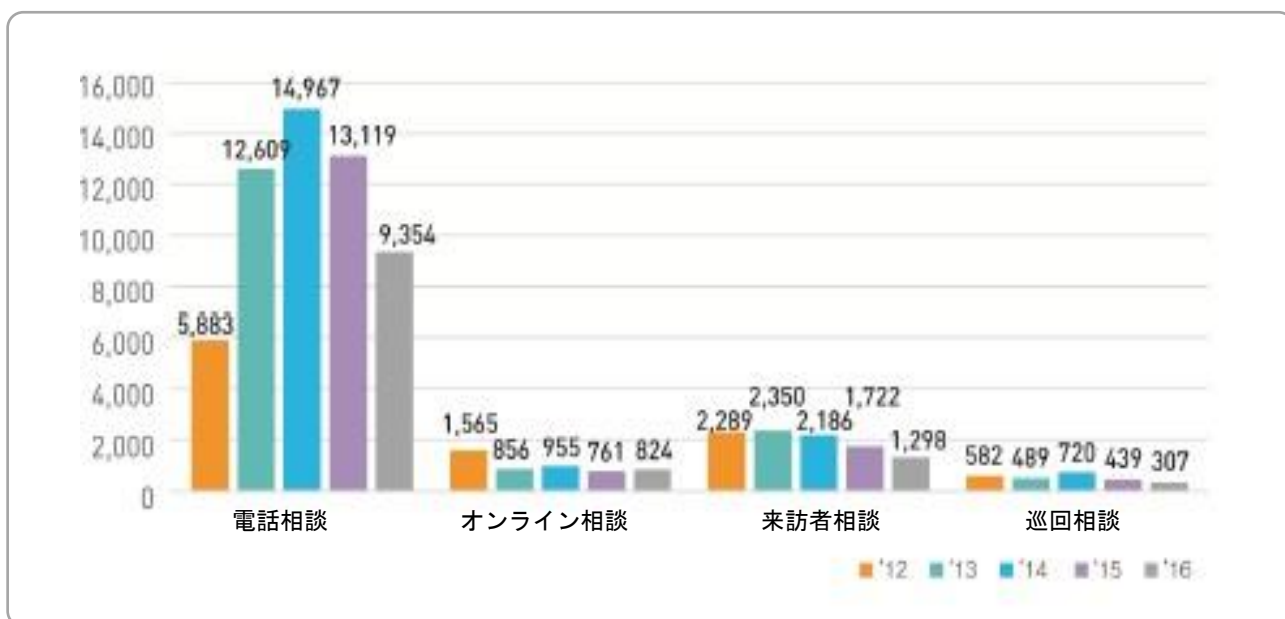
産業財産権関連審判の請求状況



公益弁理士特許相談センターによる民事訴訟費用の支援実績



公益弁理士特許相談センターの法律相談の年度別実績



韓国著作権委員会の調停処理状況

(単位：件)

区分	受付			処理現状						
	前年繰越	新規	合計	成立	不成立	取り下げ	その他	進行	合計	成立率
2012	12	78	90	21	27	27	-	15	90	43.8%
2013	15	101	116	34	27	26	1	28	116	55.7%
2014	28	130	158	51	49	49	-	9	158	51.0%
2015	10	83	93	34	31	11	-	17	93	52.3%
2016	16	80	96	35	38	18	-	5	96	48.0%

産業財産紛争調停委員会の調停申請及び成立

(単位：件)

区 分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
申請	2	2	3	11	17	47
成立	-	2	2	2	8	8
不成立	2	-	1	9	9	39

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会の調停申請及び成立

(単位：件)

区 分	2015	2016	合計
申請	22	17	39
成立	3	5	8

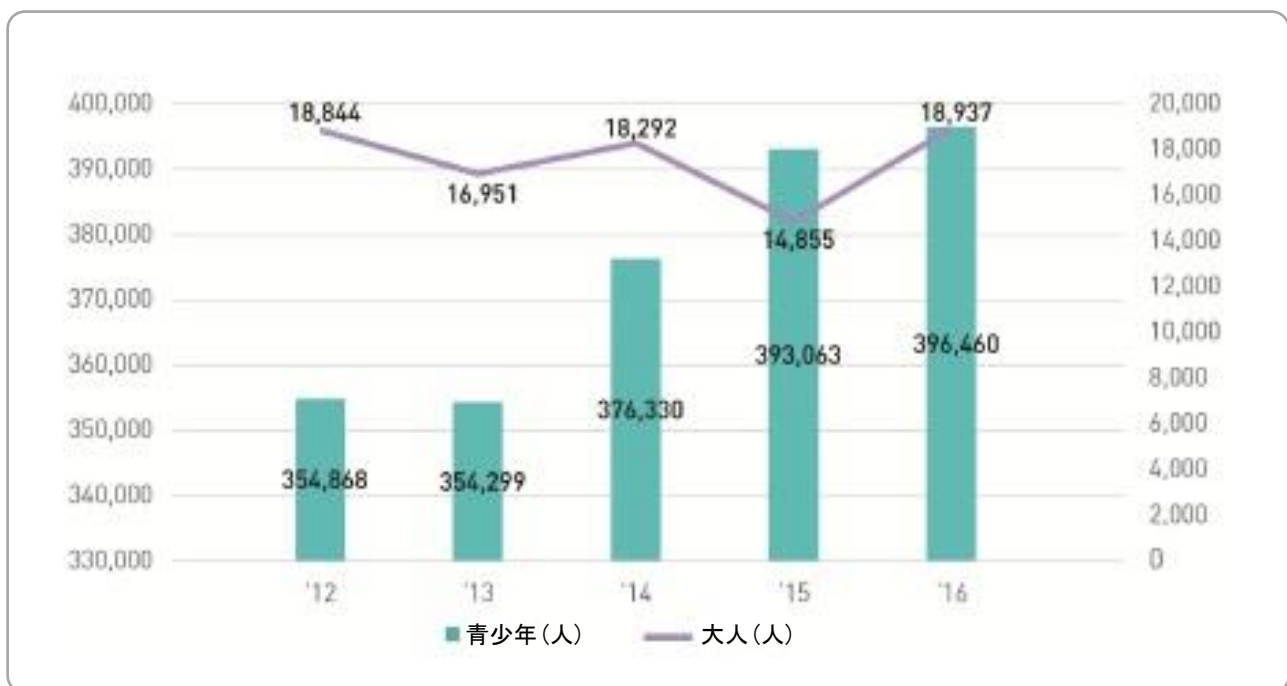
認識改善及び尊重文化拡散

消費者認識の向上のための事業活動

(単位：回、人)

区 分	2012	2013	2014	2015	2016
消費者教育回数	21	22	33	4	9
ブログ訪問者数(年間累積)	1,667,120	2,358,557	3,337,754	4,239,470	4,691,232
SNS 関心者数(年間累積)*	9,560	11,509	14,650	14,921	18,992

訪れる(出張型)著作権教育の運営状況



発刊のご挨拶 / PROLOGUE

今日、韓国社会は産業と生活の全領域で知識と技術が知的に高速で連結・融合し、革新的な変化を生み出す第4次産業革命時代に突入しています。有形財産ではない無形の知識が経済成長と産業発展をけん引する時代的な流れの中、知的財産は国家競争力における最も重要な源泉の一つだと言っても過言ではありません。知的財産は中核技術と権利を保護して収益を生み出し、紛争を未然に防ぐと同時に持続的な成長の基盤になるという点で、未来社会の革新的な成長のエンジンとして、さらに重要性が増しています。

起業及び会社経営において、知的財産をいち早く確保して戦略を立て、付加価値を生み出す好循環のエコシステムを作ることは、もはや選択肢でなく必須事項となりました。政府レベルでも、韓国企業が革新的アイデアに基づいて新たな分野に果敢に挑戦できるように、知的財産の創出・活用・保護を体系的に支援する必要があります。特に、競争力のある企業を生み育てて国家経済をけん引するためには、知的財産を効率的に保護し、奨励する法制度と政策的努力による後押しが必要でしょう。

「2016年知的財産保護執行年次報告書」は知的財産の保護と執行に対する韓国政府の努力と成果を集約したものであり、韓国の知的財産に関する保護政策を振り返りながら、今後進むべき方向を示してくれるものと考えます。この先も知的財産保護執行年次報告書の発刊が継続し、韓国政府の知的財産保護政策をさらに確かなものにするための基礎となるよう願っています。

国家知識財産委員会 民間委員長 ク・ジャヨル

CHAPTER 01 序論	1
---------------	---

CHAPTER 02 知的財産保護環境	4
---------------------	---

SECTION 01	産業財産権	5
	I. 韓国の産業財産権の現況	5
	1. 出願及び登録状況	5
	2. 審判及び審決取消訴訟の現況	7
	II. 海外主要国産業財産権現況	9
SECTION 02	著作権	11
	I. 著作権登録の現況	11
	II. 韓国内の著作権侵害の現況	12
	1. 違法複製物の流通状況	12
	2. オンライン違法複製物被害の現況	12
	3. ソフトウェア違法複製率の現況	13
	III. 海外著作権侵害の様相	14
SECTION 03	新知的財産権	15
	I. 新知的財産権の最新 이슈	15
	1. パブリシティ権	15
	2. トレードドレス	16
	3. 遺伝資源及び伝統的知識と伝統文化表現物	17
	II. 新知的財産権を保護する法律	19
SECTION 04	営業秘密及び産業技術	20
	I. 営業秘密及び産業技術の流出と保護	20
	1. 営業秘密及び産業技術保護の重要性	20
	2. 国家核心技術の保護	20
	3. 産業技術の海外流出	21
	II. 営業秘密訴訟のグローバル化	22
	III. 海外主要国における営業秘密制度と判例	23

CHAPTER 03 知的財産保護政策	27
---------------------	----

SECTION 01	知的財産保護政策の動向	28
	I. 韓国政府の知的財産保護政策	28
	II. 海外主要国の知的財産保護政策	31

	1. 米国31
	2. 中国33
	3. 日本35
	4. EU37
SECTION 02	保護政策の推進体系39
	I. 知識財産権の管理機関及び保護政策の推進体系39
	II. 知的財産を保護する法率及び所管部処40
	III. 各政府部処における知的財産保護活動41
	1. 国家知識財産委員会41
	2. 特許庁42
	3. 文化体育観光部42
	4. 関税庁42
	5. 検察庁及び警察庁43
	6. 産業通商資源部及び中小企業庁43
	7. 農林畜産食品部及び山林庁44
	8. 海洋水産部44
	9. 外交部44
	10. 食品医薬品安全処45
SECTION 03	知的財産権の関連法律制定及び改正46
SECTION 04	2016年知的財産保護政策52
	I. 産業財産権 52
	1. 特許品質強化制度の導入 52
	2. 制度改善を通じた権利者保護 53
	3. デザイン及びブランド創出競争力の強化 58
	II. 著作権 61
	1. 著作物産業発展の基盤構築 61
	2. 著作物利用活性化及び競争力強化 62
	3. きめ細かい著作権保護ネットワークの構築 63
	III. 新知識財産権 64
	1. 植物新品種 64
	2. 地理的表示 62
	3. 遺伝資源及び伝統的知識と伝統文化表現物 65
	IV. 営業秘密及び産業技術 67
	1. 営業秘密及び産業技術保護強化 67
	2. 防衛産業における技術流出防止体系の構築 68

CHAPTER 05 今後の展望 157

SECTION 01	知的財産保護体系の強化…………… 157
	I. 知的財産保護力の強化…………… 158 1. 第2次国家知的財産基本計画の策定及び施行…………… 158 2. 未登録アイデア及び技術保護強化…………… 160 3. 創作奨励制度の活性化及び合理的補償体系の構築…………… 160 4. 産業財産権の信頼性及び安定性の向上…………… 161 II. 知的財産権紛争解決制度の先進化…………… 162 1. 特許侵害訴訟及び審判制度の改善…………… 162 2. 代替的紛争解決制度の活性化…………… 162 III. 知的財産権執行力の向上…………… 163 1. 模倣品取り締まりの実効性確保…………… 163 2. 中小企業技術流出防止活動の強化…………… 164 IV. 政府部処と民間機関の間協力体系拡大…………… 164
SECTION 02	デジタル環境での保護体系の強化…………… 166
	I. オンラインの知的財産権保護の強化…………… 166 II. ソフトウェアの保護強化…………… 167 III. 公正な取引環境づくりを通じた創作意欲の鼓吹…………… 167 IV. 韓流コンテンツの保護強化…………… 168
SECTION 03	海外での知的財産権保護の強化…………… 170
	I. 海外知的財産権の保護基盤拡充及び執行強化…………… 170 II. 国際協力体系の構築…………… 171
SECTION 04	国際協力の拡大…………… 172
	I. 国際機関との協力拡大…………… 172 II. 発展途上国の知的財産の活性化支援…………… 173 III. FTA交渉を通じた国益向上…………… 176
SECTION 05	新知的財産権保護制度の強化…………… 178
	I. 植物新品種保護制度の強化…………… 178 II. 伝統的知識保護制度の強化…………… 180 III. 名古屋議定書の履行に伴う遺伝資源保護力の強化…………… 180

Presidential Council on Intellectual Property

2016 知的財産保護執行に関する **年次報告書**

CHAPTER 01

序論

知的財産の重要性は日々増している。グローバル企業は国際的な市場競争力を確保し高収益を得るために特許権の創出と保有に莫大な資金を投資している。革新的かつクリエイティブなデザインはトレンドに敏感な消費者の需要を喚起するため、企業は消費者の目をひきつけるデザインを創り出すための努力を続けている。そしてグローバル企業は広告に莫大な資金を投じることで自ら保有している商標権に信頼を与え、世界各国にて商標権を登録することにより市場支配力を強化している。また、人気の高いコンテンツは世界中でとてつもない金額の著作権収益を発生させるため、企業らは独創的な創作物の創作に相当な資金を投資している。さらに、コカ・コーラの製造法のような営業秘密は公開された途端、企業の競争力を失わせることになりかねないため、企業らは営業秘密の維持のために従業員の管理と営業秘密の維持に相当な努力を注いでいる。

このような流れの中で世界各国は自国の産業発展と経済発展を追求すべく、2016年も多様な知的財産関連政策を継続的に展開してきた。まず、米国は「米国知的財産執行に関する合同戦略計画(2017～2019)」により米国の知的財産保護執行における四つの重要目標を明示することで、知的財産保護執行の強化に取り組んだ。次に中国は「2016年國家知的財産権戦略深化実施と知的財産権強國建設加速化に向けた推進計画」を発表することで、知的財産権政策の効率を高めようとした。そして日本は「知的財産推進計画2016」を発表し、自国の知的財産関連産業競争力の強化に取り組んでいる。また、欧州ではイギリスの「ブレグジット(Brexit)」にもかかわらず、欧州統一特許裁判所の条約に基づいた欧州単一特許制度の導入と欧州統一特許裁判所の設置を持続的に推進してきた。

このような国際的なトレンドの中で、韓国政府も韓国の企業が保有する知的財産権を効率的に守り、韓国の経済成長と産業の持続的な発展を促すため、様々な知的財産関連保護政策を推進している。特に韓国政府は「知識財産基本法」に基づいて設立された国家知識財産委員会を中心に「知的財産強國、豊かな未来」というスローガンを掲げ、知的財産創出・保護・活用の好循環を構築するために多様な政策を進めている。2016年にも「第1次國家知的財産基本計画(2012～2016)」を達成するために「2016年度國家知的財産施行計画」を議決し、知的財産の創出・保護・活用の各分野別で円滑な知的財産活動のための基盤を整え、知的財産政策の推進体系と知的財産に関連する法律と制度を整備した。

韓国政府の知的財産権保護政策の目標は知的財産権を無分別な侵害行為から保護することで韓国企業が保有する知的財産権に国際的な競争力を持たせることであり、また、知的財産権者を知的財産権侵害行為から適切に救済することで引き続き知的財産権の開発と創出に寄与させることである。中でも2016年1月1日から施行された「特許侵害訴訟管轄集中制度」は、産業財産権に対する無効審判の結果と特許侵害訴訟の結果の不一致が起らないようにして特許訴訟制度に対する一般市民の不信感を払拭し、さらには韓国企業が保有する知的財産権が効率的に守られることで、結果的には韓国が世界の特許ハブへと発展する土台の構築につながると期待されている。

また、韓国政府は模倣品と違法なソフトウェアに対する取り締まりを強化して知的財産権が尊重される文化の拡散に取り組んでいる他、海外に進出する韓国企業が現地でも起こりうる知的財産権関連紛争に効率的に対応できるよう海外知識財産センター(IP-DESK)と海外著作権センターを運営している。また、韓国政府は国際知的財産権紛争予防コンサルティング支援事業、知的財産権訴訟保険事業、K-ブランド保

護支援事業等の多様な知的財産関連支援事業に取り組んでいる上に、知的財産権尊重文化の拡散のため一般人と学生を対象にそれに関連した教育活動と広報活動も強化している。さらに韓国政府は知的財産権の効率的かつ体系的な保護執行のために各政府部処間の協業を拡大し、世界各国との国際協力を強化している。このような韓国政府の努力が実り、2016年5月スイス国際経営開発院(IMD)が発表した「2016年国家競争力評価報告書」では韓国の知的財産保護水準は38位という成果を上げている。

2016年知的財産保護執行年次報告書では韓国政府が2016年に知的財産権を保護執行するために展開した多様な政策と成果を紹介する。本年次報告書は韓国政府の知的財産権保護執行に対する意志と努力、そしてその具体的な成果を国際社会に知らせることで、韓国への国際的な信頼を増進することができると思われる。さらに本年次報告書は全国民レベルで知的財産権尊重文化を広め、グローバル企業の国内市場に対する投資を促進し、韓国企業の海外知的財産権の保護にも貢献すると期待される。

第2章は「知的財産保護環境」と題し、産業財産権・著作権・新知的財産権・営業秘密に関する様々な統計の他、韓国と米国・中国・日本・EUのような海外主要国家の知的財産権に関連した動向について調査した。そして第3章の「知的財産保護政策」では、韓国と海外主要国家の知的財産保護政策と保護体系、韓国の知的財産権関連法律の制定及び改正事項、2016年に展開された韓国政府の知的財産保護政策について詳しく紹介する。また、第4章の「知的財産保護成果」では、韓国の各政府部処の模倣品及び違法複製物の取り締まり活動、韓国政府が行ってきた知的財産権関連紛争解決のための支援事業、海外進出企業のための様々な知的財産権関連の支援事業、知的財産権尊重文化拡散のための韓国政府の様々な取り組み、知的財産保護技術を向上させるための多様な事業、知的財産保護のための各政府部処間の協業と国際協力に向けた取り組みを紹介する。最後に第5章の「対応方向と今後の展望」では2016年に行われた多様な知的財産保護政策と保護成果を評価し、今後韓国政府が取り組むべき知的財産保護政策を提示する。

CHAPTER 02

知的財産保護環境

01 産業財産権

02 著作権

03 新知的財産権

04 営業秘密及び産業技術

01 産業財産権

I. 韓国の産業財産権の現況

1. 出願及び登録状況

2016年の韓国における産業財産権関連出願件総数は463,862件で、2015年の475,802件に比べて2.5%減少している。詳細を見ると2016年の特許、実用新案、デザイン、商標出願件数は2015年と比べてそれぞれ2.3%、10.8%、3.4%、2.1%減少した。2012年を境に減少傾向にあった実用新案の出願件数は減少幅がより一層大きくなり、特許の出願件数は2010年以後6年ぶりに減少したことが分かった。

表 2-1-1 過去5年間における産業財産権の出願状況 (単位:件)

区分	2012	2013	2014	2015	2016
特許	188,915	204,589	210,292	213,694	208,830
実用新案	12,424	10,968	9,184	8,711	7,767
デザイン	63,135	66,940	64,345	67,954	65,659
商標	132,522	147,667	150,226	185,443	181,606
合計	396,996	430,164	434,047	475,802	463,862

* 出所：特許庁、知識財産統計 FOCUS 通巻9号(2017.2)

特許出願の場合、中小企業の出願が2015年の45,419件から2016年46,813件に3.1%増加した一方で、大企業の出願は同期間中に42,649件から8,800件に9.0%減少し、個人と外国人の出願もそれぞれ2.4%、2.2%ずつ減少した。特に4大特許出願人類型のうち大企業は2014年まで特許出願順位で1位あるいは2位を占めていたが、2016年には最も低い順位についている。

表 2-1-2 過去5年間における特許出願人の類型内訳 (単位:件)

区分	2012	2013	2014	2015	2016
大企業	42,115	48,045	45,986	42,649	38,800
中小企業	36,045	39,527	41,658	45,419	46,813
個人	35,645	37,358	38,047	40,916	39,936
外国人	44,301	44,611	46,219	46,421	45,403

* 出所：特許庁、プレスリリース(2017.1)

2016年に韓国で特許を最も多く出願した企業はサムスン電子だった。ただし、サムスン電子の特許出願件数は2015年に比べ16.3%減少し、2016年の特許出願順位で6位と7位を占めたサムスンディスプレイとLGディスプレイの特許出願件数もそれぞれ28.5%、14.8%減っている。

表 2-1-3 特許出願企業ランキング

(単位:件、%)

順位	出願人	年度別出願		増減率
		2015	2016	
1	サムスン電子	6,725	5,630	-16.3
2	現代自動車	3,713	3,791	2.1
3	LG電子	3,452	3,764	9.0
4	LG化学	3,333	3,343	0.3
5	韓国電子通信研究院	2,280	2,308	1.2
6	サムスンディスプレイ	2,827	2,020	-28.5
7	LGディスプレイ	2,357	2,007	-14.8
8	クアルコム	1,505	1,631	8.4
9	POSCO	1,575	1,589	0.9%
10	LG イノテック	1,148	1,170	1.9%

*出所：特許庁、プレスリリース(2017.1)

2016年、韓国の産業財産権関連全体登録件数は合計286,588件で、2015年の274,424件に比べ4.4%増加している。詳細をみると2016年の特許、デザイン、商標登録件数は2015年に比べそれぞれ6.9%、1.9%、3.9%ずつ増加しているが、実用新案の登録件数は2015年に比べ12.3%減少している。特に2016年の特許登録件数は2015年度に比べ増加しているが、2012年から2014年度までの登録件数と比較すると減少した数値である。

表 2-1-4 過去5年間における産業財産権の登録状況

(単位:件)

区分	2012	2013	2014	2015	2016
特許	113,467	127,330	129,786	101,873	108,876
実用新案	6,353	5,959	4,955	3,253	2,854
デザイン	46,146	47,308	54,010	54,551	55,603
商標	77,903	100,094	99,791	114,747	119,255
合計	243,869	280,691	288,542	274,424	286,588

*出所：特許庁、IPSS知識財産統計及び知識財産統計月報(2016.12)

PCT 国際特許出願制度は 1985 年に韓国に導入されたが、その後韓国の特許庁を通じた PCT 国際出願件数が持続的に増加し、2011 年に至っては 10,000 件を突破し、2016 年度には 15,595 件の PCT 国際特許が出願されている。Madrid 国際商標出願制度は 2003 年度に導入されており、導入初年度に 198 件の Madrid 国際商標が出願されてから徐々に出願件数が増加し、2016 年には 942 件に上っている。また Hague 国際デザイン出願制度は 2014 年に導入され、導入初年度 15 件の Hague 国際デザインが出願され、2016 年には 104 件に達している。

表 2-1-5 過去 5 年間における PCT・Madrid・Hague 国際出願状況 (単位:件)

区分	2012	2013	2014	2015	2016
PCT 国際出願	11,869	12,439	13,138	14,594	15,595
Madrid 国際出願	551	616	706	990	942
Hague 国際出願	-	-	15	108	104

* 出所：特許庁、IPSS 知識財産統計及び知識財産統計月報(2016.12)

2. 審判及び審決取消訴訟の現況

2016 年に産業財産権と関連して特許審判院に請求された審判件数の総数は 11,960 件で 2015 年に比べ 14.5%減少している。詳細をみると 2016 年における商標とデザインの審判請求件数は 2015 年に比べそれぞれ 4.8%、7.3%増加し、実用新案の審判請求件数は 2015 年に比べ 21.4%も大幅に増加した。一方で特許審判院の審判件数のうち割合が最も高い特許の審判請求件数は 25.4%が減少して全体の審判件数の減少に大きく影響している。

表 2-1-6 過去 5 年間における産業財産権関連の審判請求状況 (単位:件)

区分	2012	2013	2014	2015	2016
特許	10,039	8,111	7,335	9,112	6,796
実用新案	402	336	251	252	306
デザイン	569	454	572	477	512
商標	3,737	4,113	3,823	4,145	4,346
合計	14,747	13,014	11,981	13,986	11,960

* 出所：特許庁、IPSS 知識財産統計及び知識財産統計月報(2016.12)

特許審判院の審決に対し特許法院に審決取消訴訟が提起された割合は持続的な減少傾向にあるが、2011年に17.3%だった提訴率は2015年に13.8%に減少した。また、特許審判院の審決に対する特許法院の取消率は2011年22.6%、2012年22.8%、2013年20.9%、2014年25.4%、2015年24.2%と、全般的に20-25%台を維持している。一方、特許法院の判決を不服として大法院に上告が提起された割合は、2012年に43.9%に達したが、以後持続的に減少して2015年には37.2%になっている。また、大法院が特許法院判決を破棄した割合も持続的に減少しており、2011年には11.9%だったが2015年には6.6%に下がっている。

表 2-1-7 過去5年間における特許法院の審決取消訴訟の状況

(単位：件)

区分		2011	2012	2013	2014	2015
特許法院	訴訟提起可能な審決	7,267	6,930	6,816	6,567	6,347
	訴訟提起	1,254	1,145	1,044	954	873
	提訴率(%)	17.3	16.5	15.3	14.5	13.8
	判決件数	1,237	1,183	1,025	971	817
	取消判決	280	270	214	247	198
	取消率(%)	22.6	22.8	20.9	25.4	24.2
大法院	上告件数/対象特許法院 の判決件数	408/1,039	427/972	344/811	284/736	240/646
	上告率(%)	39.3	43.9	42.4	38.6	37.2
	宣告	369	419	372	315	257
	破棄件数	44	36	37	22	17
	破棄率(%)	11.9	8.6	9.9	7.0	6.6

* 出所：特許庁、知識財産白書(2015)

II. 海外主要国産業財産権現況

米国と欧州の特許出願件数は緩やかに上昇しており、日本の場合は2013年以降、特許出願件数が減少傾向にある。一方で、中国の特許出願は急激に増加しており、2011年に特許出願件数が世界1位になって以来、2015年には2011年の特許出願件数の2倍を超えるほどの高い伸び率を見せている。中国は特許登録件数において2014年までは米国に続く2位だったが、2015年には米国を抜いて1位となっている。

表 2-1-8 海外主要国の特許出願及び登録状況

(単位：件)

区分		2011	2012	2013	2014	2015
米国	出願	503,582	542,815	571,612	578,802	589,410
	登録	224,505	253,155	277,835	300,678	298,407
中国	出願	526,412	652,777	825,136	928,177	1,101,864
	登録	172,113	217,105	207,688	233,228	359,316
日本	出願	342,610	342,796	328,436	325,989	318,721
	登録	238,323	274,791	277,079	227,142	189,358
欧州 (EPO)	出願	142,793	148,560	147,987	152,662	160,028
	登録	62,112	65,665	66,696	64,608	68,431

* 出所：WIPO ホームページ

近年、中国のデザイン出願及び登録件数は米国と日本のデザイン出願及び登録件数の10倍を超えて20倍に近くなっており、圧倒的な数値を見せている。欧州連合知的財産庁(EUIPO)を通じたデザイン出願件数は米国と日本よりは多いが中国には及ばない。一方、韓国でのデザイン出願件数は米国と日本より多いが欧州よりは少ない。

表 2-1-9 海外主要国のデザイン出願及び登録状況

(単位：件)

区分		2011	2012	2013	2014	2015
米国	出願	30,467	32,799	36,034	35,378	39,128
	登録	21,356	21,591	23,468	23,657	26,645
中国	出願	521,468	657,582	659,563	564,555	569,059
	登録	380,290	466,858	412,467	361,576	482,659
日本	出願	30,805	32,391	31,125	29,738	29,864
	登録	26,274	28,349	28,288	27,306	26,708
欧州 (EPO)	出願	87,630	92,224	96,702	97,756	97,500
	登録	15,426	15,589	17,269	18,809	20,003

* 出所：WIPO ホームページ、EUIPO ANNUAL REPORT(2012、2015)

デザイン出願及び登録件数と同じように、中国の商標出願及び登録件数は米国と日本の商標出願及び登録件数に比べて圧倒的に多い。2015年、中国の商標登録件数は2百万件を突破したが、これは中国の産業と経済の持続的な急成長を反映する数値である。そして米国の商標出願及び登録件数は日本と韓国より多く、日本、欧州、韓国は商標出願件数においてよく似た数値を見せている。

表 2-1-10 海外主要国の特許出願及び登録状況

(単位：件)

区分		2011	2012	2013	2014	2015
米国	出願	305,209	313,324	323,338	342,572	374,964
	登録	194,260	189,539	195,893	206,142	218,934
中国	出願	1,416,785	1,648,316	1,881,546	2,285,358	2,876,048
	登録	1,022,698	1,004,897	996,724	1,375,104	2,226,441
日本	出願	107,017	119,265	116,139	124,617	144,853
	登録	91,025	97,902	104,905	106,738	100,524
欧州 (EPO)	出願	105,902	107,927	114,279	117,464	130,401
	登録	48,853	47,530	51,860	55,555	56,917

* 出所：WIPO ホームページ、中国国家工商行政管理総局商標局統計資料、EUIPO ANNUAL REPORT(2012、2015)

02 著作権

I. 著作権登録の現況

著作権は著作者が著作物を創作した時点から発生し、いかなる手続きや形式の履行も必要としない「無方式主義」を採択しているため、著作権登録は産業財産権登録とは違って権利を発生させることはない。2016年には39,400件の著作権登録が行われ、特にコンピュータプログラム著作物と美術著作物の登録件数がそれぞれ14,502件、11,344件と全体の登録件数のうち66%という高い割合を占めている。これは新しい文化産業環境の中、より様々な分野でコンピュータプログラム開発が行われ、キャラクター、ウェブトゥーンなど応用美術の未来価値が反映された結果であると考えられる。

表 2-2-1 年度別著作権の登録状況

(単位：件)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016	合計	
著作物	一般 (語文、美術等)	14,009	16,369	17,386	23,431	22,283	23,810	117,288
	プログラム	13,858	14,101	13,690	12,411	14,477	14,502	83,039
著作引接物 (実演、レコード、放送)	233	595	324	1,162	559	961	3,834	
データベース	54	101	62	77	176	127	597	
合計	28,154	31,166	31,462	37,081	37,495	39,400	204,758	

* 出所：韓国著作権委員会資料

II. 韓国内の著作権侵害の現況

1. 違法複製物の流通状況

2016年度の違法複製物市場規模は約4,229億ウォンと2015年に比べ15.2%増加し、違法複製物による合法著作物市場の被害規模は約2兆3,843億ウォンと2015年に比べ2.9%増加した。これは合法著作物市場規模の増加から分かるように、コンテンツ消費の拡張期に現れる一時的な現象とみられ、これと同時に海外にサーバを置いて取り締まりを回避しようとする違法流通経路を通じた違法複製物利用の増加が全体の被害規模を増やす原因につながったと考えられる。また、2016年の潜在的な合法著作物市場の侵害率は12.9%と2015年に比べ0.7%減少し、2008年の初調査以来、持続的な減少傾向にあることが明らかになった。

表 2-2-2 違法複製物の流通状況

(単位：ウォン)

区分	2012	2013	2014	2015	2016
違法複製物の 利用経験率	32.4%	33.3%	42.8%	38.4%	42.4%
違法複製物の 流通量	20億 6,000万件	24億 742万件	22億 6,100万件	20億 8,900万件	23億 8,000万件
違法複製物の 市場規模	3,055億	3,728億	3,629億	3,672億	4,229億
合法著作物の 市場規模(A)	11兆 4,963億	12兆 5,723億	13兆 6,310億	14兆 7,761億	16兆 1,359億
合法著作物の 市場侵害規模(B)	2兆 2,186億	2兆 3,987億	2兆 2,978億	2兆 3,174億	2兆 3,843億
潜在的合法著作物 の市場規模(C=A+B)	13兆 7,148億	14兆 9,710億	15兆 9,288億	17兆 935億	18兆 5,202億
潜在的合法著作物 の市場侵害率(B/C)	16.2%	16.0%	14.4%	13.6%	12.9%

* 出所：韓国著作権保護院、著作権保護年次報告書(2017)

2. オンライン違法複製物被害の現況

2016年のオンライン違法複製物全体の流通量の割合を見ると、トレント33.6%、モバイルアプリ20.3%、ウェブハード15.6%、ポータルサイト14.8%、P2P9.6%、ストリーミング専門サイト6.1%という順になっている。2012年「ウェブハード登録制」の本格的な施行以降、トレントを通じた違法複

製物の流通が最も高い割合を占めている。ウェブハードについては、コンテンツの合法的な提携サービスが定着したことにより、違法複製物を安く利用できるという利点が無くなったことから流通量が大きく減少したと見られる。

表 2-2-3 オンライン違法複製物の流通ルート別の流通量変化 (単位：千件、%)

区分	P2P		ポータルサイト		ウェブハード		トレント		モバイル		ストリーミング 専門サイト	
	流通量	増減	流通量	増減	流通量	増減	流通量	増減	流通量	増減	流通量	増減
2012	209,359	-14.6	222,704	-24.2	664,758	-9.1	745,067	41.7	-	-	-	-
2013	183,646	-12.3	289,316	29.9	759,241	14.2	874,351	17.4	-	-	-	-
2014	215,039	17.1	313,235	8.3	333,942	-56.0	772,596	-11.6	353,415	-	-	-
2015	196,418	-8.7	301,233	-3.8	295,423	-11.5	598,822	-22.5	371,915	5.2	118,509	-
2016	206,936	5.4	318,198	5.6	334,715	13.3	721,610	20.5	435,611	17.1	131,034	10.6

* 出所：韓国著作権保護院、著作権保護年次報告書(2017)

3. ソフトウェア違法複製率の現況

事務用ソフトウェア連合(Business Software Alliance ; BSA)が世界全体のソフトウェア違法複製率を調査して発表した資料によると、韓国のソフトウェア違法複製率は2009年の41%が、2011年に40%、2013年に38%、2015年には35%へと減少している。この数値は世界平均の39%より低く、アジア平均の61%に比べて著しく低い数値である。こういった近年の持続的なソフトウェア違法複製率の減少にもかかわらず、年間のソフトウェア違法複製による被害額が減らない理由は、韓国の経済規模の拡大と高価なソフトウェア製品に対する違法複製率の増加によるものと分析される。

表 2-2-4 ソフトウェア市場における侵害規模 (単位：%、百万ドル)

区分		2007	2009	2011	2013	2015
違法複製	韓国	43	41	40	38	35
ソフトウェア	アジア・太平洋	59	59	60	62	61
設置比率	世界	38	43	42	43	39
違法複製	韓国	549	575	815	712	657
ソフトウェア	アジア・太平洋	14,090	16,544	20,998	21,041	19,064
市場規模	世界	47,809	51,443	63,456	62,709	52,242

* 出所：BSA, 「The Compliance GAP, BSA global software survey」 June 2016

Ⅲ. 海外著作権侵害の様相

違法著作物流通のメイントレンドが、P2P/Torrent やダウンロードを利用して違法著作物を所有して視聴していた形態から、ストリーミングを通じて短い期間で著作物を違法消費するトレンドへと変化している。時間と場所に関係なくいつでも違法コンテンツを利用できるモバイル機器の拡散とインターネット速度の向上により、今後ストリーミングを使った違法著作物の利用はより一層増加すると予想される。

結局のところ、海外市場の多角化に伴う海外著作権の保護に対する実効性を確保し、韓流を通して海外に進出した権利者などが著作権保護により経済的な利益を得られるように誘導するためには、著作権保護戦略について、多国間で連携する国際的な協調が必要である。そのために、様々な国々の政府と緊密な協力関係を構築することが重要だといえる。同時に権利者自らが海外の著作権保護に積極的な関心を持ち、海外の民間団体及び著作権業界とコミュニケーションを取れるように民間交流と民間権利者協会の設立を通じて海外での著作権保護に積極的に対応する必要がある。

03 新知的財産権

新知的財産は経済・社会あるいは文化の変化や科学技術の発展により新しい分野から現れる知的財産であると定義されている¹。新知的財産は科学技術の発展と社会の変化に伴い、多様な形態で現れる新たな成長動力として認められている。ただし従来の知的財産と同様に創作や開発に多くの時間・努力・コストが費やされる一方で侵害を受けやすいため、新知的財産の保護体系を構築し、様々な問題点を改善する試みを行うなど、政府全体での努力が引き続き必要である。

半導体集積回路配置設計、植物新品種、地理的表示などの新知的財産は「特許法」、「商標法」、「著作権法」に加え、「半導体集積回路の配置設計に関する法律」、「植物新品種保護法」、「農水産物品質管理法」などの関連特別法によって保護されている。ただし、パブリシティー権、トレードドレスなどの新知的財産は現行の法制度では保護が不十分なため、立法による制度的な補完が必要な状況である。

I. 新知的財産権の最新イシュー

1. パブリシティー権

パブリシティー権とは、一般的に著名人の氏名、署名、肖像、声などの人格的標識に対する財産的価値を主張できる権利だと定義することができる²。現在のパブリシティー権の性格、保護対象、保護のために適用される法律、保護範囲については多くの論議があり、それに対する明確な合意がされていないのが実情である³。まだパブリシティー権に対する韓国大法院の判決はない。ただ、韓国下級審判決はパブリシティー権を認める判例と否定する判例が共存しているが、判例が新しいほど、パブリシティー権を否定する傾向が強くなっている⁴。特に第1審でパブリシティー権の存在が認められた場合でも、控訴審ではパブリシティー権ではなく姓名権及び肖像権に基づき損害賠償が認められる事件もあった⁵。最近

¹ 知識財産基本法第3条第2号

² 一般的にパブリシティー権は氏名肖像などの自身のアイデンティティ(identity)に対する商業的利用を統制できる人間固有の権利として定義される。ナム・ヒョンドウ、「世界市場の観点からみたパブリシティー権 - 韓流の財産権保障としてのパブリシティー権 -」、「ジャスティス」通巻第86号、韓国法学院、2005、89頁

³ パク・ジュンソク、「パブリシティー権の法的性格 - 著作権と商標関連権利のどちらにより近いのか?」、「産業財産権」第30号、韓国知識財産学会、2009、296頁

⁴ チェ・スンジェ、「パブリシティー権に対する下級審判決の動向分析及び権利化方案」、「情報法学」第19巻第3号、韓国情報法学会、2016、12頁

⁵ ソウル高等法院 2015. 6. 19. 宣告 2014 ナ(4)2028495 判決。ソウル高等法院はパブリシティー権の存在を否定し、人格権の侵害を理由に第1審のソウル中央地方法院 2014. 6. 27. 宣告 2013 ガハブ(가합)503743 判決の損害賠償額と同様 2,500万ウォンの精神的損害賠償を認めた。

パブリシティー権の保護を「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の中で、個別的な立法によって規定する必要性があるという見解も出ている⁶。

パブリシティー権を認めた下級審判決

原告は著名な芸能人として顧客吸引力を持つ経済的利益あるいは価値を商業的に使用・統制して排他的に支配できる「パブリシティー権」を持つとみられ、原告の同意や許諾なしに掲載されたこの事件の掲示物及び掲示文は原告の大衆に対する好意関係ないし吸引力を利用して、この事件の美容整形外科を広報ないし広告したと評価されるため、この事件の掲示物及び掲示文の掲載行為により原告の「パブリシティー権」が侵害されたといえる。

(ソウル中央地方法院2014. 6. 27. 宣告2013ガハブ(가합)503743判決)

パブリシティー権を否定した下級審判決

著名人である原告は、被告が自分の氏名と写真を許諾なしに使用してパブリシティー権を侵害したという理由で、損害賠償請求訴訟を提起した。ソウル中央地方法院は自分の姓名及び肖像などを商業的に利用し統制できる権利は姓名権及び肖像権に当然含まれており、別途パブリシティー権という概念を認める必要はないと強調しつつ、肖像権及び姓名権が侵害されたという理由だけで、原告が他人との肖像及び氏名使用契約を締結できない、又は既に締結済みの契約が解除されるなどの財産上の損害を被ったとは認められないと判示した。

(ソウル中央地方法院 2015. 2. 5. 宣告 2013 カダン(가단)333299 判決)

2. トレードドレス

トレードドレスは商品やサービスの総体的なイメージ、又は総合的な外形のことで、商品又はサービスの出所として消費者に他の出所と区別され認識される全てのものを包括する概念である⁷。したがって識別力があり出所が確認できる製品のイメージや、サービスの方式、メニューなど、製品販売の全ての

⁶ ナ・ジョンガブ、「不正競争防止法の本質論とタダ乗り行為の限界 - ある傘の下の風花、ノドバラムコッ、ナドバラムコッ -」、「特許庁・韓国知識財産学会共同セミナー」「4次産業革命における不正競争防止法の改正方向」、2017. 3. 29、43 頁

⁷ トレードドレスは商品の外観を保護するために商標法の観点からアプローチして未登録形態として保護するためのものであり、米国で判例法の形態で発展してきた。トレードドレスの概念については「商品の全体的なイメージとして大きさ、形、色彩、色彩の結合、構成、図解さらに特定の販売技術などのような特性を含む。」、又は「他の商品やサービスと区別することが可能なある商品やサービスの全体的な視覚的イメージ」とするなど、物品の大きさ、形状、色彩、又は、色彩の組合、素材、質感、図形、設計、広告テーマなどを含む多数の異なる物理的形態などから構成されるものをいう。ケ・スンギョン、「韓国におけるトレードドレスの法的保護に関する研究」、「産業財産権」第42号、韓国知識財産学会、2013、45 頁

側面がトレードドレスとして守られることになる。韓国でトレードドレスは「商標法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」、「デザイン保護法」による保護が可能だと解釈されている⁸。

ただし、トレードドレスが「商標法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」、「デザイン保護法」の保護範囲にあるか否かの問題に対しては、議論が進行中である⁹。最近では、トレードドレスに関する事件で韓国のソウル高等法院はトレードドレス侵害行為が「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号チャ(차)目に該当すると判示したこともある¹⁰。これに対しトレードドレス侵害行為を保護するために「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」内で、それについて別途の規定を定められるという見方がある¹¹。

アンパン売場事件：ソウル高等法院 2016. 5. 12. 宣告 2015 ナ(나)2044777 判決

- Trade Dress には商品やサービスの標章、色彩の組合及び表案を含む「商品やサービスの全体的なイメージ」が含まれ、営業所の形態と外観、内装、装飾、表示板、従業員の作業服などの「営業の総合的なイメージ」も含まれる。
- それぞれの個別要素としては、デザイン保護法、商標法など知的財産権関連法律の個別規定によっては保護されないとしても、その個別要素がその全体で、又は結合して①本質的に識別力があったり使用による識別力など2次的意味を得ており、②非機能的で、③トレードドレスにより侵害者の商品出所に関して消費者に混同の可能性を引き起こすという要件を全て満たすことで、商品やサービスの全体的なイメージとしてのトレードドレスとして評価されることができれば、これは特別な事情がない限り不正競争防止法第2条第1号チャ(차)目が規定している「該当事業者の相当な努力と投資によって構築された成果物」に該当すると考えられ、したがって競争者がこれを公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自己の営業のために無断使用する行為は不正競争防止法第2条第1号チャ(차)目が定めた「不正競争行為」に該当する。

3. 遺伝資源及び伝統的知識と伝統文化表現物

遺伝資源とは、遺伝の機能的単位を含む植物・動物・微生物、又はその他の遺伝的起源になる遺伝物質のうち実質的あるいは潜在的価値を持つ物質のことを指し¹²、伝統的知識とは生物多様性の保全及び

⁸ キム・グァンシク、「アップル社対サムスン電子事件に照らしてみたトレードドレスの法的保護 - 韓国と米国での保護要件の比較を中心に -」、「産業財産権」第39号、韓国知識財産学会、2012、337頁

⁹ ケ・スンギョン、前述の論文(注7)、71頁

¹⁰ ソウル高等法院 2016. 5. 12. 宣告 2015 ナ(나)2044777 判決

¹¹ ナ・ジョンガブ、前述の発表資料(注6)、43頁

¹² 生物多様性保全及び利用に関する法律第2条第4号にて定義されており、遺伝資源へのアプローチ・利用及び利益共有に関する法律第2条第1号では生物多様性法第2条第4号を援用している。

生物資源の持続可能な利用に適した伝統的生活様式を維持してきた個人、又は地域社会の知識、技術及び慣行などのことを指す¹³。

韓国政府は「生物多様性保全及び利用に関する法律」に基づき、遺伝資源の保護及び伝統的知識の保全や利用を促進するために個人と地域社会の伝統的知識の発掘・研究・保護、伝統的知識情報収集及び管理システムの構築、伝統的知識活用のための基盤構築に向けた施策を設けている¹⁴。特に伝統的知識は伝統医薬に基づいた組成物と同様、それ自体が「特許法」が規定する新規性、進歩性などを満たすのであれば特許権として登録が可能で、郷土芸術家の伝統的なものをテーマにした作品は創作性が認められれば「著作権法」でも保護を受けられる。

遺伝資源の保護は伝統的知識の保護と密接な関係にある¹⁵。そこで遺伝資源も伝統的知識と共に保護の必要性が高まっており、これらの保護のために「生物多様性保全及び利用に関する法律」及び「遺伝資源の接近・利用及び利益共有に関する法律」により保護体系を設けている。

他にも、韓国には遺伝資源の保護のために「野生生物保護及び管理に関する法律」、「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」、「海洋生命資源の確保・管理及び利用などに関する法律」、「生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律」といった様々な法律がある。

遺伝資源とともに伝統的知識と伝統文化表現物の保護についても議論が行われている。伝統的知識は生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用に適した伝統的な生活様式を維持してきた個人、又は地域社会の知識、技術及び慣行などを指し¹⁶、伝統文化表現物は個人又は、地域社会が継承・発展させてきた伝統文化が反映された無形及び有形表現物を意味する。

したがって伝統的知識と伝統文化表現物は、昔から引き継がれてきた優秀な有・無形の知的財産として、医療・食生活・伝統技術・文献資料から音楽・踊り・儀式などを包括する伝統文化に至るまで分野が非常に多岐にわたるといえる特徴があるため、このような知的財産を保護するためには各政府部処で様々な保護法律体系を確立する必要がある¹⁷。

¹³ 生物多様性保全及び利用に関する法律第2条第6号にて定義されており、遺伝資源の接近・利用及び利益共有に関する法律第2条第2号においても同様に定義されている。

¹⁴ 生物多様性保全及び利用に関する法律第20条

¹⁵ チョ・ジェシンとキム・ビョンナム、「伝統知識・遺伝資源に対する国際的議論動向及び著作権と特許権による保護戦略」、「法学論叢」第35巻第3号、全南大学校法学研究所、2015、373頁

¹⁶ 生物多様性保全及び利用に関する法律第2条第6号

¹⁷ 最近、伝統的知識がバイオ産業、医薬産業、漢方医学、農業、生命科学分野で新製品開発の源泉になり、また伝統的知識の技術的な価値と経済的な潜在性に対する認識が高まるなか、開発途上国の伝統的知識を先進国による不正利用から保護するための政策の必要性が提起されてきた。チョ・ジェシン、キム・ビョンナム、前述の論文(注15)、372頁

II. 新知的財産権を保護する法律

韓国で特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、著作権などの伝統的な知的財産権の保護対象は持続的に拡大してきた。最近新たに保護の必要性が提起されている新知的財産は既存の法律の改正によって知的財産権の保護領域に編入されており、一部の新知的財産に関しては特別法を制定することでこれに対する権利を制度的に保護している。

2006年の改正「特許法」は有性生殖する植物発明も「特許法」で保護されるように規定したため¹⁸、現在、植物新品種に関しては「植物新品種保護法」と「特許法」によって重複保護を受けている。半導体集積回路配置設計の場合は最終製品の一部構成要素として新規性と進歩性があれば「特許法」の保護対象になるが、そうでなくても「半導体集積回路配置設計に関する法律」に基づき、創作性がある場合は設計表に対して配置設計権が認められる¹⁹。

地理的表示は「商標法」と「農水産物品質管理法」によって保護されている。まず、地理的表示は「地理的表示団体標章」及び「地理的表示証明標章」の形で「商標法」によって保護されている²⁰。次に「農水産物品質管理法」は地理的表示の登録を受けた者に登録品目に対する地理的表示権を付与し、地理的表示権を侵害した者に対する侵害禁止請求権と損害賠償請求権を認めている²¹。さらに、未登録の地理的表示もこれに対する誤認・混同の可能性が存在する場合には「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」による保護が受けられる。

表 2-3-1 新知的財産権の保護客体と関連法律

保護対象	法律
トレードドレス	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、商標法、デザイン保護法
遺伝資源及び伝統的知識と伝統的文化表現	生物多様性保全及び利用に関する法律、特許法、著作権法 遺伝資源の接近・利用及び利益共有に関する法律、 野生生物保護及び管理に関する法律、 農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律、 海洋生命資源の確保・管理及び利用などに関する法律、 生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律
植物新品種	植物新品種保護法、特許法
半導体集積回路配置設計	半導体集積回路配置設計に関する法律、特許法
地理的表示	農水産物品質管理法、商標法、 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律

¹⁸ (旧)特許法第31条の規定を削除したことで有性繁殖の植物発明が保護されるようになった。

¹⁹ 半導体集積回路配置設計に関する法律第6条

²⁰ 商標法第2条第1項第3号の2、第4号の2

²¹ 農水産物品質管理法第34条ないし第37条

04 営業秘密及び産業技術

I. 営業秘密及び産業技術の流出と保護

1. 営業秘密及び産業技術保護の重要性

科学技術の水準は日々高度化し、最近では先端技術が一つの企業あるいは国家存立の根幹になる状況に至っている。このような理由から、韓国は企業が保有する技術を様々な角度から保護しており、とりわけ営業秘密や産業技術の保護が一つの重要な軸として機能している。

先端パラシュート技術の流出による中小企業の危機

先端パラシュートを生産、販売していた中小企業が技術流出によって工場閉鎖に追いやられる被害が発生したこともある。当該技術は従来の円形パラシュートに比べて軽く、速やかに開き、揺れも少ないことから2年前から注目されてきた技術である。ところが、当該業者の副社長のイ某氏によって当該技術が流出し、海外に工場まで設立され販売されていた。さらに、イ某氏は該当技術の流出にとどまらず関連資料をも削除したため、当該業者が稼働中の工場を閉鎖する羽目になった。これを受け、技術流出に対する処罰を強化しなければならないという声が高まっている。

「先端パラシュート技術まで流出…処罰強化すべき」、KBS NEWS 2017年5月19日

2. 国家核心技術の保護

国家核心技術とは、国内外の市場で占める技術的・経済的価値や、関連産業の成長潜在力が高いため、海外に流出した場合に国の安全保障及び経済発展に重大な悪影響を与える恐れのある技術のことで、委員会の審議を経て産業技術として指定されたものを指す²²。産業通商資源部長官は、国家核心技術として指定されるべき対象技術を選定したり、関係中央行政機関のトップから所管の指定対象技術を選定・通報された場合には産業技術保護委員会の審議を経て国家核心技術に指定することができる²³。

表 2-4-1 分野別国家核心技術の名称(2016年11月18日改正告知)

区分	電気電子	自動車	鉄鋼	造船	原子力	情報通信	宇宙	生命工学	機械・ロボット
61	11	8	6	7	5	8	4	3	9

* 出所：国家情報院ホームページ(www.nis.go.kr)

²² 産業技術の流出防止及び保護に関する法律第2条第2号

²³ 産業技術の流出防止及び保護に関する法律第9条

3. 産業技術の海外流出

韓国政府は 21 世紀の国家競争力は先端科学技術の保護にかかっているという認識から、2003 年 10 月に産業機密保護センターを設立して韓国企業や研究所などが保有している先端技術と経営上の情報が海外に流出しないように遮断するため、産業スパイ探索活動とともに産業セキュリティー教育やセキュリティーコンサルティングなどの予防活動を行っている。産業機密保護センターが業務を始めた 2003 年以降、産業技術の海外流出を企む産業スパイの摘発は徐々に増える傾向にあり、合計 438 件の摘発件数を記録している。

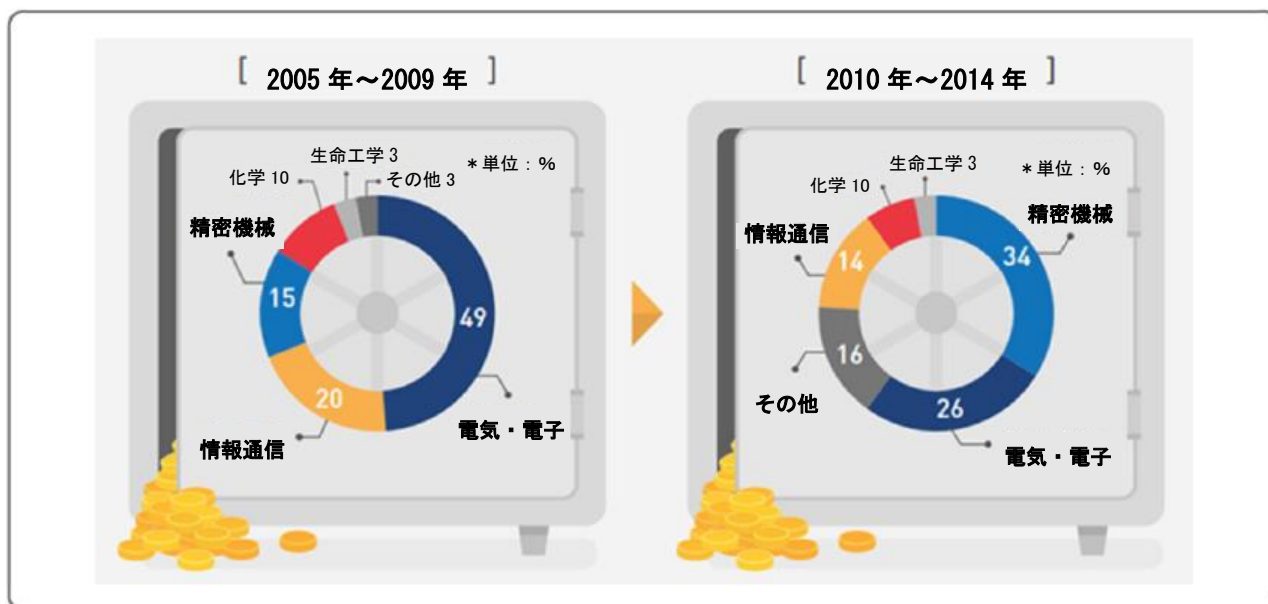
造船技術流出問題

世界最高の技術力を誇る韓国の石油掘削船の核心情報を漏らしたインド人のエンジニアが警察に検挙された。石油掘削船は一台当たり 6 千億ウォンを越える高付加価値設備で、韓国が世界トップを誇る技術分野である。ところが、インド人のエンジニアが石油掘削船の掘削船パイプ圧力を調節する電機電子装置の制御技術を E メールあるいは USB を通して流出させたことが明らかになった。幸いなことに海外や韓国内の競合他社に漏れることはなかったが、検察はこのエンジニアを産業技術流出防止法違反の疑いで拘束し捜査を続けている。

「造船技術流出問題…石油掘削船技術を流出させようとして摘発」KBS NEWS 2015 年 10 月 30 日

技術分野別の産業技術の海外流出状況を見ると、2005 年から 2009 年までは電気・電子及び情報通信分野の技術流出が多くを占めていたが、2010 年から 2014 年の間は、精密機械分野の技術流出の割合が最も高いことが分かる。産業スパイによる技術流出については、企業の元社員・現社員による流出が約 8 割(元社員 52.8%、現社員 27.1%)を占めており、流出した当該技術の価値をよく分かっていて当該技術へのアクセスが容易な者による技術流出の危険性が高いことが分析される²⁴。

²⁴ 国家情報院ホームページ(www.nis.go.kr)



* 出所：国家情報院ホームページ(www.nis.go.kr)

営業秘密侵害と刑法上業務上背任罪-大法院 2016. 7. 7. 宣告 2015 ド(도) 17628 判決

会社職員が競合他社に流出させたり、自分の利益のために利用する目的で会社資料を無断で搬出した場合、その資料が営業秘密に該当しなくても、その資料が不特定多数の人に公開されていないため保有者を介さずには通常入手することができず、その資料の保有者がその資料の取得や開発に相当な時間や努力及び費用をかけており、その資料の使用により競合他社に対し競争上の利益を得ることができるほどの営業上主要な資産に該当するならば、これは業務上の任務に違背する行為として業務上背任罪が成立する。一方、会社職員が営業秘密や営業上重要な資産である資料を適法に搬出してその搬出行為が業務上背任罪に該当しない場合でも、退社時にその営業秘密などを会社に返還したり廃棄する義務があるにもかかわらず、競合他社に流出させたり自らの利益のために利用する目的でこれを返還又は廃棄しなかったとすれば、このような行為は業務上背任罪に該当する。

II. 営業秘密訴訟のグローバル化

国内外で韓国企業と海外企業の間での営業秘密訴訟が頻繁に発生している。特に 2014 年にはグローバルセキュリティー会社のシマンテック (Symantec) と韓国中小企業の O2CNI 間の訴訟²⁵、東芝が SK ハイニックスを相手取って提起した訴訟²⁶、ドイツの化学会社マックアドバンスドテクノロジー (Merck Advanced Technologies Ltd) が液晶混合物製造に関する営業秘密を侵害したという理由で韓国のトンジ

²⁵ 「韓国の中小企業との提携で事業繁盛した結果... 人材と技術を横取りしたグローバル企業」、ハンギョレ (2014. 11. 27)

²⁶ 「韓国を狙った日本の技術流出処罰法...」、毎日経済 (2014. 11. 25)

ンセミケム(DONGJIN SEMICHEM)を相手取って提起した訴訟²⁷等があった。営業秘密の重要性が日々増しているだけに、今後韓国企業と海外企業間の営業秘密紛争は持続的に増えることと思われる。

営業秘密の海外流出事例

韓国の発光ダイオード(LED)専門会社のソウル半導体は、パッケージの必要ないLEDである Wicop を利用した自動車のヘッドランプモジュールを開発していた役員が会社の転職禁止関連規定を破って部下社員とともに台湾の競合会社に転職したことから、競合会社を相手に転職禁止仮処分訴訟を提起した。裁判所はソウル半導体の主な営業秘密と中核技術が海外に流出する可能性があると認め、2年間同業他社への転職を禁止した約定が有効だと判決を下し、該当退職役員が台湾の競合会社に勤務できないようにした。

ZD NET Korea、2017年4月13日付の記事

「ソウル半導体、Mouser 相手に高出力 LED 特許侵害訴訟を提起」

III. 海外主要国における営業秘密制度と判例

米国の営業秘密保護関連法律は判例法、州法、連邦法に分けられる。米国の裁判所は19世紀から営業秘密義務違反などの不正な手段による営業秘密の取得、取得した営業秘密の使用及び開示行為に対して損害賠償、禁止命令などを認めてきた。米国のほとんどの州は州法として、営業秘密の保護のため「統一営業秘密保護法(Uniform Trade Secrets Act ; UTSA)」を採択しており、営業秘密保護のための連邦法には「経済スパイ法(Economic Espionage Act)」がある²⁸。

普通法(common law)に基づき営業秘密の侵害者に対する責任が認められるには、不正な手段で営業秘密を取得・使用・開示することにより営業秘密の保有者に被害が発生することが必要である。これに対し「統一営業秘密保護法」は、営業秘密が不正な手段で取得されたことを了知し又は了知すべき状態にあった者が営業秘密を取得さえすれば、以後使用し又は使用を試みる必要はないと規定したことで、普通法より営業秘密の侵害範囲を拡大している。同法によれば営業秘密の保有者に対する侵害が起きる場合、民事的な救済方法である損害賠償、禁止命令などが認められる。

「経済スパイ法」では営業秘密侵害行為として、営業秘密の奪取、営業秘密の無許可での流用、窃取、所有、隠匿、又は欺罔、術策、詐欺による取得などの行為を規定しており、営業秘密侵害に対する刑事処罰規定も定めている²⁹。2016年5月11日には、営業秘密に関するもう一つの連邦法として「営業

²⁷ 「過去3年間ローファーム営業秘密侵害訴訟の受任実績をみたら…」、韓国経済(2014.4.23)

²⁸ 営業秘密保護センター、「必ず知っておきたい海外における営業秘密紛争の対応ガイド、米国編」、特許庁、2015.9、15頁

²⁹ 営業秘密保護センター、前述の書籍(注28)、16-21頁

秘密保護法(Defend Trade Secrets Act ; DTSA)」が発表された³⁰。DTSA 法の場合、連邦法として営業秘密侵害行為に対して民事上の救済措置である損害賠償と差止請求を認めていることにその特徴がある。

³⁰ DTSA 法は営業秘密に対する法的な保護を強化することによって米国の革新を助長するために制定された。DTSA 法は営業秘密侵害が発生した場合、連邦裁判所に直ちに提訴することを許容した初の法律で、営業秘密侵害にあった企業に対し損害賠償、差止請求、盗難にあった営業秘密の追加拡散防止措置を認めている。韓国知識財産研究院資料 (www. kiip. re. kr)

米国のカリフォルニア北部連邦地方裁判所、DTSA 法を初めて適用

2016年6月10日、米国のカリフォルニア北部地区連邦地方裁判所は営業秘密侵害事件で初めてDTSA法を適用した判決を宣告した。原告のHSI社は医療、歯科、獣医学用品及び装備の流通会社で、被告人のJennifer Cookは2005年4月から2016年5月13日までHSI社で勤めていた経営コンサルタントだった。被告人はHSI社に在職中だった2005年と2011年に秘密維持及び非競争契約(confidentiality and non-solicitation agreements)に署名し、退職後HSI社の競合会社のPattersonDental社に転職した。2016年6月9日、HSI社はDTSA法、州法の統一営業秘密保護法に基づき営業秘密侵害と契約違反を主張して被告人を告訴し、同時に臨時禁止命令(Temporary Restraining Order ; TRO)を申請した。地方裁判所は被告人が転職前にHSI社の機密情報をEメールで転送した後これをダウンロードしたことや、HSI社と被告人の間で秘密維持及び非競争契約が有効に締結されたという理由で、TROを認めることによる実益があると判断した。さらに、地方裁判所はTROが認められても被告人に不当な損害(undue hardship)を与えることはなく、公共の利益(public interest)の観点からもTROが認められると判断した。結局、地方裁判所はTRO申請を引用して被告人のHSI社の情報への接近及び利用の禁止とともに、HSI社の顧客との契約及び契約誘引の禁止を宣告した。

* 出所：韓国知的財産研究院資料 (www.klip.re.kr)

日本では「不正競争防止法」によって営業秘密が保護されている。「不正競争防止法」の第2条第6項は営業秘密を、秘密裏として管理される生産、販売方法、その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて公然と知られていないものと定義している。そして同法は営業秘密の侵害類型として、営業秘密の不正取得、又はその不正取得した営業秘密を使用若しくは開示する行為などを規定している。同法によれば営業秘密侵害者に対し民事的に侵害行為の差止請求権、損害賠償請求権などを行使することができ、刑事的に刑罰及び罰金(個人の場合、日本国内流出は2000万円、海外流出は3000万円、企業の場合、日本国内流出は5億円、海外流出は10億円)等の措置が可能である³¹。

日本の営業秘密訴訟-営業秘密侵害関連損害賠償請求事件(平成28年(ワ)803号)

原告らは被告らが原告の顧客情報である学習塾の生徒の氏名及び居住情報にアクセスして使用したことが推認されると主張しているが、そもそも本教室に通塾していた主体は小中学生であり、その生徒らが本教室の通塾可能範囲に居住していることは容易に想像できることであり、塾講師としての日常業務の塾生との会話の中で、塾生の通学する学校や、その居住する地域の情報は十分得られるものである。それならば、被告らが学習塾の開設場所を選定するに当たり、本教室の塾生の居住地域を参考にした場合であっても、おおまかな居住地域さえ知れば足りるため、そのことから被告が原告の顧客情報である生徒の氏名及び居住情報にアクセスして使用したと推認することができないことは明らかである。したがって、本件においては、被告らによる原告の営業秘密の使用の事実は認められないことから、被告らの不正競争行為は認められないため、営業秘密関連請求は棄却する。

* 出所:ユン・ソンヒ、「日本における営業秘密保護の最新動向及び事例研究」、漢陽大学校法学専門大学院、2017、17頁

³¹ 日本国不正競争防止法第3条、第4条、第14条、第21条、第32条以下

中国での営業秘密の保護は「反不正競争法」によって行われている。「反不正競争法」第10条は営業秘密を、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことが可能であり、実用性を備え、権利者が秘密維持措置を講じた技術情報、及び経営情報であると規定している。同法は窃盗、誘惑、脅迫その他不正な手段で権利者の営業秘密を取得する行為などを営業秘密侵害の類型として規定している。そして同法は営業秘密侵害行為に対する損害賠償請求権及び損害額に対する推定規定を定めており、また、営業秘密侵害行為に対する過料、民法通則に基づく民事上救済、刑法に基づく刑事上救済などを規定している³²。

メッセージャーのインターネットプラットフォームによる営業秘密開示 - 河北省高級人民法民事判決(2016)冀民終467号

加多寶社(加多宝集団)は飲料の有限会社である。そして河北華糖社は食品に関する報道業務を行う専門メディアとして、傘下に雑誌「糖烟酒周刊」を製作する華糖内参という雑誌社を置いている。ところで、加多寶社と王老吉社が飲料品のパッケージをめぐる訴訟を進めている事実と、加多寶社が上海制罐公司社を通じてパッケージデザインを金色に変更しようとしているという営業秘密に関して、河北華糖社の「糖烟酒周刊」はウィーチャットのインターネットプラットフォームを利用して知名度を上げるためにこれについての報道内容を配布した。中国の裁判所は、このような行為はより多くの合弁会社を誘引して営業利益を追求しようとするもので、他人の合法的権利を侵害する嚴重な権利侵害行為だと判断した。

³² クァク・チュンモク、「中国の営業秘密保護動向及び示唆点」、「2015年知識財産深層分析報告書」、韓国知識財産研究院、2015、192-93頁

CHAPTER 03

知的財産保護政策

01 知的財産保護政策の動向

02 保護政策の推進体系

03 知的財産権関連の法律制定及び改正

04 2016年の知的財産保護政策

01 知的財産保護政策の動向

I. 韓国政府の知的財産保護政策

2011年5月19日、韓国国会は知的財産の創出・保護・活用を促進し、その基盤を作る基本政策と推進体系を設けることで、韓国が保有する知的財産の価値を最大限発揮させるために「知的財産基本法」を制定した³³。「知識財産基本法」は2011年7月20日から施行され、韓国政府は2011年7月28日に知的財産立国の実現に向けた国家戦略を策定して、知的財産関連政策を審議・調整・検討するなど知的財産分野全盤に対する司令塔の役割を務める「国家知識財産委員会」を発足させた。2011年11月22日、国家知識財産委員会は韓国の知的財産立国入りに向けた礎を築くために、「知的財産基本法」第8条に基づき知的財産についての中長期国家政策である「第1次国家知的財産基本計画(2012-2016)」を策定した³⁴。

図 3-1-1 第1次国家知的財産基本計画における5大政策方向



* 出所：国家知識財産委員会、第1次国家知的財産基本計画(案)(2012-2016)

³³ 知識財産基本法第1条(目的)本法は知識財産の創出・保護及び活用を促進してその基盤を作るための政府の基本政策と推進体系を設け、韓国社会で知識財産の価値が最大限発揮されるようにすることで国家の経済・社会及び文化等の発展と国民の生活の質向上に貢献することを目的とする。

³⁴ 第1次国家知的財産基本計画(2012-2016)は二段階で構成されている。第1段階は2012年から2014年までの期間に該当し、知識財産戦略推進基盤の早期構築段階として、知識財産創出・保護・活用の各分野別に円滑な知識財産活動のための基盤づくり、知識財産政策推進体系及び法令・制度の整備を目標としている。そして第2段階は2015年から2016年までの期間に該当し、知識財産の富及び創出メカニズム構築段階として、知識財産の「創出→保護→活用→高付加価値創出→再投資」に続く知識財産の好循環体系の完成及び知識財産親和的社会・市場の形成を目指している。国家知識財産委員会、「第1次国家知的財産基本計画(案)(2012-2016)」、2011.11.22、5頁

図 3-1-2 第1次国家知的財産基本計画における20の戦略目標



* 出所：国家知識財産委員会、第1次国家知的財産基本計画(案)(2012-2016)

国家知識財産委員会は「第1次国家知的財産基本計画(2012-2016)」を実現するために、「知的財産基本法」第9条に基づき2012年から毎年、中央行政機関及び広域地方自治体の知的財産推進計画をまとめ「国家知的財産施行計画」を議決している。2016年4月6日に議決された「2016年度国家知識財産施行計画」では2015年度の知的財産関連の主な政策成果を「創出・活用分野」、「保護・執行分野」、「基盤・新知的財産分野」に分けて詳細に検討した³⁵。

<2016年度8大汎政府重点推進課題>

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①市場ニーズに合わせたIP創出 | ②需要に基づいたSW・コンテンツ確保 |
| ③IP活用体系の高度化 | ④大学・公共研・中小企業のIP活用力向上 |
| ⑤新知的財産育成・活用促進 | ⑥IP紛争及び侵害対策強化 |
| ⑦IP専門人材の育成 | ⑧IP尊重文化の拡散 |

* 出所：国家知識財産委員会、2016年度国家知的財産施行計画(案)

³⁵ 2016年度国家知識財産施行計画の策定方向には、第1次国家知的財産基本計画戦略第2段階(2015-2016)の最後の年において、高付加価値市場価値創出のための知識財産(IP)戦略を加速させようという趣旨がある。国家知識財産委員会、2016年度国家知識財産施行計画(案)

また、国家知識財産委員会は2012年から毎年、韓国知的財産産業に対する投資の効率性を高めるために、「知的財産基本法」第6条に基づき「政府知的財産財源配分方向」を策定している。2016年6月29日、国家知識財産委員会は「2017年度政府知的財産財源配分方向」を策定して、知的財産財源配分の基本方針と5大分野別の財源配分方針を確定した。

<2017年度知的財産財源配分の基本方向>	<2017年度5大分野別財源配分方向>
<ul style="list-style-type: none"> ①グローバル高付加価値知的財産の創出強化 ②知的財産権保護の実効性向上 ③知的財産エコシステムの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ①高付加価値知的財産の創出 ②知的財産保護執行の実効性向上及び品質強化 ③知的財産の共有・市場活用の促進 ④知的財産に親和的な社会基盤の構築 ⑤新知的財産の育成及び活用促進

* 出所:国家知識財産委員会、2017年度政府知的財産財源配分方向(案)

2016年には3回にわたって国家知識財産委員会が開催された³⁶。2016年4月6日に開催された第16回国家知識財産委員会は、i)中小企業技術保護総合対策(案)、ii)第2回基本計画策定指針、iii)2016年度国家知的財産施行計画(案)、iv)2016年知的財産イシュー政策化推進状況、v)財源配分方向改編方案の委員会案件を議決した。2016年6月29日に開催された第17回国家知識財産委員会と2016年12月23日に開催された第18回国家知識財産委員会で議決した委員会案件は次の通りである。

<第17回国家知識財産委員会議決委員会案件>	<第18回国家知識財産委員会議決委員会案件>
<ul style="list-style-type: none"> ①2017年政府知的財産財源配分方向(案) ②海外進出中小企業向けのIP戦略支援特別専門委員会の構成及び運営計画 ③職務発明補償制度の改善案 ④2015年国家知的財産施行計画の推進実績評価結果 	<ul style="list-style-type: none"> ①第2次国家知的財産基本計画(案)(2017～2021) ②中小企業技術保護の総合対策履行実績点検及び今後の計画(案) ③2017年知的財産の主要政策イシュー発掘(案)

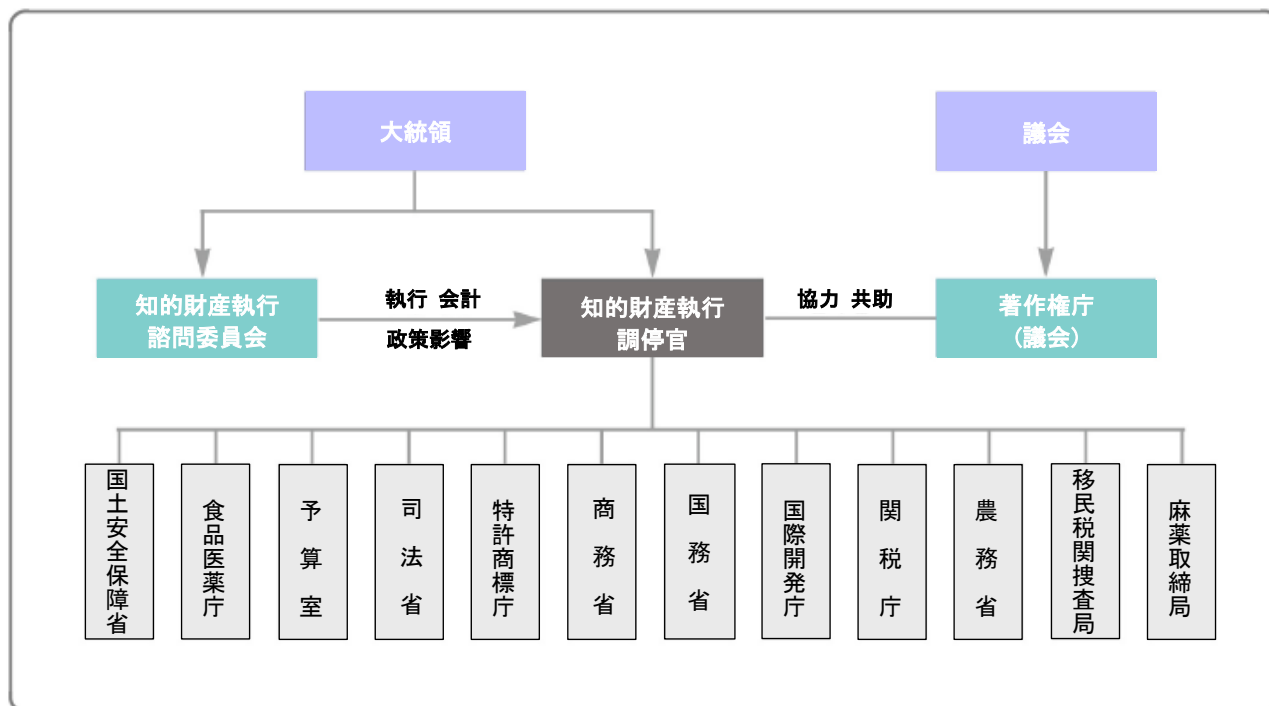
³⁶ http://www.ipkorea.go.kr/policy/item_list.do (2016.4.17.最終アクセス)

II. 海外主要国の知的財産保護政策

1. 米国

2008年9月26日、米国議会は「知的財産のための資源及び組織優先化に関する法律(Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act)」を制定した。米国政府は「PRO-IP Act」を通して知的財産権侵害者に対する処罰を強化して知的財産権の保護水準の引き上げを試み、さらに知的財産権侵害行為に対する執行力を強化するために知的財産権関連執行機関の協力を促進する方を提示した³⁷。PRO-IP Act が施行されたことによって、米国の知的財産権政策推進に関する行政体系の中核となる大統領直属の知的財産執行諮問委員会(Intellectual Property Enforcement Advisory Committee ; IPEAC)と知的財産執行調整官(Intellectual Property Enforcement Coordinator; IPEC)が新設された³⁸。

図 3-1-3 米国の知的財産権政策の推進体系



* 出所：米国ホワイトハウス資料(www.whitehouse.gov)

米国知的財産執行調整官(IPEC)は、2010年から3年ごとに各政府関係部処が協力して米国で知的財産権に対する執行力を強化できる戦略計画を立ててきた³⁹。知的財産執行調整官は2010年と2013年にひ

³⁷ 国家知識財産委員会、「知識財産強国の礎を築く」、2013, 11-12 頁

³⁸ 国家知識財産委員会、前述の本(注 36), 12 頁

³⁹ 2010年6月22日、米国知的財産執行調整官は雇用の保護、革新技術及び創作物の輸出増大、知識財産権の保護等を通して米国の革新が持続的な経済成長を導けるように、商務省、法務省、通商代表部などと協力して、知的財産権保護及び執行に関する6大主要戦略とその実現のための33の措置項目で構成される「2010 知的財産執行に関する合同戦略計画」を発表し、3年後の2013年6月20日には知的財産権保護及び執行に関する6大主要戦略とその実現のための26

きつづき、2016年12月12日には米国知的財産権保護及び執行に対し四つの主要目標を示した「2017-2019 米国知的財産執行に関する合同戦略計画(U.S. Joint Strategic Plan on Intellectual Property Enforcement)」を公表した⁴⁰。

2017-2019 米国知的財産執行に関する合同戦略計画の4大主要目標

- ① 営業秘密及び知的財産権侵害による経済的・社会的影響に対する国家的理解の向上
- ② オンラインでの模倣行為及び知的財産権侵害行為を最小限にすることで、安全なネット環境構築
- ③ 安全かつ容易な合法的取引の促進
- ④ 効果的な知的財産権執行を支援して米国の知的財産権戦略及びグローバル協力を強化

* 出所:米国 ホワイトハウス資料(www.whitehouse.gov)

の措置項目で構成される「2013年知的財産執行に関する合同戦略計画」を公表した。

http://m.kiip.re.kr/board/trend/view.do?bd_gb=trend&bd_cd=1&bd_item=0&po_item_gb=US&po_no=12784

(2017.4.17、最終アクセス)

⁴⁰ 米国知的財産執行調整官は知的財産執行及び政策的先決課題と関連して政府機関、産業界、教育機関、貿易機構、公益団体など多様な利害関係者の意見を取りまとめて同計画を策定し、その計画を大統領と議会に提出する役割を担っている。そして米国知的財産執行に関する合同戦略計画は米国連邦政府が今後3年間元気で強力な知的財産執行政策環境を支援するために遂行すべき業務に関して青写真を描いている。

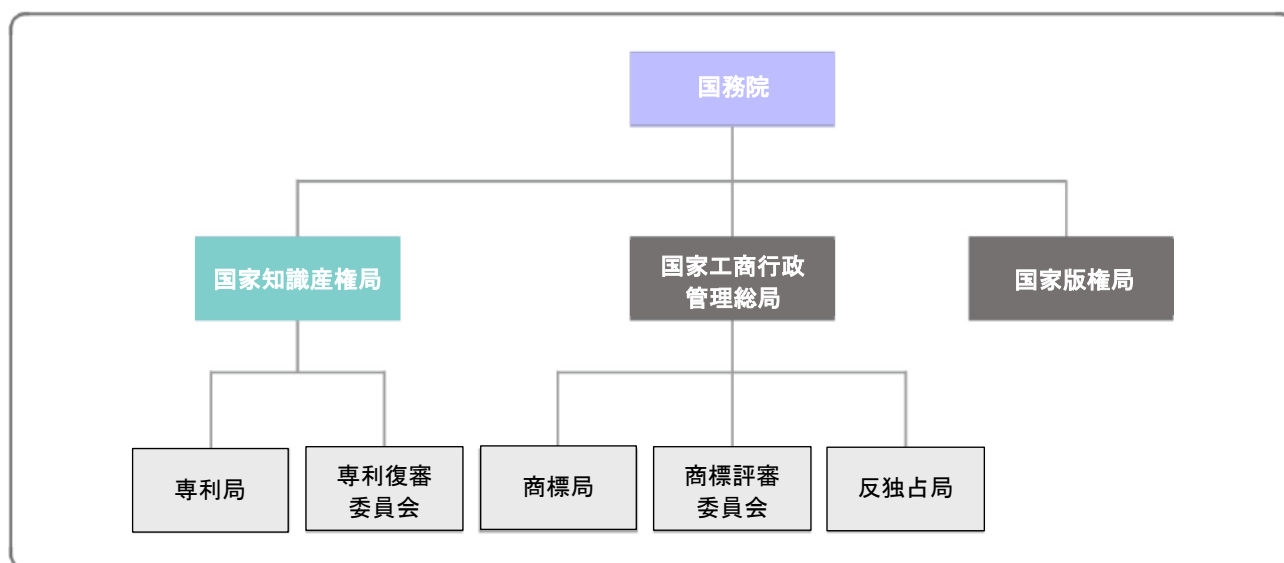
http://m.kiip.re.kr/board/trend/view.do?bd_gb=&bd_cd=ghcrbhfvw&bd_item=&po_item_gb=&po_no=16289

(2017.4.18、最終アクセス)

2. 中国

中国の知的財産権関連政策は中国国務院と国家知識産権局(SIPO)を中心に実行されている。2008年6月5日、中国国務院は国レベルの知的財産権政策に関する中核内容を盛り込んだ「国家知的財産権戦略要綱」を発表した。この要綱の中核的な内容は中国の知的財産権関連制度の整備と知的財産権保護の強化に関することである⁴¹。約6年後の2014年12月10日、中国国務院は中国の知的財産権政策を効率的に推進するための新しい方案として「国家知的財産権戦略の深化実施に向けた行動計画(2014-2020)」を発表した⁴²。

図 3-1-4 中国の知的財産権政策の推進体系



* 出所：中国国務院資料(www.gov.cn)

< 中国「国家知的財産権戦略の深化実施に向けた行動計画(2014~2020)」主な内容 >

- ① 知的財産権創出・活用促進による産業構造転換
- ② 知的財産権保護を通じた健全な市場環境構築
- ③ 知的財産権管理効率の向上
- ④ 知的財産権国際協力拡大による国際競争力向上

* 出所：中国国務院資料(www.gov.cn)

⁴¹ 国家知的財産権戦略要綱は2020年までに中国国家知的財産の創造・運用・保護・管理の水準を高く引き上げるために、知的財産権管理水準の向上及び保有量増大、知的財産権分野への投資拡大、知的財産権保護制度の改善及び知的財産権尊重文化の形成という目標を設定し、そのために①知的財産権制度の整備、②知的財産権創造と利用の推進、③知的財産権保護の強化、④知的財産権の乱用防止、⑤知的財産権文化意識の涵養という「5大重点戦略」から構成されている。国家知識財産委員会、前述の本(注36)、14頁

⁴² 2008年の国家知的財産権戦略要綱で中国は知的財産権の政策目標として自国の知的財産権における量的成長を定めていたが、その後中国は2014年の国家知的財産権戦略の深化実施行動計画(2014-2020)では自国の知的財産権の量的成長のみならず質的成長もその目標に掲げた。キム・ソンイ、「中国国家知的財産権戦略深化実施の行動計画における主要内容及び示唆点」、「深層分析報告書」、韓国知識財産研究院、2015.1.30

2016年6月24日中国国務院は「2016年国家知的財産権戦略深化実施と知的財産権強国建設加速化に向けた推進計画」をまとめ、中国の知的財産権政策の効率性アップを目指した⁴³。本計画は中国が達成すべき知的財産権関連六つの分野の重点義務に関する99項目の業務措置を盛り込んでいる。

中国「2016年国家知的財産権の戦略実施推進計画」の重点推進目標

- ① 厳格な知的財産権の保護
 - 電子商取引、ソフトウェアなどのような産業における特許権の保護執行を強化
- ② 知的財産権の創出及び活用強化
 - 高品質の知的財産権の創出及び活用強化による知的財産権の集約産業育成
- ③ 知的財産権分野の改革強化
 - 知的財産権総合管理改革のモデル業務推進、知的財産権目標の評価制度の構築
- ④ 知的財産権対外協力及び交流強化
 - 国際機構との交流強化、IP5国と知的財産権分野における協力を持続的に推進
- ⑤ 知的財産権の発展基礎構築
 - 知的財産権関連データベース構築、知的財産権教育を通じた知的財産権人材養成
- ⑥ 組織の業務実施及び保障強化
 - 知的財産権の戦略実施業務部処間連席会議制度を完備、関連政府機関はこれを受容

* 出所:中国知識産権局(SIPO)資料(www.sipo.gov.cn)

2000年11月11日、国家知識産権局は中国の特許産業発展に関連して自国特許制度の問題点を解決し、特許と関連した激しい国際競争に対応するために「全国特許事業発展戦略(2011-2020)」を発表した⁴⁴。同戦略は中国特許分野の発展に向けた長期にわたる計画として、中国が特許の創出、保護、管理部門において水準の高い国家に飛躍することを目指している。2016年5月16日中国知的財産権国は「2016年全国特許事業発展戦略推進計画」をまとめた⁴⁵。同計画は全国特許事業発展戦略を具体化したもので、特許制度の革新、特許制度運営保障体系の建設などを目標にし、知的財産権強国の建設、特許創出及び活用に向けた行政体系の構築など13の具体的任務に関する27の細部実施計画を盛り込んでいる。

⁴³ 韓国知識財産研究院、「中国国務院、2016年国家知識財産権戦略実施推進計画発表」、「ISSUE& FOCUS on IP」2016-27巻号、2016.7.1

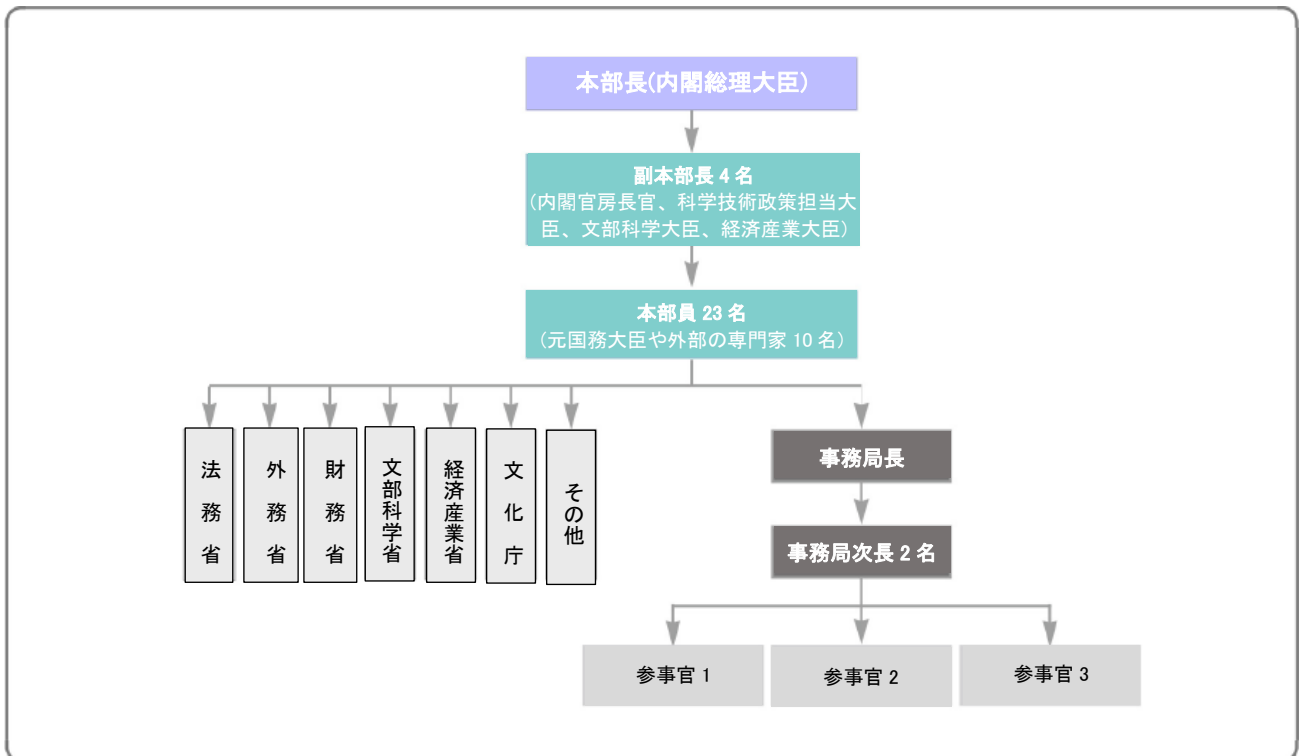
⁴⁴ 韓国知識財産研究院、「中国国家知識産権局、全国特許事業発展戦略(2011-2020)発表」、「知識財産動向ニュース」第47号、2010.11.12

⁴⁵ 韓国知識財産研究院、「中国国家知識産権局、2016年全国特許産業発展戦略推進計画発表」、「ISSUE & FOCUS on IP」2016-25巻号、2016.6.17

3. 日本

日本政府の知的財産関連政策は、安倍晋三総理が本部長を務める日本知的財産戦略本部を中心に実行されている。2013年6月7日、知的財産戦略本部は今後10年間日本政府が展開する知的財産政策の中核となる内容を盛り込んだ「知的財産政策ビジョン」をまとめた。知的財産政策ビジョンは日本の自国産業における国際競争力の強化を主な目標として掲げられており、知的財産政策ビジョンの中核内容である「知的財産政策ビジョン4大戦略」は内閣の会議にて、日本政府の知的財産政策の基本方針に設定された。

図 3-1-5 日本の知的財産権政策の推進体系



* 出所：日本知的財産戦略本部資料(www.kantei.go.jp)

<日本の「知的財産政策ビジョン」の4大戦略>

- ① 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築
- ② 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援
- ③ デジタルネットワーク社会に対応した環境整備
- ④ コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

* 出所：韓国知識財産研究院の資料

日本知的財産戦略本部は2003年に施行された「知的財産基本法」に基づき毎年「知的財産推進計画」を立て、日本政府の知的財産政策に関連した戦略における基本方針と細部施策を示している⁴⁶。2016年5月知的財産戦略本部は日本の知的財産権関連産業競争力の強化方案で「知的財産推進計画2016」を発表した。同計画は、i)知的財産連係を通じたオープンイノベーション、ii)知的財産教育及び人材育成、iii)コンテンツ及びアーカイブの展開・活用、iv)知的財産紛争処理システムの機能強化の「基本方向」とともに「4大戦略目標」とそれについての「8大細部計画」を盛り込んでいる⁴⁷。

＜日本の「知的財産推進計画2016」における4大戦略目標と8大細部計画＞

第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築 ・ オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進
知財意識及び知財活動の普及・浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知財教育及び人材育成の充実 ・ 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進
コンテンツの新規展開の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツの海外展開及び産業基盤の強化 ・ アーカイブの利活用の促進
知財システムの基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知財紛争処理システムの機能強化 ・ 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

* 出所:韓国知識財産研究院の資料

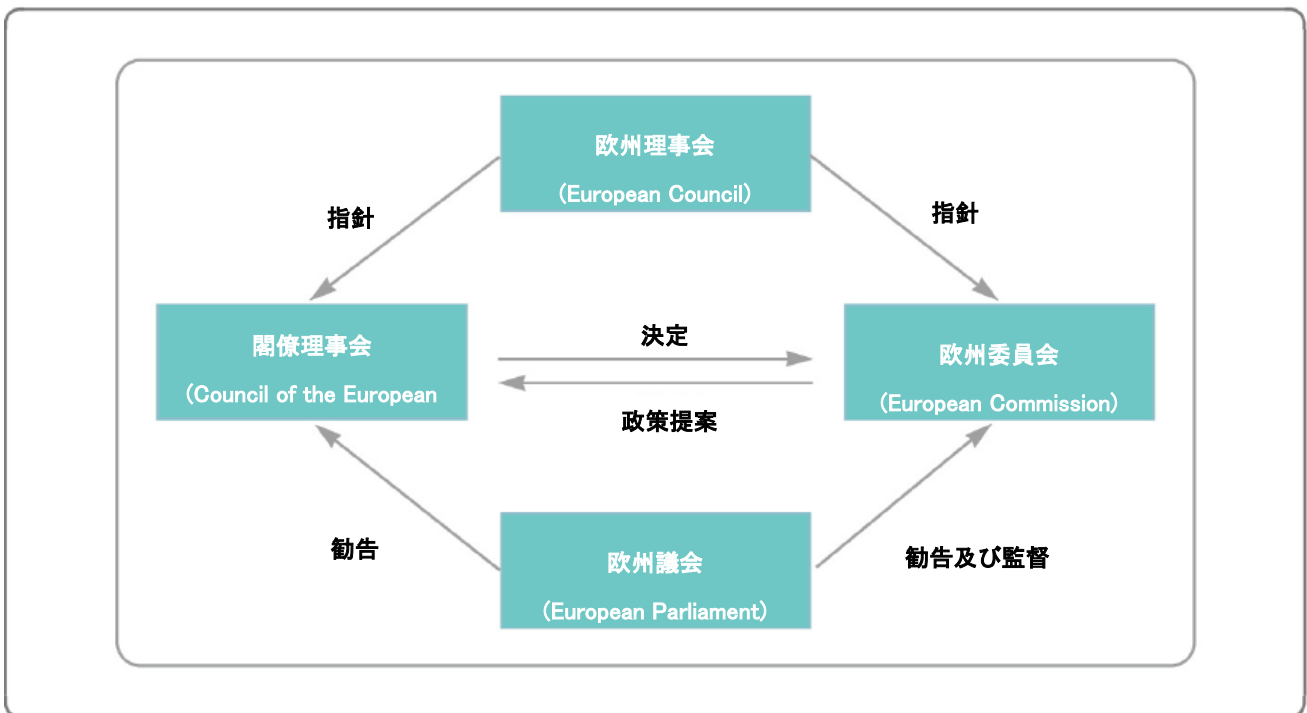
⁴⁶ 2002年2月日本は「知的財産の戦略的保護活用」を国家的な目標として表明して以来、2002年11月に知的財産基本法を制定し、2003年3月には総理室直属の知的財産戦略本部を設置した。2003年に施行された知的財産基本法は知的財産戦略本部の設置及び毎年知的財産計画の策定を規定しており、知的財産計画には各部署が実践すべき知的財産重点分野の具体的な施策が記載されている。ホン・ジョンイム、「日本の知的財産政策の推進現況」「科学技術政策」第20巻第4号、通巻第181号、科学技術政策研究院、2010、83頁

⁴⁷ 韓国知識財産研究院、「日本知的財産推進計画2016の主要内容及び示唆点」、「ISSUE & FOCUS on IP」深層分析報告書、2016.9.16.

4. EU

欧州の知財関連政策は欧州特許庁(EPO)及び欧州連合知的財産庁(EUIPO)のように直接的な知的財産政策策定及び実行機関の政策、欧州連合(EU)の政策、そしてEUの28の加盟国の個別政策に分かれている。その中でEUの知財関連政策はEUの内部機関である欧州委員会(European Commission; EC)にて主管しており、欧州委員会の知財関連政策の中核内容はEU内における知的財産の保護と関連制度の改善である⁴⁸。

図 3-1-6 EUの知的財産政策の推進体系



2015年12月15日、欧州議会、欧州理事会、欧州委員会が過去2年間議論してきた「EU商標制度改革パッケージ法案(EU Trademark Reform Legislative Package)」が欧州議会で成立した⁴⁹。EU商標制度改革パッケージ法案は商標指針と商標規定からなり、EU商標制度改革を通してEU領域内における革新と経済成長を実現することを目指している。EU商標制度改革パッケージ法案により、2016年3月23日から従来の欧州共同体商標意匠庁(Office for Harmonization in the Internal Market(Trade Marks

⁴⁸ EUは欧州執行委員会、欧州理事会、欧州閣僚理事会、欧州議会が知的財産権政策を決め、その中で欧州執行委員会は知的財産に対する一般政策を策定し、欧州理事会と欧州議会の議決によって最終政策が立てられる。欧州執行委員会は知的財産関連政策に関する提案を欧州議会、欧州経済社会理事会、地域委員会に伝え、欧州閣僚理事会は欧州執行委員会が提出した最終提案に検討意見を添えて欧州理事会に再度伝える。欧州理事会がそれを審議・確定して欧州閣僚理事会に伝えれば、欧州閣僚理事会は最終的な知的財産権関連政策を決めたり拒否権を行使したりする。
[http://nge.itfind.or.kr/upload/\[201325_Policy%20Analysis\].pdf](http://nge.itfind.or.kr/upload/[201325_Policy%20Analysis].pdf) (2017.4.19.最終アクセス)

⁴⁹ EU加盟国は2019年1月15日までに改正された商標指針の内容を国内にて立法化しなければならない。韓国知識財産研究院、「2016国家別年間知識財産政策分析」、2016.12.31、261頁

and Designs ; OHIM)は欧州連合知的財産庁(European Union Intellectual Property Office ; EUIPO)という名称に変更された。

<EU「商標改革法」の主な内容>	
商標指針(Directive):2016年1月13日発効 ①1989年商標指針の改正を通じて、EU加盟国間の商標登録手続を統一 ②商標登録のための従来の手数料体系を改善し、1クラス毎の課金システムを導入 ③EU領域を通過する模倣品を効果的に取り締まる方案を導入	商標規則(Regulation):2016年3月23日発効 ①欧州共同体商標意匠庁(OHIM)の名称を欧州連合知的財産庁(EUIPO)に変更 ②共同体商標(Community Trade Mark)の名称もEU商標(European Union TradeMark)に変更

* 出所:韓国知的財産研究院資料

2012年からEUはEU内の特許制度統合によって特許の品質と効率を高め、その結果として欧州連合を革新と経済成長の道に導くことを目標に、欧州統一特許裁判所協定(Unitary Patent Court Agreement)による欧州単一特許制度(Unitary Patent System)の導入と欧州統一特許裁判所(Unitary Patent Court)の設置方案を推進し続けてきた。欧州統一特許裁判所協定が発効されるためには、英国、ドイツ、フランスが必ず批准する必要がある、この3国を含めて最低13以上のEU加盟国が議会の批准を完了しなければならない⁵⁰。

2016年6月23日英国によるEUからの離脱宣言、いわゆる「ブレグジット(Brexit)」によって欧州単一特許制度の導入と欧州統一特許裁判所の設立が厳しくなると予想されていたが、2016年11月英国が欧州統一特許裁判所協定に対する批准意思を示した⁵¹。2017年6月にドイツでは欧州統一特許裁判所協定がドイツ憲法に違反しているという憲法訴訟が提起され、欧州統一特許裁判所協定の批准手続きが中断した⁵²。欧州統一特許裁判所の発足委員会は2017年12月から欧州統一特許裁判所を運営するという計画を発表していたが、先日欧州統一特許裁判所の発足時期を見直すことを明らかにしたため、今のところいつ欧州統一特許裁判所がスタートするかは不確実である。

⁵⁰ 韓国知識財産研究院、前述の書籍(注49)、260頁

⁵¹ 「欧州統一特許裁判所間近に...年内設立」、IPnomics(17.1.31)

⁵² 「欧州統一特許裁判所、相次ぐ悪材料...‘英ブレグジットに独憲法訴訟まで’」、IPnomics(17.6.20)

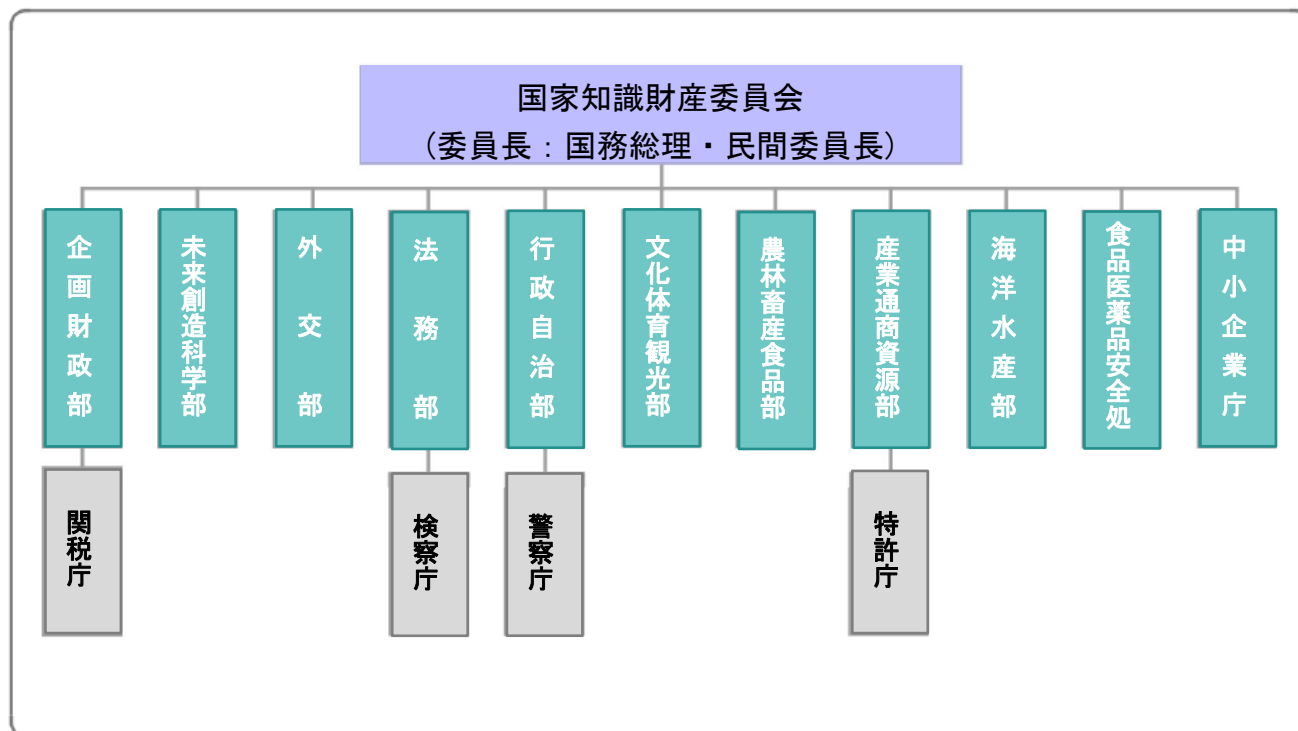
02 保護政策の推進体系

I. 知的財産権の管理機関及び保護政策の推進体系

韓国政府の知的財産権管理は国務総理と民間委員長を共同委員長とする国家知識財産委員会を中心に、知的財産権の創出・保護・活用など部門別に各政府部処にて行われている。知的財産権のうち産業財産権関連政策及び出願・登録などの業務は産業通商資源部傘下の特許庁が担当しており、著作権関連業務は文化体育観光部が担当している。また、植物新品種などの新知的財産権は農林畜産食品部、海洋水産部などで関連法に基づいて保護している。さらに、韓国政府は政府各部処別に知的財産権保護業務を専門的に遂行する公共機関を別途運営することで、知的財産権関連保護政策を効率的に推進している

⁵³。

図 3-2-1 知的財産保護政策関連政府部処



* 出所：国家知識財産委員会資料

⁵³ 特許庁は特許権、実用新案権、デザイン権、商標権などの産業財産権を保護するための専門機関であり傘下に韓国知識財産保護院(www.koipa.re.kr)を置いている。文化体育観光部は著作権関連政策支援のための専門機関であり、その傘下に著作権登録業務を担当する韓国著作権委員会(www.copyright.or.kr)と著作権保護の専門機関として韓国著作権保護院(www.kcopa.or.kr)を置いている。

II. 知的財産を保護する法律及び所管部処

韓国は知的財産権を大きく産業財産権と著作権に分けて保護している。産業財産権のうち特許権は「特許法」、実用新案権は「実用新案法」、商標権は「商標法」、デザイン権は「デザイン保護法」で保護しており、これらは特許庁が所管している。著作権は「著作権法」で保護しており、文化体育観光部が所管している。また、新知的財産権の一つである植物新品種保護権は「植物新品種保護法」によって保護されており、この法は農林水産食品部、山林庁、海洋水産部が所管している。さらに営業秘密に関する権利は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」によって保護されており、この法律は特許庁の所管となっている。

表 3-2-1 知的財産関連の保護法律及び所管部処

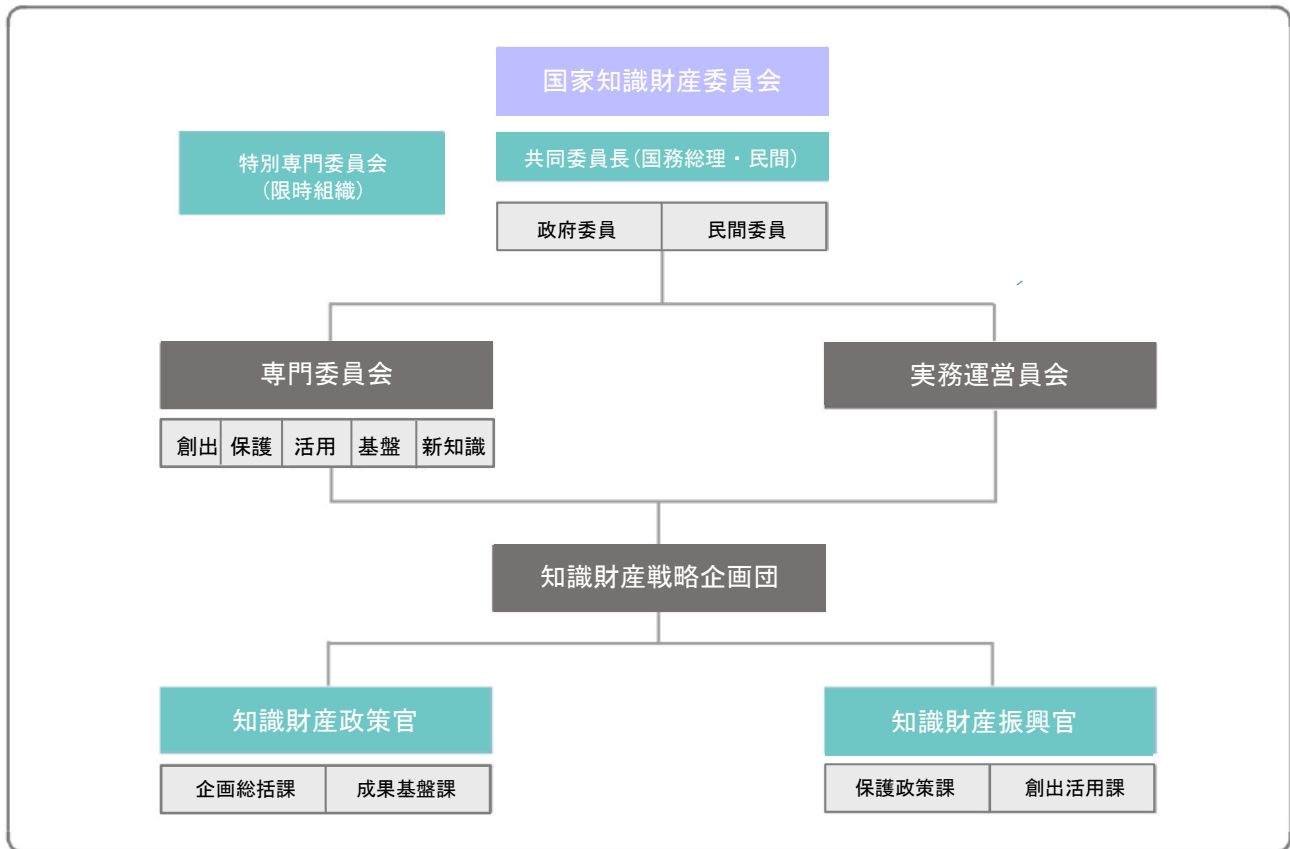
法令	所管部処
知識財産基本法	国家知識財産委員会 (未来創造科学部、 現. 科学技術情報通信部)
特許法、実用新案法、商標法、デザイン保護法、 半導体集積回路配置設計に関する法律、発明振興法、 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、弁理士法	特許庁
著作権法、文化産業振興基本法	文化体育観光部
対外貿易法、産業技術流出防止及び保護に関する法律、 不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律	産業通商資源部
種子産業法、食物新品種保護法、農水産物品質管理法	農林水産食品部 山林庁 海洋水産部
民事訴訟法、刑事訴訟法、法院組織法、弁護士法、 司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律	法務部
関税法	関税庁

Ⅲ. 各政府部処における知的財産保護活動

1. 国家知識財産委員会

国家知識財産委員会は韓国の知的財産強国実現に向けた国家戦略の策定及び関連政策の審議・調整・点検など知的財産分野の統合及び調整の役割を果たす大統領所属機関で「知的財産基本法」第6条に基づいて設立された⁵⁴。特に国家知識財産委員会は①国家知的財産基本計画及び国家知的財産施行計画の策定・変更に関する事項、②国家知的財産基本計画及び施行計画の推進状況の点検・評価に関する事項、③知的財産関連財源の配分方向及び効率的な運用に関する事項、④知的財産の創出・保護・活用促進とその土台作り施策に関する事項を審議・調整・点検する。

図 3-2-2 国家知識財産委員会の機構図



* 出所：国家知識財産委員会資料

⁵⁴ 国家知識財産委員会ホームページ(www.ipkorea.go.kr)

2. 特許庁

特許庁は①特許・実用新案・デザイン・商標などの出願に関する審査を通じて、特許権・実用新案権・デザイン権・商標権の付与可否を決める業務を担当、②特許審判院を置いて特許権などに対する無効審判、権利範囲確認審判などのような様々な審判制度を運営し、③産業財産権保護のための関連法律と関連制度を検討することで、韓国の産業発展と国家競争力の向上に向けた多様な政策を立て施行している⁵⁵。また、特許庁は特許権などの産業財産権に係る行政情報化及び国際化を進め、模倣品の生産や流通などのような商標権侵害行為及び不正競争行為の取り締まりを行っている。さらに、特許庁は知的財産権関連専門人材の養成、新知的財産権に対する権利化と立法推進、産業財産権関連国際協力のための構築活動など多様な役割を遂行している。

3. 文化体育観光部

文化体育観光部は著作権保護のための総合計画を策定し施行しており、具体的に著作権保護体系の強化、著作物利用活性化への支援、著作権関連産業の発展基盤の強化などバランスと共生の著作権保護エコシステムを作るための努力を重ねている⁵⁶。また、文化体育観光部は著作権への認識向上のための教育や広報、違法著作物の流通チャネルの遮断、韓流コンテンツに対する侵害対応及び海外著作物合法利用のための活性化支援、ユーザー保護のための健全な著作物利用環境の構築など著作権保護を強化するための多様な政策を推進している。さらに文化体育観光部は著作権保護のために著作権関連国際機構や外国政府との国際協力も拡大している。

4. 関税庁

関税庁は知的財産権保護のための国境措置に関する業務を担当している。特に関税庁は「関税法」第235条に基づき知的財産権を侵害する製品に対する通関保留を施行し、「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第6条第14号カ(ガ)目に基づき、知的財産権侵害事犯を知的財産権個別法違反として調査し処罰している。また、関税庁は知的財産権侵害製品を対象にモニタリングを強化しており、関連機関との合同取り締まりを行って知的財産権侵害製品を摘発している⁵⁷。さらに、関税庁は米国・中国・日本・EUなど海外主要国の捜査機関とリアルタイムで密輸情報を交換し、これら機関との協力捜査により知的財産権侵害製品に対する海外供給網を取り締まるなど知的財産権保護のために積極的に努力している。

⁵⁵ 特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)

⁵⁶ 文化体育観光部ホームページ(www.mcst.go.kr)

⁵⁷ 関税庁ホームページ(www.customs.go.kr)

5. 検察庁及び警察庁

大検察庁は全国 26 の検察庁に知的財産権侵害事犯の担当捜査チームを設け、担当部長と担当検事を指定し運営している⁵⁸。特に検察庁は警察庁・文化体育観光部・特許庁・関税庁といった関連機関との合同捜査システムを構築し、インターネット上で音楽・映像物を違法ダウンロード・掲示する著作権侵害事犯と有名商標を偽造してカバン、運動靴、衣類などを生産・販売する商標権侵害事犯などを取り締まっている。すなわち、検察庁は一般の司法警察だけでなく文化体育観光部・関税庁・特許庁内の特別司法警察を指揮し、これら機関と合同取り締まりを実施するなど知的財産権保護における上位執行機関として様々な業務を遂行している。

警察庁は知的財産権保護のために商標法侵害事犯及び著作権法侵害事犯に対する定期的な取り締まり活動を行っている⁵⁹。まず警察庁は商標法侵害と関連して衣類・カバン・アクセサリーなど模倣品の製造事犯や流通事犯を集中的に取り締まり、定期的なサイバーモニタリングを行い模倣品を販売するインターネット・サイトを追跡している。また、警察庁は著作権侵害と関連してインターネットを利用した映画・漫画ファイル共有行為と複製行為などを持続的に取り締まっている。

6. 産業通商資源部及び中小企業庁

産業通商資源部の傘下機関の貿易委員会は「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」に基づき特許権・商標権・デザイン権・著作権・営業秘密など知的財産権を侵害する不公正貿易行為を調査している⁶⁰。貿易委員会は知的財産権侵害者に対して侵害製品の輸出・輸入・販売・製造行為の中止、搬入排除、廃棄処分、訂正広告、是正措置を命じることができる。また、過去 3 年間の取引額の 3 割以下の課徴金を科すことで、公共貿易秩序の確立のために努力している。また、貿易委員会は不公正貿易行為の自発的な監視と摘発のために韓国知的財産保護院など 16 の業種団体を「不公正貿易行為通報センター」に指定し運営している。

中小企業庁(現・中小ベンチャー企業部)は「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」に基づき国家核心技術をはじめとする産業技術の流出防止や中小企業の技術保護支援のための推進方向を示し、これに関連した事業を推進している⁶¹。中小企業庁は産業通産資源部とともに産業技術の流出防止及び中小企業の技術保護支援戦略である「産業技術流出防止及び保護に関する総合計画(2016～2018)」と「中小企業技術保護支援計画(2016～2018)」を産業技術保護委員会の審議を経て確定した。

⁵⁸ 検察庁ホームページ(www.spo.go.kr)

⁵⁹ 警察庁ホームページ(www.police.go.kr)

⁶⁰ 貿易委員会ホームページ(www.ktc.go.kr)

⁶¹ 中小企業庁ホームページ(www.mss.go.kr)

7. 農林畜産食品部及び山林庁

農林畜産食品部は農産物と農水産加工品に対する地理的表示登録制度を運営している⁶²。特に農林畜産食品部傘下の国立農産物品質管理院は農産物と農水産加工品に対する地理的表示の出願及び登録業務を担当している⁶³。そして農林畜産食品部傘下の国立種子院は植物新品種の出願及び登録業務を行うことで、植物新品種保護制度を運営している⁶⁴。また、国立種子院は植物新品種育成者の権利を保護することで優秀品種に対する育成意欲を高め、優良種子の普及を促進して農業生産性向上と所得増大及び国家種子産業の発展を促している。

山林庁は国立山林品種管理センターにおいて山林品種保護制度を運営しており⁶⁵、国立山林品種管理センターは山林新品種の出願及び登録業務を担当している⁶⁶。山林庁は山林新品種保護のため山林新品種出願活性化のための現地訪問コンサルティング、国際基準の栽培試験の実施、国内生産及び外国輸入販売用種子の申告処理、違法品種流通の取り締まりなどを行っている。

8. 海洋水産部

海洋水産部は海洋生物資源の発掘と確保のために海外の優秀な海洋生物資源確保事業を推進しながら、グローバル海洋生物資源強国を目指し新薬及びバイオエネルギー開発など海洋生物資源の利用価値を最大化するための海洋生命工学 R&D プロジェクトを推進している⁶⁷。また、海洋水産部は「海洋生命資源の確保・管理及び利用などに関する法律」を改正し、確保された国内外の海洋生物及び生命資源を国立海洋生物資源館と海洋生命資源寄託登録機関にて管理することで、海洋生物と生命資源に対する権利を守るための取組みを強化している。

9. 外交部

外交部は海外に進出中の韓国企業が知的財産権関連紛争に効率的に対応できるように在外公館を通じて様々な業務を遂行している⁶⁸。特に外交部は①知的財産権に係る侵害対応を支援する在外公館の役割についての広報、②主な在外公館に知的財産権専任者の指定、③海外主要国の知的財産権関連政策動向など知的財産権関連侵害対応のための基礎情報の提供、④知的財産権関連紛争予防及び国際協力強化のための海外知的財産権政策構築と対外交渉機関とのネットワークづくりなどの業務を行っている。

⁶² 農林畜産食品部ホームページ(www.mafra.go.kr)

⁶³ 国立農産物品質管理院ホームページ(www.naqs.go.kr)

⁶⁴ 国立種子院ホームページ(www.seed.go.kr)

⁶⁵ 山林庁ホームページ(www.forest.go.kr)

⁶⁶ 国立山林品種管理センターホームページ(www.kfsv.go.kr)

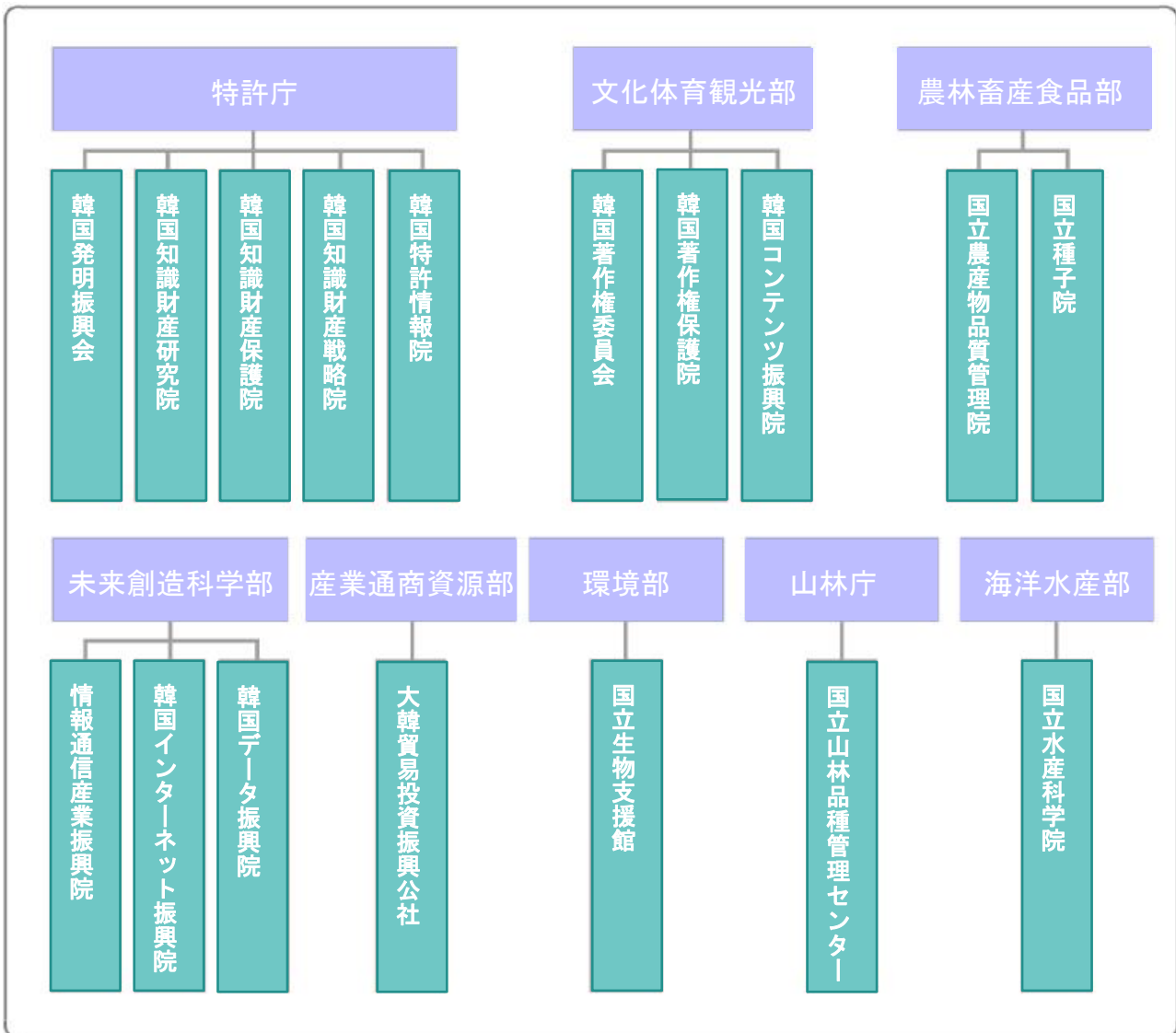
⁶⁷ 海洋水産部ホームページ(www.mof.go.kr)

⁶⁸ 外交部ホームページ(www.mofa.go.kr)

10. 食品医薬品安全処

食品医薬品安全処はインターネット等で行われる違法な医薬品の流通が増加したことを背景に、違法な医薬品の取り締まりを効果的に行うために関税庁と警察庁など関係部処と取り締まりの常時協力体系を強化することで、違法な医薬品の流通に積極的に対応している⁶⁹。最近、食品医薬品安全処は医薬品許可・特許連携制度の導入により、韓国の製薬会社がジェネリック医薬品開発に不可欠な基礎資料を容易に収集・分析できるように新薬などに関する許可情報と医薬品関連特許情報をまとめて提供する「医薬品特許インフォマティクスデータベース」を構築した。

図 3-2-3 韓国の知的財産関連政府部処所属の準政府機関・公共機関など



⁶⁹ 食品医薬品安全処ホームページ(www.mfds.go.kr)

03 知的財産権の関連法律制定及び改正

2016年には知的財産権に関連した様々な法律の改正や制定が行われた。まず、2016年に第1次改正「特許法」によって審判等の手続きの追後補完期間の拡大、正当権利者の出願期間の延長、特許出願審査請求期間の短縮、審査官の職権再審査制度の導入、職権補正制度の整備、無権利者に対する正当権利者の特許権の移転請求制度の導入、特許取消申請制度の導入などが行われた。

表 3-3-1 2016年第1次特許法改正の主な内容

公布 2016. 2. 29. 施行 2017. 3. 1	
審判等の手続きの追後補完期間の拡大 (第17条を改正)	出願人がその責めに帰することができない事由により特許拒絶決定等に対する審判及び再審の請求期間を遵守することができなかったときにおいて追後補完が可能な期間をその事由がなくなった日から2か月以内に延長(従来は14日)
正当権利者の出願期間の延長 (第35条但し書きを改正)	無権利者の特許の無効審決確定後30日又は特許登録公告後2年以内のうち早いほうの日までに正当権利者が出願すれば出願日が遡及されるという従来の規定から「特許登録公告後2年以内」を削除することで正当な権利者の保護を強化
特許出願審査請求期間の短縮 (第59条第2項を改正)	特許出願日から5年以内と規定していた特許出願審査請求期間を国際的な傾向に合わせ3年に短縮、権利の速やかな確定を図る
職権補正制度の整備 (第66条の2を改正)	従来職権補正不受容意見書の提出時、職権補正はないものとみなしてそのまま特許登録されたが、改正により不受容意見書の提出時に特許決定も取消されるものとみなす
職権再審査制度 (第66条の3を新設)	審査官が特許決定後に明白な拒絶理由を発見した場合、設定登録以前であれば職権で特許決定を取り消し、再審査することができるようにしたことで、欠陥のある特許を事前に防止
特許権の移転請求制度 (第99条の2を新設)	正当権利者が無権利者からの特許権の移転を法院に請求、判決を受け、特許権を取得できるようにすることで、正当権利者の利便性を向上
特許取消申請制度 (第132条の2~15を新設)	何人でも特許に関する先行技術情報に基づく特許取消理由を特許審判院に提供すれば、審判官が特許の取消可否を迅速に決定できるようにすることで、複雑な特許無効審判制度を補完

そして2016年に行われた第2次改正「特許法」では、特許侵害訴訟で損害賠償額算定のために裁判所が鑑定を命じた際に当事者が鑑定人に必要な事項を説明するよう求める規定や、相手の特許侵害事実及び損害賠償額に対する特許権者の証明責任を軽減するために、証拠提出命令の対象を広げて当事者の提出拒否を防ぐための強力な制裁規定を導入した。

表 3-3-2 2016 年第 2 次特許法改正の主な内容

公布 2016. 3. 29. 施行 2016. 6. 30	
迅速・正確な損害賠償額の算定のために鑑定人に説明を義務化 (第 128 条の 2 を新設)	迅速・正確な損害額の算定のために裁判所が損害賠償額算定の鑑定を命じた場合、当事者は鑑定人に必要な事項を説明するよう義務化する
特許侵害訴訟の証拠提出の強化 (第 132 条を改正)	特許侵害訴訟において相手の侵害事実等に対する特許権者の証明負担を軽減するために、①裁判所の証拠提出命令の対象範囲を従来の書類から資料に拡大、②営業秘密であっても必要な場合は提出を義務化、③相手が裁判所の提出命令に応じない場合、特許権者が当該資料に記載されていると主張した事実を真実であると認定する

また、2016 年に行われた第 3 次改正「特許法」では微生物の寄託・分譲、先行技術調査、特許分類の付与などの業務を遂行する専門機関について従来の特許庁長が必要に応じて指定する指定制から登録制に変更したことで、専門機関サービスの品質向上に取り組んだ。

表 3-3-3 2016 年第 3 次特許法改正の主な内容

公布 2016. 12. 2. 施行 2017. 6. 3	
専門機関登録制の変更 (第 58 条、 第 58 条の 2 等を改正)	微生物の寄託・分譲、先行技術調査、特許分類の付与等の業務を依頼する専門機関を従来の特許庁長による指定制から専門機関が特許庁に登録する方式に変更

2016 年の改正「実用新案法」では、2016 年第 1 次改正「特許法」の内容と同様に、審判など手続きに対する追後補完期間の拡大、正当権利者出願期間の延長、実用新案出願の審査請求期間の短縮、審査官の職権再審査制度の導入、職権補正制度の整備、無権利者に対する正当化権利者の実用新案権の移転請求制度の導入、実用新案登録取り消し申請制度の導入など様々な制度が改善された。

2016 年第 1 次改正「商標法」では、審判請求関係の手数料返還規定を新設しサービス提供に相応する手数料が課されるようにすることで、自発的な審判請求の取り下げを誘導し審判の効率性向上に取り組んだ。

表 3-3-4 2016 年第 1 次商標法改正の主な内容

公布 2016. 1. 27. 施行 2016. 4. 28	
審判請求手数料の返還 (第 38 条第 1 項第 3 号ないし 第 7 号を新設)	請求人の帰責事由なく拒絶決定等が取消された場合、審判請求が却下決定した場合、参加申請が決定で拒否された場合、審理終結通知前に自発的に審判請求または参加申請を取り下げた場合、手数料の全部もしくは一部を返還

そして 2016 年 2 月 29 日に公布された 2016 年第 2 次改正「商標法」は 26 年ぶりの全部改正によって商標の定義規定を簡潔に整備して国際的傾向に合わせたり、不使用取消審判制度を見直す一方で、法文章をハングルで書きやすい用語に変えたり複雑な文章を簡潔化し、一般人が法文章を理解しやすくなるように関連制度を整備した。

表 3-3-5 2016 年第 2 次商標法改正の主な内容

公布 2016. 2. 29. 施行 2016. 9. 1	
商標定義規定の簡潔化 (第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号)	商標を自己の商品又はサービス等と他人の商品又はサービス等を識別するために使用する標章と定義し、標章をその構成又は表現方式に係らず商品の出所を示すために用いる全ての表示と定義することで、商品の識別力と出所の表示といった核心的な意味と、代表的な表現方式を用いて簡潔に整備
異議申立理由等 補正期間の延長制度 (第 17 条第 1 項)	商標出願公告に対する異議申立理由等の補正期間及び補正却下決定に対する審判の請求期間等を当事者の請求又は職権により 30 日以内に一度延長できるようにする
審判等手続きの 追後補完期間の延長 (第 19 条)	出願人の不帰責事由により拒絶決定等に対する審判等の請求期間が守れなかった場合、追後補完が可能な期間をその事由が消滅した日から 2 か月に延長(改正前は 14 日)
悪意の先出願の範囲拡大 (第 34 条第 1 項第 21 号)	条約国の商標権者の同意がない商標登録を制限する出願人の範囲を、共同経営・雇用等の契約関係や業務上の取引関係又はその他の関係者に拡大
著名な商標等の判断時点 (第 34 条第 2 項)	地理的表示を不正な目的で出願し、又は著名な他人の商標を使用する場合において、他人の判断時期を出願時に強化
出願公告決定の取消みなし (第 59 条第 4 項)	職権補正の全部又は一部を最初からなかったものとみなす場合、既に決定した出願公告の決定も取り消されたとみなす
異議申立職権審査の主体 (第 63 条)	異議申立に関する審査で当事者が主張していない事由についても審査することができる判断主体を審査官合議体として明確化
不使用取消審判制度の強化 (第 119 条第 5 項及び第 6 項)	商標登録の不使用取消審判の請求人適格を「何人でも」に拡大し、商標不使用による取消審判の審決が確定した場合、不使用取消審判請求時に遡及して商標権が消滅する

2016 年改正「デザイン保護法」においては、デザイン権の権利回復の申請要件を緩和、国民基礎生活保障法改正に伴う登録料及び手数料の減免対象を変更し、さらに登録料や審判及び再審請求料、参加申請料など手数料の返還対象を拡大した。

表 3-3-6 2016 年デザイン保護法改正の主な内容

公布 2016. 1. 27. 施行 2016. 4. 28	
デザイン権回復要件の緩和 (第 84 条第 3 項)	実施準備中、又は実施予定にあるデザインも権利回復の申請ができるように「実施中の」を削除し、権利回復の申請料も 3 倍から 2 倍に引下げ
登録料等の減免対象変更 (第 86 条第 2 項)	「国民基礎生活保障法第 5 条による受給権者」を「国民基礎生活保障法による医療給与受給者」に変更
手数料の返還対象拡大 (第 87 条第 1 項)	デザイン権を放棄した場合、審判及び再審請求が取消及び却下等された場合、参加申請が取下げ及び拒否等された場合に拡大

2016 年の改正「著作権法」では、「韓国著作権保護院」設立のための根拠規定を設け、韓国著作権保護院をして韓国著作権委員会の是正勧告業務や著作権保護センターの違法複製物の回収及び廃棄業務を担当させることで、著作権保護業務が効率的に行われるようにした。また、改正「著作権法」は「レコード」の概念及び「販売用レコード」の範囲を明確にするとともに、利用者の著作権料支給の利便性を高めるために信託管理業者の使用料などを統合して徴収する根拠規定を新設した。

表 3-3-7 2016 年著作権法改正の主な内容

公布 2016. 3. 23. 施行 2016. 9. 23	
著作権保護体系の一元化 (第 122 条の 2 から 第 122 条の 5 まで)	韓国著作権保護院の設立根拠及び業務規程の制定等
レコード概念の明確化 (第 2 条第 5 号及び第 21 条)	「レコード」の定義に音をデジタル化したものを含める 「販売用レコード」を「商業的目的で公表されたレコード(商業用レコード)」に修正
統合徴収の根拠設置 (第 106 条第 3 項から 第 106 条第 6 項)	文化体育観光部長官は著作権の信託管理業者が使用料及び補償金を徴収する場合、大統領令で定める方法により統合徴収を要求できるように根拠規定を設置

2016 年の改正「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」は企業の自由な営業活動を保障するために、特許庁長などが関係公務員をして、事業者の営業施設などに入入りして調べさせたり調査に必要な製品を回収して検査させたりする際の要件を厳格に制限した。

表 3-3-8 2016 年不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正の主な内容

公布 2016. 1. 27. 施行 2016. 1. 27	
不正競争行為等の 調査要件強化 (第 2 条第 2 号を改正)	不正競争行為等を確認するために企業の帳簿・製品調査等ができる時を従来の「必要な場合」から「必要な場合で、他の方法ではその行為の有無を確認するのが困難な場合」に要件を強化

2016 年の改正「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」では産業技術紛争調停委員会の事務局を設置する内容、紛争調停調書の効力発生の要件を「記名捺印か署名しなければならない」に改正する内容、海外及び国内での産業技術流出などの行為に対して罰則を強化する内容などの改正が行われた。

表 3-3-9 2016 年産業技術の流出防止及び保護に関する法律の主な内容

公布 2016. 3. 29. 施行 2016. 3. 29. 2016. 6. 30.	
産業技術紛争調停委員会の 事務局設置 (第 23 条第 7 項を新設)	産業技術保護協会に産業技術紛争調停委員会の業務を支援するために事務局を設置する規定を新設
紛争調停調書の 効力要件を補完 (第 28 条)	公文書の作成時に印鑑を署名で代替する傾向を反映し、「記名捺印しなければならない」という条項を「記名捺印か署名しなければならない」に改正
罰則強化及び 処罰規定の明確化 (第 36 条)	産業技術を海外で使用したり使用させる目的で流出等の行為をした者に対する罰則を 15 年以下の懲役又は 15 億ウォン以下の罰金に処すものとし、国内で産業技術の流出及び侵害行為を違反した者に対して 7 年以下の懲役又は 7 億ウォン以下の罰金を科すことができるようにする 従来の第 34 条の規定を違反し秘密を「漏えい」した者のみを規定していたものを「漏えいしたり盗用」した者に改正して立法上の不備を補完

表 3-3-10 2016 年知的財産権関連法律の制定及び改正事項

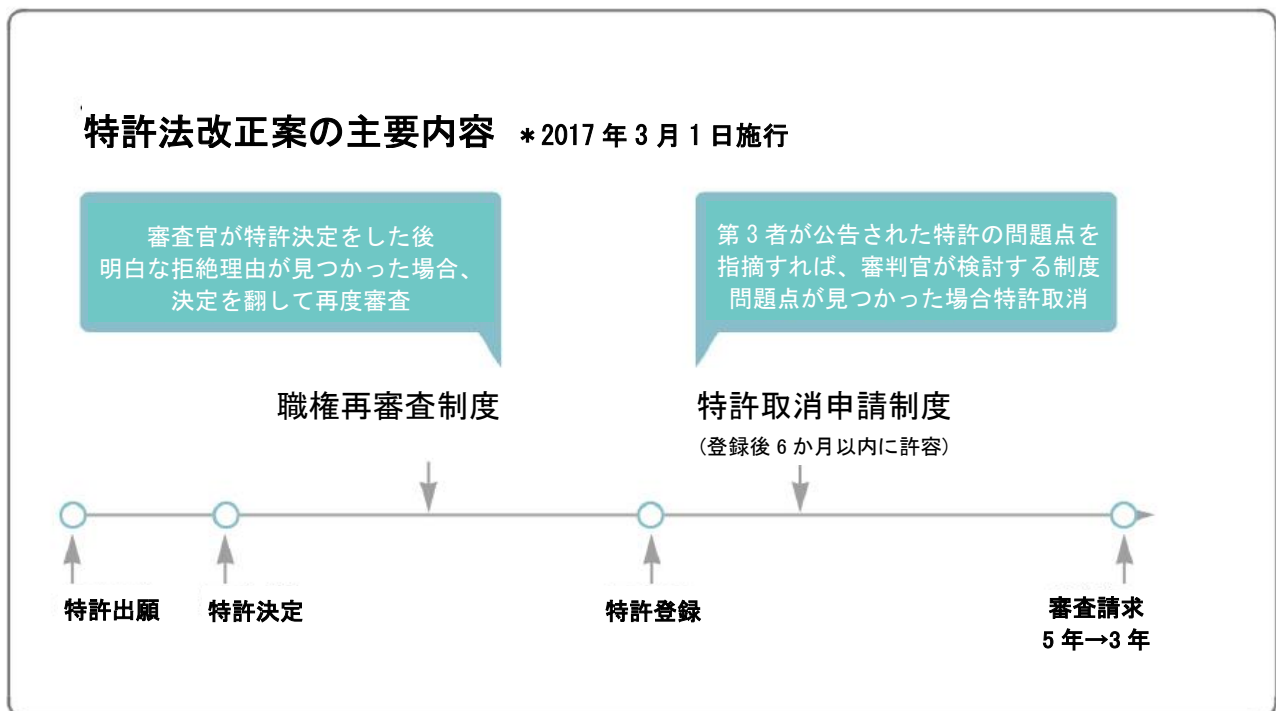
制定及び改正法律	制定・改正日/施行日
特許法(一部改正)	2016. 2. 29/2017. 3. 1
	2016. 3. 29/2016. 6. 30
	2016. 12. 2/2017. 6. 3
実用新案法(一部改正)	2016. 2. 29/2017. 3. 1
商標法(一部改正及び全部改正)	2016. 1. 27/2016. 4. 28
	2016. 2. 29/2016. 9. 1
デザイン保護法(一部改正)	2016. 1. 27/2016. 4. 28
著作権法(一部改正)	2016. 3. 22/2016. 9. 23
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(一部改正)	2016. 1. 27/2016. 1. 27
産業技術の流出防止及び保護に関する法律(一部改正)	2016. 3. 29/2016. 3. 29. 2016. 6. 30

04 2016 年知的財産保護政策

I. 産業財産権

1. 特許品質強化制度の導入

2016 年 2 月 29 日に公布された改正特許法によって「特許取消申請制度」と「審査官の職権再審査制度」が 2017 年 3 月 1 日から施行される。「特許取消申請制度」の導入によって、特許登録後 6 ヶ月中に一般人の何人も先行技術情報に伴う特許取消事由を特許審判院に提出することで、特許登録を速やかに取り消すことができる。また「審査官職権再審査制度」の導入によって、審査官が特許登録決定後から特許設定登録前までの審査過程において当該特許の重大な問題を発見した場合、その職権をもってすでに決まっている特許登録決定を取り消すことができる。



* 出所：特許庁資料

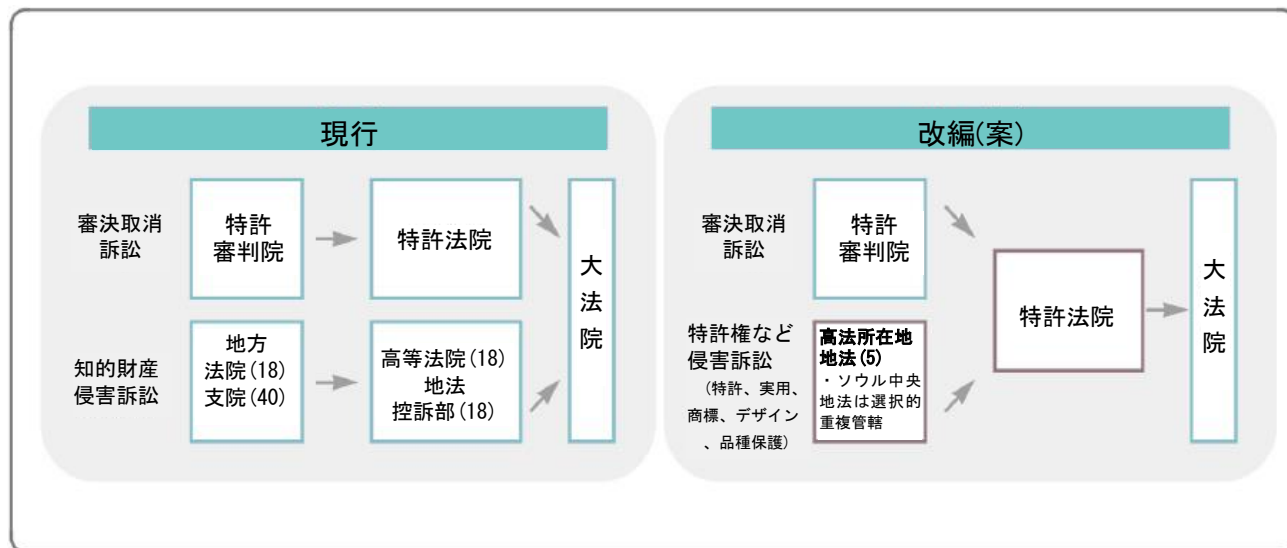
2. 制度改善を通じた権利者保護

(1) 特許侵害訴訟管轄集中制度施行

2016年1月1日から特許権など知的財産権訴訟に対する管轄集中制度が施行された。管轄集中制度の導入目的は2016年1月1日以前に特許権など知的財産権の有無効を判断する審判は特許審判院が、特許審判院の審決に対する審決取消訴訟は特許法院が担当していたが、特許権などの侵害訴訟の場合、第1審は全国の地方法院と支院、第2審は高等法院及び地方法院控訴部が担当していたため、特許権など訴訟に関する管轄が分散したことで技術に係る専門的な理解が必要な特許侵害訴訟にて専門性と効率性を担保しにくい問題点を解決することにあった。

現在の管轄集中制度の施行で従来58の地方法院が担当していた特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、品種保護権に対する侵害訴訟の第1審はソウル中央地方法院、釜山地方法院、大邱地方法院、大田地方法院、光州地方法院の五つの地方法院が担当している。特にソウル中央地方法院の場合、選択的な重複管轄に該当し、原告の選択でソウル中央地方法院に侵害訴訟を提起することができる。そしてこれら権利に対する侵害訴訟の第2審は特許法院が専属的に担当している。ただし管轄集中制度の実施対象は民事本案事件であるため、仮処分事件と刑事事件は除外される。

図 3-4-1 特許権など知的財産権訴訟の管轄集中制度



*出所：国家知識財産委員会、プレスリリース(2015. 11. 12)

(2) 証拠提出強化による損害賠償額の現実化

2016年6月30日から特許侵害訴訟で被告側の証拠提出義務を強化する内容の改正特許法が施行された。これまでの特許侵害事件で関連証拠が被告側に偏重していることから特許権者の特許侵害事実の証明が難しく、もし特許権者が特許侵害事実を証明しても裁判所が算定する損害賠償額が小額だったため

⁷⁰、結果的には中小企業の技術奪取に対する実質的な補償が行われていないという指摘を持続的に受けてきた。改正特許法の規定は特許権者の侵害及び損害賠償額に関する立証難易度を軽減することで特許権者を保護し、さらには知的財産エコシステムの好循環構造を定着させるきっかけになると評価されている。

表 3-4-1 2016年に施行された損害賠償額算定のための特許法改正内容

改正条項	改正内容
計算鑑定人に 当事者の説明義務を賦課 (第128条の2)	鑑定人に対する当事者の説明義務規定を新設し迅速・正確な損害賠償額の算定を図る
提出対象の証拠拡大 (第132条第1項)	提出対象の証拠を書類から資料に拡大し、デジタル資料もこれに含まれる
提出義務判断のために 秘密審理手続きの導入 (第132条第2項)	秘密審理手続きが可能となったことで不当な営業秘密の流出を防止
営業秘密資料に対しても 例外的に提出義務を賦課 (第132条第3項)	侵害及び損害額の立証に必ず必要な証拠であれば、当事者の営業秘密にあたる資料であっても閲覧制限を条件に提出を強制
提出命令に応じない場合の 事実認定 (第132条第4項、第5項)	侵害者が資料の提出命令に応じなければ、裁判部は特許権者が主張する事実をそのまま認定することができる

(3) 検察の知的財産権捜査の専門性強化

検察は日々増加している知的財産権侵害犯罪にもかかわらず、これに関する専門性を備えた人材が殆どなくて高度な専門知識が必要な知的財産権事件に関しては裁判所及び特許審判院の決定が出るまで時限付きで起訴中止処分としてきた。このような事情を改善するために検察は知的財産権専門家を直接採用することによって、時限付き起訴中止なしで事件を速かに終局的に処分して事件処理の迅速性と専門性を高め、国民の信頼向上に取り組むことにした。

これに対し検察は2016年5月、知的財産権分野における高度な専門性を有した弁理士3名を採用、知的財産権関連事件が相対的に多く集中するソウル中央地方検察庁に彼らを配置して関連事件に関する諮問業務を遂行させるようにした。また、特許法院・特許庁など特許関連機関が大田に集中しているこ

⁷⁰ 特許侵害訴訟事件から引用された損害賠償額の中央値は韓国が2009-2013年基準5,893万ウォン、米国が2007年-2012年基準490万ドル(約49億ウォン)だった。韓南大、韓南大、「損害賠償制度改善のための特許侵害訴訟判決分析-全国地方法院で5年間宣告された判決を中心に-」、「特許庁政策研究報告書」、特許庁、2014、14-16頁、27頁

とを考慮し、大田地方検察庁を「特許犯罪重点検察庁」に指定、弁理士の資格を持った検事と検察に派遣勤務中の特許審判官4名を配置して、知的財産権事件処理の専門性と迅速性を強化した。

図 3-4-2 大田地方検察庁を特許犯罪の重点検察庁に指定



(4) 裁判所の知的財産権訴訟の専門性強化

2017年5月23日特許法院は国際知的財産権関連の専門性や、関連した国際交流協力を強化するために「国際知識財産権法研究センター」を設立した。同研究センターは特許訴訟制度及び法理の比較法的研究、外国IP専門裁判所・国内外IP研究機関・学会等との国際交流のための業務支援、国際裁判所の具体的な裁判プロセスの研究、知的財産権法関連国内外資料収集及びデータベース化などの業務を担当している。同研究センターの設立によって特許法院が国際特許事件紛争解決の中心地になることが期待される。

そして2017年2月20日ソウル中央地方法院は知的財産権訴訟の専門性と迅速性を強化するため、民事第2首席部長のポストを新設することで知的財産権の専担部処を拡充した。民事第2首席部長判事は



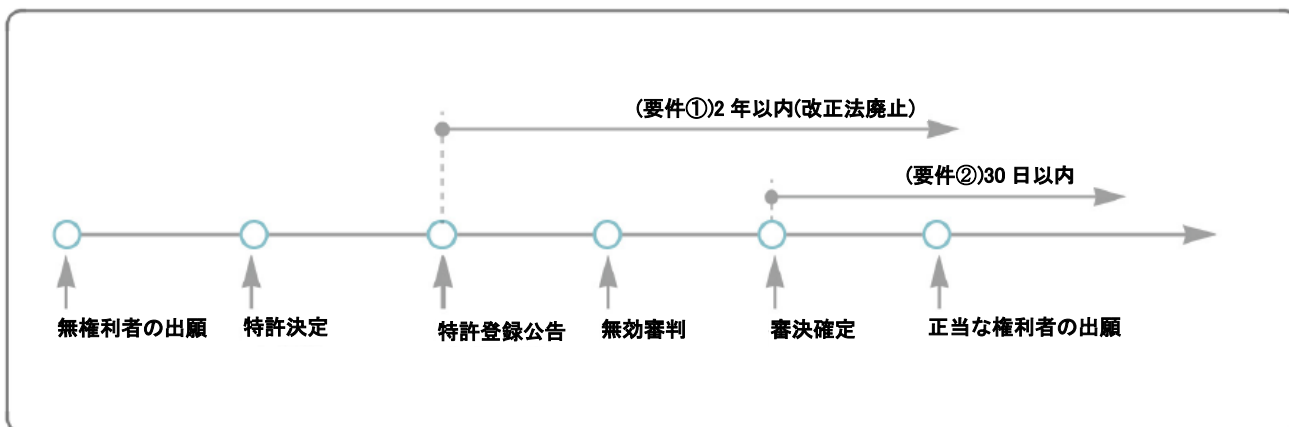
特許法院 国際知識財産権法研究センター開院

ソウル中央地方法院 知的財産権の専担部署増設

知的財産権関連事件を専担・総括する。そしてソウル中央地方法院にはサムスン電子とアップルの特許訴訟のように社会的・経済的波及力が大きかったり先例のない重要事件を担当する知的財産権専担の特別合意部 6ヶ所も新設された。今回の組織改編によってソウル中央地方法院が特許法院とともに知的財産権関連紛争解決において中枢的な役割を果たすことと期待される。

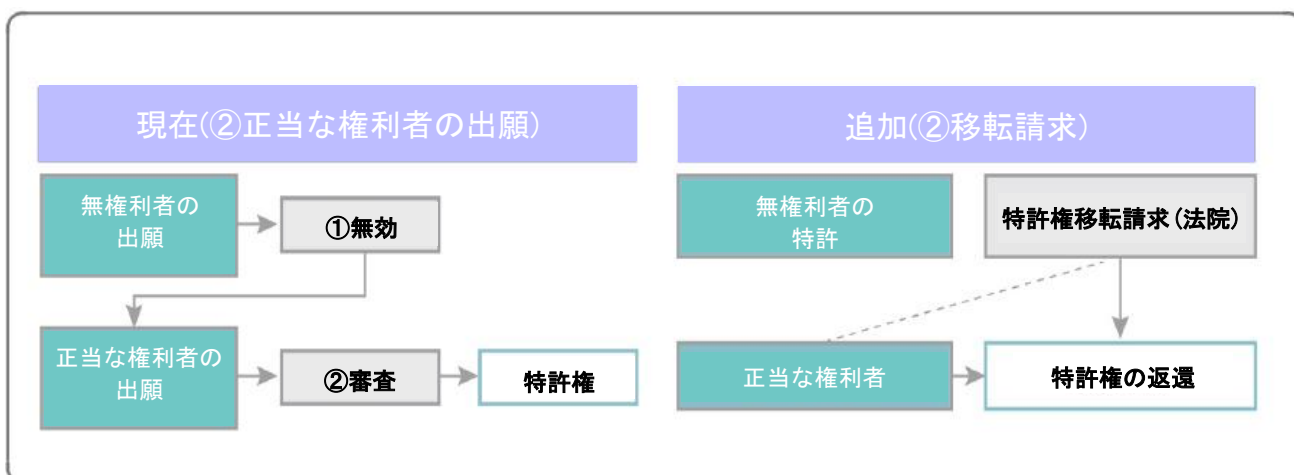
(5) 無権利者に対する正当権利者の保護強化

2016年2月29日公布された改正特許法は無権利者に対する正当な権利者の保護を強化する内容を盛り込んでいる。改正法以前の特許法は正当な権利者が自分の特許出願日を無権利者の出願日まで遡及するためには「特許の特許登録公告から2年以内」の要件(下の表で「要件①」)と「無効審判の審決確定日から30日以内」の要件(下の表で「要件②」)を同時に満たさなければならないと規定していた。しかし、改正特許法は特許法第35条の端緒規定を改正してこの二つの要件のうち前者の要件にあたる「特許登録公告日から2年以内」を削除することによって、正当権利者の出願期間が延びるようにした。本改正法の内容は2017年3月1日から施行される。



* 出所：特許庁資料

また、改正特許法は特許法第99条の2を新設し、無権利者が登録した特許権に関して正当権利者が特許権移転請求の訴えを提起できるようにすることで、裁判所の判決を通して特許権が直ちに無権利者



から正当な権利者に移るようにした。このような内容の特許法の改正で正当な権利者の保護が強化され、無権利者に対する正当権利者の権利回復における便宜の向上が期待される。

* 出所：特許庁資料

(6) 特許審査請求期間の短縮

2016年2月29日公布された改正特許法は従来5年だった特許出願審査請求期間を3年に短縮した。改正特許法の公布前、特許出願人は特許登録を受けるために出願日から5年以内に審査請求をすれば良かった。しかし特許出願審査請求の期間として5年という期間は出願された特許発明の権利確定を遅延させる上に、それに関連して第三者によって出願された特許発明に対する監視負担が重いことが指摘されてきた。特にIP5国家の特許出願審査請求期間と比較すると韓国の審査請求期間が相対的に長期間という点も特許法の改正の背景にあった。本改正法の内容は2017年3月1日から施行される。

表 3-4-2 国家別特許出願の審査請求期間

区分	韓国	米国	EPO	中国	日本
審査請求期間	5年	出願と同時*	2年	3年	3年

* 米国 別途審査請求制度なしで出願順で審査に取り掛かる

** 出所：特許庁資料

(7) 商標定義規定の簡潔化

従来の商標法上「商標」の定義は限定的に列挙する方式で規定され構成的な部分や表現方式において日々進化する商品出所表示を十分に保護できず、米国・欧州などにおける国際的な傾向が反映されていないという批判が提起されてきた。そこで、2016年9月1日から施行される改正商標法は商標の定義を構成や表現方式に限定せず、「商品の出所表示」というその本質的な機能に重点を置いて簡潔に規定した。

表 3-4-2 商標法定義規定の改正前後比較

<改正前の商標法第2条第1項>	<改正後の商標法第2条第1項>
1. 商標とは商品を生産・加工又は販売することを業とする者が自己の業務に関連した商品を他人の商品と識別できるようにするために使用する標章 ア. 記号・文字・図形、立体的形状又はこれらの組合せ(色彩結合も含む)	1. 「商標」は自己の商品と他人の商品を識別するために使用する標章のことである。 2. 「標章」は記号、文字、図形、音、匂い、立体的形状、ホログラム・動作又は色彩などであり、その構成又は表現方式に関係なく商品の

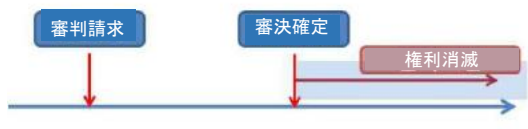
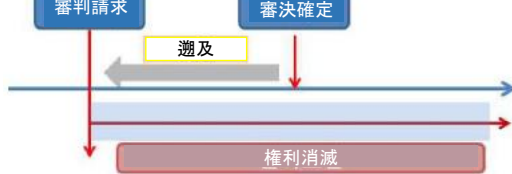
- イ. 色彩又は色彩の組合せ、ホログラム、動作又はその他視覚的に認識できるもの
- ウ. 音、匂いなど視覚的に認識できないもののうち、記号・文字などの視覚的な方法で写実的に表現したもの

出所を示すために使用する全ての表示のことである。

(8) 商標登録の不使用取消審判制度の強化

2016年9月1日から特許庁に登録されているものの商標権者によって使用されていない商標を取消しできる制度である不使用取消審判制度を強化する内容の改正商標法が施行された。改正商標法は不使用取消審判の請求人適格を既存の「利害関係人」から「何人も」に拡大した上に、不使用取消審判が引用され商標権の効力が消滅する時点も既存の不使用取消審判審決確定時から不使用取消審判請求時まで遡及して規定した。

表 3-4-3 改正前後の不使用取消審判制度の比較

改正前	改正後
(請求人適格) - 出願人又は商標権侵害者など「利害関係者」 * 利害関係者の証明必要	(請求人適格) - 何人も * 利害関係者の証明不必要
(権利消滅時点) 	(権利消滅時点) 

* 出所：特許庁資料

3. デザイン及びブランド創出競争力の強化

(1) 画像デザインの審査指針を提示

特許庁は画像デザインの特殊性が反映された画像デザイン審査指針を立て、2016年1月から施行している。画像デザインは映像機器、コンピュータ、電子機器などを中心に2014年に1,873件、2015年に1,407件が出願されるなど毎年多数の出願が行われてきたが、これまで画像デザインの特殊性が反映さ

れない一般物品に対する一般的な審査基準が適用されたため、デザイン出願の審査過程で様々な問題点が指摘されてきた。新たに発表された画像デザインの審査指針には画像デザインの成立要件、創作性認定基準、類似判断基準などの内容が盛り込まれている。

表 3-4-4 画像デザイン審査指針の主要内容

<p>画像デザインとして認定されるケース</p>	<p>物品の中に物理的な表示部が特定される場合、光の透視 (projection) を通して具現される画像デザインを認定</p>	<p style="text-align: center;">＜光の透視によって具現される例＞</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">表示部を特定できないため 画像デザインと認定されない例</th> <th style="width: 50%;">認定される例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">  <p>時計</p> </td> <td style="text-align: center;">  <p>画像デザインが表示された 車向け全面ガラス板</p> </td> </tr> </tbody> </table>	表示部を特定できないため 画像デザインと認定されない例	認定される例	 <p>時計</p>	 <p>画像デザインが表示された 車向け全面ガラス板</p>
表示部を特定できないため 画像デザインと認定されない例	認定される例					
 <p>時計</p>	 <p>画像デザインが表示された 車向け全面ガラス板</p>					
<p>創造性が認定されないケース</p>	<p>公知の製品デザインを単に画像デザインとしてそのまま適用した場合</p>	<p style="text-align: center;">＜腕時計の「文字盤」部分を画像デザインとして表現した例＞</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">  <p>公知デザイン</p> </td> <td style="text-align: center;">  <p>出願デザイン</p> </td> </tr> </tbody> </table>	 <p>公知デザイン</p>	 <p>出願デザイン</p>		
 <p>公知デザイン</p>	 <p>出願デザイン</p>					
<p>画像デザインの類似性の判断</p>	<p>公知の画像デザインを表示される物品だけ変えて適用した場合</p>	<p style="text-align: center;">＜「テレビ」に表示される画像を「タブレットPC」にそのまま表現した例＞</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">  <p>公知デザイン</p> </td> <td style="text-align: center;">  <p>出願デザイン</p> </td> </tr> </tbody> </table>	 <p>公知デザイン</p>	 <p>出願デザイン</p>		
 <p>公知デザイン</p>	 <p>出願デザイン</p>					
<p>画像デザインの類似性の判断</p>	<p>実際実施される物品も含めて類似性を判断</p>	<p style="text-align: center;">＜ディスプレイパネルに表現された内容を根拠に実施される物品と類似性を判断する例＞</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">  <p>画像デザイン表示のディスプレイパネル</p> </td> <td style="text-align: center;">  <p>車向けインパネ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	 <p>画像デザイン表示のディスプレイパネル</p>	 <p>車向けインパネ</p>		
 <p>画像デザイン表示のディスプレイパネル</p>	 <p>車向けインパネ</p>					

* 出所：特許庁、報道資料(2016. 1. 17)

(2) デザイン保護ガイドブック発刊

2016年3月10日から特許庁は、デザイナーとスタートアップ企業が彼らの創作物を効果的に保護するための手助けになるように、デザイン出願及び紛争対応戦略をまとめた「デザイン保護ガイドブック (DESIGN InterPlay)」を製作し、デザインマップ⁷¹にてオンライン提供している。「デザイン保護ガイドブック」は出願から権利行使に至るまでデザインを効果的に保護するための統合戦略が豊富な事例とともに紹介されており、専門家でなくても誰もが簡単にデザイン保護戦略を理解して現場で活用できるように構成されている。



* 出所：デザインマップ (www.designmap.or.kr)

II. 著作権

1. 著作権産業発展の基盤構築

(1) 創作者の権益保護拡大

文化体育観光部は創作者の権益強化のために音源配信使用料を改善し、民間主導の常時的な制度改善について議論を行うことで音楽産業の発展方案を立てるなど創作者の権益伸長と自律性を拡大している。

⁷¹ デザインマップは国内外のデザイン公報の検索、デザイン出願戦略・紛争情報などのコンテンツを提供するデザイン権に関するポータルサイト (www.designmap.or.kr) である。

(2) 競争自律型の産業基盤及び公正で透明な管理体系の強化

文化体育観光部は著作権信託管理団体の効率性と透明性の向上のために、13の信託管理団体を対象に業務点検を行うことで改善事項を指摘し、また公演使用料・補償金の統合徴収のために著作権法を改正することによって関連制度の改善に取り組んだ。さらに、文化体育観光部は音楽使用の内訳を正確に確認できるモニタリングシステムの構築を支援し、又、音源ログ情報(UCI)と権利管理情報(ICN)を持続的に連携することによって迅速で透明な使用料精算を支援している。

(3) デジタル時代における法制度の先進化

文化体育観光部はクラウド、ストリーミング、3Dプリンティングなど新しく導入される流通サービスに対する著作権法の適用イシューを検討し、新規デジタル技術の著作権法上における争点などを洗い出すために、デジタル環境の変化に対応するための著作権研究チームを運営している。

2. 著作物利用活性化及び競争力強化

(1) 文化芸術家及び産業界支援サービスの強化

文化体育観光部は語文・映像・演劇など分野別文化芸術家を対象にそれぞれのニーズに合わせた出張型支援を提供して、地域の中小企業の海外進出を支援するために現地企業との交流会を開催するなど中小企業向け著作権サービスを強化した。又、著作権信託管理団体の信託著作物に限定して適用されたオンライン利用許諾契約システム(CLMS)が代理仲介業者が管理する著作物の取り引きにまで拡大して適用されるようになった。

(2) 自由利用著作物の拡充及び便利な利用環境の構築

文化体育観光部は産業現場の事前需要調査に基づいた公募展を開催し、厳選された著作物を購買、又は権利化することによって産業現場に提供する「国民著作物宝探し」を推進したり、著作権保護期間が満了した著作物の著作者情報に関する中長期的収集体系を構築するなど高品質の多様な自由利用著作物を活用する政策を進めてきた。そして「著作権検索情報システム」に登録された著作者不明著作物の検索が簡単に行われるよう使用者の利用環境を改善するなど、孤児著作物の活用における国民のアクセシビリティの向上に取り組んできた。

(3) 著作権の尊重及び開放文化の拡散

文化体育観光部は改正教育過程に伴う教科書の開発時期に合わせ、学校正規教科の中に著作権に関連した内容を反映するために教科書開発の支援、教育内容の研究と開発、教科書執筆陣の研修強化などを推進した。そして、文化体育観光部は著作権専攻者を中心に若手の著作権講師を選抜し、彼らに補修教育を行うことで専門性の向上を図ったり、インターネット上の違法複製物に常時対応するために在宅モニタリング要員を拡充するなど、著作権分野における雇用拡大に貢献した。

さらに文化体育観光部は親近感のある著作権ブランド「(パンドゥ©)」を活かしたプロモーションコンテンツを製作し、地上波・ケーブル・IPTVなどの放送メディアやSNS・ポータルサイトなどと連携して広報活動を強化した。又、生活密着型ウェブドラマの製作と配布、SNS著作権記者団の運営など国民の目線に寄り添う身近な著作権の広報活動を拡大した。

3. きめ細かい著作権保護ネットワークの構築

(1) 著作権侵害対応の高度化及び多角化

文化体育観光部は映画・放送、音源・出版・キャラクター、ウェブトゥーン(webtoon)、ウェブドラマなど各コンテンツに特化した監視体系を構築することで著作権侵害の類型別に対応し、国内リンクサイト、マルチルーム IPTV の違法な配信、違法サイトアクセス専用モバイルアプリなど新しい著作権侵害の類型に積極的に対応した。それに文化体育観光部はモバイルサイトに対する違法複製物追跡管理システム(I-COP)の検索機能を開発・追加、アクセス遮断証拠採証自動化システムを構築し、さらには、著作権保護政策の執行力強化と著作権保護体系の一元化のために「韓国著作権保護院」を設立した。

(2) 海外著作権保護体系強化

文化体育観光部は韓流コンテンツの主な輸出国を中心に政府レベル、民間レベルでの交流・協力を拡大し、分野別流通チャネル間の協力ネットワーク構築と国家別進出情報、著作権管理及び侵害対策マニュアルを製作・配布して韓国のコンテンツの海外進出を支えた。韓国著作権委員会の四つの海外著作権センターを通して韓流著作物の海外違法流通に積極的に対応する一方で、コンテンツ企業と協会・団体など権利者主導の海外著作権保護協議体の設立を支援することで民間主導の海外著作権保護体系を強化した。

Ⅲ. 新知的財産権

1. 植物新品種

1961年に植物新品種保護国際同盟(International Union for the Protection of New Varieties of Plants ; UPOV)⁷²が設立され、植物品種出願による植物新品種の開発と保護が国際的に重要な課題になった。農林畜産食品部・海洋水産部・農村振興庁・山林庁は共同で韓国のグローバル種子強国への飛躍を目指し、政府レベルの協力R&Dプロジェクト「ゴールデンシードプロジェクト(Golden Seed Project ; GSP)」を推進している⁷³。

＜ゴールデンシードプロジェクトの推進戦略＞

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ①輸出戦略品目の育成による種子輸出の拡大 | ②品種保護権の強化及び輸入代替 |
| ③民間力強化のための土台づくり | ④強みのある基盤技術の活用及び技術先取り |

*出所：ゴールデンシードプロジェクトのホームページ(www.gsp.re.kr)

ゴールデンシードプロジェクトは輸出戦略種子開発及び種子産業基盤構築のために、2013年5月から2016年までの第1段階事業期間は基盤拡充と品種開発に注力し、2017年から2021年までの第2段階事業期間は輸出拡大などといった事業化に重点を置く戦略として推進されている。

＜ゴールデンシードプロジェクトの事業段階と内容＞

- | 研究第1段階(2013-2016)：基礎・基盤研究推進 | 研究第2段階(2017-2021)：産業化の推進 |
|------------------------------|--------------------------|
| ・ 情報分析、目標市場及び育種目標の設定 | ・ 品種別目標品種開発 |
| ・ 育種素材の開発、源泉基盤技術の開発及び海外基盤づくり | ・ 大量生産体系など産業化推進 |
| ・ 品種別目標品種開発 | ・ 開発した品種の輸出市場開拓及び国内普及拡大 |

*出所：ゴールデンシードプロジェクトのホームページ(www.gsp.re.kr)

ゴールデンシードプロジェクトの事業団は野菜種子産業団、園芸種子産業団、水産種子産業団、食糧種子産業団、種畜産業団の五つの産業団で構成され、様々な種子の開発・保護に取り組んでいる。2016年12月に発表された「ゴールデンシードプロジェクト事業2段階(2017-2021)総合計画」は輸出拡大に向けたグローバル市場開拓型種子開発、種子自給率向上のための品種保護戦略種子開発、民間種子産業基盤構築を目指している。

⁷² 国際植物新品種保護連盟ホームページ(www.upov.int)

⁷³ GSP ゴールデンシードプロジェクトホームページ(www.gsp.re.kr)

2. 地理的表示

地理的表示(Geographical Indication)は農水産物、又は農水産加工品の名声・品質その他特徴が本質的に特定地域の地理的特性に起因する場合、その特定地域で生産された特産品であることを表示することである。韓国は1999年「農水産物品質管理法」によって地理的表示の概念を導入して以来、2009年改正された「農水産物品質管理法」によって地理的表示権を保障している。そして、2004年に改正された「商標法」にて地理的表示を団体標章の形態で登録可能な規定を設けたり、2011年に改正された「商標法」では地理的表示を証明表示の形態で登録可能な規定も定めている。さらに、未登録の地理的表示であっても「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」によって守られている。

表 3-4-5 地理的表示所管部処と根拠法

区 分	法律名	所管部処
地理的表示	農水産物品質管理法 第2条、第3条、第32条または 第55条、第119条、 第120条、第123条	農林畜産食品部(食生活消費政策課) 国立農産物品質管理院(原産地管理課) 山林庁(私有林経営所得課) 海洋水産部(輸出加工振興課) 国立水産物品質管理院(品質管理課)
地理的表示 団体標章及び証明標章	商標法 第2条、第3条、第33条または第 36条、第54条、第90条、第108 条、第117条、第119条	特許庁 (商標審査政策課)

3. 遺伝資源及び伝統的知識と伝統文化表現物

遺伝資源とは育種に必要な素材になる生物の全てを差し、したがって利用性が期待される生物なども含まれる。従来遺伝資源は過去人類の共同遺産として認められてきたため、遺伝資源に対する無償接近と無償利用が行われていたが、後に遺伝資源の重要性が注目されるようになり1992年に採択された「生物多様性条約(Convention on Biological Diversity ; CBD)」によって国際的に遺伝資源に対する権利だという概念が確立され始めた⁷⁴。

国際的に遺伝資源に対する権利を認め、遺伝資源の利用による利益を共有することを規定するために、2010年10月30日「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書」が採択され、

⁷⁴ 生物多様性条約の3大目的は生物多様性保全、その構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源関連利益に対する公平な共有である。生物多様性条約は1993年に発効され、韓国は1994年に加盟した。山林庁ホームページ(www.forest.go.kr)

2014年10月12日発効された。2016年11月3日付けで89ヶ国において批准された⁷⁵。韓国では名古屋議定書の履行法律である「遺伝資源への接近及び利益共有に関する法律」が2017年1月17日に制定・公布され、施行を控えている⁷⁶。

本法律では名古屋議定書上の義務を実質的に履行できるように、大きく国内遺伝資源などへのアクセス・利用及び利益共有と海外遺伝資源などへのアクセス・利用及び利益共有について規定している。つまり、本法律は国内遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有のための国家連絡機関と国家責任機関の指定、国内遺伝資源などへのアクセス・申告及び例外、国内遺伝資源などの利益共有及び国内遺伝資源などへの接近及び利用の禁止について規定しており、又、海外遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有のために国家点検機関の指定、海外遺伝資源などへのアクセス・利用のための手続き遵守と手続き遵守の申告及び調査などについて規定している。

表 3-4-6 遺伝資源保護の所管部処と法律

所管部処	法律
環境部	生物多様性保全及び利用に関する法律 遺伝資源への接近及び利益共有に関する法律案 野生生物保護及び管理に関する法律
農林畜産食品部	農水産姓名資源の保存・管理及び利用に関する法律
海洋水産部	海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律
未来創造科学部	生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律

伝統的知識と伝統的文化表現の保護の必要性について世界各国の認識と要求が高まり、それらを保護するための議論が世界知的所有権機関(WIPO)の主導で始まった。2000年のWIPO総会にて知的財産権、遺伝資源、伝統的知識、伝統的文化表現に関する政府間委員会(Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore)が設置され、2001年の第1回政府間委員会の開催を皮切りに最近まで持続的に政府間委員会が開催されたことで、国際的な議論が重ねられてきた。

文化体育観光部は政府間委員会に持続的に出席しており、争点となる事項に対する各国の立場を点検し、伝統的文化表現の利用実体と事例研究等を通して、現実的な伝統的文化表現の保護対策づくりに取り組んでいる。さらに文化体育観光部は伝統的文化表現の特性が反映され、文化財保護法にも関連した政策等によって現実的な保護策を提供している。

⁷⁵ ASB 産業支援センター資料(www. abs. kr)

⁷⁶ 国家法令センターホームページ(www. law. go. kr)

そして、特許庁は2004年に伝統的知識DBを構築するための情報化戦略計画を立て、2005年から2007年まで3年間で漢方医学分野に関する伝統的知識を中心にDBを構築し、2007年12月から伝統的知識DBにおける検索サービスを提供している⁷⁷。

韓国の伝統的知識をDB化して公開するのは、国内外における韓国の伝統的知識に関連した特許権の取得を防ぐなど、伝統的知識の国際的保護のための基盤を作るためである。また、伝統的知識DBの提供して伝統的知識の関連分野の研究に活かされるように促すことで、関連学問及び産業の育成と発展を促進したり、伝統的知識DBを特許庁審査官に先行技術資料として活用してもらうことで伝統的知識に関連した出願における審査品質を向上させるためである⁷⁸。

IV. 営業秘密及び産業技術

1. 営業秘密及び産業技術保護強化

韓国政府は営業秘密及び産業技術を保護するために、関連部処の協力を通して多角的な保護を目指している。産業通商資源部は2015年12月「第2次産業技術の流出防止及び保護に関する総合計画(2016～2018)」を策定した。本計画は①国家核心技術の管理及び保護基盤の定着、②産業技術保護人材の能力向上、③中小・中堅企業の技術保護インフラ拡大、④産業技術流出の対応体系の高度化という「4大中核課題」の達成により、「産業技術保護の先進化による技術強国及び創造経済の実現」をビジョンとして示した⁷⁹。

2016年4月6日「第16回国家知識財産委員会」は厳正な法執行により違法な技術奪取行為を根絶して公正な技術取り引き秩序を確立するために、①悪意のある営業秘密侵害行為による損害に対する最大3倍の懲罰的な損害賠償制度の導入、②営業秘密関連訴訟での証拠提出義務の賦課、③技術流出事件に対する刑事事件管轄を高等法院所在地の地方法院に集中、④技術奪取事件に対する調整制度を円滑にするための方案として統合事務局の運営、⑤迅速な証拠確保と捜査のための警察庁産業技術流出捜査チーム ホットラインの新設、⑥17の地方警察庁に「産業技術流出専担捜査チーム」を設け、専門捜査人材の増強配置などについて議論した⁸⁰。

⁷⁷ 韓国伝統知識ポータル(www.koreantk.com)では、伝統知識関連論文、薬剤、処方、病症、郷土料理、生活技術、農業技術、無形文化財、伝統食品、伝統模様に関する36万件余りの資料が提供されている。

⁷⁸ チョ・ジェシンとキム・ビョンナム、前述の論文(注15)、386頁

⁷⁹ 産業通商資源部、「第2次産業技術の流出防止及び保護に関する総合計画(2016-2018)」、2015.12、4-10頁

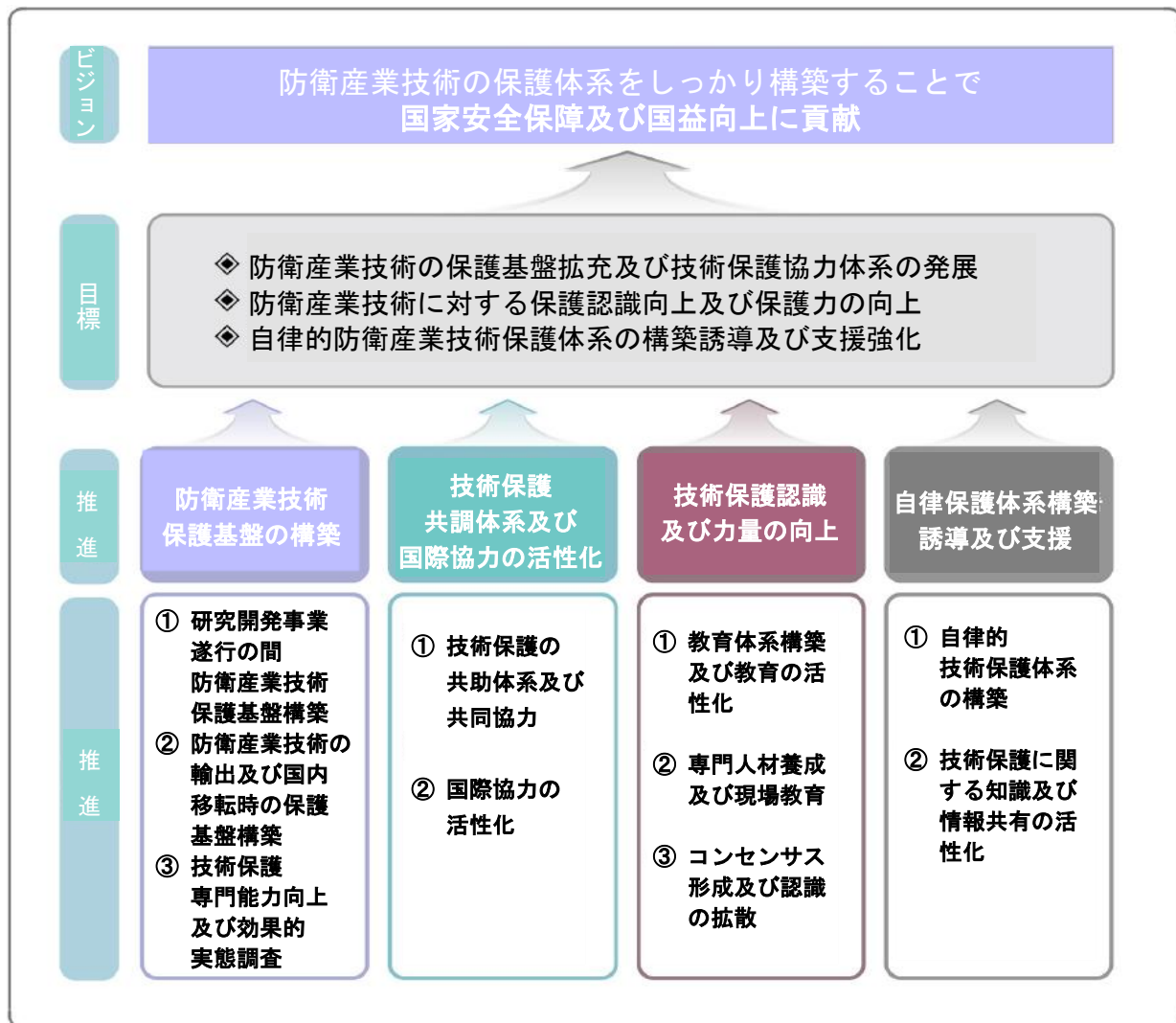
⁸⁰ 国家知識財産委員会、「多重安全装置で中小企業技術保護強化する」、2016.4.6、2-7

2. 防衛産業における技術流出防止体系の構築

2015年12月9日国会は防衛産業技術の流出を防ぐために「防衛産業技術の保護に関する法律案」を議決した。本法律案は①防衛産業技術の意味、②防衛産業技術保護のための総合計画の策定、③防衛産業技術保護委員会による防衛産業技術の指定・変更・解除、④防衛産業技術の不正な取得・使用・開示に対する禁止命令及び刑事処罰、⑤防衛産業技術保護体系の構築及び運営、⑥防衛産業技術保護のための教育・人材育成・国際的な協力体系の構築などに関して広範囲に規定している。

2016年11月防衛事業庁は2015年12月29日に制定された「防衛産業技術保護法」の第4条及び同法施行令第3条に基づき防衛産業技術の保護に関する総合計画を初めて策定した。本総合計画は防衛産業技術保護推進体系と基盤を構築する第1段階(2017-2019年)と防衛産業技術の保護インフラの拡充と基盤の高度化のための第2段階(2020-2021年)からなる。

図 3-4-3 防衛産業技術の保護に関する総合計画の目標及び推進方向



* 出所：防衛事業庁資料

CHAPTER 04

知的財産保護の成果

- 01 知的財産権保護活動及び紛争解決支援
- 02 海外知的財産権保護及び紛争解決支援
- 03 知的財産尊重文化拡散の取り組み
- 04 知的財産保護技術の高度化
- 05 政府部処間の協業及び国際協力の拡大

01 知的財産権保護活動及び紛争解決支援

I. 知的財産権保護活動

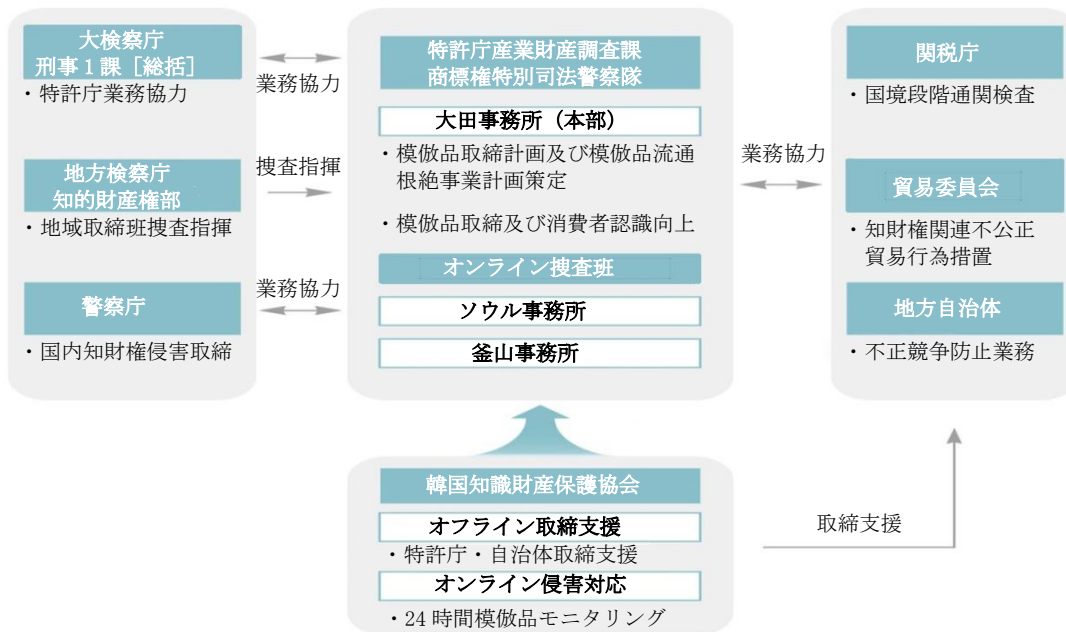
1. 産業財産権保護活動

(1) 特許庁による模倣品取締活動及び虚偽表示申告センター運営

特許庁は、模倣品関連の犯罪に効率的に対応するために2010年9月に「商標権特別司法警察隊」をスタートさせ、3つの地域事務所(ソウル、大田、釜山)に取締人材を配置して模倣品の販売・流通事犯に対する取締を始めた。2013年9月には従来の産業財産保護課内に所属していた商標権特別司法警察隊を拡大し、模倣品取締を専任する部署である産業財産調査課を新設した。

商標権特別司法警察隊の発足を契機に、司法機関の取締網を巧妙に潜り抜けて模倣品を流通する模倣品販売事犯の常習犯を追跡して刑事処罰できる条件を作った。なお、特許庁は最近、急増しているオンライン模倣品不法流通に対する捜査強化のために、デジタルフォレンジック (Digital Forensic) など専門装備を備えてオンライン捜査に積極的に対応している。

図 4-1-1 特許庁の模倣品取締体系



* 出所：特許庁資料

表 4-1-1 商標権特別司法警察隊の模倣品取締実績

(単位：人、点、億ウォン)

区 分		2011	2012	2013	2014	2015	2016
刑事	人数	139	302	376	430	378	351
立件	押収	28,589	131,599	822,370	1,114,192	1,197,662	580,494
正規品価額		85.5	246.7	567.2	880.8	976.5	744.9

*出所：特許庁資料

2016年、特許庁による模倣品取締活動で押収した商品を分析した結果、衣類・カバン・腕時計など、持続的に摘発されている商品以外にも洗剤、列車エンジン部品、自動車ホイールなど国民の生活や安全に直結した商品が流通していることが分かり、これを正規品価額に換算すれば約750億ウォンに達する。

特許庁の商標権特別司法警察隊による模倣品取締事例

2016年12月、商標権特別司法警察隊は韓国の有名な洗剤を偽造した粉末洗剤、液体洗剤、繊維柔軟剤などを製造し、全羅北道近くにある児童予後施設、老人ホーム、保育園、銭湯などに販売した組織を摘発した。今回、摘発された偽物洗剤は約172万点で、正規品の市場価格では201億ウォンに達する。商標権特別司法警察隊は偽物洗剤のパッケージやラベルなども約11万2,000点押収した。



<製造工場の内部と外部>

<保管倉庫及び流通現場>

特許庁は、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権虚偽表示から消費者の被害を予防するために2015年12月から「知識財産権虚偽表示申告センター」を運営している。同申告センターとは、産業財産権虚偽表示行為に関する相談や申告を受け付ける専任の窓口であり、国民なら誰でも利用可能である。センターでは虚偽表示行為をした者に対し、是正を要請することで、虚偽表示行為を是正するように案内している。2015年から同申告センターで受付けた申告商品の多くは、オンラインで流通しているもので、産業財産権虚偽表示による問題点と正しい知的財産権表示方法に対する認識が不十分であるため、虚偽表示行為が発生していることが明らかになった。

表 4-1-2 特許庁の知的財産権虚偽表示申告センター運営実績

(単位：件)

区分	2015	2016	合計
申告受付	170	2,625	2,795
是正完了	-	2,068	2,068

* 出所：知識財産権虚偽表示申告センター資料

特許庁は、特許出願表示が特許登録表示と誤認・混同されることを防止するために、出願について表示する時は「審査中」と表記するように関連法を改正し、知的財産権ごとの表記方法と虚偽表示行為類型などに関するガイドラインを制定した。また、正しい知的財産権表示の重要性に対する認識向上及び公正かつ透明な商取引の秩序確立のために、「知的財産権の表示に関するガイドライン」を冊子とリーフレットに製作・配布し、ブログと SNS のようなオンラインコミュニティと公共交通機関を活用した広報活動を推進するなど、知的財産権虚偽表示を根絶するために多角的に取り組んでいる。

図 4-1-2 知的財産権虚偽表示を根絶するための広報活動



<知的財産権表示に関するガイドラインの広報リーフレット>

<公共交通機関を活用した広報>

(2) 関税庁による模倣品取締活動

最近、電子商取引を利用した海外からの個人輸入が普及し、模倣品が韓国に分散して入ってくる例が増えている。特に、個人名義で搬入される模倣品は摘発しても廃棄することができないという点を悪用して違法に流通させる例も増加している。関税庁はこのような知的財産権侵害を徹底的に遮断するために関連規定を改正し、2015年2月から特送貨物を含め、国際郵便を利用した知的財産権侵害物品については用途と数量に関係なく韓国への搬入を全面的に禁止している。特に、特許庁はロシア内で韓国ブランドの自動車部品が偽造・流通するなど、知的財産権侵害事例が発生することを受け、ロシア関税庁と取締を強化することで合意し、違法貿易物品、知的財産権侵害物品、麻薬及び絶滅危惧種の国際取引に対する取締協力策についても議論した。

表 4-1-3 関税庁による知的財産権侵害取締実績

(単位：件、億ウォン)

区 分		2012		2013		2014		2015		2016	
		摘発 件数	金額	摘発 件数	金額	摘発 件数	金額	摘発 件数	金額	摘発 件数	金額
侵害	商標権	508	7,642	338	5,462	240	4,606	173	4,624	162	3,192
	著作権	66	1,604	25	102	16	459	17	25	12	128
	特許権	1	66	1	91	1	90	-	-	-	-
	その他	13	20	9	95	2	9	2	4	4	3

* 出所：関税庁資料

* その他：デザイン権侵害、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に対する違法行為など

また、関税庁は特許庁との業務協力を通じ、知的財産権侵害事犯に対する取締活動の実効性を高めている。関税庁は、特許庁と知的財産権取締活動に対する統計、主な摘発事例、知的財産権侵害製品を販売する違法サイトを共有することで、特許庁との合同捜査を強化している。2016年2月24日、関税庁は韓国企業ブランドの模倣品拡散を防ぐために、「2016年第1次関税庁 - 特許庁の政策協議会」を開催した⁸¹。今後関税庁は、国内の民間企業との持続的な協力チャンネルを構築し、特許権、商標権、デザイン権などの保護に向けた情報交流と取締技法の開発などを積極的に拡大していく予定である。

関税庁による模倣品の違法搬入行為取締事例

関税庁は、2016年7月から8月まで知的財産権侵害行為に対する取締活動を集中的に実施し、290億ウォン相当の知的財産権侵害製品を摘発した。今回摘発された製品は家庭用品(278億ウォン)、電気・通信用品(8億ウォン)、バイアグラ類(2億ウォン)、車両用品(2億ウォン)などである。特に、中国から輸入されるブルートゥースイヤホン(4,000点)、エアフィルター(5,500点)、車両用の携帯電話充電器(3,400点)なども摘発された。



<税関で摘発された知的財産権侵害物品>

⁸¹ 関税庁報道資料 (2016.02.25)

(3) 検察庁及び警察庁の模倣品取締活動

大検察庁は、全国 27 の検察庁に「知的財産権侵害事犯の専任捜査班」を設置して、有名な商標がついたカバン、靴、衣類など、製造及び販売事犯に対する持続的な模倣品取締活動を実施している。また、検察庁は文化体育観光部・特許庁・関税庁などと協力体制を構築し、合同取締活動を展開することで、捜査力を強化している。

特に 2015 年 11 月、大検察庁は大田地方検察庁を「特許犯罪重点検察庁」と指定して専門捜査人材を集中的に配置し、2016 年 5 月には弁理士を特許捜査諮問官として採用するなど、増加傾向にある知的財産権侵害事件に対応するために取り組んでいる。2016 年 6 月に「知的財産権侵害事件の時限付き起訴中止制度」を廃止し、検察自らの判断による迅速な権利救済を可能にすることで、検察の役割と専門性強化の土台を構築した。

表 4-1-4 検察庁による知的財産権侵害事犯取締実績 (単位：人)

区 分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
取締人数	82,966	84,001	70,396	72,079	84,248	49,012
拘束人数	1,334	953	751	637	735	597

* 出所：検察庁資料

一方で警察庁は、オン・オフラインで流通する海外の有名商標の模倣品に対する取締活動を持続的に実施している。最近では電子商取引規模が急増し、オンラインを利用して商標権を侵害する行為に対する取締活動に注力している。特に、警察庁は 2016 年に中国の「韓国訪問の年」を迎え、中国人観光客の訪韓が集中する春節期間を中心に、模倣品の違法流通に対する取締活動を集中的に実施した。

表 4-1-5 警察庁による商標権侵害事犯取締実績 (単位：件、人)

区 分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
発生件数	2,178	1,640	1,996	2,622	2,692	3,113
検挙人数	2,831	2,378	2,580	3,208	3,543	3,003
起訴人数	2,093	1,732	1,913	2,296	2,727	4,248

* 出所：警察庁資料

警察庁による模倣品の輸入及び流通組織の検挙事例

大邱警察庁の広域捜査隊はブランド品の模倣サングラスを数千個も流通した疑いで39人を書類送検し、正規品の市場価格15億ウォン相当のサングラス2,700個余りを押収した。また、広域捜査隊は偽物時計を密輸する組織を摘発して10人を書類送検し、ロレックス、タグホイヤーなど高級ブランドの模倣品2,800個余りを押収した。



<押収されたブランド品の模倣品>



<警察内の押収品の公開現場>

(4) 食品医薬品安全処による違法医薬品取締活動

食品医薬品安全処は無許可や品質不良など、不正・不良な医薬品の流通が発生しないよう、自治体と協力して医薬品の製造・輸入・販売業者に対し、監視情報交流及び合同監視などを実施している。また、国内外の不正・不良な医薬品の流通を遮断するために、オンラインモニタリング要員による医薬品の違法流通に対するインターネットモニタリングを実施し、大学生、消費者団体など、一般国民からなる医薬品安全ウォッチャーによるインターネットモニタリング活動を奨励し、監視の幅を広げて医薬品の違法販売サイトや掲示物へのアクセス遮断、又は削除などの措置を強化している。

食品医薬品安全処による違法医薬品の摘発事例

食品医薬品安全処と仁川海洋警察は、中国から密輸した違法医薬品を流通した組織を拘束し、違法医薬品、約6,000錠を押収した。押収した違法医薬品の市中流通価格は約1億ウォンに達する。この組織は中国と韓国を行き来しながら違法医薬品を販売し、オンラインでも販売して摘発された。



<摘発された違法性分の医薬品及び取締現場>

食品医薬品安全処はインターネットなどを通じた医薬品の通信販売のための仲介・斡旋行為に対する処罰規定の新設も推進するなど、医薬品に対する違法流通行為を根絶するために多様な活動を広げてい

る。さらに、食品医薬品安全処は消費者が違法医薬品を購入しないよう、国民向けのキャンペーンなどの啓発活動と該当業界での自浄活動に対する認識向上も強化し、違法捜査を専任する危害事犯中央調査団、すなわち特別司法警察の捜査力を積極的に活用して措置を取っている。

表 4-1-6 食品医薬品安全処による違法医薬品取締実績 (単位：個、人)

区 分	2013	2014	2015	2016
オンライン掲示物摘発	18,665	19,469	22,443	24,928
告発・捜査依頼	51	39	120	143

*出所：食品医薬品安全処資料

(5) 貿易委員会による知的財産権保護活動

貿易委員会は、公正貿易秩序を確立するために不公正貿易行為によって被害を受けた企業の権利救済に向けた多様な情報提供サービスと関連調査制度を運営している。

図 4-1-3 貿易委員会が制裁する知的財産権侵害の 5 種類類型



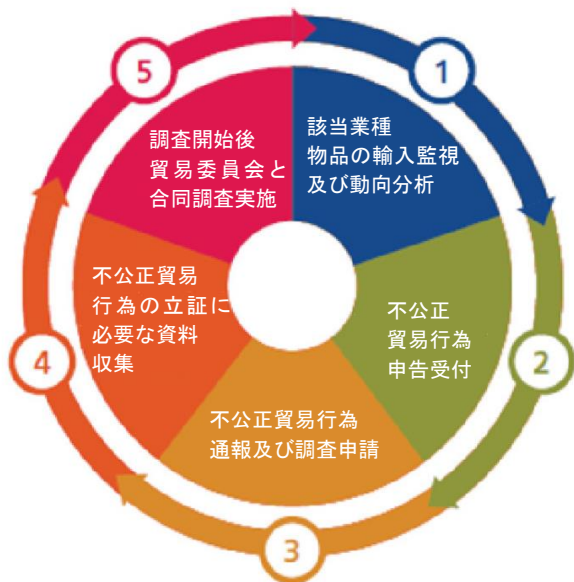
*出所：貿易委員会ホームページ (www.ktc.go.kr)

表 4-1-7 貿易委員会の不公正貿易行為調査現況 (単位：件)

区 分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
商標権	1	3	4	1	-	2
著作権	3	5	1	4	9	98
実用新案権	1	-	-	-	-	-
デザイン権	-	-	-	2	-	1
著作権	-	-	-	-	-	-
営業秘密	-	-	2	-	-	1

*出所：貿易委員会ホームページ (www.ktc.go.kr)

特に、貿易委員会は知的財産権侵害物品の輸出入など、不正貿易行為の自発的な監視のために韓国知識財産保護院、韓国衣類産業協会、韓国時計産業協同組合などの各業種の団体を「不正貿易行為申告センター」に指定し、2016年には韓国貿易協会、韓国鉄鋼協会、貿易関連の知識財産権保護協会などを追加で指定し、現在16団体が活動している。



<不正貿易行為申告センターの業務推進手続き>



<2016 不正貿易行為調査制度シンポジウム>

(6) 地方自治体による模倣品取締活動

全国17の自治体は、各管轄区域の健全な商取引の秩序確立のために年間計画を策定し、持続的な模倣品取締活動を進めている。各自治体は模倣品の流通が頻発する地域の小規模商店を対象にし、模倣品流通行為に対する是正勧告及び是正履行の有無の確認を年2回以上実施し、模倣品の製造や販売の常習犯を摘発するために、関連取締機関及び商標権者などと合同取締を実施することで、模倣品に対する取締活動の効率性を高めている。

表 4-1-8 自治体と韓国知識財産保護院による模倣品の合同取締実績 (単位：人、点)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
是正勧告	2,044	2,325	2,333	1,806	1,816	1,732
是正確認	-	92	478	457	461	564
摘発物品	10,821	9,246	11,253	8,190	6,384	7,134

* 出所：韓国知識財産保護員資料

特に、ソウル市は自治体としては唯一、2012年4月にソウル中央地方検察庁から「不正競争行為と商標権侵害関連行為」に対する捜査権を与えられ、模倣品に対する取締活動と侵害事犯に対する捜査業務を実施している。また、模倣品が頻繁に流通する明洞、東大門、南大門、梨泰院など、主な繁華街と観光特区を中心に厳しい取り締まりを実施している。

地方自治体による模倣品取締事例

2016年、ソウルの中区は東大門観光特区、明洞、南大門市場を中心に模倣品を取り締まり、計517件を摘発し、模倣品5万3,207点を押収した。これを正規品価格に換算すれば、460億ウォンに達する。特に、ソウル中区は外国人観光客を装った「ミステリーショッパー」の協力を受けて29件を摘発し、模倣品1,544点を押収した。正規品換算額では2億8,000万ウォンに達する。



<ソウル東大門区の露店の取締現場>



<押収された模倣品確認>

(7) 農産物原産地表示の違反行為取締活動

農林畜産食品部傘下の国立農産物品質管理院は、輸入の開放化により、安価な外国産農産物が無分別に輸入され、その農産物が韓国産に変わって販売されるなど、農産物に対する不正流通事例が増えているため、公正な市場取引の秩序を確立し、生産農業者と消費者を保護するために、原産地表示の違反行為に対する取締活動を実施している⁸²。

表 4-1-9 原産地表示取締り活動推進現状

(単位：カ所、千ウォン)

区分	調査場所	違反店舗	虚偽表示			過料賦課	
			刑事立件	告発	計	箇所	金額
2011	364,298	4,927	3,114	66	3,180	1,747	803,329
2012	348,190	4,642	2,717	14	2,731	1,911	607,884
2013	304,197	4,443	2,701	201	2,902	1,541	423,307
2014	312,517	4,290	2,725	97	2,822	1,468	372,910
2015	300,608	4,331	2,656	120	2,776	1,555	335,355
2016	261,546	4,283	2,734	171	2,905	1,378	314,985

* 出所：国立農産物品質管理院ホームページ (www.naqs.go.kr)

⁸² 国立農産物品質管理院ホームページ (www.naqs.go.kr)

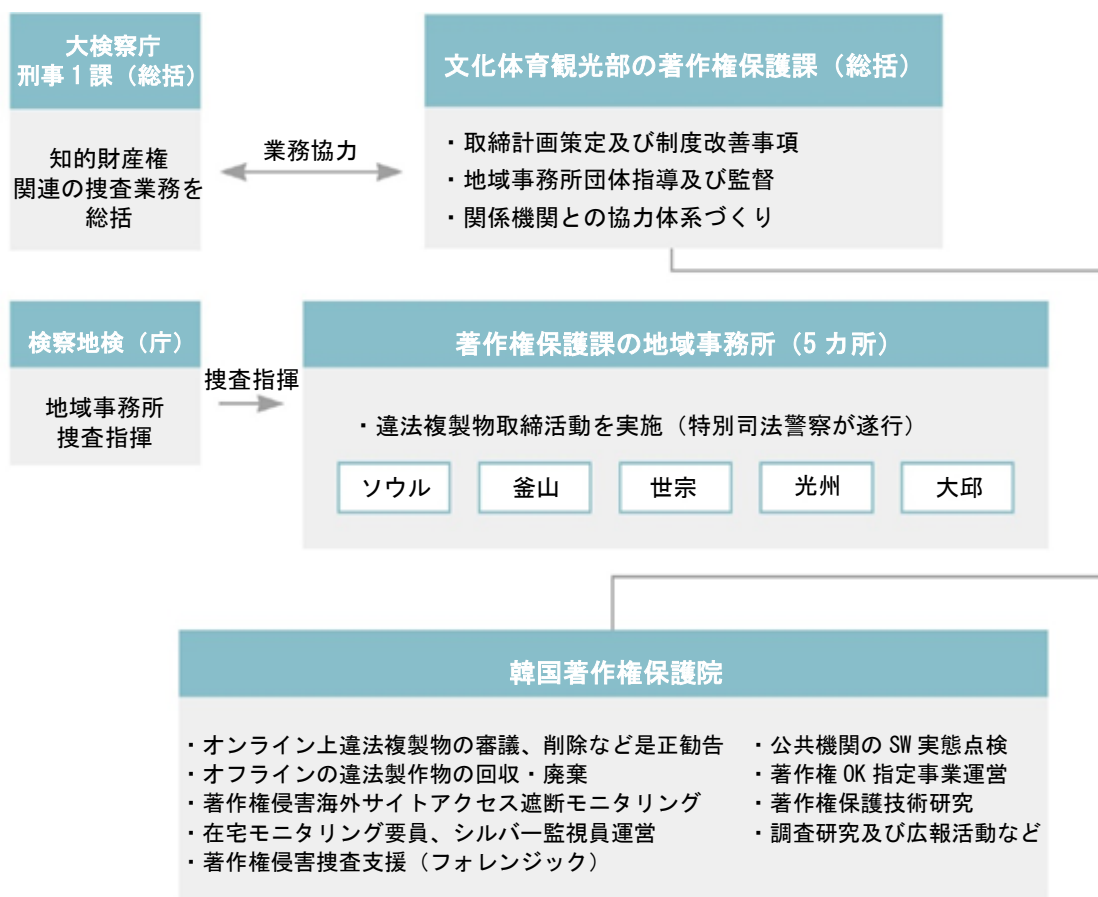
2. 著作権保護活動

(1) 著作権特別司法警察による取締活動

「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第5条第26号により、著作権侵害に関連する取締業務を担当する者に特別司法警察権を付与しており、文化体育観光部はソウル・釜山・世宗・光州・大邱に5つの地域事務所を設けて著作権保護体系を構築し、取締捜査業務の効率性と専門性を持って著作権侵害取締活動を展開している。

特に、著作権特別司法警察の地域事務所は、該当管轄地域内の著作権侵害に対する取締業務と捜査業務を専任することで、著作権侵害事犯に対する捜査の効率性を強化すると同時に、デジタル証拠収集分析方法など、科学的捜査技法を運営して著作権侵害犯罪捜査の専門化を図っている。

図 4-1-4 文化体育観光部の違法複製物取締り体系



* 出所：韓国著作権保護院資料

表 4-1-10 著作権特別司法警察による著作権侵害事犯の送検件数 (単位：件)

区 分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
侵害事犯送検	1,115	1,803	1,192	2,136	1,091	447

* 出所：文化体育観光部資料

(2) デジタル著作権侵害の科学捜査

デジタル著作権侵害に対する科学捜査とは、著作権侵害犯罪に対するデジタル証拠資料が法的な証拠能力を持てるように標準化された手続きと方法により、収集・移送・分析・報告する一連の過程をいう。韓国著作権保護院は文化体育観光部の著作権特別司法警察、検察、警察などの捜査機関からデジタル証拠収集及び分析に対する技術支援要請を受けて科学捜査業務を支援している。

オンライン上の著作権侵害犯罪が知能化・高度化する中、その対応策としてデジタル著作権侵害に対する科学捜査件数が増加している。最近では違法複製物リンクを貼って大規模な著作権侵害を誘発するストーリーミングリンクサイトを取り締まるなど、新しい種類の著作権侵害事犯に対する科学捜査が拡大している。

表 4-1-11 デジタル著作権の科学捜査支援現状 (単位：件)

区 分	文化体育観光部							検 察	そ の 他	合 計
	本 部	ソウル	世宗	光州	釜山	大邱	小計			
2010	-	18	39	17	20	-	94	-	-	94
2011	2	28	14	26	8	3	81	204	6	291
2012	1	118	65	42	61	24	311	11	1	323
2013	64	74	67	48	70	66	369	3	0	372
2014	76	39	110	43	71	59	398	13	0	411
2015	119	127	30	50	59	59	444	3	7	454
2016	233	44	13	31	56	73	450	-	14	464

* 出所：韓国著作権保護院資料

(3) 著作権侵害の是正勧告

著作権法第 133 条の 3 により、オンラインで違法複製物が流通した場合、該当オンラインサービスの提供者に違法複製物の削除、又は伝送中断、複製・伝送者に対する警告、繰り返し違法複製物を伝送した者に対するアカウント停止の是正勧告が出されている。韓国著作権保護院は 2009 年に 35,345 件の是正勧告措置を施行した以後、2013 年には 170,867 件、2014 年には 296,360 件、2015 年には 264,982 件、2016 年には 298,277 件と、年々是正勧告措置を拡大している⁸³。

⁸³ 従来、韓国著作権委員会で行った是正勧告を著作権保護体系の一本化のために 2016 年 9 月 30 日に発足した韓国著作権保護院が移管を受けて遂行している。

表 4-1-12 年度別韓国著作権保護院の是正勧告件数

(単位：件)

区 分	年間実績	是正勧告		
		警告	削除/伝送中断	アカウント停止
2009	35,345	13,466	21,840	39
2010	85,085	42,794	42,200	91
2011	107,724	54,504	53,106	114
2012	250,039	130,304	119,560	175
2013	170,867	86,455	84,412	-
2014	296,360	150,722	145,638	-
2015	264,982	133,146	131,768	68
2016	298,277	152,766	145,329	182

* 出所：韓国著作権保護院資料

(4) 海外著作権侵害サイトへのアクセス遮断

2012年5月、ウェブハード登録制の施行、ウェブハード・P2Pサイトへのモニタリング強化、是正勧告の拡大など、国内での著作権保護活動の強化により、違法複製物の主な流通経路が海外にサーバを置いて運営される著作権侵害サイトに移動している。特に、最近の韓流コンテンツの拡散により、違法な海外サイトが急増している。これを受け、文化体育観光部と韓国著作権保護院は、行政的・司法的措置では限界がある Torrent とストリーミングサイトなど、著作権を侵害する海外サイトを対象に審議を行い、インターネットへのアクセスを遮断することができるよう、放送通信審議委員会に要請している。

2013年には12件、2014年には44件、2015年には122件、2016年209件と、毎年、アクセスが遮断されるサイトが増えており、2015年にはサイトへのアクセス遮断とともに、初めて385件の掲示物を遮断した。また、該当サイトに合法著作物と違法著作物が混在している場合があるため、2016年からは違法著作物がアップロードされた個別掲示板へのアクセスを遮断している⁸⁴。

⁸⁴ 掲示物へのアクセス遮断は、サイトのドメイン(URL)を遮断することとは異なり、違法な掲示物のURLを遮断するもので、違法な掲示物を迅速に遮断する必要があるとの権利者の要求を反映して2015年から実施することになった。

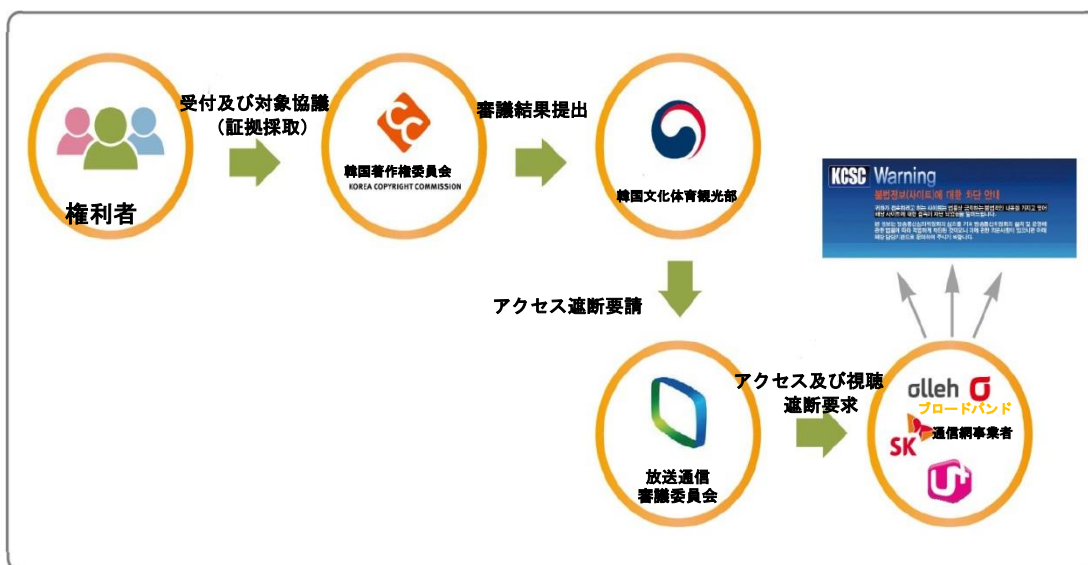
表 4-1-13 年度別アクセス遮断件数

(単位：件)

区 分	サイト		掲示物		掲示板	
	遮断要請	遮断措置	遮断要請	遮断措置	遮断要請	遮断措置
2011	117	18	-	-	-	-
2012	30	-	-	-	-	-
2013	13	12	-	-	-	-
2014	44	44	-	-	-	-
2015	140	122	412	385	-	-
2016	225	209	313	125	231	86

* 出所：韓国著作権保護院資料

4-1-5 著作権侵害サイトアクセス遮断業務手続き



* 出所：韓国著作権保護院資料

(5) 違法複製物のオフライン取締活動

文化体育観光部は、著作権を侵害した違法複製物、又は著作物の技術的保護措置を無力化するために製作された機器・装置を押収して情報を廃棄し、プログラムを削除する業務を韓国著作権保護院に委託して遂行している⁸⁵。2016年に韓国著作権保護院がオフライン上の違法複製物を取り締まった件数は2015年比10.8%減の計1,818件となっている。押収された違法複製物の点数は、2015年比46.3%減の計7,816,798点であった⁸⁶。

特に、2016年に音楽と映像に対する違法コピーが相対的に激減したのは、音楽と映像著作物に対する

⁸⁵ 従来、著作権保護センターで行っていた著作権法第133条の違法複製物の押収・廃棄・削除業務を著作権保護体系の一本化のために2016年9月30日に発足した韓国著作権保護院が移管を受けて遂行している。

⁸⁶ オフラインでの違法複製物を取り締まった結果を集計する単位である「件」は、取り締まりによって摘発した露店、製作工場などの数を意味し、「点」は摘発した違法コンテンツの数を意味する。

利用方式が CD や DVD などからデジタルファイル形態のダウンロード及びストリーミング方式へと変化し、これに伴ってオフラインの違法な市場にもこのような需要の変化が反映したためであろう。また、最近、キャラクター市場が活性化し、違法キャラクターの流通量も増えているため、取り締まりを強化している。

表 4-1-14 オフライン上の違法複製物の押収及び廃棄実績 (単位：件、点)

区分	音楽		映像		出版		ゲーム		キャラクター商品		合計	
	件	点	件	点	件	点	件	点	件	点	件	点
2009	367	35,163	873	380,769	541	11,956	2	1,480			1,783	429,368
2010	310	458,522	430	310,355	704	18,902	9	6,529			1,453	794,308
2011	150	41,227	435	211,491	489	16,541	-	150			1,074	269,409
2012	326	412,100	535	209,539	537	17,224	1	427			1,399	639,290
2013	741	13,544,783	596	184,107	460	13,225	-	5	1	1,085	1,798	13,743,205
2014	935	15,320,691	382	380,419	392	33,576	1	409	-	29	1,710	15,735,124
2015	996	14,420,282	527	106,748	510	16,697	2	208	2	5,030	2,037	14,548,965
2016	920	7,678,109	432	84,028	456	21,443	-	-	10	33,218	1,818	7,816,798

* 出所：韓国著作権保護院資料

また、露店や伝統市場、地下鉄の駅など、違法複製物が奇襲的に販売される現場への監視体制を強化すると同時に、雇用市場に高齢者が再び参加する機会を与えるために、2012年からはオフラインでの違法複製物を監視する「シルバー監視員制度」を運営している。60才以上の高齢者層からなるシルバー監視員は首都圏一帯を中心に違法複製物に対する監視活動を繰り広げ、違法複製物の販売現場を発見すると、その情報を提供する役割をする。

表 4-1-15 シルバー監視員の情報提供による取締実績 (単位：件、点)

区分	情報提供実績	取締実績	取締実績			合計
			音楽	映像	ゲーム	
2012	1,291	406	96,484	40,587	292	137,363
2013	1,812	579	798,898	31,968	5	830,871
2014	1,292	430	2,824,646	17,489	-	2,842,135
2015	3,283	292	1,501,766	6,605	-	1,508,371
2016	5,229	241	1,054,343	3,547	-	1,057,890

* 出所：韓国著作権保護院資料

(6) オンライン違法複製物に対する在宅モニタリング制度の運営

文化体育観光部はオンライン上の違法複製物に対する常時対応体系構築及び社会的弱者の雇用創出の支援のために、障がい者を採用してオンラインでの違法複製物を在宅でモニタリングする事業（以下、オンライン違法複製物在宅モニタリング事業）を運営している。オンライン違法複製物在宅モニタリング事業は、2008年障がい者30人採用を皮切りに少しずつ規模が拡大し、2016年には経歴断絶女性（キャリアが途絶えた女性）、多文化家庭（国際結婚の家庭）、次上位階層（貧困層）150人を含め、320人の在宅モニタリング要員が活動した。

表 4-1-16 オンライン違法複製物在宅モニタリング要員人数 (単位：人)

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
運営人数	30	35	71	100	100	350	306	400	320

* 出所：韓国著作権保護院資料

2016年にオンライン違法複製物在宅モニタリング要員が取り締まった違法複製物件数は、2014年比1.7%減の約200万件であり、違法複製物点数は69.8%減少した。この背景にはコンテンツ利用方法がPCベースからモバイルへと変化することにより、オンライン上の違法複製物の利用者が減り、違法複製物の摘発件数も減少したことがある。在宅モニタリング要員は、ウェブハード、P2P、ポータル、Torrent、非提携ストリーミングサイトなどを対象に、音楽・映像・出版・ゲーム・漫画・ソフトウェアなどの違法複製物に対するモニタリングを行っている。

表 4-1-17 オンライン違法複製物在宅モニタリング運営実績 (単位：件、点)

区分	2012		2013		2014		2015		2016	
	件	点	件	点	件	点	件	点	件	点
音楽	27,351	2,969,024	57,874	2,486,174	81,991	3,331,659	190,802	3,334,990	78,568	2,369,661
映像	295,305	3,055,388	1,261,902	2,188,579	1,431,569	3,929,014	1,711,713	2,998,197	1,859,982	2,702,672
出版	27,109	34,000,473	30,877	26,137,897	40,519	28,483,408	35,300	27,311,474	11,449	5,143,452
ゲーム	25,558	89,450	44,284	59,190	35,006	36,469	13,216	33,877	6,669	6,819
漫画	16,383	69,729,984	37,013	41,459,969	50,825	49,933,302	36,055	43,267,687	29,631	13,032,526
SW	21,012	38,337	17,675	23,354	34,912	37,271	50,000	71,016	15,882	17,213
合計	412,718	109,882,656	1,449,625	72,355,163	1,674,822	85,751,123	2,037,086	77,017,241	2,002,181	23,272,343

* 出所：韓国著作権保護院資料

(7) クリーンサイト指定制度の運営

文化体育観光部はオンラインでの著作権侵害防止及びコンテンツ産業の活性化に向け、合法的な著作物を流通するコンテンツ提供サイトをクリーンサイトに指定している。また、文化体育観光部は合法的なサービスの具体的な提供方法とその基準を提示するガイドラインを作成・配布することで、オンラインサ

ービス提供者 (OSP) が自ら著作権侵害を防止し、能動的に対処できる環境を整えている。

図 4-1-6 クリーンマーク



クリーンサイトを指定するために専門家からなる評価委員団を運営しており、クリーンサイトに指定した以後も引き続きモニタリング活動と評価委員団の再評価を行い、クリーンサイト指定・維持を強化している。また、文化体育観光部はクリーンサイトにはクリーンマークを付与し、オンライン・オフライン上で多様な広報活動を行い、クリーンサイト指定業者を支援している。

表 4-1-18 クリーンサイト指定現状 (単位：個)

区分	音楽	映像	出版	eラーニング	その他	B2B	モバイル	合計
2012	7	13	8	-	8	-	-	36
2013	10	15	9	-	17	-	-	51
2014	16	13	18	18	9	-	-	74
2015	16	9	27	31	25	-	-	108
2016	11	7	39	36	41	3	41	178

* 出所：韓国著作権保護院資料

(8) 正規コンテンツ販売業者認証制度の運営

2014年と2015年、文化体育観光部と韓国複製伝送著作権協会は、オフラインでのコンテンツ販売業者を対象に正規コンテンツを販売する認証制度（以下、正規コンテンツ販売業者認証制度）を試験的に運営し、2016年からは韓国著作権保護院が本格的に運営した。正規コンテンツ販売業者認証制度は、オフライン上の著作権保護を強化し、健全な正規コンテンツ利用環境を作ることによって一般大衆が正規品を購入しやすくすると同時に、著作権産業と観光産業を融合して外国人観光客の名品韓流コンテンツ購入につなげるのが狙いである。そのために、文化体育観光部は正規コンテンツ販売業者認証制度に必要な「著作権 OK」の認証マークやガイドライン、認証制度の運営に関するガイドラインや評価体系プロセス、事前及び事後モニタリング体系などを開発した。

図 4-1-7 著作権 OK 認証マーク



2016 年末時点で、全国で正規コンテンツ販売の認証を受けた業者は、計 875 カ所あり、認証過程は業者から申請書と事業者登録証など関連書類を受けてから、申請業者に対する第 1 次現場実態調査、第 2 次書類審査を経て、認証委員会で最終的に認証する。

表 4-1-19 クリーン著作権 OK 指定現状 (単位：カ所)

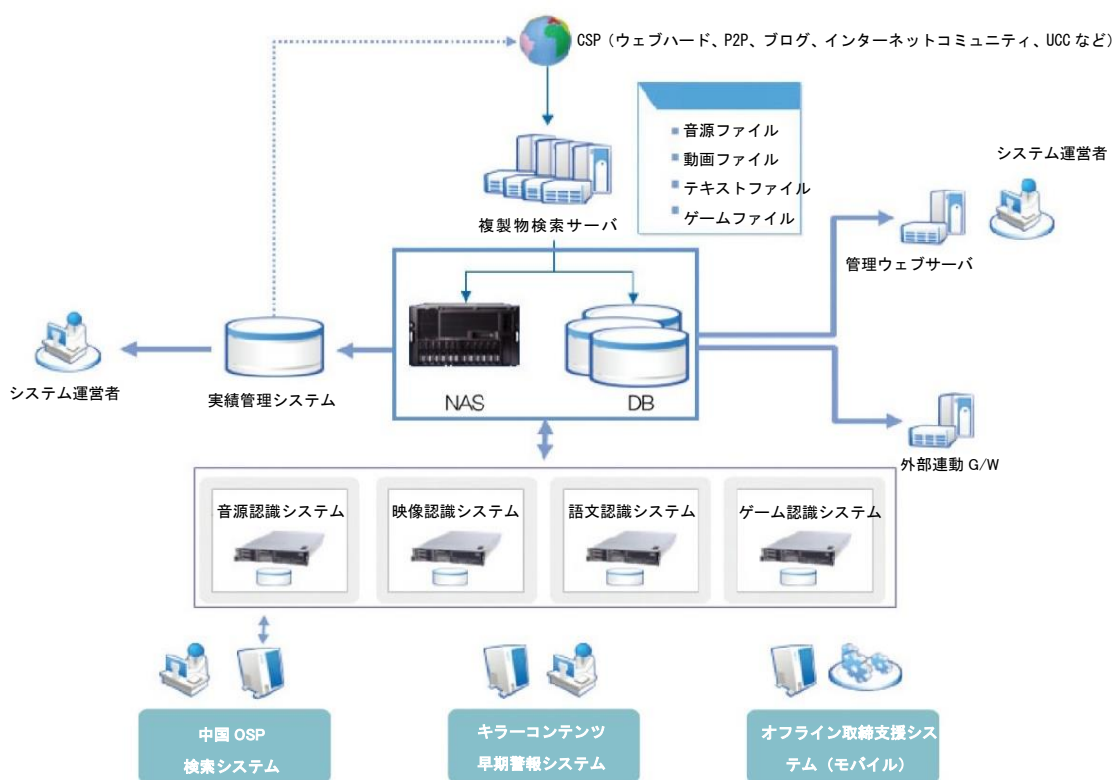
区 分	音楽販売店	出版販売店	その他販売店	小計
ソウル特別市	25	190	12	227
仁川広域市	1	3	-	4
釜山広域市	4	125	1	130
大邱広域市	1	-	-	1
大田広域市	2	73	-	75
蔚山広域市	1	76	-	77
光州広域市	1	2	-	3
京畿	5	152	1	158
江原	-	12	-	12
忠北	1	26	-	27
忠南	1	20	-	21
慶北	-	10	-	10
慶南	1	33	-	34
全北	-	60	-	60
全南	1	12	-	13
済州	-	23	-	23
合計	44	817	14	875

* 出所：韓国著作権保護院資料

(9) 違法複製物追跡管理システム運営

違法複製物追跡管理システム(Illegal Copyrights Obstruction Program; ICOP)はOSP自動検索技術とコンテンツ認識技術を基盤に、オンラインで流通する違法複製物を自動的に検索してモニタリングして複製及び伝送中断を要請することができるように構築したシステムである。

図 4-1-8 ICOP システムの構成図



* 出所：韓国著作権保護院資料

ICOP は自動的に OSP にログイン、資料室に移動、検索キーワード入力、コンテンツ検索、ダウンロードする過程を繰り返し、オンライン上に掲示されているコンテンツをダウンロードする。その後、コンテンツの掲示情報を取得し、ダウンロード画面をキャプチャーして一定期間、保管する方式で運営される。この過程で OSP 自動検索技術が活用され、その後コンテンツ認識技術がダウンロードしたコンテンツが違法かどうかを判断する役割をする。

ICOP は 2008 年の音源認識システム構築を始め、急変する違法複製物の流通環境の変化に対応するために、持続的に技術開発を適用してきた。特に 2016 年にはスマートフォンの利用拡大に伴い増加するウェブハードのモバイルサービスに対する違法複製物の流通に対応するために、モバイルでウェブハードを自動的に検索する技術開発も実現した。

表 4-1-20 ICOP による違法複製物へのモニタリング実績

区分	対象	件	点	増減
2009	音楽	3,188	173,767	-
2010	音楽、映画	17,799	472,439	172%増
2011	音楽、映画、放送、出版、ゲーム	82,621	3,161,355	569%増
2012	音楽、映画、放送、出版、ゲーム、漫画、SW	491,253	65,132,086	1,960%増
2013	音楽、映画、放送、出版、ゲーム、漫画、SW	207,888	57,901,69	3 11%減
2014	音楽、映画、放送、出版、ゲーム、漫画、SW	255,866	55,871,77	9 3%減
2015	音楽、映画、放送、出版、ゲーム、漫画、SW	348,280	40,096,09	7 28%減
2016	音楽、映画、放送、出版、ゲーム、漫画、SW	224,159	5,741,815	86%減

* 出所：韓国著作権保護院資料

3. 新知的財産権保護活動

(1) 半導体集積回路の配置設計保護活動

「半導体集積回路の配置設計に関する法律」は、配置設計権を産業財産権の一種として保護しているが、特許権と異なって半導体製品の特性上、配置設計権の保護期間を 10 年に制限している⁸⁷。配置設計権の保護対象は半導体集積回路の空間的配置設計、すなわち設計図面で、配置設計権に対する保護要件として創作性のみ要求されるという点で著作権的な性格を持っているが、特許庁への登録が要求されるという点で特許権的な性格も持っている⁸⁸。2016 年までに計 2,624 件が登録され、2016 年の韓国人による登録件数は前年比 10%減の 55 件となっている。

表 4-1-21 半導体配置設計権の設定登録件数 (単位：件)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
韓国人	52	96	79	124	173	67	61	55
外国人	5	2	5	5	2			
計	58	97	84	119	110	67	61	55

* 出所：特許庁資料

(2) 植物新品種保護活動

現在、韓国では農林畜産食品部傘下の国立種子院、山林庁が運営する国立山林品種管理センター、国立

⁸⁷ 半導体集積回路の配置設計に関する法律第 7 条

⁸⁸ ユク・ソヨン、「半導体産業の発達と半導体集積回路の配置設計に関する法律の再考察」、『IT 法研究』第 5 号、慶北大の IT と法研究所、2011、119 頁

水産科学院が運営する水産植物品種管理センターが、植物新品種に対する出願制度を管理している。植物新品種権の登録を受けるためには新規性、区別性、均一性、安全性の登録要件を満たすと同時に、固有の品種名称が必要である⁸⁹。この3つの機関は「植物新品種保護法」に基づき、新品種育成者の権利を法的に保障することで、優秀品種の育成及び優良種子の普及を促進し、ひいては農業生産性を増大させるために持続的に努力している⁹⁰。

国立種子院は2016年11月30日時点で、食糧作物、野菜類、果樹類、草花類、徳用作物、飼料作物、キノコ類の植物新品種、計6,348件を登録した。国立山林品種管理センターは山果樹、山林造景樹、山菜、野生花、特用作物、キノコ類など、計126件を登録した。水産植物品種管理センターは水産植物に対する計10件の植物新品種を登録した。したがって2016年11月30日時点で韓国で植物新品種として登録を受けた件数は計6,484件である。

表 4-1-22 機関別品種保護登録件数(2016. 11. 30 時点) (単位：件)

区 分	年度別登録件数						合計	
	2011 まで	2012	2013	2014	2015	2016		
国立 種子院	食糧作物	655	55	55	67	66	56	954
	野菜類	579	96	88	158	145	111	1,177
	果樹類	172	23	48	13	52	29	337
	花卉類	2,209	246	224	218	286	289	3,472
	特用作物	140	9	23	15	41	15	243
	飼料作物	18	-	8	6	6	4	42
	キノコ類	60	15	13	5	23	7	123
	小計	3,833	444	459	482	619	511	6,348
国立山林 品種管理 センター	山果樹	9	2	4	5	7	5	32
	山林造景樹		6	5	3	1	3	18
	山菜			10	1	3	1	15
	野生花		3	7	4	6	7	27
	特用作物		1	5	3	2	3	14
	キノコ類		3	1	2	10	12	28
	その他作物			2		10		12
小計	9	15	24	18	29	31	126	
水産食物品種 管理センター	水産食物				5	4	1	10
	小計				5	4	1	10
合計	3,842	459	483	505	652	543	6,484	

* 出所：国立種子院ホームページ (www. seed. go. kr)

⁸⁹ 食物新品種保護法第16条

⁹⁰ 食物新品種保護法第1条

(3) 地理的表示保護活動

「農水産物品質管理法」に基づいた地理的表示は、2002年の宝城緑茶1号の登録を始め、2017年7月末時点で農畜産物100件、林産物55件、水産物24件を含め、計179件が登録された。

表 4-1-23 農水産物品質管理法上の地理的表示登録現状

年度	登録数	農畜産物	林産物	水産物
2008 以前	66	宝城緑茶、河東緑茶、高敞覆盆子酒、英陽粉唐辛子、義城ニンニク、槐山唐辛子、淳昌伝統唐辛子味噌（コチュジャン）、槐山粉唐辛子、星州マクワウリ、海南冬白菜、利川米、鉄原米、高興ユズ、洪川モチトウモロコシ、江華モグサ、横城韓牛肉、済州豚肉、高麗紅参、高麗白参、高麗太極参、忠州リンゴ、密陽オルムコルのリンゴ、韓山苧麻、珍島紅酒、旌善キバナオウギ、南海ニンニク、丹陽ニンニク、昌寧タマネギ、務安タマネギ、驪州米、務安白蓮茶、青松リンゴ、高敞覆盆子、光陽梅の実、旌善モチトウモロコシ、珍富トウキ、高麗水参、青陽唐辛子、青陽粉唐辛子、海南さつまいも、霊岩イチジク、咸安スイカ、高麗人参製品、高麗紅参製品、郡山モチムギ、済州緑茶、洪川韓牛、寧越唐辛子(48個)	襄陽松茸、長興シイタケ、山清干し柿、正安栗、鬱陵島ヤマブキシヨウマ、鬱陵島アキノキリンソウ、鬱陵島ゼンマイ、鬱陵島ゴマナ、慶山ナツメ、奉化松茸、青陽クコの実、尚州干し柿、昌善ワラビ、盈徳松茸、求禮サンシュユ、光陽白雲山イタヤカエデ樹液、霊岩大峰柿、天安クルミ(18個)	-
2009	23	霊泉ブドウ、榮州リンゴ、西生カンジヨル岬の梨、茂朱リンゴ、咸平韓牛、三陟ニンニク、金泉スモモ、永東ブドウ(8個)	聞慶五味子、茂朱山葡萄、蔚珍松茸、横城ツルニンジン、岳陽大峰柿、永東干し柿、加平松の実、洪川松の実(8個)	宝城筏橋灰貝、莞島アワビ、莞島ワカメ、莞島昆布、機張ワカメ、機張昆布、長興タイラギ(7個)
2010	18	珍島長ネギ、金泉ブドウ、原州雉岳山の桃、寧越粉唐辛子、靈光モチムギ、礼山リンゴ、麗水突山カラシナ、麗水突山カラシナキムチ、清道	報恩ナツメ、清道盤柿、旌善高麗アザミ、巨済メンジョンの筍、太白オタカラコウ、麟	

		ハンジェのセリ、潭陽イチゴ、宝城 熊峙早稲米、泗川ニンニク(12個)	蹄オタカラコウ(6個)	
2011	19	高靈スイカ、宜寧ヨコグラノキの 葉巻き餅、江陵韓菓(ハンゲア)、 錦山エゴマの葉、槐山モチトウモロ コシ、麟蹄豆、金浦米、光榮韓牛(8 個)	徳裕山イタヤカエデ樹 液、珍島クコの実、横城 堅炭、潭陽筍、茂朱山葡 萄ワイン、忠州栗、咸陽 干し柿(7個)	莞島海苔、莞島ヒ ラメ、長興海苔、 長興カブサアオノ リ(4個)
2012	15	羅州梨、昌寧ニンニク、高興韓牛、 珍島黒米、巨文島ヨモギ、釜山大著 トマト(6個)	鬱陵島于山イタヤカエデ 樹液、江陵ハリギリの 芽、和順シャクヤク、和 順牧丹、原州漆(5個)	麗水カキ、南原ど じょう、高興ワカ メ、高興昆布(4個)
2013	10	安城梨、進永甘柿、瑞山八峰山ジ ャガイモ、靈光唐辛子、靈光粉唐辛 子、天安梨、高靈ジャガイモ(7個)	茂朱天麻、洪川ギョウジ ヤニンニクの葉(2個)	鎮東エボヤ(1個)
2014	12	高興ザクロ、珍島ウコン、浦項ホウ レンソウ(浦項草)(3個)	青陽シイタケ、青陽栗、 茂朱クルミ、麟蹄イタヤ カエデ樹液、寧越高麗ア ザミ(5個)	新安海苔、海南海 苔、海南アワビ、 汝自灣ハイ貝(4 個)
2015	5	群山米、安城米、高興ニンニク、済 州ハルラボン(4個)		高興海苔(1個)
2016	6	安城韓牛、高麗黒参、高麗黒参製品 (3個)	長水五味子、扶餘シイタ ケ(2個)	高興カキ(1個)
2017	5	靈光カラムシソソンプジョン(1個)	茂朱五味子、平昌山養参 (2個)	平昌サクラマス、 珍島アワビ(2個)
合計	179	100	55	24

* 出所：国立農産物品質管理院ホームページ(www.naqs.go.kr)、山林庁ホームページ(www.forest.go.kr)、
国立水産物品質管理院ホームページ(www.nfqs.go.kr)

「商標法」に基づいた地理的表示団体標章制度は2005年から施行された。地理的表示登録件数は2009年には10件に過ぎなかったが、2010年には49件に増加し、その後30件台以上を維持している。2011年の「商標法」の改正により、地理的表示証明標章制度が2012年に導入された。地理的表示証明標章制度の導入後、初めて2016年5月23日付で自治体である扶安郡が「扶安米」に対する地理的表示証明標章の登録を受けた⁹¹。

⁹¹特許情報検索サービスホームページ(www.kipris.or.kr)

表 4-1-24 年度別地理的表示団体標章登録件数 (単位：件)

区 分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016 (10月)
地理的表示団体標章 登録件数	10	55	15	48	71	73	34	40

* 出所：特許庁資料

(4) 遺伝資源及び伝統的知識と伝統文化表現物の保護活動

韓国政府が持続的に遺伝資源保護に取り組んできた結果、現在、韓国は生体 83,703 件、DNA 11,746 件、種子 152,262 件、培養体 9,042 件、天然物 2,192 件、個体 8,206 件に対する、計 267,151 件の遺伝資源を保有することになった。

表 4-1-25 国家遺伝資源保有現状(17.2.2 時点) (単位：件)

区 分	動物	食物	微生物	その他	合計
生体	36,257	27,724	19,213	509	83,703
DNA	5,074	3,300	3,148	224	11,746
種子	-	151,724	531	7	152,262
培養体	1	3	8,448	590	9,042
天然物	5	2,152	35	-	2,192
派生物	-	-	-	-	-
細胞株	-	-	-	-	-
個体	8,206	-	-	-	8,206
体液	-	-	-	-	-
合計	49,543	184,903	31,375	1,330	267,151

* 出所：国家生物多様性情報共有体系資料(www.kbr.go.kr)

現在、農林水産畜産食品部は生命資源情報システムを通じて計 267,151 件のうち 155,839 件の遺伝資源を保有しており、環境部傘下の国立生物資源館は生物資源貸与分譲システムを通じて残り 111,312 件の遺伝資源を保有している。

表 4-1-26 政府部署別の生物資源保有件数(17.2.2 時点) (単位：件)

関連部処	機関名	システム	遺伝資源
農林畜産食品部	農林畜産食品部	生命資源情報サービス	155,839
環境部	国立生物資源館	生物資源貸与分譲システム	111,312

* 出所：国家生物多様性情報共有体系資料(www.kbr.go.kr)

伝統的知識に該当する文献資料、医療、食品、技術、生活文化などの資源と伝統文化表現物に該当する個人、又は地域社会が継承し発展させてきた伝統文化が反映された無形及び有形表現物を発掘・保全・発展させることで、伝統的知識と伝統文化表現物の発展的継承を活性化し、伝統的知識と伝統文化表現物から得られる経済的価値を増大させることが、新知識財産として伝統的知識と伝統文化表現物に対する保護政策の目的である。特許庁は韓国科学技術情報研究院を通じて韓国伝統知識ポータルを運営している⁹²。

表 4-1-27 伝統的知識関連 DB 現状(17. 5. 25 時点) (単位：件)

種 類	内 容	件数
論文	伝統的知識関連の学術誌に収録された論文に対する書誌情報、原文 PDF	35,905
薬剤	漢方医学・中国医学の古典文献に収録された薬剤情報	5,500
処方	漢方医学・中国医学の古典文献に収録された処方情報	20,121
病症	漢方医学・中国医学の古典文献に収録された病症情報及び西洋医学の病症情報	12,500
郷土料理	韓国の伝統郷土料理図書に収録された食品情報	3,236
生活技術	農村振興庁で発刊した図書に収録された生活技術情報	4,682
農業技術	農村振興庁で発刊した図書に収録された農業技術情報	3,082
無形文化財	文化財庁で提供した重要無形文化財記録集データ	53
伝統食品	古文献から抜粋した食べ物の調理法、配合比率、食材料などの伝統料理情報	13,225
伝統工芸	古文書に記録された伝統工芸品の材料、道具及び製作過程情報	3,536
伝統文様	国立文化財研究所で発刊した韓国の伝統模様情報	504

* 出所：韓国伝統知識ポータルホームページ (www.koreantk.com)

⁹² 韓国伝統知識ポータルホームページ (www.koreantk.com)

II. 知的財産権紛争解決支援

1. 審判及び訴訟

(1) 社会的弱者の支援

社会的弱者の産業財産権を保護するために特許庁の委託を受けた公益弁理士特許相談センターは、2011年から権利範囲確認審判、無効審判などの審判とその審決取消訴訟に対し、当事者を直接代理する形で紛争解決を支援している。紛争解決支援の対象者は、産業財産権を保有した国民基礎生活受給者、貧困者、国家有功者とその遺族及び家族、登録障がい者、大学院生を除く在學生、6才以上と19才未満である者、小企業などとなっている。

表 4-1-28 公益弁理士特許相談センターによる審判及び審決取消訴訟の直接代理支援実績 (単位：件)

区 分	2011		2012	2013	2014	2015	2016
	直接代理	費用支援					
支援件数	12	27	29	14	32	53	109

* 出所：2016 公益弁理士特許相談センターの事業結果報告書資料

また、地域知識財産センター及び公益弁理士特許相談センターは、社会的弱者の産業財産権関連の侵害訴訟に対し、訴訟に必要な民事訴訟費用を支援している。地域知識財産センターと公益弁理士特許相談センターによる民事訴訟費用支援の対象範囲にはやや差があるが、一般的に国民基礎生活受給者、貧困層、国家有功者とその遺族及び家族、登録障がい者、大学院生を除く在學生、6才以上19才未満である者、小企業などとなっている。公益弁理士特許相談センターの場合、支援金額は申請件当たり最大500万ウォンであり、特に、大企業と紛争中である場合には最大1,000万ウォンまで支援する。

表 4-1-29 公益弁理士特許相談センターの民事訴訟費用支援実績 (単位：件、百万ウォン)

区 分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
支援件数	19	21	17	28	29	34
支援金額	103	111	88	145	155	170

* 出所：2016 公益弁理士特許相談センターの事業結果報告書資料

図 4-1-9 審判・訴訟代理支援処理手続き



図 4-1-10 訴訟費用支援処理手続き



* 出所：公益弁理士特許相談センターホームページ

(2) アプローチしやすさを提供

地域知識財産センター (Regional Intellectual Property Center; RIPIC) とは、地域内の知的財産保護の活性化及び身近な弁理サービスの提供などを目的に、特許庁が主管して運営する機関である。各地域知識財産センターは知的財産権紛争解決に向けた支援事業を行っており、ソウル知識財産センターを含め、現在、全国的に 30 カ所ある。地域知識財産センターは地域の有望な中小企業向けの知的財産権関連の総合支援を行い、首都圏の中小企業と非首都圏の中小企業間の知的財産権紛争に対する対応力の格差を減らし、地域中小企業がグローバル IP スター企業に成長して 21 世紀知的財産創造経済の中核的な役割を果たせるように後押ししている。

一方、特許庁は知的財産権関連の苦情に対応するために、相談窓口である「特許顧客相談センター」を運営している。特許顧客相談センターは知的財産権の出願、審査、紛争に関する苦情に対する専門的な解決策を提示することで、一般人と企業に便宜を図っている。特に、特許顧客相談センターは電話相談だけでなく、電子出願顧客の PC 画面を同時に見ながら案内する「PC 遠隔支援相談サービス」を提供しており、2015 年 5 月からはカカオトークを通じた「カカオトークイエロー ID1:1 チャット相談」も実施している。また、該当権利の消滅防止など、顧客の権利保護のために知的財産権に関する事項を事前に案内する「エンジェルコールサービス」も実施している。

表 4-1-30 特許顧客相談センター代表番号相談年度別実績

(単位：件)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
相談件数	629,035	620,476	620,794	682,324	686,664	722,417	748,818	692,809

* 出所：特許顧客相談センター資料

(3) 知的財産権関連の法律諮問

社会的弱者による産業財産権創出を支援するために、特許庁では公益弁理士特許相談センターを通じて出願・審査・登録の手続などに対する法律諮問を実施している。特に、特許庁は紛争対応能力が低い社会的弱者の産業財産権保護を強化するために警告状・審判請求書・意見書・準備書面などの作成方法、審判及び訴訟の争点把握方法、権利範囲解釈方法など、手続き的・実体的な内容に対する法律諮問を提供している。2015年には申請人ごとに知的財産権イシューを総体的に検討して解決策を提示するコンサルティング支援事業を新たに施行した。

表 4-1-31 公益弁理士特許相談センターの法律相談の年度別実績

(単位：件)

区分	知的財産権関連の相談					書類作成	コンサルティング	説明会	合計
	電話相談	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談	小計				
2009	3,269	1,175	1,261	682	6,387	462	-	74	6,923
2010	3,658	1,085	1,155	710	6,608	500	-	13	7,121
2011	4,445	1,290	1,652	622	8,009	652	-	9	8,670
2012	5,883	1,565	2,289	582	10,319	801	-	12	11,132
2013	12,609	856	2,350	489	16,304	700	-	11	17,015
2014	14,967	955	2,186	720	18,828	860	-	15	19,703
2015	13,119	761	1,722	439	16,041	895	37	21	16,994
2016	9,354	824	1,298	307	11,783	491	80	11	12,365

* 出所：2016 公益弁理士特許相談センターの事業結果報告書資料

(4) 国際知的財産権紛争防止コンサルティング

韓国知識財産保護院は韓国の中小・中堅企業における国際知的財産権紛争対応力を強化するために国際知的財産権紛争防止コンサルティング事業を行っている。韓国知識財産保護院は海外の競合会社から知的財産権関連の侵害警告状を受領した場合、警告状の分析方法と対応策を提示し、また、ライセンス交渉を要求された場合、権利者との交渉戦略とこれに対する対応策を示し、さらに侵害訴訟が発生する場合には侵害訴訟による被害を最小限に抑えるために、知的財産権関連の法律と関連技術に対する検討事項を提供している。

また、韓国知識財産保護院は2015年から韓流ブームにより、韓国企業が保有するブランドの侵害リスクが高まることを受け、細部事業として「K-ブランド保護コンサルティング事業」を新設し、韓国企業が保

有するブランドのローカル化戦略、無断で先取りされた海外商標権とデザイン権の無効・取消・回収のための戦略、模倣品に対する対応戦略などを提供している。

表 4-1-32 国際知的財産権紛争防止コンサルティングの主な支援現状 (単位：件)

区分	輸出前 事前分析	特許保 証対応	展示会 参加	紛争拡大 防止	ライセンス 戦略	紛争被害 防止	権利行使 戦略	Kブランド 保護	合計
2009	1	1	1	21	14	5	2		45
2010	22	4	3	16	9	15	9		78
2011	20	7	1	19	-	17	8		72
2012	58	6	2	19	2	13	10		110
2013	77	12	1	14	7	6	11		128
2014	217	24		21	12		9		283
2015	204	16		20	15			93	348
2016	302	18	4	10	15	7	5	130	487

*2014年コンサルティング類型改善で展示会参加、紛争被害防止類型を統合

*2015年権利行使戦略を、新設されたKブランド保護類型に統合

2. 代替的紛争解決制度

(1) 代替的紛争解決制度の意義及び長所

代替的紛争解決制度(Alternative Dispute Resolution;ADR)⁹³とは、訴訟を起こさず、当事者の合意によって紛争を解決する制度であり、訴訟に比べて費用が安いという長所がある⁹⁴。また、ADRは紛争の解決基準として法律のみ採択するわけではないため、該当事件の具体的な実情に合う柔軟な解決策も模索することができる。さらに、ADRは非公開に進行することができ、個人のプライバシーや営業秘密も保護することができる。

特に、知的財産権分野でのADRは該当分野の専門家が自分の専門知識や経験を生かして紛争の当事者間の対話と妥協を誘導することで、紛争を効率的に解決することができる⁹⁵。ADRを遂行する行政機関や団体は、調停機関あるいは仲裁機関を設置し、その機関に当事者間の紛争を合意に誘導する権限を付与している⁹⁶。

⁹³ ADRは「裁判以外の紛争解決」、「訴訟代替的な紛争解決」、「訴訟に代わる紛争解決」などと解釈されている。カン・スミ、「行政型ADRの現状と改善策」、『仲裁研究』第25冊第4号、韓国仲裁学会、2015、52頁

⁹⁴ 司法研修院、『ADR』、2010、6頁

⁹⁵ 知的財産権紛争のうち特許権については、ほとんどが技術関連であるため、該当分野に詳しい専門知識を持つ者によって紛争を解決することが専門性がある。ユン・ソニ、「ADRにおける知的財産権紛争 - 仲裁・調停を中心に」、『仲裁研究』第13冊第1号、韓国仲裁学会、2003、136頁

⁹⁶ 講学上、このようなADRを「司法型ADR」及び「民間型ADR」と区分して「行政型ADR」という。行政型ADRとは、法律に基づき、行政機関やその傘下機関に設置された紛争解決機関で私人間の紛争を解決するために行うADRを意味する、すなわち行政機関などが自身の費用をかけて私人間の紛争を解決する手続きを行政型ADRという。キム・サンチャン、「韓国行政型ADR制度の活性化案」、『法学研究』第46冊、韓国法学会、2012、216頁

(2) 韓国著作権委員会

韓国著作権委員会は著作権紛争を効率的に解決するために著作権法第 113 条第 1 号に基づき、著作権調停制度を運営している。著作物は国民が日常で享受し、文化を形成する対象という点で著作権関連の紛争が頻繁に発生する可能性があるが、著作権調停制度はこのような紛争を簡単に解決する役割をしている。調停部は紛争当事者の相互譲歩と妥協を誘導する役割をし、必要であれば、両当事者の主張及び色々な事情を参酌して調停勧告案を提示することもする。調停調書は裁判上、和解と同じ効力を持つようになるため、合意事項を履行しない場合、別途の裁判手続きなしで強制執行が可能である。

図 4-1-11 韓国著作権委員会の調停処理手続き



韓国著作権委員会による調停は、著作人格権に関する紛争、著作財産権に関する紛争、著作隣接権に関する紛争、補償金に関する紛争など、著作権に関する紛争をその対象にしている。2016 年に韓国著作権委員会に対する調停申請件数は 80 件であり、繰り越された 16 件を合わせると、計 96 件であった。そのうち、35 件が成立した。類型別では一般的に紛争が多く発生する語文著作物、コンピュータプログラム著作物、美術著作物の比重が高くなっている。

表 4-1-33 韓国著作権委員会の分野別調停現状 (単位：件)

区分	語文	音楽	演劇	美術	建築	写真	映像	図形	編集	2 次的著作物	著作隣接物	データベース	コンピュータプログラム	合計
2009	10	3	1	7	-	11	-	-	2	1	4	-	16	55
2010	18	6	-	12	-	7	1	1	1	-	7	-	8	62
2011	26	1	-	11	-	7	2	2	-	-	11	-	19	82
2012	17	13	-	1	-	4	-	-	-	-	10	-	33	78
2013	23	4	1	6	-	5	5	1	1	-	22	-	33	101
2014	19	1	-	8	-	73	-	-	1	-	8	-	20	130
2015	12	6	-	18	-	1	3	-	2	-	11	-	30	83
2016	28	9	-	11	-	9	1	-	2	1	-	-	19	80

* 出所：韓国著作権委員会資料

表 4-1-34 韓国著作権委員会の調停処理現状

(単位：件)

区分	受付			処理現状						
	前年繰越	新規	合計	成立	不成立	取消	その他	進行	合計	成立率
2009	-	-	-	29	10	13	3	-	55	74.4%
2010	-	62	62	23	17	7	-	15	62	57.5%
2011	15	82	97	28	29	28	-	12	97	49.1%
2012	12	78	90	21	27	27	-	15	90	43.8%
2013	15	101	116	34	27	26	1	28	116	55.7%
2014	28	130	158	51	49	49	-	9	158	51.0%
2015	10	83	93	34	31	11	-	17	93	52.3%
2016	16	80	96	35	38	18	-	5	96	48.0%

* 出所：韓国著作権委員会資料

最近、裁判所は調停の裾野を広げるために2010年3月から裁判所の外部の紛争解決機関に調停事件を送って調停を進める裁判所連係型調停を運営している。これに伴い、韓国著作権委員会は先述した調停だけでなく2013年3月ソウル中央地方法院、2014年9月ソウル南部地方法院から著作権事件を割り当てられ、「裁判所連係型調停」を行っている。裁判所連係型調停とは早期調停(early mediation)ともいうが、本案の裁判所が弁論期日の以前、又は本格的な裁判が始まる前に事件を調停に付託すれば、判事ではなく外部の専門家が主導して調停することをいう。

表 4-1-35 ソウル中央地方法院の裁判所連係型調停処理現状

(単位：件)

区分	受付			処理現状						
	前年繰越	新規	合計	成立	不成立	取消	その他	進行	合計	成立率
2013	-	113	113	36	53	5	1	18	113	40.4%
2014	18	182	200	80	98	5	4	16	200	44.9%
2015	16	167	183	46	113	11	-	13	183	28.9%
2016	13	100	113	35	48	14	6	10	113	42.2%

* 出所：韓国著作権委員会資料

(3) 産業財産権紛争調停委員会

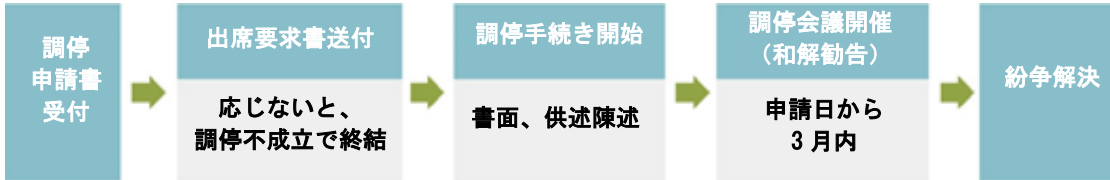
産業財産権紛争調停委員会は、産業財産権関連の紛争が発生して当事者が調停を申請した場合、審判及び訴訟で必要とされる費用と時間を節約できるよう、当事者を紛争解決手続きに参加させ、相互間の合意を誘導する⁹⁷。本委員会を通じた調停は無料及び非公開となり、3ヶ月以内に速かに処理される。本委員会の調停対象は、出願を含む産業財産権、職務発明、技術上の情報関連の営業秘密に対する紛争である⁹⁸。

⁹⁷ 産業財産紛争調停委員会ホームページ(www.kipo.go.kr/adr)

⁹⁸ 発明振興法第41条第1項

ただし、産業財産権と産業財産権の無効及び取消可否、権利範囲確認審判などに関する判断のみを要請する事項は調停申請の対象から外される⁹⁹。産業財産権出願人、産業財産権者、実施権者、使用権者、職務発明者、該当権利の実施に利害関係がある者は、本委員会に紛争調停を申請する資格がある¹⁰⁰。

図 4-1-12 産業財産権紛争委員会の調停処理手続き



* 出所：特許庁資料

産業財産権紛争調停委員会が受け付けた紛争調停申請件数は、2013 年までは 2～3 件に過ぎなかったが、2014 年には 11 件、2015 年には 17 件、2016 年には 47 件を受け付け、紛争調停申請件数が徐々に増加している。特に、2016 年には受け付けた紛争調停申請 47 件のうち、8 件で調停が成立し、産業財産権紛争調停委員会が産業財産権関連の紛争調停機関としての役割を忠実に果たしていることを裏付けている。

表 4-1-36 年度別産業財産権紛争調停委員会への調停申請と成立件数 (単位：件)

区 分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
申請	2	2	3	11	17	47
成立	-	2	2	2	8	8
不成立	2	-	1	9	9	39

* 出所：産業財産権紛争調停委員会資料

(4) インターネット住所紛争調停委員会

インターネット住所紛争調停委員会は、インターネットアドレスの価値が増大することによって発生する紛争を迅速かつ効果的に解決し、インターネットアドレスの公正な使用及び紛争防止のための認識を拡大させるために、インターネットアドレスの登録、保有、使用に関連する紛争調停を専任している¹⁰¹。2004 年 10 月 8 日に設立されたインターネット住所紛争調停委員会は、2005 年 2 月から韓国の国家ドメインである「.kr」と結合したドメイン名前関連の紛争調停事件の申請を受け付け始めた。2016 年には計 40 件の申請があり、そのうち 35 件に対して調停決定を下した¹⁰²。

⁹⁹ 発明振興法第 44 条

¹⁰⁰ 発明振興法第 43 条の 2 第 1 項

¹⁰¹ インターネット住所紛争調停委員会ホームページ(www.idrc.or.kr)

¹⁰² インターネット住所紛争調停委員会の前身機関であるドメイン紛争調停委員会は 2002 年から国家ドメインの名前紛争調停事件を受け付けて、解散するまで 126 件を処理した。韓国インターネット振興院、『2016 ドメインの名前紛争白書』、2016、17 頁

表 4-1-37 国家ドメインの名前関連の紛争調停申請及び処理現状

(単位：件)

	調停申請	調停決定				取消	進行中
		移転	抹消	棄却	小計		
2005	41	8	21	2	31	10	0
2006	40	17	14	5	36	4	0
2007	37	12	15	2	29	8	0
2008	35	6	21	4	31	4	0
2009	25	7	16	0	23	2	0
2010	30	5	17	1	23	7	0
2011	56	15	24	4	43	13	0
2012	64	22	35	0	57	7	0
2013	40	6	26	2	34	6	0
2014	37	8	19	2	29	8	0
2015	74	33	28	3	64	10	0
2016	40	6	26	3	35	4	1
合計	519	145	262	28	435	83	1

*出所：インターネット住所紛争調停委員会資料（2017.03.31時点）

2006年、アジアドメイン名前紛争調停センター(Asian Domain Name Dispute Resolution Centre;ANDRC)のソウル事務所がインターネット住所紛争調停委員会内に設置された以降、2006年6月からインターネット住所紛争調停委員会は「.com」と「.net」などの一般ドメインと結合したドメインの名前の紛争調停事件に対する申請を受け付け始め、2016年には計19件の申請があった。

表 4-1-38 一般ドメインの名前紛争調停申請及び処理現状

(単位：件)

	調停申請	調停決定				取消	進行中
		移転	抹消	棄却	小計		
2006	13	11	0	1	12	1	0
2007	8	6	0	1	7	1	0
2008	9	7	0	0	7	2	0
2009	7	7	0	0	7	0	0
2010	9	5	0	0	5	4	0
2011	14	11	0	0	11	3	0
2012	16	12	0	1	13	3	0
2013	12	7	0	1	8	4	0
2014	13	10	0	1	11	2	0
2015	32	26	1	0	27	5	0
2016	19	10	3	1	14	5	0
合計	152	112	4	6	122	30	0

*出所：インターネット住所紛争調停委員会資料（2017.03.31時点）

特に、インターネット住所紛争調停委員会は韓国インターネット振興院が運営する「ICT 紛争調停支援センター」に属している¹⁰³。「ICT 紛争調停支援センター」にはインターネット紛争調停委員会以外にも3つの紛争調停委員会である電子文書・電子取引紛争調停委員会、オンライン広告紛争調停委員会、情報保護産業紛争調停委員会が属している¹⁰⁴。

(5) 大韓商事仲裁院

大韓商事仲裁院は1966年3月22日に設立された常設法廷仲裁機関として、国内外の商取引で発生する紛争を解決することで商取引の秩序確立を目指している¹⁰⁵。大韓商事仲裁院の仲裁判定は、裁判所の確定判決と同じ効力を持ち¹⁰⁶、大韓商事仲裁院の仲裁判定は単独審議制を採択しているため、当事者は仲裁判定に不満があっても不服を申し立てることはできない¹⁰⁷。大韓商事仲裁院による仲裁判定は仲裁申請から約5ヶ月程度が必要とされ、大韓商事仲裁院は仲裁だけでなく、調停と斡旋も行っている¹⁰⁸。

¹⁰³ 韓国インターネット振興院ホームページ(www.kisa.or.kr)

¹⁰⁴ ICT 紛争調停支援センターホームページ(www.ecmc.or.kr)

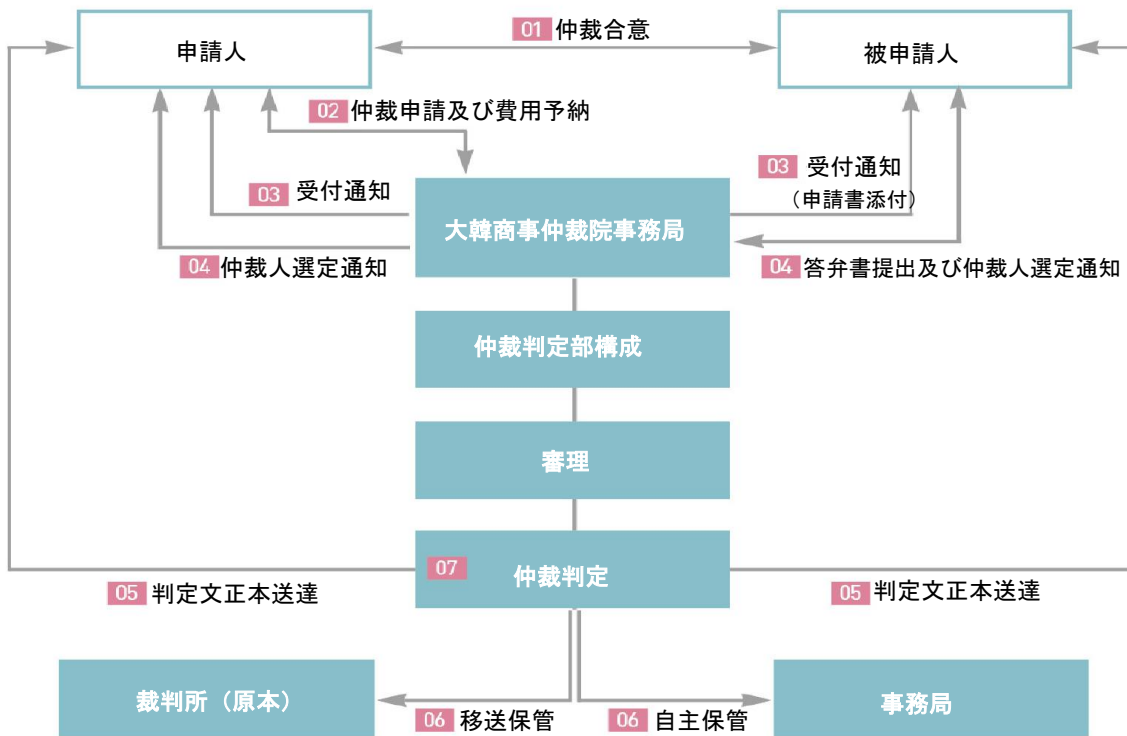
¹⁰⁵ 大韓商事仲裁院ホームページ(www.kcab.or.kr)

¹⁰⁶ 仲裁法第35条(仲裁判定の効力) 仲裁判定は、双方当事者間で裁判所の確定判決と同じ効力を持つ。

¹⁰⁷ 仲裁(arbitration)は仲裁人の紛争の解決内容を当事者に強制できるが、調停(mediation)は調停人が当事者の紛争解決を助ける役割をするだけという点で両者は異なる。カン・スミ、前述の論文(注93)、54頁

¹⁰⁸ 斡旋(conciliation)は斡旋人が紛争当事者を集めたり交渉の時期や場所を提供するなど、当事者間のコミュニケーションを円滑にする機能のみ担当する。事件の実体に対する評価もせず、具体的な調停案を当事者に提示することもない。カン・スミ、 前述の論文(注93)、54頁

図 4-1-13 大韓商事仲裁院仲裁手続き



* 出所：大韓商事仲裁院ホームページ(www.kcab.or.kr)

大韓商事仲裁院は国内仲裁だけでなく国際仲裁も行っている。2015年に知的財産権関連で大韓商事仲裁院に受け付けられた仲裁申請件数は、国内事件6件と国際事件3件で計9件である。2015年知的財産権関連で大韓商事仲裁院が受け付けた仲裁申請9件のうち、1億ウォン以下の仲裁申請件数は8件、2億ウォンを超過した仲裁申請件数は1件である。

表 4-1-39 年度別知的財産権関連の商事仲裁申請現状 (単位：件)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	合計
国内事件	4	3	8	6	12	33
国際事件	2	2	1	3	2	10
合計	6	5	9	9	14	43

* 出所：大韓商事仲裁院資料(ゲームパブリッシング、加盟契約、その他技術契約分野を含む)

表 4-1-40 年度別知的財産権関連の商事仲裁申請金額 (単位：件)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	合計
1億ウォン以下	5	4	3	8	7	27
1億ウォン～2億ウォン	0	0	5	0	2	7
2億ウォン超過	1	1	1	1	5	9
合計	6	5	9	9	14	43

* 出所：大韓商事仲裁院資料(知的財産分野で申請金額が最も大きい場合は3億ウォン)

(6) 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会

中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は「中小企業技術保護支援に関する法律」第23条に基づき、中小企業保有の技術関連の紛争を迅速に調停・仲裁するために設立された¹⁰⁹。2015年から業務を始めた中小企業技術紛争調停・仲裁委員会は、2015年に中小企業技術の保護関連の紛争に対する申請を22件受け付け、そのうち3件を調停・仲裁する成果を上げた。2016年には17件の申請のうち、5件を調停・仲裁した。

表 4-1-41 年度別中小企業の技術紛争調停・仲裁委員会調停申請と成立件数 (単位：件)

区 分	2015	2016	合計
申請	22	17	39
成立	3	5	8

* 出所：中小企業技術紛争調停・仲裁委員会資料

¹⁰⁹ <https://www.ultari.go.kr/portal/psi/mediateInfo1.do> (2017.4.26 最終アクセス)

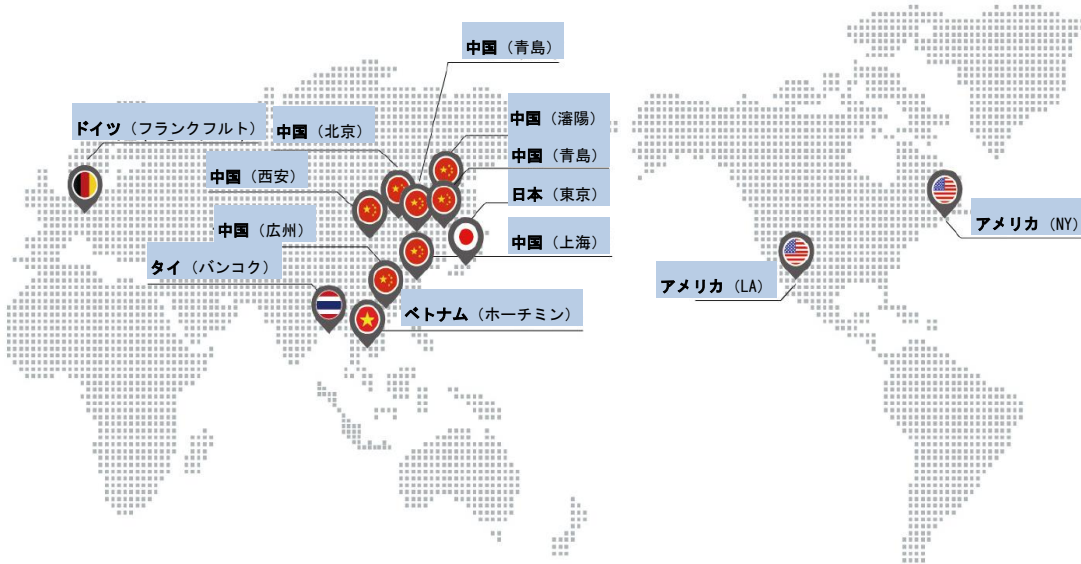
02 海外知的財産権保護及び紛争解決支援

I. 海外進出企業のための知的財産権保護支援

1. 海外知識財産センター (IP-DESK) 運営

特許庁と大韓貿易投資振興公社 (Korea Trade-Investment Promotion Agency ; KOTRA) は、海外主要国で海外知識財産センター (IP-DESK) を運営することで、韓国企業の海外進出に伴う知的財産権の確保のために必要な情報と資金を支援している。2006年の中国を始め2016年には中国西安に IP-DESK を開所し、今や世界6ヶ国、12の地域で IP-DESK を運営している。

図 4-2-1 IP-DESK 設置地域



IP-DESK は韓国企業を対象に知的財産権関連の無料相談を受けているほか、現地での商標・デザイン出願費用など権利確保のための費用を金銭面で支援しており、さらに海外での模倣品流通に対する調査活動と取締活動のための費用も支援している。

表 4-2-1 2016 年 IP-DESK 運営実績

(単位：件)

区分	知的財産権 相談	商標・デザイン 出願	海外税関 登録	侵害調査 支援	協力チャンネル 構築
支援検数	6,841	1,114	8	15	190

* 出所：特許庁資料

(1) 知的財産権の総合相談の支援

IP-DESK は海外に進出した韓国企業の知的財産権関連の問題点や悩みを迅速に解決するために専門家による個別的な相談を支援している。IP-DESK の知的財産権関連の総合相談件数は 2013 年 3,765 件、2014 年 5,044 件、2015 年 5,992 件、2016 年 6,841 件で海外進出企業の増加につれて持続的に増加している。特に、欧州などでの展示会開催時に韓国企業の便宜を考慮した移動式 IP-DESK を設置・運営することで、サービス支援のアクセシビリティと便宜性を向上させている。

(2) 商標及びデザイン出願の支援

IP-DESK は韓国企業が知的財産権を確保することで、安定した経営活動を遂行できるよう、海外で韓国企業が商標及びデザインを出願する場合、関連費用の 5 割を年間 8 件限度で支援している。特に、最近では海外の商標ブローカーが悪意を持って韓国企業が保有する有名商標を無断で先出願し、登録を受けることが起きており、韓国企業の海外進出にあたり商標権に係る紛争に直面する事例が度々発生している。したがって、韓国企業が海外に進出する際は、あらかじめ海外で商標権確保をするように積極的に勧める必要がある。

(3) 海外税関での知的財産権登録支援

海外各国の税関が模倣品を差し押さえ・押収するのは模倣品の国際的な流通防止のために効果的な方法である。したがって韓国企業が保有している知識財産を海外主要国の税関に登録する必要がある。特に、海外のほとんどの国では知的財産権が税関に登録されていなければ、模倣品に対する取り締まりを行わないため、このような措置はますます重要である。そこで IP-DESK は韓国企業が保有している商標・デザインが現地の税関に登録されるように金銭面で支援することで、模倣品の輸出入と流通の防止を企んでいる。特に IP-DESK は現地の専門代理人を通じて韓国企業の知的財産権申請手続きを支援しており、企業別に年間最大 8 件まで所要費用の 5 割を支援している。

(4) 侵害調査及び行政取締支援

最近、中国及び ASEAN 地域を中心に大人気を博している韓流製品の登場に伴い、違法コピーした模倣品の流通による韓国企業の被害規模が増加している。あるアンケート調査によると、これら地域において韓国企業の知的財産権保護にまつわるトラブルとして言葉の壁、模倣品の取締り費用、現地でのネットワーク不在などが指摘された。海外での模倣品の流通は韓国企業の対外的な信頼性を低下させ、国際競争力を失わせるため、海外で模倣品の流通による損害を被っている韓国企業への支援が必要である。そこで IP-DESK は海外現地での模倣品流通実態の調査活動と模倣品に対する取締活動を支援している。

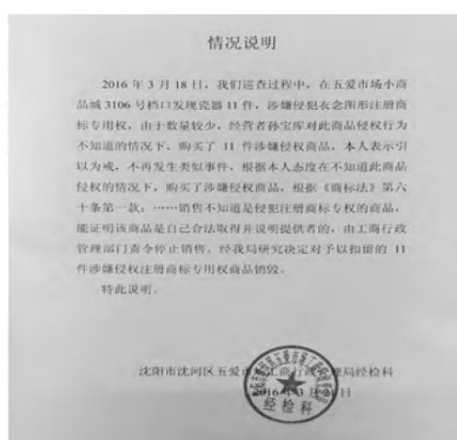
現地での模倣品侵害調査及び行政取締協力事例

△ 2016年7月韓国企業「A社」は北京のあるデパートで自社の模倣品が販売されているのを発見して、商標権の侵害と関連してIP-DESKに支援を要請した。2016年8月IP-DESKは専門取締業者を通じて現場調査を実施した後これに対する証拠を確保して、管轄行政機関に申告した。管轄機関は店舗臥瘡高の模倣品を取り締まって、約193,000 中国人民元(3,200万ウォン)相当の模倣品を押収して関連者を処罰した。

△中国、瀋陽 IP-DESKは現地知的財産権執行機関との持続的な協力関係を構築して、韓国企業の模倣品識別説明会を開催したりもした。これによって2015年以後、現地執行機関は韓国企業製品に対し自発的な模倣品取締活動を推進している。



<押収された模倣品>



<現地機関の説明書>

(5) 協力チャネルの構築

海外での知的財産権保護のためには現地の公務員との効率的なネットワークの構築が必須である。そこで韓国政府はIP-DESKを中心に現地の状況を考慮して該当政府との協力チャネルを強めている。とりわけ、模倣品の取締活動を担当する現地公務員を対象に韓国企業の製品に対する「模倣品識別セミナー」を定期的で開催することで、韓国企業ブランドの模倣品に対する取締活動の効果を上げている。さらに、外国政府との知的財産権保護のための協力関係をより強固にすべく、知的財産権保護執行関連公務員を対象にする招請研修を定期的実施している。2016年には3ヶ国から公務員39名を対象に全4回にわたる研修が行われた。

2. 国際知的財産権紛争予防コンサルティング支援

特許庁は輸出中や輸出予定の中小企業及び中堅企業が海外企業との知的財産権関連紛争を未然に予防し輸出競争力を備えられるよう、各企業のニーズに合わせた法律コンサルティングを提供している。特許庁は2013年に128社、2014年に283社、2015年に348社、2016年には487社を支援した。

表 4-2-2 コンサルティング分野別の主な支援内容

区 分	支援内容
輸出事前分析コンサルティング	輸出(予定)、又は展示会参加製品の既存海外 IP 権利侵害の有無の分析及び回避設計案用意など対応戦略の策定
特許保証対応コンサルティング	購買者の特許保証要求対応のために既存 IP 権利侵害の有無の分析、回避設計案、特許保証条項など検討
ライセンス戦略コンサルティング	競争企業、又は自社の IP 権利に対する分析を基にライセンス戦略を提供して訴訟など紛争の拡大を予防
紛争拡大予防戦略コンサルティング	警告状受領時、訴訟など紛争拡大を予防するための戦略の提供
K ブランド保護コンサルティング	(予防)国内商標の現地化ネーミング戦略及び競争会社商標分析提供 (対応)海外無断船灯録商標及びデザインに対する取り消し、無効、回収の支援及び模倣品に対する権利行使の支援

* 出所：韓国知識財産保護院資料

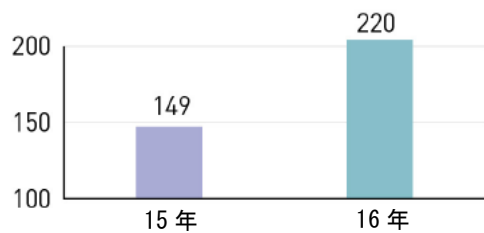
コンサルティング成功例

- **(紛争事実)** 血糖測定機部品を製造する国内中小企業 A 社は自社製品を欧州地域に輸出している際に、日本の競合他社からドイツ裁判所に特許侵害訴訟を提起される
- **(支援内容及び結果)** コンサルティングによる積極的な対応で無効訴訟を提起し、特許侵害訴訟は手続き中断を申請、無効訴訟では特許無効の予備意見をもらい、特許侵害訴訟では訴訟中断(中断率 2 割)の結果となった。ドイツ市場での訴訟中断のニュースに A 社製品の注文が急増している。

特許庁は大企業・中小企業・同種業界の企業同士が共同で海外の知的財産権関連の紛争対応体系を構築できるように企業間協議体を構成するよう促し、協議体の紛争懸案への対応を支援している。2013 年には LED 照明、セットトップボックスなどの 16 の協議体、2014 年には自動車の空調、ドライブレコーダーなど 25 の協議体、2015 年には半導体工程装備、模倣品に対する共同対応、商標ブローカーに対する共同対応など 35 の協議体、2016 年には車両用シート、商標ブローカー対応など 33 の協議体を支援する成果を上げた。

3. 知的財産権の訴訟保険支援

特許庁は国内企業が自社製品を海外に輸出する際に知的財産権関連紛争による費用負担を軽くさせる目的で、韓国知識財産保護院を通して「知的財産権訴訟保険事業」を運営している。韓国知識財産保護院は知的財産権訴訟保険事業によって保険加入を希望する中小企業と中堅企業に対して加入保険料の一部を支援している。2015 年に 149 社、2016 年に 220 社に訴訟保険加入保険料を支援しており、毎年支援規模を拡大していく予定である。また、2016 年には需要者中心のニーズに合わせた新規保険の開発・発売、事業遂行保険会社の拡大などにより知的財産権訴訟保険に加入した支援企業の商品品質満足度が前年より上昇している。



<支援企業現状>



<商品品質満足度>

* 出所：韓国知識財産保護院資料

2016年には「輸出安心知的財産権団体保険」、「北米・欧州知的財産権安心団体保険」、「農食品商標・デザイン安心保険」などのような団体保険と特化保険が新設された他、今後韓国企業のニーズに沿うよう多様な新規保険を持続的に開発・発売する予定である。

表 4-2-3 知的財産権訴訟保険支援内容

区分	保険名	申請対象	保証地域	保証期間	保証内容	保険料
団体保険	輸出安心知財権団体保険	中小企業	アジア・オセアニア（中国含む、国内除く）	保険加入日から1年（消滅性）	提訴 被訴対応	380万ウォン
	北米・欧州知財権安心団体保険		北米・欧州（イギリス除く）		被訴対応	1,350万ウォン
特化保険	農食品商標・デザイン安心保険	農食品輸出中小企業（フランチャイズ業種を含む）	アジア・中東（中国含む、国内除く）	から1年（消滅性）	提訴 被訴対応	300万ウォン
一般保険	グローバル知財権安心総合保険	中小・中堅企業	全世界		提訴 権利保護 被訴対応	企業別保険料 算定

* 出所：韓国知識財産保護院資料

知的財産権訴訟保険優秀事例

<中国紛争対応事例>

- (紛争事実) 国内のキッチン家電メーカーの A 社は中国の競合会社との特許紛争に巻き込まれ、中国市場での営業活動が厳しくなる。
- (支援内容及び結果) A 社は輸出時の知的財産権紛争に備え加入していた訴訟保険によって法律費用を支援してもらったことで紛争費用を減らし、特許紛争に効果的に対応して勝訴したことで、中国での営業活動が自由になる。

<米国紛争対応事例>

- (紛争事実) セキュリティ装備を生産する中小企業 B 社は海外進出を進めていた最中、米国で顧客の C 社による特許紛争が発生して B 社に当該紛争に関連した免責を要求される。
- (支援内容及び結果) B 社はあらかじめ加入した訴訟保険を活用し C 社の要求対応に必要な法律費用のほとんどを保証してもらい費用負担を解消して免責義務がないことを立証し、当該紛争は円満に終わる。特に、顧客社との納品契約締結時に訴訟保険加入をその条件で明示する場合があります、B 社の訴訟保険加入は供給契約締結時に有利な役割を果たす。

* 出所：韓国知識財産保護院資料

一般の知的財産権訴訟保険は保険料算出のための「事前申請」で保険料を確認してから、知的財産権訴訟保険加入申請のための「正式申請」によって進められる。ただし、再加入申請と団体保険に関しては保険料算出のための「事前申請」は省略されている。



* 出所：韓国知識財産保護院資料

4. 海外知的財産権紛争の初動対応支援

特許庁は海外の IP-DESK 未設置地域において韓国企業が知的財産権紛争に効果的に対応できるように「海外知的財産権紛争初動対応支援事業」を行っている。海外知的財産権紛争初動対応支援事業の主要内容は海外知的財産権紛争対応及び紛争予防のための法律諮問、模倣品の流通防止のための侵害調査などである。

表 4-2-4 2016 年海外知的財産権紛争初動対応支援運営実績 (単位：件)

区分	法律諮問		侵害調査	合計
	紛争予防	紛争対応		
支援検数	210	12	2	224

* 出所：特許庁資料

特に、特許庁は知的財産権紛争の多発地域である 59 ヶ国 89 の法律事務所を対象に専門家集団を作り、韓国企業の海外における知的財産権に関連したトラブルを解決するために積極的に支援しており、また、中小企業振興公団などを通して輸出準備企業を対象に定期的な教育活動と広報活動を推進している。そして海外進出企業に対する知的財産権紛争の現地相談及び支援事業の案内などのために KOTRA 21 の貿易館に IP 担当者を指定し海外進出企業を支援するなど、企業のアクセシビリティ向上のために持続的に努めている。

5. 海外知的財産権紛争対応情報提供

特許庁は知的財産権紛争に対する韓国企業の事前予防及び事後対応能力の強化のために海外知的財産権紛争情報を構築して提供している¹¹⁰。具体的に海外主要国の知的財産権紛争情報をリアルタイムで提供している。提供される紛争情報は具体的に一日単位の紛争情報 (IP Daily)、判例深層分析 (IP Insight)、IP 紛争動向、IP-Trend 報告書、NPE 報告書、IP ガイドブックなどで、特許庁は米国、中国、日本、欧州など海外主要国の知的財産権紛争に関する情報を迅速かつ専門的に分析、編集して需要者に提供している。

表 4-2-5 海外知的財産権保護ガイドブックの発刊現況

区分	発刊現況 (2005-2016)	
大陸別 (25)	アジア (13)	マレーシア (2006、2014)、フィリピン (2006、2014)、台湾 (2006、2014)、インド (2008、2013)、中国 (2005、2009、2014)、日本 (2006、2009、2015)、タイ (2007、2009)、ベトナム (2006、2009)、UAE (2010)、香港 (2011)、シンガポール (2011)、インドネシア (2012)、イラン (2016)
	欧州 (7)	トルコ (2007)、英国 (2008)、ドイツ (2007、2009、2014)、オランダ (2011)、EU (2012)、ロシア (2006、2011)、フランス (2013)
	米国 (4)	カナダ (2015)、ブラジル (2007、2014)、チリ (2008)、アメリカ (2006、2009、2013)、メキシコ (2011)
	アフリカ (1)	南アフリカ共和国 (2008)
	オセアニア (1)	豪州 (2012)
特性別 (2)	輸出企業チェックポイント (2010)、EU 権保護実務ハンドブック (2013)	

* 出所：韓国知識財産保護院資料

2016 年を基準として一日単位の紛争情報 (IP Daily) による情報提供件数は 166,060 件に上っており、

¹¹⁰ 国際知的財産権紛争情報ポータル (www.ip-navi.or.kr)

2015 年度下半期から提供し始めた判例深層分析(IP Insight)では累積 2016 年度末を基準として 135 件の米国、中国、日本、欧州の知的財産権判決に関する深層分析資料が構築されている。また IP ガイドブックは大陸別に計 26 ヶ国において特性別の二つのテーマについての「海外知的財産権保護ガイドブック」を提供している。特に、2016 年には西側の経済制裁解除で注目市場として急浮上しているイランと関連して「イランにおける知的財産権保護ガイドブック」を製作、配布した。

表 4-2-6 判例深い分析(IP-Insight)提供現状(2016 年末累積時点)

区 分	米国	中国	日本	欧州連合	合計
掲載数	73	34	22	6	135

* 出所：韓国知識財産保護院資料

6. K-ブランド保護支援

2014 年 12 月国家知識財産委員会の第 12 回本会議では中国・ASEAN 地域で多くの知的財産権関連侵害被害を受けている韓国ブランドの紛争予防及び紛争対応体系の構築のために「K-ブランド保護総合対策」を審議・議決した。本対策を遂行するために特許庁をはじめ政府の関係部処は韓国知識財産保護院内に「K-ブランド総合相談窓口」を設け、国内の主な消費財産業団体との協力による K-ブランド保護基盤を構築した。

(1) 国内消費財産業団体との協力

特許庁は関連産業の特性把握が容易で所属企業と密接な関係を保っている韓国フランチャイズ産業協会、大韓化粧品協会などを中心に K-ブランド保護支援のための協力体系を構築してきた。特に、特許庁は模倣品流通調査団の派遣、K-ブランド コンサルティングの支援などに対するニーズを発掘して支援してきた他、産業分野別海外進出に伴う知的財産権保護のための認識向上など韓国企業の知的財産権紛争予防及び紛争対応のために多様な支援事業を遂行してきた。

表 4-2-7 2016 年産業団体による K-ブランド保護支援実績 (単位：件)

区 分	化粧品	衣類	食品	フランチャイズ	計
企業相談	390	394	311	320	1,415
メディア報道	4	19	13	3	39
模倣品流通調査団派遣	2	2	2	2	8
侵害調査及び行政取締り	-	1	2	1	4
K ブランドコンサルティング	9	28	7	8	52
認識向上	4	25	3	4	36
支援事業需要発掘	5	46	3	16	70
計	414	515	341	354	1,624

* 出所：特許庁資料

今後特許庁は商標権及びデザイン権を基盤にしながら、海外進出頻度も高い産業団体を集中的に支援する事業を展開する予定である。また、企業 CEO 懇談会を定期的に開催することで韓国企業経営陣の知的財産権に対する保護認識の向上を促す予定である。

韓国の主要産業団体との知的財産保護協力の優秀事例

△韓国フランチャイズ産業協会は所属会員会社の商標を大量かつ無断で先行獲得した商標ブローカー「○○○」に対応するために被害企業間協議体を構成し、商標ブローカーの悪意的行為を立証させるなど共同で異議申請と無効審判を提起する。

△韓国食品産業協会は所属会員社の商標ブローカーによる無断先行獲得被害を随時確認して関連情報を提供し、これを韓国知識財産保護院の紛争コンサルティングと連携できるように諸般事項を案内することによって、異議申請期間内にコンサルティング受付ができるように支援する。

(2) 商標ブローカーの摘発

最近、中国・ASEAN を中心に韓流の影響と相まって韓国企業の製品が海外で大人気を博している。そこで、有名フランチャイズを中心に多くの企業が海外進出を進めている。韓国企業の成功的な海外進出のためには現地での知的財産権確保が重要である。特許庁が中国で活動している商標ブローカーを持続的にモニタリングした結果、2014 年から 2016 年まで計 46 の商標ブローカーが韓国企業の商標 1,232 個を無断で先に登録していた事実が確認されており、それによって被害をこうむった企業は 724 社に達していることが分かった。そこで、特許庁は韓国知識財産保護院と連携して被害企業に対する説明会開催、K-ブランドコンサルティング支援などを施行している。

中国商標ブローカー救済支援事業

特許庁は商標ブローカーへの対応のために法務部、外交部など政府部処及び関連機関、産業団体などと官民合同 T/F を構成して情報を共有したり対応方案を用意する一方で、商標ブローカーによる韓国企業の被害に効果的に対応するために、中国における商標保護ガイドブックを製作、配布した。



<商標ブローカーに対応するための官民 T/F 会議>



<商標ブローカー対応ガイドの作成>

今後特許庁は、中国に進出したり進出予定中の企業に対する中国語ネーミング製作を支援する他、無断

で先登録するブローカーに対し企業間共同対応協議体を構成することで法的対応を取るなど積極的な対策を行うことで、韓国企業の安定した海外進出を支える予定である。

(3) オンラインにおける模倣品モニタリング及び代理通報

この頃、韓流の人気拡散と中国のオンライン流通市場の量的成長によりオンラインを通じた韓流商品の流通も共に増加している。しかし、オンライン上の模倣品の流通による韓国企業の被害が増加しており、結果的に韓国企業の売り上げ及び信頼性の低下につながっている。そこで特許庁は韓国知識財産保護院を通して中国オンラインマーケットの模倣品の流通に対するモニタリング及び代理通報支援事業を進めている。

とりわけ韓国知識財産保護院は 2014 年 4 月中国のアリババ グループと知的財産権保護のための業務協力了解覚書(MOU)を締結し、模倣品流通防止のためのインフラを構築した他、2016 年 11 月にはオンラインマーケット業界第 2 位の京東商城との業務協力了解覚書締結により中国における模倣品流通対応体系を強固にしている。また、韓国知識財産保護院は 2016 年度中国オンラインでの模倣品モニタリング及び代理通報を支援したことで、韓国企業 38 社の模倣品販売揭示物 19,621 件を削除する成果を上げている。

中国のオンラインにおける模倣品流通対応及び協力事例

韓国知識財産保護院は中国のオンラインを通じた韓国企業の模倣品流通防止のために中国のアリババなどでの模倣品販売揭示物を代理通報して削除する一方、中国電子商取引業界第 2 位の京東商城と知的財産権保護のための業務協力了解覚書(MOU)を締結することによって、アリババ グループを含む中国のオンラインにおける模倣品流通の防止体系を設けた。



<中国のオンラインで販売された模倣品>



<中国の京東商城と知財権を保護する MOU 締結>

(4) K-ブランド保護認識向上及び成果拡散

特許庁は業種別産業団体を通して産業分野別のニーズに合わせた知的財産権保護のための認識向上セミナー及び懇談会開催を支援している。特に、産業団体所属企業及び経営陣を対象に多数の懇談会を開催

することで K-ブランド保護に対する認識を向上させ、さらに韓国企業のための知的財産権保護体系の構築に先立っている。また、特許庁は「K-ブランド保護カンファレンス開催」を通じて優秀支援事例と成果を共有し、広め、IP-DESK の移動式ブースと K-ブランド相談窓口を運営することで韓国企業の知的財産権関連サービス活用のための満足度を向上させた。

図 4-2-2 K-ブランド保護認識向上



<企業 CEO 間の懇談会開催>



<成果拡散セミナー開催>

7. 国際知的財産権紛争法律諮問支援

法務部は弁護士・弁理士・大学教授などの約 200 名からなる「海外進出中小企業法律諮問団」を構成し韓国企業を対象に知的財産権を含む総合的な法律諮問サービスを提供しており、また、知的財産権訴訟のための弁護士費用も支援している。とりわけ、中小企業の場合、知的財産権にまつわる法的問題が発生すると、企業の生き残りに直結するケースが多いため、中小企業に対する法律諮問を集中的に支援している。現在の海外進出中小企業法律諮問団を通じた法律諮問件数は 2016 年基準 1,623 件で持続的に増加している。

特に、2016 年からイラン、フランス、ロシア、ラオスなどの海外に直接「法務部ワンストップ法律相談ブース」を設置し、経済使節団参加企業を対象に無料法律諮問サービスを提供するなど韓国企業の安定した海外進出及び知的財産権紛争の予防対応を多角的に支援している。

8. 在外公館の国際知的財産権侵害対応支援

外交部は海外に進出した韓国企業の知的財産権保護支援及び競争力の向上のために、海外主要国に設けられた在外公館及び KOTRA 貿易館の IP 担当者を中心に企業の知的財産権紛争及び侵害関連の問題点を調べ、IP-DESK などを通して知的財産権侵害対応を支援している。在外公館の IP 担当者は米国・EU・中国などに、KOTRA 貿易館の IP 担当者は英国、オーストラリア、アラブ首長国連邦など 21 ヶ国に指定されている。彼らは現地で韓国企業の知的財産権紛争の現状に関する情報を収集する他、現地の政府部処との協力を強化するなど様々な知的財産権保護業務を遂行している。今後外交部は特許庁や文化体育観光部など政府関係部処との協議を重ね、知的財産権の重点支援公館を拡大するなど全方位的な知的財産権保護体系の構築と拡大に取り組んでいく予定である。

II. 海外著作権保護基盤強化

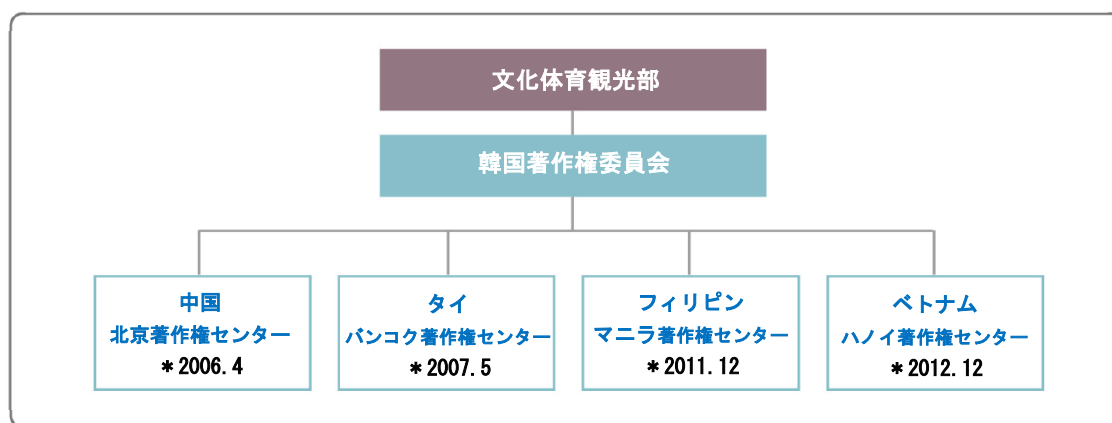
1. 海外著作権センター運営

最近、中国政府が韓国への旅行などを禁止する、いわゆる「禁韓令」が出され、韓国芸能人の中国進出が困難になっている。さらに、現地でのファンミーティングやキャスティングが取り消されるなど、相当な金銭的損失を引き起こした。このような措置により、中国を機会の土地と思っていた韓国の文化コンテンツ業界は中国の代わりにタイ、ベトナムなど、いわゆる「ポストチャイナ」と呼ばれる東南アジア国家を代案として進出戦略に変化を模索した。

それにもかかわらず、既に投資した作品、企画されたイベントなど、中国進出に取り組んできた企業などは耐えるしかなかった。これに対し、文化体育観光部は韓国著作権委員会傘下の海外著作権センターを運営することで、中韓が政府レベルで円滑な協力を持続的にするよう要請する一方、東南アジア国家とは海外著作権保護と著作物合法流通基盤づくりのためにさまざまな事業を展開した。

文化体育観光部は2006年4月には中国の北京に、2007年5月にはタイのバンコクに海外著作権センター(Copyright Center)を設置・運営することで、韓流ブームが広がった主な地域で韓国コンテンツの著作権を保護するための基盤づくりを始めた。2011年12月にはフィリピンのマニラ、2012年12月にはベトナムのハノイに海外著作権センターを追加で設置し、韓国企業の著作権保護のための支援体系を強化した。

図 4-2-3 韓国著作権委員会の海外著作権センター



* 出所：韓国著作権委員会資料

2. 海外著作権侵害対応への支援

韓国著作権委員会は海外著作権センターを通じ、海外で発生する韓国著作物の侵害及び違法流通に関連し、海外法律相談・コンサルティングを進めている。海外法律相談・コンサルティングの内容としては、

海外に進出した韓国企業のビジネス関連の契約書検討、侵害者に対する警告状の発送、侵害証拠資料の確保のための証拠保全、侵害者に対する行政処罰のための申請や民事及び刑事訴訟を提起するための法律支援など、さまざまな救済措置がある。

韓国著作権委員会は著作権者の要請を受け、海外の違法コンテンツに対する警告状の発送、証拠保全、行政処罰のための申請などを通じて、2009年から2016年まで計4,359件の救済措置を支援した。また、韓国著作権委員会は2015年11月から本格的に進めている「放送分野における中韓間の民間侵害対応ホットライン」の構築と運営を支援し、中国内のオンライン上で違法で流通している韓国の放送コンテンツを迅速に削除する成果を上げている。

表 4-2-8 海外著作権保護関連現状 (単位：件)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
海外法律コンサルティング	302	368	489	573	670	642	595	406
救済措置支援件数	114	97	365	358	1,039	852	676	858

* 出所：韓国著作権委員会資料

特に2016年の場合、韓流の主力コンテンツである韓国ドラマを違法で流通したことが問題になった。韓国著作権委員会は2015年からTV放映を控えているか、人気が高い「キラキラコンテンツ」に対する「重点保護著作物特別保護体系」を構築し、海外著作権保護のための効果的な侵害対応体系を構築した。2016年も「重点保護著作物特別保護体系」を拡大・強化した結果、計490の作品に対し19,551の侵害URLを削除する成果を上げた。

図 4-2-4 海外の主な韓流侵害サイト削除措置現状



<kodhit.com のサービス画面>

<サービス停止のメッセージ>

* 出所：韓国著作権委員会資料

3. 海外著作物合法流通環境構築

韓国著作権委員会は海外著作権保護の基盤を確立するために、韓国企業が保有するコンテンツの現地市場を確保するための海外著作権の合法的流通環境づくりを推進している。合法利用契約支援事業は、契約を「内容」と「金額」の分野に区分し、海外で韓国の著作物に対する現地の需要者を連結するなど、著作物の合法利用輸出契約支援をその内容とする。また、著作権認証事業は映画・音楽など、韓国の著作物に対する中国内での権利関係を確認して、権利証明書を発行する業務であり、この証明書は韓流コンテンツに対する侵害取締、流通契約、著作権訴訟などに活用されている。

表 4-2-9 海外著作権保護関連現状 (単位：件)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
合法利用契約支援	-	-	-	43	69	81	88	173
著作権認証	1,121	1,853	2,571	1,240	2,070	853	1,366	2,329

*出所：韓国著作権委員会資料

また、韓国著作権委員会は2016年に中国及び東南アジア合法流通促進交流会を11回開催することで、韓国国内のコンテンツ権利者と現地の流通チャンネル間でネットワーキングを構築し、合法的なコンテンツ流通契約が成立するように積極的に誘導した。

表 4-2-10 2016年合法流通促進交流会推進現状

区分	行事名	日時	場所
1	民間主導の中国著作権侵害対応交流会	16.3.9-3.11	韓国(ソウル)
2	中韓音楽著作権協力交流会	16.3.31-4.2	中国(北京)
3	中韓乳児コンテンツ著作権協力交流会	16.4.19-4.21	中国(北京)
4	中韓映像分野著作権協力交流会	16.5.9-5.11	韓国(済州島)
5	中韓音楽分野著作権協力交流会	16.5.9-5.11	韓国(済州島)
6	2016 東南アジアネットワーク構築交流会	16.7.14-7.15	タイ(バンコク)
7	中韓ゲーム著作権侵害対応のための交流会	16.8.8-8.10	中国(北京)
8	ウェブトゥーン乳児コンテンツ著作権協力交流会	16.10.24-10.29	韓国(ソウル、釜山)
9	中韓音楽著作権協力交流会	16.11.16-11.18	中国(北京)
10	中韓映像分野著作権協力ホットライン交流会	16.12.4-12.7	中国(広州)
11	2016 韓国 - ベトナム著作権侵害対応交流会	16.12.14-12.16	韓国(ソウル)

*出所：韓国著作権委員会資料

4. 海外著作権情報提供拡大

韓国著作権委員会では公正利用ポータル¹¹¹内の「海外著作権情報プラス」サイトを通じ、最新の海外著作権に関する情報提供を行うことで、韓国コンテンツ企業の円滑な海外進出及び著作権侵害に効果的に対応するための該当国家の著作権法制に関する情報などの関連資料を支援する。海外著作権情報プラスは韓国企業の海外著作権保護のためのオンラインインフラであり、アメリカ・日本・中国・東南アジア国家など、海外主要国の著作権情報を通じ、各国の著作権法制、著作権登録制度及び手続き、関連機関に対する情報などを提供している。

表 4-2-11 海外著作権に関する情報提供の現状

年度	合計	海外センター ニュース	動向 レポート	フォーラム /行事案内	資料室	ニュース レター	海外著作権 相談 FAQ	海外著作権 登録相談 FAQ	公知 事項
2015	389	109	254	6	12	7	0	0	0
2016	460	57	248	6	14	7	114	12	2

* 出所：韓国著作権委員会資料

¹¹¹ 韓国著作権委員会、公正利用ポータルホームページ (www.copyright.or.kr/fairuse)

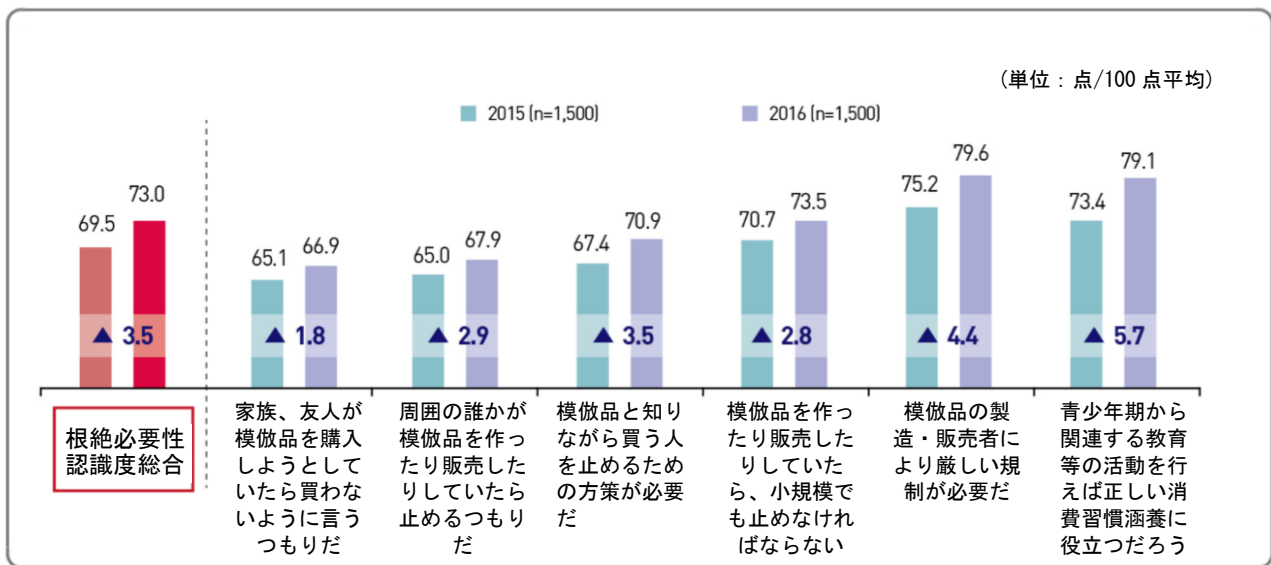
03 知的財産尊重文化拡散の取り組み

I. 産業財産権

1. 消費者の認識改善の必要性

特許庁と韓国知識財産保護院による「2016 知的財産保護についての国民の認識度調査」によると、模倣品問題への認識度は前年の 79.8 点から 2.3 点増えた 82.1 点、根絶必要性の認識度は前年の 69.5 点から 3.5 点増加した 73 点と、2011 年以降持続的な上昇傾向を見せており、知的財産保護に対する消費者の認識が肯定的に変化していることが明らかになった。特に今回の認識度調査によると、模倣品の根絶に関して「模倣品の製造・販売者に対する厳しい規制(79.6 点)」と「正しい消費文化定着のための青少年を対象とした教育(79.1 点)」の必要性への認識度が高く、模倣品根絶のための政府の積極的な対応と努力の必要性が提起されている。

図 4-3-1 模倣品に対する消費者の根絶必要性認識度



* 出所：特許庁韓国知識財産保護院、「2016 知的財産保護についての国民の認識度調査」

これに伴い、特許庁と韓国知識財産保護院は産業財産権保護の重要性に対する国民の認識向上と産業財産権が尊重される社会の雰囲気づくりのために全国的なキャンペーン、消費者・青少年教育、報道機関を活用した広報活動など様々な活動を推進している。

表 4-3-1 消費者の認識を高める事業活動

(単位：回、人)

区 分	2012	2013	2014	2015	2016
消費者教育回数	21	22	33	4	9
ブログ訪問者数(年間累積)	1,667,120	2,358,557	3,337,754	4,239,470	4,691,232
SNS 関心者数(年間累積)*	9,560	11,509	14,650	14,921	18,992

* SNS 関心者数はツイッターのフォロワー数、フェイスブックの「いいね!」の数、及びカカオストーリーのお知らせを受け取る友だちの数の合計

* 出所：韓国知識財産保護院資料

2. 国民認識向上のための広報活動

(1) 知的財産保護の国民公募展開催

特許庁は模倣品の購入・技術奪取など知的財産の侵害に対する一般大衆の遵法意識を強化し、知的財産保護への認識を広げるため、2016年に「知的財産保護国民公募展」を開催した。今回の公募展は産業財産権の保護に対する正しい認識と行動の変化を促し、情報提供できるような内容をテーマに、全国民を対象に誰でも UCC(User Created Content)及びカードニュース(スマートフォンの画面で見やすいカード型のニュース記事)を作ることによって参加できるようにしたため、創意的な内容の様々な作品の応募があった。

UCC(User Created Content)大賞には燕巖・朴趾源が『熱河日記』に記した清国の「偽物の清心丸の話」をヒントに、模倣品の問題は昔からある深刻な社会的イシューであることを訴えた「誤った商標探し」が選ばれ、カードニュース大賞には飲食店の商号に関する商標ブローカー問題を通して正当な知的財産権を保護しようというメッセージを伝えた「キムおばあさんの食堂で何が起きたのだろうか」が選ばれた。

図 4-3-2 知的財産保護国民公募展の開催



(2) 知的財産尊重文化拡散キャンペーンを実施

特許庁はソウル地域を中心に行われた知的財産保護キャンペーンを知的財産産業先導都市である大田・忠清地域に拡大し、地域市民の直接参加を通して、知的財産権への尊重意識を向上させ、その共感が拡散するよう取り組んだ。本キャンペーンでは地域の中高校生及び大学生を対象に知的財産権の基本概念、及び権利保護の重要性など、事例中心の教育を実施するとともに、知的財産保護のスローガンづくりやアンケート調査ボードの製作、知的財産保護に関する署名運動など、自ら知的財産保護のメッセージを伝える活動に参加してもらった。

図 4-3-3 知的財産尊重文化拡散キャンペーン



(3) メディアを活用した広報活動

特許庁は一般大衆が知的財産保護の重要性に共感できるような様々なオンライン・オフラインコンテンツを製作し広報することで、政府の知的財産保護政策への好感度を高め、正規品使用の必要性などに対する認識を広めている。特にテレビ、ラジオ、公共交通機関などの様々な媒体を活用した公益広告キャンペーンを展開しつつ、ブログ及び SNS を運営してオンラインコミュニティのユーザーと双方向でコミュニケーションするなど、知的財産尊重文化を拡散させるための様々な広報活動を推進している。

図 4-3-4 広報映像の製作

図 4-3-5 公益広告の放映



(4) 現場適応型知的財産保護教育

1) 青少年の教育

特許庁は、これから消費者階層になる青少年に知的財産権保護の重要性に対する事前教育を実施し、健全な消費意識の育成と模倣品購買根絶の実践を促すために、知的財産保護キャンプのような体験学習も進めている。また、特許庁は学校現場での教育を通じて知的財産を尊重する文化が広がるように段階別の知的財産保護についての教員用指導書と学生用ワークブックを開発して普及させ、教員らを対象に知的財産保護についての職務研修を実施することで、青少年のための知的財産保護教育が学校現場で活性化するように努めている。

図 4-3-6 知的財産保護キャンプ及び教員向け職務研修



表 4-3-2 知的財産保護についての青少年教育用コンテンツ

	コンテンツ	主要内容
2012 標準教案	 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「正規品使用の実践教育 Good-bye 偽物」の標準教案 - 体系的で円滑な授業進行と教員の便宜性を図った知的財産権保護のための標準教案
2013 漫画図書	 	<ul style="list-style-type: none"> ■ キキ&ポポ 童話の国の正規品遠征隊 「模倣品で汚された童話の国を救え」 - 幼少期の児童を対象に、正規品使用の必要性についての正しい意識を育てて健全な消費文化を拡散するための漫画図書
2014 教員用 教材	 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教員のための知的財産保護教育の指針 「知的財産保護コンサート 探求と実践」 - 知的財産権保護教育についての教員の専門性と学習活用価値を高めるための理論学習と実践学習から構成された教員用教材

<p>2015 教員・ 学生用 教材</p>		<p>■ キキ&ポポと行く、知的財産保護テーマ旅行</p> <ul style="list-style-type: none"> - 幼少期の児童が知的財産保護の重要性を知り、実生活で知的財産を尊重する精神を広く伝え、実践しようという意志が生まれるように構成された教材
<p>2016 教員用 教材</p>		<p>■ 知的財産保護メンタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> - 高校生を対象に、知的財産保護への理解と意識を育てるために全般的な基礎学習と探求・実践を中心とした内容で構成された高等学校の教員用教材

2) 消費者教育

特許庁は、知的財産の保護、模倣品の違法性などに関する情報を得る機会が十分でない一般大衆を対象に、模倣品の購買を根絶するための知的財産保護教育を実施している。特に一般消費者を対象に知的財産保護への認識を効果的に向上させられるよう、特許庁は韓国消費者院と2015年に、業務協約を締結して韓国消費者院の実務研修プログラムと連携した知的財産保護教育を実施した。また、知的財産権の概念、知的財産保護の重要性など、消費者の立場で理解しやすく日常生活で活用できる漫画形式の図書を配布することで、消費者団体・消費者院のモデルスクールの教員・学生の保護者などから大きな反響を得ながら、知的財産尊重意識の裾野を広げる取り組みを推進している。

(5) 関連機関との協力拡大

2016年、特許庁は知的財産保護に対する認識の裾野を広げるために、地方自治体の公務員、日本の特許庁、政策記者団など関連機関との業務協力と交流拡大を推進した。「知的財産権保護担当地方自治体公務員の能力強化教育」に参加する地方自治体の公務員及び関係者を対象に、他部処と関連機関の知的財産保護政策を案内して業務協力策を設け、日本の特許庁及びJETRO関係者との「日韓知的財産尊重文化拡散政策業務懇談会」を通じて両国の知的財産保護に関する青少年教育、国民参加キャンペーン、及びその他の政策に関する現況をチェックし、国家間の業務交流活性化を図った。

また、特許庁は政策記者団を対象に、模倣品と正規品の見分け方、知的財産の権利保護の重要性などについて案内する「知的財産保護政策説明会」を開催することで、正しい消費文化を促進し、知的財産を尊重する意識を高められるようなコンテンツの製作・拡散に努めた。

Ⅱ. 著作権

1. 著作権認識の裾野を拡大する教育

(1) 学生を対象とした著作権教育

小・中・高校生を対象とした著作権教育強化のための様々なプログラムが運営されているが、まず「著作権体験教室」は、体験中心の著作権教育活動を通して青少年の著作権意識の向上を図るプログラムで、創意的体験活動など学校の正規教育課程内の特別活動時間に 6 時間以上の著作権教育を行い、学生たちの著作権認識を強化している。2006 年に首都圏にある 20 の教室でスタートし、2016 年には全国 283 の教室まで拡大され、運営されている。

表 4-3-3 著作権体験教室運営状況

(単位：教室、人)

区分	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
教室数	20	20	79	117	198	99	100	193	195	294	283
教育											
学生	921	745	3,479	4,095	10,669	5,827	6,997	8,996	8,790	12,762	11,558
人数											
教員	20	20	79	120	151	79	74	148	148	297	283

* 出所：韓国著作権委員会資料

図 4-3-7 著作権体験教室



次に、「訪れる(出張型)著作権教育(学生)」は小・中・高等学校での著作権教育需要に対応し、著作権教育の拡散を通じた青少年の著作権認識度向上を目的として、学校から要請がある場合に講師が直接訪問して教育を実施するプログラムである。韓国著作権委員会で養成した著作権青年講師が直接学校を訪問して 2 時間にわたって青少年の目線に合わせた教育を行っている。2016 年には 396,460 人の学生がこのプログラムを通して著作権教育を受けた。

表 4-3-4 訪れる著作権教育(学生)運営状況

(単位：人、回)

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
教育人数	14,265	74,938	254,130	294,035	354,868	354,299	376,330	393,063	396,460
教育回数	19	130	2,028	3,008	3,016	7,981	8,314	8,940	10,418

* 出所：韓国著作権委員会資料

小・中・高校生の著作権保護に対する認識レベルを把握し、正しい認識を与えられる方法を模索するために、2010年から「著作権意識調査」が実施されている。2016年の調査結果によると、小・中・高校生の著作権指数は80.1点であったが、2015年に比べて著作権指数は1.5点、著作権認識指数は1.1点、著作権意識指数は2.0点上昇した。特に著作権教育を経験した学生については82.0点で、経験していない学生が79.3点であったことが判明し、学校現場で青少年の著作権教育を拡大する必要性があるとの分析がなされた。

表 4-3-5 青少年著作権意識調査

(単位：点)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
著作権指数	71.1	73.8	75.1	74.1	76.4	78.6	80.1
著作権認識指数	74.9	77.4	78.6	75.3	79.2	79.7	80.8
著作権意識指数	67.4	70.2	71.7	72.9	73.7	77.5	79.5

* 著作権指数：著作権認識指数＋著作権意識指数

* 著作権認識指数：正しい著作権知識の有無から算出する指数

* 著作権意識指数：正しい著作物利用に対する倫理的態度から算出する指数

* 出所：韓国著作権委員会資料

表 4-3-6 2016年の著作権教育を受けた経験の有無による点数差

(単位：点)

区分		著作権指数	著作権認識	著作権意識
全体		80.1	80.8	79.5
教育を	あり	82	83.7	80.2
受けた経験	なし	79.3	79.4	79.2

* 出所：韓国著作権委員会資料

(2)成人を対象とした著作権教育

成人を対象とした「訪れる著作権教育(成人)」は、企業、公共機関、文化芸術家などの対象別に、実務現場で必要な著作権教育を行うために現場のニーズに合わせて進めるプログラムである。2016年には合計354回、18,937人に教育が実施された。

表 4-3-7 訪れる著作権教育(成人)の運営状況

(単位：人、回)

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
教育人数	7,340	19,039	28,726	21,473	18,844	16,951	18,292	14,855	18,937
教育回数	10	244	431	403	358	371	313	274	354

* 出所：韓国著作権委員会資料

また、文化芸術家などに必要な著作権の概念と契約上の留意事項などを明確に認識させることで、創作現場での著作権紛争を未然に防ぎ、著作権契約に関する実務対応力を向上させる目的で、文化芸術家を対象とした「訪れる著作権教育」が実施されている。2016年には実施エリアを全国に拡大して25回、1,066人に対する教育が行われた。

表 4-3-8 文化芸術家対象、訪れる著作権教育(成人)の運営状況

(単位：人、回)

区分	2012	2013	2014	2015	2016
教育人数	376	100	300	708	1,066
教育回数	9	5	8	12	25

* 出所：韓国著作権委員会資料

図 4-3-8 文化芸術家など著作権認識の強化が必要な層を対象とした著作権教育



「大学内著作権教養科目開設事業」は、論文と報告書の盗作、教材の違法コピーなど大学の周辺で著作物の違法複製が増加し続けているにも関わらず、大学内の著作権教育が不十分だという実情を考慮し、大学生の著作権認識向上策として大学内に著作権講座を開設する事業である。2016年まで21の大学で合計7,403人が受講した。

表 4-3-9 大学内著作権教養科目の開設現況

年度	地域	学校数	運営大学
2016 (1 学期)	首都圏	7	徳成女子大学校、祥明大学校、仁徳大学教、東亜放送芸術大学教、ソウル芸術大学校、世宗大学校、崇実大学校
	忠 清	1	鮮文大学校
	全 羅	3	南部大学校、全南大学校、朝鮮大学校
	慶 尚	4	東国大学校、慶一大学校、威徳大学校、大邱大学校
	江 原	1	江陵原州大学校
2016 (2 学期)	首都圏	2	ソウル芸術大学校、崇実大学校
	忠 清	1	鮮文大学校
	慶 尚	4	東国大学校、慶一大学校、威徳大学校、大邱大学校
	江 原	1	江陵原州大学校

* 出所：韓国著作権委員会資料

「大学連携創意人材著作権専門講座」は、大学に著作権講座を開設することで文化芸術などの分野において、著作権知識を備えたクリエイティブな人材を育てることを目的としたものである。芸術系専門大学、一般大学、又は大学院を対象として2016年に運営を始め、慶尚大学校、祥明大学校、淑明女子大学校、全南大学校、弘益大学校の5つの学校で711人が教育を受けた。

(3) 著作権教育研修

「市・道教育庁著作権研修」は全国の市・道の教育庁、教育支援機関などの著作権関連担当者を対象に、著作権教育の必要性に対する認識を共有して学校現場での著作権教育に対する協力・拡散を促すための研修プログラムである。本研修は著作権関連教育の計画・情報・研修担当者に、学生たちへの著作権認識向上教育の動機を与えるべく、学校の著作権教育の必要性を共感できるような構成になっている。2016年には60人が参加した。

表 4-3-10 市・道教育庁著作権研修の運営状況

(単位：人)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
修了人数	26	183	45	23	53	64	45	60

* 出所：韓国著作権委員会資料

「教科書執筆陣著作権研修」は、国・検定・認定教科用図書の執筆陣を対象に、著作権に対する専門的理解を助けて執筆時の留意点を習得させ、著作権関連内容が教科書の中で効果的に扱われるようにすることにより、学校の教育課程で著作権教育の基礎を固められるようにするという目的を有している。この研修は2009年から施行されており、2016年には36人が参加した。

表 4-3-11 教科書執筆陣著作権研修の運営状況

(単位：人)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
修了人数	44	221	135	212	14	71	52	36

* 出所：韓国著作権委員会資料

「放送作家著作権研修」は一般大衆に影響力を持つ放送媒体で活躍しているドラマ・芸能・TV の構成作家などを対象にした研修で、放送コンテンツの盗作及び作家と放送・映画社間の著作権関連紛争を未然に防止し、著作権に関する認識向上の一助となることが目的である。2016 年には 22 人が参加した。

表 4-3-12 放送作家著作権研修の運営状況

(単位：人)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
修了人数	32	42	31	33	22	21	22

* 出所：韓国著作権委員会資料

「教員職務研修」は教員が学生より先に著作権の重要性を認識し、学生たちに正しい著作物利用文化を伝えることができるように教員を対象として運営される教育研修プログラムである。全国の小・中学校教員を対象に著作権関連の法制度と理論、実務に関する様々な講義やコンテンツを提供し、正しい著作物利用方法などを習得させることで教員の職能を引き上げることを目的としている。2016 年度には合計 74 人がこの教育を履修した。

表 4-3-13 教員職務研修の修了状況

(単位：人)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
修了人数	80	61	46	57	40	74

* 出所：韓国著作権委員会資料

「遠隔教員職務研修」は学校現場中心の内容に特化した著作権に関する職務研修を遠隔から受けられるように 2010 年から運営されている。韓国著作権委員会の遠隔教育研修院は 2010 年 7 月に教育部から遠隔研修院としての認可を受けて運営を始め、以降 2016 年現在まで 7 つの課程を運営している。教育課程の内訳は、1 単位が 4 つ、2 単位が 1 つ、3 単位が 2 つとなっている。本課程を通して 2016 年に 10,473 人が教育を履修した。

表 4-3-14 遠隔教員職務研修の修了状況

(単位：人)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
修了人数	10,525	13,813	7,426	10,848	9,267	10,473

* 出所：韓国著作権委員会資料

(4) 著作権教育条件付き起訴猶予制教育

「著作権教育条件付き起訴猶予制」とは、軽微な著作権侵害の違反者に対して著作権教育の機会を与えて再犯の発生を予防するためのプログラムで、著作権侵害違反者のうち前科がなく偶発的に著作権法を違反した場合に、検事の判断で1回に限り著作権教育の機会を与え、教育を受けた者については起訴猶予処分にする制度である。青少年を対象とした「著作権教育条件付き起訴猶予制」教育は、2014年まで毎年減少していたが、2014年から小幅な増加傾向を見せている。

表 4-3-15 著作権教育条件付き起訴猶予制教育(青少年)の実施状況 (単位：人)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
教育人数	320	47	76	96	31	19	23	26

* 出所：韓国著作権委員会資料

また、成人を対象とした「著作権起訴猶予制教育」は、青少年の場合と同様に著作権侵害違反者のうち検察庁が起訴猶予処分を条件にして韓国著作権委員会に教育を依頼した者を対象に、1日8時間、年中問わず運営されている。2016年には1,979人がこの教育を受けた。

表 4-3-16 著作権教育条件付き起訴猶予制教育(成人)の実施状況 (単位：人)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
教育人数	7,492	3,397	2,581	2,760	2,395	2,442	2,343	1,979

* 出所：韓国著作権委員会資料

(5) オンライン著作権教育

韓国著作権委員会は、青少年に正しい著作物利用文化を広めるためのオンライン著作権教育課程を運営している。小学生と中学生を対象にした教育課程である「著作権と友達になります」は、青少年の著作権に対する認識を鼓吹し、正しい著作物利用方法を習得してもらうために、家庭・学校・公共の場で守るべき著作権エチケットについての教育を事例中心に行っている。また、中学生と高校生を対象にした教育課程である「必ず知っておくべき学校の中の著作権の話」は中高生が知っておくべき正しい著作物の利用方法についての教育を実施している。

表 4-3-17 オンライン青少年著作権教育の実施状況 (単位：人)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
履修人数	804	1,462	122	2,347	2,603	2,504

* 出所：韓国著作権委員会資料

成人対象のオンライン教育は、大学生と一般人を中心に行われている。大学生が対象のオンライン教育では、大学での著作権侵害の予防と正しい著作物利用文化の拡散を目的とした「大学生のための著作権ノート」課程、学校の授業で利用できる教育課程である「大学生のための著作権教養講座」が開かれている。そして一般人が対象のオンライン教育では、著作権に対する認識の改善を目標に、著作物利用環境の変化に合わせて新たに全面的改編をし、「日常生活編」、「会社/学校編」、「インターネット/娯楽編」など、様々な状況に合った教育内容を開発し運営している。

表 4-3-18 大学生及び一般人向けオンライン著作権教育の実施状況 (単位：人)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
履修人数	361	258	281	3,545	4,250	4,060	5,729

* 出所：韓国著作権委員会資料

さらに、「オンライン保護者著作権教育プログラム」は初等・中等教育期の子を持つ保護者が直面し得る著作権問題を解決する方法や、著作物を正しく利用する方法などについて教育するプログラムで、保護者の著作権に対する認識を高めることで、その影響が子供にも及ぶという点に重きを置いている。「オンライン保護者著作権教育課程」は韓国著作権委員会の遠隔教育研修院のサイトで運営されており、初等保護者用と中等保護者用の「著作権！もはや基本です」などの課程からなっている。

表 4-3-19 オンライン保護者著作権教育の実施状況 (単位：人)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
履修人数	329	855	11	30	41	31

* 出所：韓国著作権委員会資料

オンラインで実施される「産業従事者対象教育課程」は、著作権関連産業従事者の職能と著作権認識の向上を目指して運営されている。2014年には個人事業主のクリエイターや漫画(ウェブトゥーン)製作者向けの課程が追加され、2016年には図書館業務従事者、青少年及びシニアクリエイターのための3つのコンテンツが新たに開発された。産業従事者対象の教育課程は、学習者の利便性向上のために2013年から全ての課程をモバイル端末からも受講できるようにしている。

表 4-3-20 産業従事者 e ラーニング教育の運営実績 (単位：人)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
履修人数	675	778	652	5,149	8,761	14,869	16,545

* 出所：韓国著作権委員会資料

「公共分野オンライン教育」は政府・地方自治体・公共機関の関係者を対象に、公共分野における著作権侵害紛争の発生に備えた教育として運営されている。2016年には公共機関従事者のための教育課程を

新たに開発し運営している。

表 4-3-21 公共分野オンライン課程の修了状況

(単位：人)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
修了人数	223	248	232	255	1,365	1,324	1,385	965

* 出所：韓国著作権委員会資料

(6) 著作権現場職能向上課程

国家人的資源開発コンソーシアムを通じた「著作権現場職能向上課程」は、著作権関連分野従事者に著作権法制及び実務に関する知識を教えることで、現場での公正な著作権認識基盤を強化する深化教育課程である。この教育課程は、著作権総合入門課程、分野別事例練習、契約実務課程などからなる。

表 4-3-22 2015 年著作権現場職能向上課程の運営状況

(単位：人)

課程	著作権総合入門				制度理解	分野別事例練習・契約実務						事例著作権	総合深化	盗作	SWライセンス	合計
	1期	2期	3期	4期		インターネット	出版	音楽	放送映像	SW						
修了人数	21	21	14	11	32	21	41	34	37	10	47	19	51	52	289	

* 出所：韓国著作権委員会資料

(7) 著作権教育講師の養成

韓国著作権委員会は2007年から著作権教育を行う講師の人材プールを管理し、専門化・細分化する教育需要に対対応している。著作権分野の講師は専門講師、入門講師、青年講師に分類され、それぞれの講師が教育対象者に合った教育プログラムを実施している。特に青年講師は青少年向けの教育需要の大部分である約85%を担っている。著作権講師の委嘱期間は1年で、講師の資質と水準を維持するために講師の活動評価と補修教育を持続的に行なっている。

表 4-3-23 青年講師養成の数

(単位：人)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
専門講師	22	36	18	34	55	67
入門講師	23	51	20	47	56	59
青年講師	83	109	138	143	124	140

* 出所：韓国著作権委員会資料

2. 著作権広報活動

(1) 著作権キャンペーンプランド広報活動

2016年2月17日、韓国著作権委員会は2015年に開発された著作権キャンペーンプランド「パンドゥ©」(「正しい」を意味する単語「パンドゥッ」、「必ず」を意味する単語「パンドゥシ」に由来)の宣布式をソウルの産業振興院で行うことで、著作権広報活動の強化に取り組んだ。また、著作権キャンペーンプランド「パンドゥ©」の大衆媒体での活用を通じた広報活動も展開され、地上波TV、ケーブルTV、IPTVで同キャンペーンが放映され、映画館のスクリーン広告にも関連映像が流れた。

表 4-3-24 パンドゥ©広報映像の放映状況

(単位：回)

区分	地上波	CATV	IPTV	映画館	合計
放映媒体	EBS	KBS・MBCドラマ、tvN、 M-net、JTBC、MBN、TV朝鮮、 チャンネルA、聯合ニュース	U+tv、Btv、olleh tv、 デジタルVOD	CGV ロッテ シネマ	16 チャンネル
放映回数	40	866	1,145,992	14,000	1,160,898

* 出所：韓国著作権委員会資料

また、「パンドゥ©」を活用した著作権広報活動として、オン・オフラインキャンペーンも実施した。ウェブトゥーンやIPTVでコンテンツを購入した利用者を対象に、「パンドゥ©」の広報映像を視聴すると景品が抽選で当たるといったオンラインキャンペーンの実施とともに、コンテンツ関連行事の期間中は、「パンドゥ©」のオブジェの前での写真撮影、広報映像を活用したクイズ大会などのオフラインキャンペーンも行われた。

図 4-3-9 著作権キャンペーン「パンドゥ©」の広報活動



(2) 著作権ウェブドラマの製作

韓国著作権委員会は10代、20代の目線に合わせ、日常生活でよく触れる著作権に関する疑問を具体的にドラマ化した著作権ウェブドラマを2016年6月から製作し放送した。「モミンの部屋」というタイトルのウェブドラマは各15分の全7話(デジタルプラットホームバージョンは14話)で、ケーブルTVの映画専門チャンネル(OCN)やネイバーTVキャストなどのデジタル媒体7ヶ所以上で放送され、190万以上の露出回数を記録した。

図 4-3-10 ウェブドラマ「モミンの部屋」



(3) SNS での広報活動

韓国著作権委員会はオンラインでの著作権広報活動を持続的に推進するため、フェイスブックやブログ、ユーチューブなどの SNS チャンネルと著作権記者団を運営している。特に韓国著作権委員会はパンドウシ©キャンペーンを身近に感じてもらうために「パンドウシ」というキャラクターを製作して著作権情報を親しみやすい形で伝え、フェイスブックでは、コンテンツの制作方法を読みやすいカード型に変更してコンテンツの質を高めるなど、広報効果を上げるために取り組んだ。

表 4-3-25 SNS チャンネル運営の主要成果

(単位：数)

区分	2012	2013	2014	2015	2016
フェイスブック(いいね!の数)	1,433	7,922	9,301	9,919	10,764
YouTube(総再生数)	-	-	6,598	410,642	442,601
ブログ(総閲覧数)	-	-	-	56,807	181,336

* 出所：韓国著作権委員会資料

大学生からなる著作権 SNS 記者団は、創作者の権利保護と著作物の公正利用というメッセージを SNS で共有し、正しい著作権文化づくりを主導する役割を果たしている。

表 4-3-26 著作権記者団の運営状況

(単位：人)

区分	2012	2013	2014	2015	2016
フェイスブック	37	23	20	24	23

* 出所：韓国著作権委員会資料

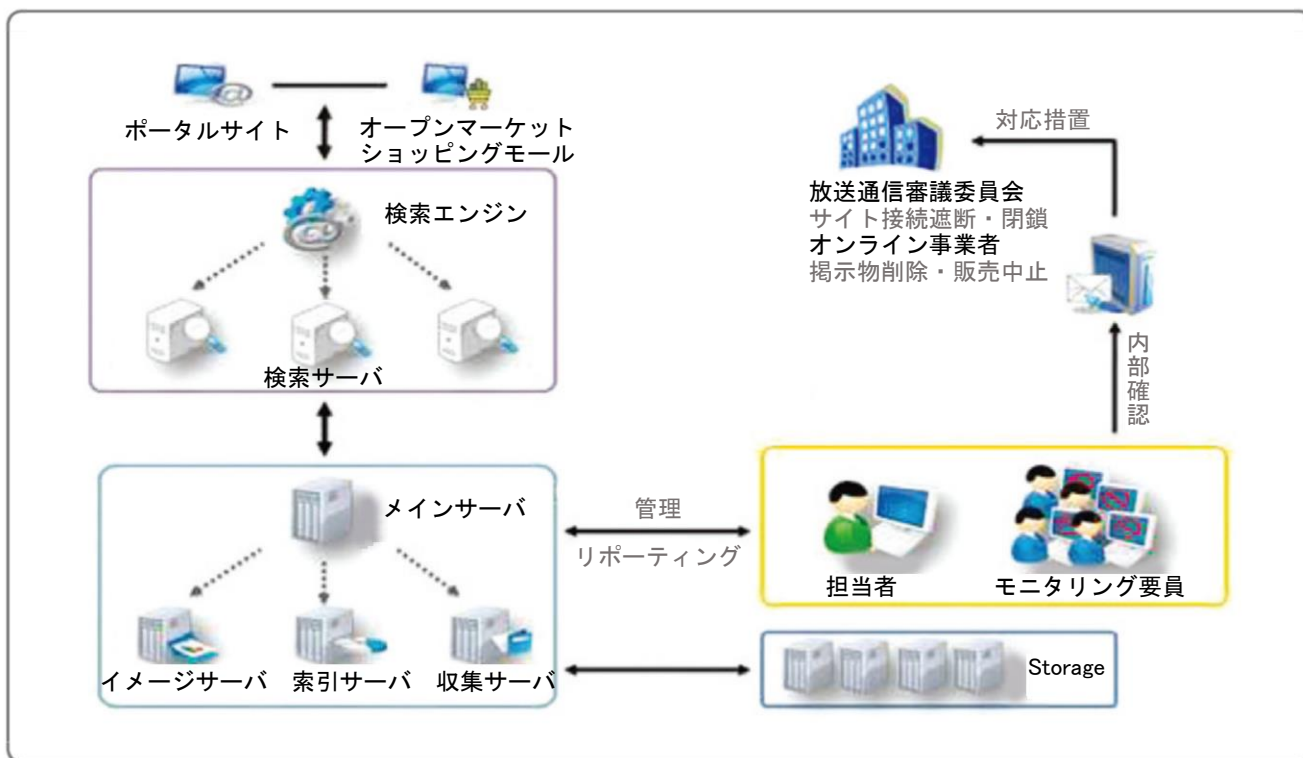
04 知的財産保護技術の高度化

I. 産業財産権保護技術の高度化

1. 模倣品モニタリングシステム

特許庁はインターネット上での模倣品流通を防止するために韓国知識財産保護院にオンラインモニタリングシステム(Intellectual Property Online Monitoring System ; IPOMS)の運営を委託し、模倣品販売などの不正競争行為に対して常時モニタリングを実施している。IPOMS は韓国の有名なオープンマーケットと個人ショッピングモールを対象に模倣品流通情報を常時収集し、これらの販売情報を削除することなどを目的に構築された。2016 年には、モバイル端末を基盤としたオープンマーケットの模倣品流通情報の収集機能、模倣品識別キーワードを基準にした検索、模倣品販売開始の情報収集及び情報イメージの保存、マーケット別の通報資料生成機能などを開発することで、取り締まりの死角を最小限にする取り組みを行った。

図 4-4-1 オンラインモニタリングシステムの運営フロー



* 出所：韓国知識財産保護院資料

表 4-4-1 オンライン模倣品の取り締まり実績

(単位：件)

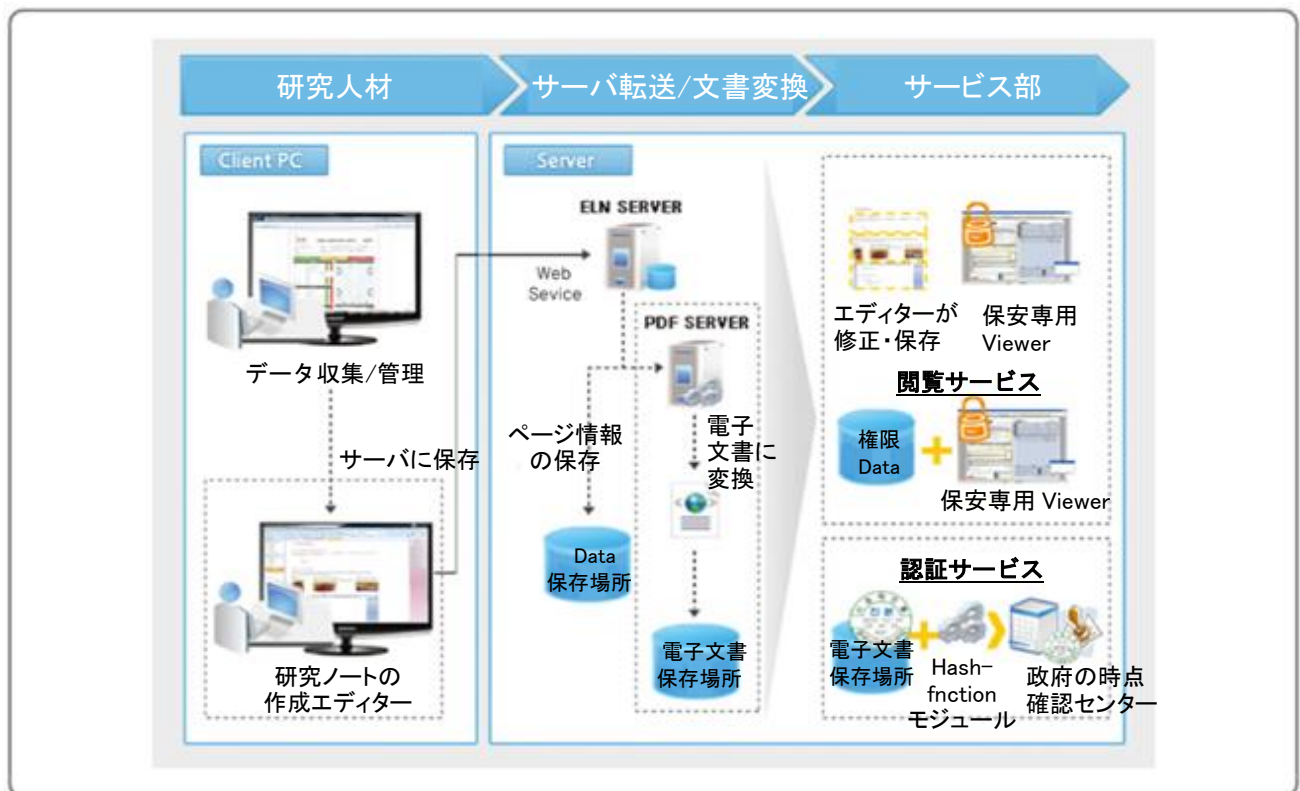
区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016
オープンマーケット	3,566	4,256	4,422	3,543	3,275	3,007
ポータルサイト	-	-	-	1,325	1,607	1,709
SNS	-	-	-	480	791	1,172
個人ショッピングモール	364	505	828	454	418	368

* 出所：韓国知識財産保護院資料

2. 電子研究ノート

幹細胞の研究、クローンオオカミの事件などをきっかけに、研究倫理及び研究過程管理の重要性に注目が集まり、研究の実行開始段階から知的財産化段階に至るまでの研究の過程と結果を記録した「研究ノート」の作成が奨励されている。特に2011年以降、「国家研究開発事業の管理などに関する規定」に従い、政府の研究開発事業を行う研究員の研究ノート作成が義務付けられた。特許庁は企業が研究に関連した特許を登録したり、特許紛争が発生した時に法的根拠として有効活用したりできるように「電子研究ノート」を開発し普及させている。電子研究ノートは電子文書の形で関連内容を記録・保存することで、作成日時認証といった研究情報の記録時点と偽造及び改ざんの有無を簡単に確認できるというメリットがある。研究ノートの作成内容は30年間保存される。

図 4-4-1 電子研究ノート サービス運営手続き



* 出所 : 研究ノート拡散支援本部ホームページ(www.e-note.or.kr)

Ⅱ. 著作権保護技術の高度化

1. 著作権保護技術の開発

第4次産業革命の到来に伴い、超連結（ハイパーコネクテッド）環境における新たな著作権問題が台頭しており、またプラットフォーム・デバイス・ネットワーク技術の革新により、スマート機器を通じたコンテンツ利用が拡大し、モバイル端末を通じたコンテンツ消費が増えるなかで、いつでもどこでも著作権侵害が発生する危険が高まっている。このような新たなデジタル環境で、創作者を保護し、利用者の校正な利用を保障するとともに、著作権侵害を効果的に防ぐための著作権保護技術が開発されている。文化体育館観光部は2011年3月に韓国著作権委員会を著作権技術 R&D 専門機関に指定し、著作権の保護と利用活性化を目的とした革新サービス技術を開発するための関連 R&D 事業を推進している。

2011年から始まった著作権技術 R&D 事業は、26の課題を推進することで、196件の特許出願、90件の特許登録、128件の技術料という成果を上げた。2016年にはモバイルストリーミングの著作権保護技術、オープンソースライセンスの保護及び流通活性化技術、ウェブトゥーンコンテンツの保護技術など、新たな5つの課題を含む12の課題が進められた。また R&D 研究結果の死蔵を防止し商用化を増やすために、2012年から2016年までに技術実用化支援事業も7件推進された。

表 4-4-2 最近の著作権技術の研究開発状況

(単位: 件)

区分	研究開発課題名	事業期間
著作権 技術開発	EPUB SCP 技術の開発及び国際標準化	3年(2014-16)
	国家標準識別体系(UCI)付着情報の確認による著作物追跡管理技術の開発	3年(2014-16)
	3D映像及び動画の著作権保護のためのデジタルウォーターマーキング技術の開発	3年(2014-16)
	国家研究報告書著作権管理体系サービスの研究	3年(2014-16)
	関連著作物検索と著作権侵害を防ぐための予測探知技術の開発	3年(2015-17)
	UHD放送コンテンツの著作権を保護するためにリアルタイムの放送に適用できる高性能なウォーターマーキングの挿入及び検出システムの開発	3年(2015-17)
	クラウド基盤メディアサービス向けの著作権保護技術連動及びサービスプラットフォームの開発	3年(2015-17)
	モバイル環境のストリーミングサービスにおける音源及び映像の自動モニタリング技術	2年(2016-17)
	モバイル及びIoTデバイス向けのソフトウェア基盤の資源効率を最適化した著作権技術フレームワークの開発	3年(2016-18)
	ウェブトゥーン著作物の識別技術及び海外遠隔モニタリングサーバ管理技術の開発	3年(2016-18)
	オープンソース SW ライセンスの保護環境における健全なオープンソース SW の流通活性化を保障するための技術開発	3年(2016-18)
クラウド基盤コンテンツの著作権保護技術開発	1年(2016)	
技術実用化	著作権追跡管理技術を活用した教育コンテンツのハブ構築	1年(2016)
支援	ブックスキャン著作権管理システムの開発及びサービス適用	1年(2016)

*出所: 韓国著作権委員会資料

2. 著作権技術性能評価と適用

著作権技術性能評価とは、特徴基盤フィルタリング技術¹¹²業者の技術水準を点検し、ウェブハード、P2Pなどを通して流通する違法コンテンツを効率的に遮断できるように、これに対する評価と基準を提示するサービスである。これは技術水準の信頼性を確保し、実効性ある技術的措置を拡大することで社会的葛藤を解消し、健全な著作物流通環境を作ることを目的としている。韓国著作権委員会は、ウェブハード登録制の施行に伴い、特徴基盤フィルタリング技術の性能評価の基準とこれに関する指針を立てている。

¹¹² イメージ(Image)、オーディオ(Audio)、ビデオ(Video)といったコンテンツや、それらが組み合わさったマルチメディアコンテンツからコンテンツが持つ固有の特徴を抽出し、抽出された情報をデータベースに構築して、これをもとに検索する技術」のこと。

表 4-4-3 著作権性能評価確認書の発行状況

(単位：件)

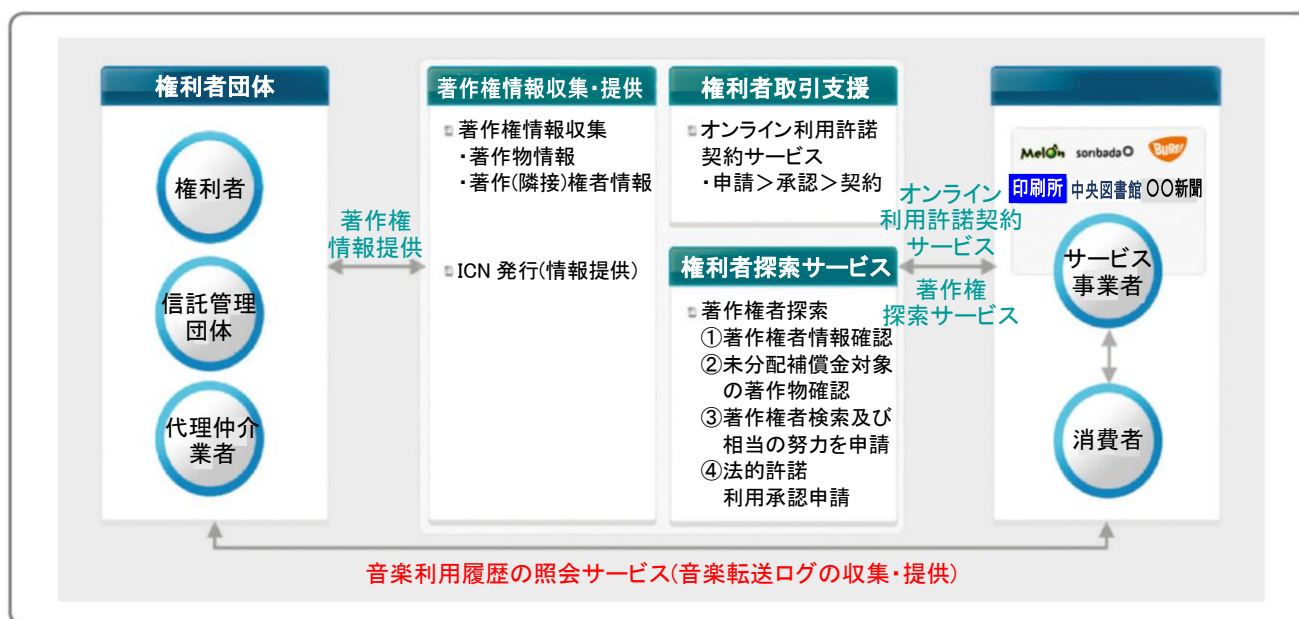
区分	2012	2013	2014	2015	2016
性能評価確認書の発行件数	6	8	12	12	16

* 出所：韓国著作権委員会資料

3. デジタル著作権取引所

文化体育観光部と韓国著作権委員会は、著作物の著作権情報を収集・提供し、これを活用してオンラインで権利者と利用者間の利用許諾契約の締結と公明な精算・分配が可能ないようにデジタル著作権取引所を運営している。また、デジタル技術の発展及び著作物利用環境の変化に従い、公明で体系的な著作権情報管理と流通基盤を作るために、権利関係が分からない著作物の著作権情報を登録・管理するなど、著作権検索システムも運営している。

図 4-4-2 デジタル著作権取引所概念図



* 出所：韓国著作権委員会資料

デジタル著作権取引所は著作物の流通に必要な著作権関連情報を体系的かつ統合的に収集し識別することができるように「統合著作権管理番号(Integrated Copyright Number ; ICN)」を付与することで著作物流通の利便性を高めている。ICN は著作権信託管理団体、及びデジタル著作権取引所協力機関を対象に収集・管理されている。

表 4-4-4 統合著作権管理番号(ICN)の発行状況

(単位：万件)

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
件数	77	52	53	276	292	387	257	383	398

* 出所：韓国著作権委員会資料

2008年、デジタル著作権取引所は権利者と利用者間の著作物利用契約の締結と利用内訳管理のワンストップサービスを実現するために、「著作権ライセンス管理システム(Copyright License Management System; CLMS)」を開発した。2009年から2016年までに著作権ライセンス管理システムを通して締結されたライセンス件数は、音楽23,764件、語文1,277件、ニュース90件など計25,131件に達する。

4. プログラム著作物の任置制度運営

プログラム著作物任置制度とは、プログラム著作権者の権利保護と使用権者のプログラム使用権を安定的かつ継続的に保障するための制度である。任置制度は著作権者と使用権者が契約を通じて受置機関である韓国著作権委員会に該当プログラムを任置し、任置契約上の交付条件が実現した場合に、任置されたプログラムを使用権者に交付する制度である。2016年には計559件の任置契約が締結されたが、具体的には新規契約185件、更新契約324件、使用権者登録契約23件、最新版の任置契約27件であった。

表 4-4-4 プログラム著作物の任置契約状況

(単位：件)

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
新規	121	155	151	149	116	163	187	192	185
更新	65	97	126	182	212	224	255	273	324
使用権者登録	59	47	53	62	22	37	50	35	23
最新版の任置など	14	17	13	20	21	17	13	21	27
合計	259	316	343	413	371	441	505	521	559

* 出所：韓国著作権委員会資料

Ⅲ. 営業秘密保護技術の高度化

1. 営業秘密原本証明技術

営業秘密原本証明技術とは、デジタル文書として保管中の営業秘密資料の盗用・流出などが原因で、営業秘密保有者が該当営業秘密の保有に関する証明を必要とする場合に、営業秘密の原本の存在と保有時点の証明を助ける制度である。営業秘密原本証明技術は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の第9条の2から第9条の7までの条項の新設を通して法制化されており¹¹³、営業秘密保護センターを通じて利用が可能である¹¹⁴。

図 4-4-3 営業秘密原本証明サービスの概念図：登録

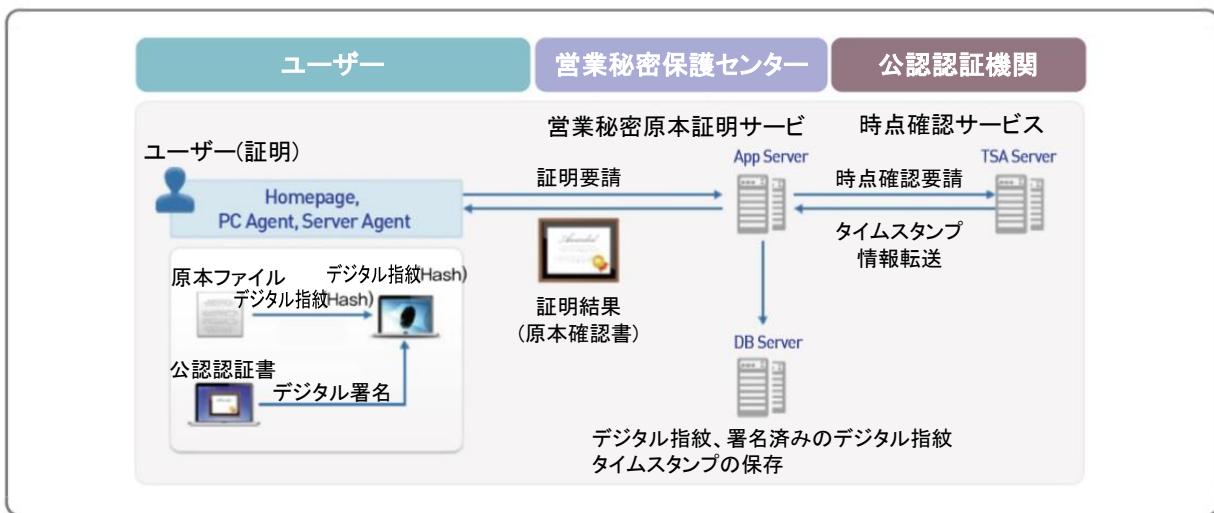
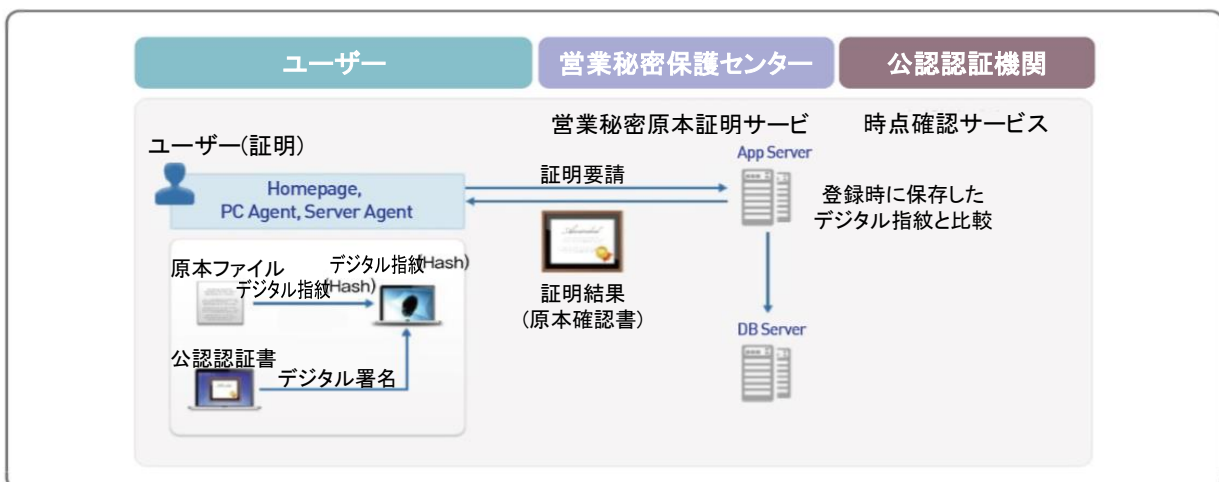


図 4-4-4 営業秘密原本証明サービスの概念図：原本証明



* 出所：営業秘密保護センター資料

¹¹³ 2014年1月31日より施行

¹¹⁴ 営業秘密保護センターホームページ(www.tradesecret.or.kr)

2. 営業秘密保護管理システム

営業秘密保護センターは、営業秘密資料の登録・分類、アクセス権限の設定、原本証明サービスの連係、取扱履歴の管理、履歴・統計管理の機能などを実現した営業秘密保護管理システムを提供している。

図 4-4-5 営業秘密管理システム



* 出所：営業秘密保護センター資料

3. 技術保護サービス

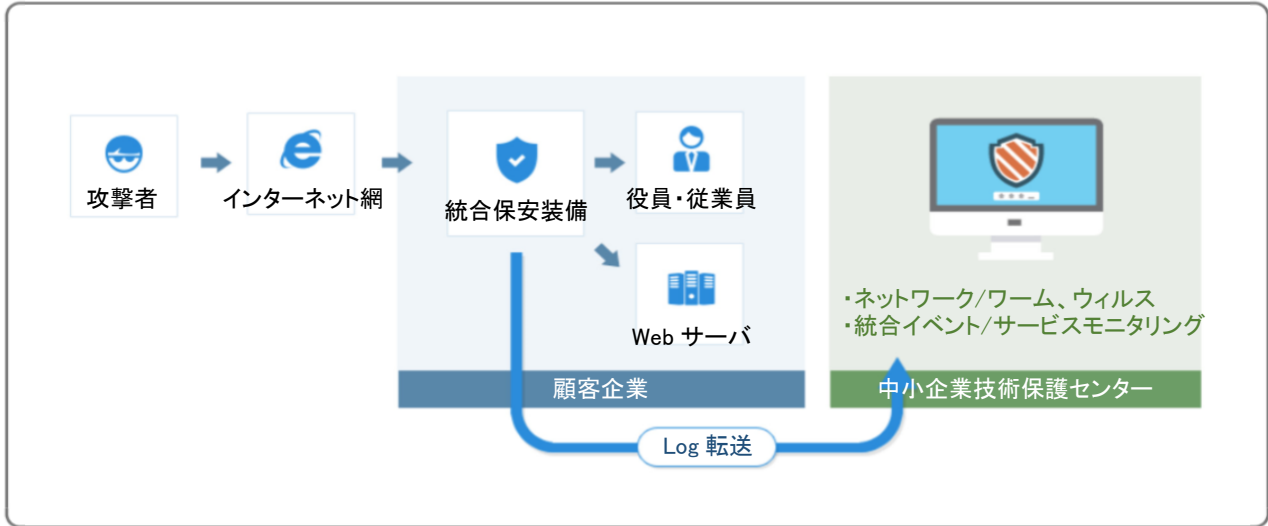
(1) 保安管制サービス

中小企業技術保護センターは、オンラインでの技術流出及び外部攻撃といった異常な兆候に対して、リアルタイムで監視・分析を行うことで速かに対応するために保安管制サービスを提供している。保安管制サービスは、外部から侵入を試みるハッキング行為を中小企業技術保護センターのセキュリティー専門家らが迅速かつ明確な分析を通してリアルタイムで監視・対応し、内部情報資産の脆弱点を分析することでセキュリティー事故を事前に防ぐサービスである¹¹⁵。このサービスは、セキュリティー専任人材及び専

¹¹⁵ 技術保護ウルタリ(垣根) (www.ultari.go.kr)

門技術の不足によりセキュリティーシステムの効果的運営ができずに被害に対する予防・対応能力が不十分な中小企業及び中堅企業を対象に実施されている。

図 4-4-6 営業秘密統合管理支援プログラムの構成

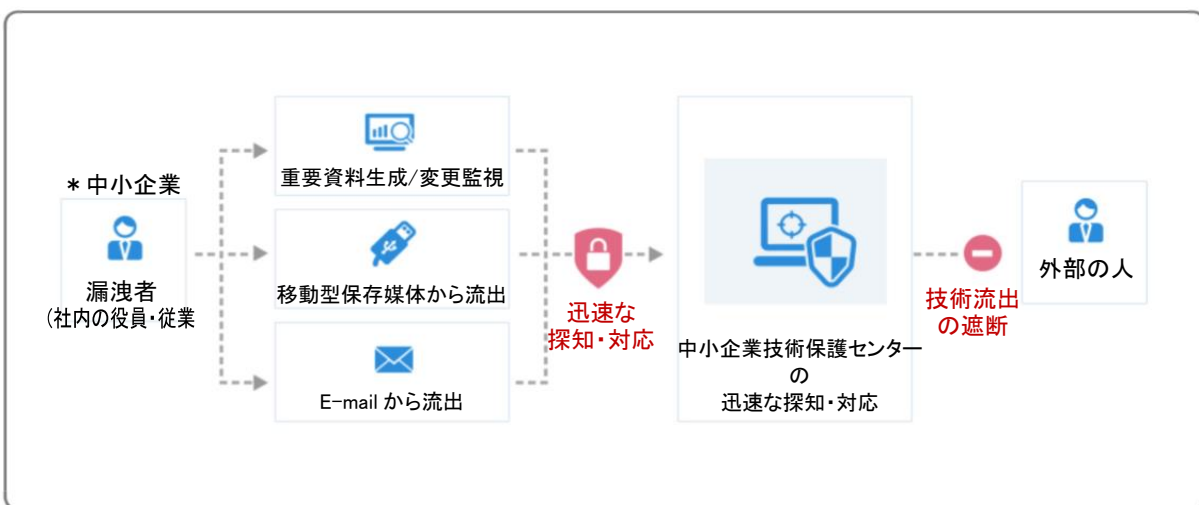


* 出所：技術保護ウルタリ (www.ultari. go. kr)

(2) 内部情報流出防止サービス

内部情報流出防止サービスとは、企業内の重要文書や技術などが内部の役員・従業員によって E-mail、USB、HDD などの移動型記憶媒体を通して外部に流出するのを、中小企業技術保護センターが 24 時間リアルタイムで探知するサービスである。具体的には、企業内部で重要文書に分類されたファイルの流出をリアルタイムでモニタリングし、内部の重要文書が流出した際には原文ファイルが中小企業ファイルサーバに保存されるようにするサービスである。

図 4-4-7 内部情報流出防止サービスの概念図

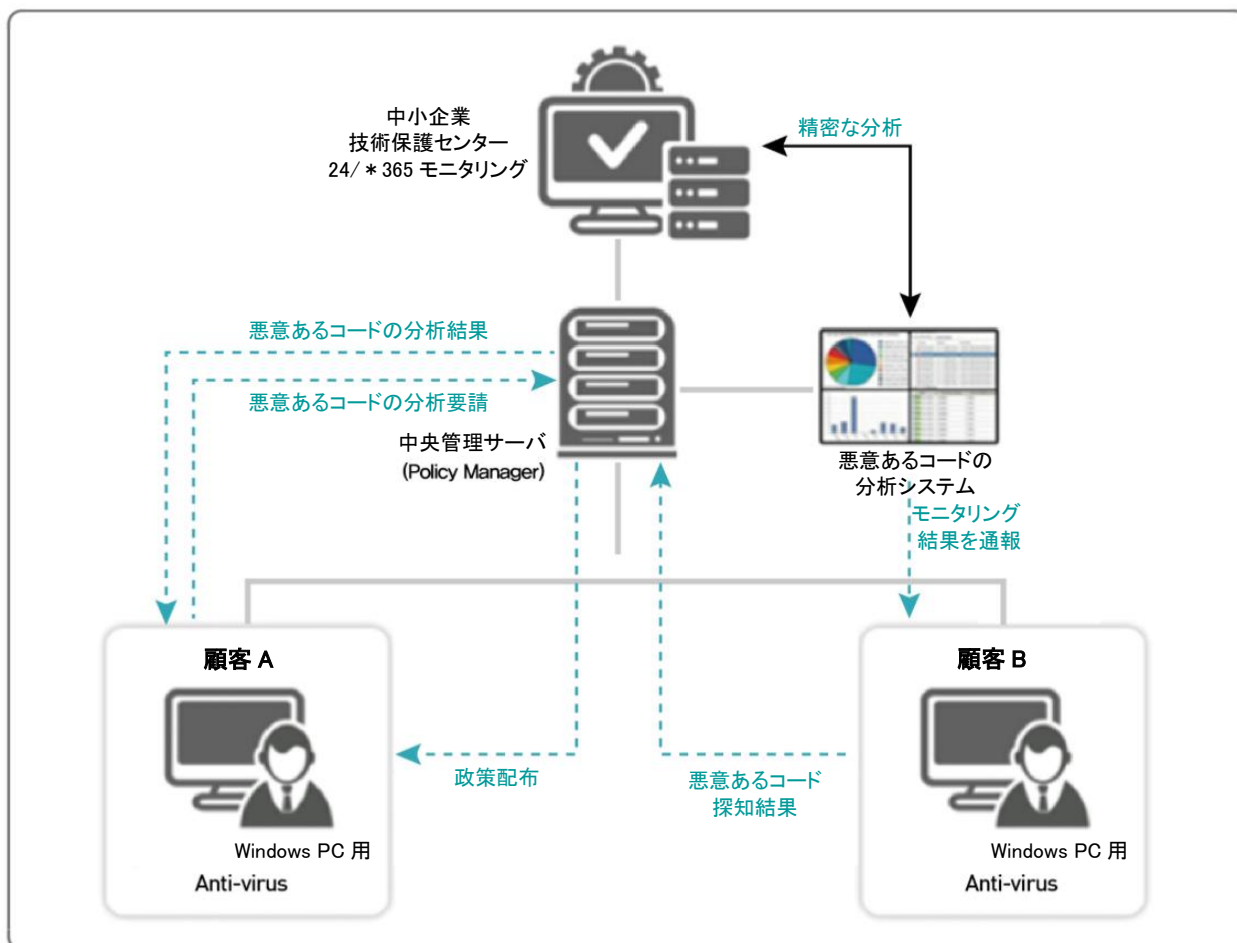


* 出所：技術保護ウルタリ (www.ultari. go. kr)

(3) 悪性コード探知サービス

悪性コード探知サービスとは、資料流出を防ぐ高性能の悪性コード探知プログラムで悪意あるコードに感染して技術が流出する事態を未然に防ぎ、悪性コードに感染してしまった時には中小企業技術保護センターでの中央集中的な管制を通して即時に対応・措置するサービスである。

図 4-4-8 悪性コード探知サービス



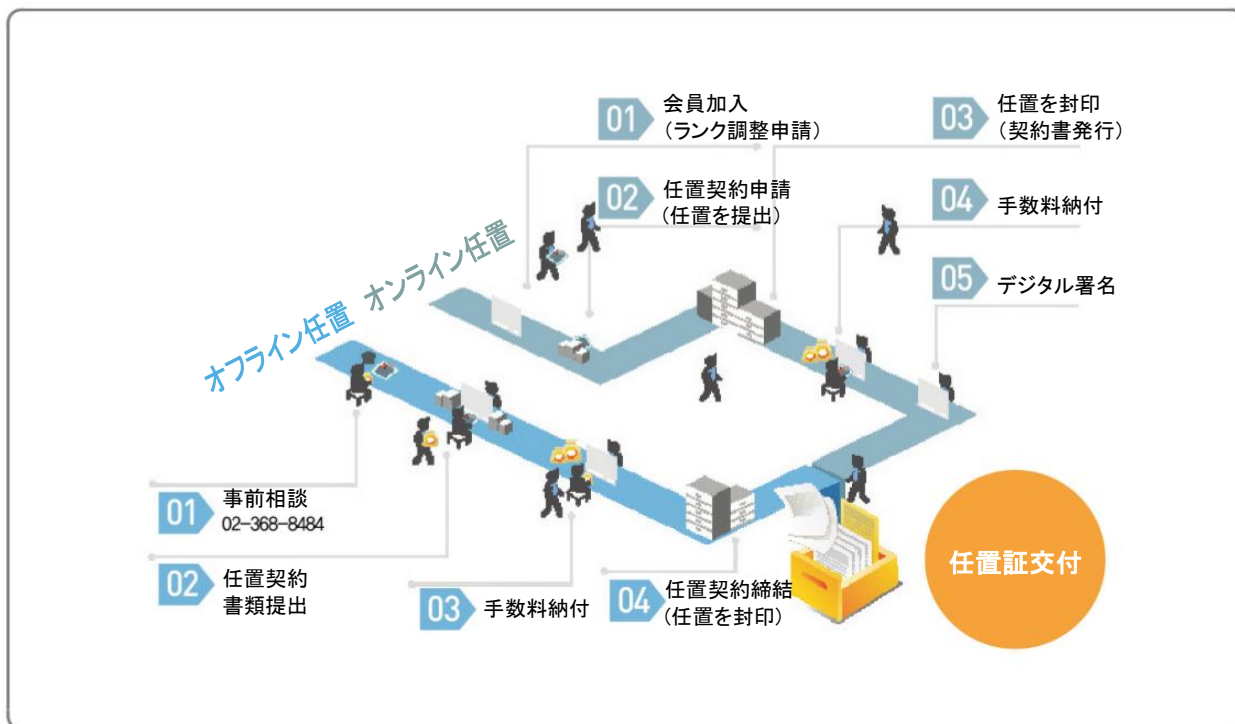
* 出所：技術保護ウルタリ (www.ultari.go.kr)

4. 技術資料任置制度

技術資料任置制度とは、取引関係にある大企業と中小企業が一定の条件下で合意し、核心技術に関する資料を第三者である大・中小企業協力財団に保管することにより、中小企業は技術流出の危険を減らすことができ、大企業は該当中小企業の倒産や廃業などが発生した場合に、任置物を利用することで関連技術を安全に活用できるようにする制度である。本制度は「大・中小企業共生協力促進に関する法律」の第24条の2に基づいて施行されたもので、ある技術について紛争が発生した場合、この法に基づいて任置企

業は任置物の内容のとおりこれを開発したものと推定される。技術資料任置制度を通して、技術奪取の防止、開発事実の立証、技術消滅の防止、技術流出の予防、使用権の保障、R&D 安定性の保障といった効果を上げることができる。

図 4-4-9 技術任置制度の利用フロー



* 出所：大・中小企業協力財団資料(www.win-win.or.kr)

図 4-4-10 技術任置現況



* 出所：大・中小企業・農漁業協力財団資料(www.kescrow.or.kr)

05 政府部処間の協力及び国際協力の拡大

I. 政府部処間での協力拡大

1. 国家知識財産ネットワークの強化

2012年4月5日にスタートした「国家知識財産ネットワーク (Korea Intellectual Property Network ; KIPnet)」は、韓国の各政府部処の業務領域の境界を越え、知的財産政策分野において政府部処、関連機関、産業別協会などが幅広く参加する協力チャネルである。現在 KIPnet には合計 158 余りの知的財産関連機関が参加している。KIPnet は知的財産関連政策についての情報を得ることができる情報ソースになり、今後韓国政府が推進しなければならない知的財産政策を提案できる疎通チャネルになる。特に韓国企業・研究所・大学にとって KIPnet は、海外での知的財産権獲得と維持、及び紛争対応に対する情報を交換することができ、知的財産権関連の専任人材を補充するための情報を交換できる窓口としての機能も果たしている。

(1) 5つの分科会を中心とした協力活動の強化

KIPnet は、知的財産の研究開発、保護、金融、人材・教育、著作権にといった分野別イシューを議論できるように、IP-R&D 分科、IP-保護分科、IP-金融分科、IP-人材・教育分科、IP-著作権分科の5つの分科会を設立した。KIPnet は、参加機関が自由に各該当の分科会に参加するようにし、各分科会別に幹事機関と知識財産戦略企画団内の担当官を指定することで、5つの分科会の活性化と参加機関の協力を積極的に支援している。KIPnet の5つの分科会の幹事機関は、分科会別の協議会とワークショップの開催を主管し、参加機関の意見をまとめる役割を果たしている。

表 4-5-1 分科会別幹事機関及び 2016 年の活動実績

分科	IP-R&D 分科	IP-保護分科	IP-金融分科	IP-人材・教育分科	IP-著作権分科
幹事機関	韓国知識財産 戦略院	韓国知識財産 保護院	インテルレクチュア ル・ディスカバリー	大韓弁理士会	韓国著作権 委員会
参加機関	合計 56 機関	合計 24 機関	合計 23 機関	合計 23 機関	合計 32 機関
分科会の 活動	分科協議会 3 回	分科協議会 3 回	分科協議会 2 回	分科協議会 2 回 セミナー1 回	分科協議会 2 回 ワークショップ 1 回

* 出所：国家知識財産委員会資料

(2) 国家知識財産ネットワークカンファレンスの開催

創造経済の実現に向けた政府の知的財産政策方針を共有し、産学研の知的財産戦略について深く議論するために、KIPnet は様々なテーマで毎年「国家知識財産ネットワークカンファレンス」を開催してい

る。2016年の国家知識財産ネットワークカンファレンスでは、「第4次産業革命、知的財産の役割と方向」と題して、「第4次産業革命時代、未来のための知的財産戦略」、「第4次産業革命と知能情報社会に備えた立法課題」、「第4次産業革命核心技術特許のメガトレンド及び韓国の競争力水準」に関する発表と、専門家パネリストらによる討論が行われた。

表 4-5-2 国家知識財産ネットワーク (KIPnet) カンファレンスの開催状況

区分	主要内容	
第1次 (2012. 4. 5)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：境界線のない協力、国家 IP 戦略の要諦 ・主要内容 <ul style="list-style-type: none"> - 5大協力アジェンダについて5つの分科会別にテーマ討論 - 標準特許の創出及び確保、知的財産の保護、及び金融、知的財産分野の人材養成、及び教育3分野業務協約の締結など 	
第2次 (2012. 12. 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：IP 研究開発・保護・金融現況と今後の課題 ・主要内容 <ul style="list-style-type: none"> - IP-R&D・保護・金融分野の動向と今後の課題について討論 - 地方自治体の参加を通じたネットワークの拡散など 	
第3次 (2013. 6. 19)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：創造経済実現に向けた知的財産戦略 ・主要内容 <ul style="list-style-type: none"> - 創造経済実現に向けた政府の政策方向 - 研究所・大学・企業の役割/幹事機関長からの功労牌授与など 	
第4次 (2013. 12. 16)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：企業のグローバル知的財産競争力の強化 ・主要内容 <ul style="list-style-type: none"> - 知的財産・技術価値評価業務協約の締結 - 成功につながる IP 経営戦略の方向性/企業相談ブースの設置など 	
第5次 (2014. 12. 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：評価・金融・取引が調和した IP エコシステム ・主要内容 <ul style="list-style-type: none"> - IP 金融に関するテーマ発表及びパネル討論 - 5分科会の成果発表及び青年知的財産人賞の授賞式 - 金融機関及び評価機関の相談ブースの設置など 	
第6次 (2015. 11. 11)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：中国市場進出のための知的財産保護・活用戦略 ・主要内容 <ul style="list-style-type: none"> - 中国の IP 環境と韓国企業の対応戦略に関するテーマ発表、及びパネルディスカッション - 5分科会の成果発表及び青年知的財産人賞の授賞式開催など 	
第7次 (2016. 11. 30)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：第4次産業革命、知的財産の役割と方向 ・主要内容 <ul style="list-style-type: none"> - 第4次産業革命時代に備えた知的財産戦略、立法課題などの関連するテーマ発表、及びパネルディスカッション - 5分科会の成果発表及び青年知的財産人賞の授賞式開催など 	

* 出所：国家知識財産委員会資料

2. 政府レベルでの知的財産保護政策の準備

知的財産の効率的な創出・保護・活用が可能な知的財産市場エコシステムを構築し、韓国の国家信任度の向上を目的として「国家知識財産委員会会議」が定期的開催されている。国家知識財産委員会会議は、2011年7月28日の初開催以来、2016年までに18回の会議が開かれた。国家知識財産委員会会議は知的財産に関する韓国政府の主要政策について議論し、知的財産保護のための総合的な対策を準備するなど、政府レベルでの業務を遂行している。

表 4-5-3 国家知識財産委員会の案件

区分	番号	案件
第16次 (2016. 4. 6)	66号	創造経済エコシステム強化のための中小企業技術保護総合対策(案)
	67号	第2次国家知的財産基本計画の策定指針
	68号	2016年度国家知的財産施行計画(案)
	69号	2016年知的財産 이슈政策化の推進状況
	70号	政府知的財産財源の配分方向改編方案
第17次 (2016. 6. 29)	71号	2017年度の政府知的財産財源配分方針(案)
	72号	海外進出中小企業 IP 戦略支援特別専門委員会の構成・運営計画
	73号	発明者と使用者の共生のための職務発明補償制度改善法案(案)
第18次 (2016. 12. 23)	74号	2015年度国家知的財産施行計画の点検・評価結果(案)
	75号	第2次国家知的財産基本計画(案)
	76号	中小企業技術保護総合対策の履行実績点検及び今後の計画(案)
	77号	2017年知的財産主要政策 이슈の発掘(案)

* 出所：国家知識財産委員会資料

II. 国際協力の拡大

韓国企業の海外での知的財産権関連出願件数が増え、韓国企業の海外進出が次第に世界中に広がるにつれ、知的財産権分野でも国際協力の重要性が増している。特に韓国企業が保有する知的財産権が海外で安定的な保護を受けるためには、外国との二国間及び多国間協力を通じた友好的な海外知的財産保護環境づくりが何よりも重要である。

そのため韓国政府は、韓国を含む米国、日本、中国、EU の IP5 の国々を中心に知的財産権分野において多様なグローバル協力策を打ち立てるなど、様々な努力を傾けることで、外国に進出した韓国企業が保有する知的財産の保護に努めている。また韓国政府は、韓国企業が保有する知的財産権が海外で適切な保護を受けられるような環境づくりのために WIPO、アジア太平洋経済協力体(Asia-Pacific Economic

Cooperation ; APEC) など国際機関との協力を拡大している。

知的財産権分野の先進国は、発展途上国の知的財産権の保護水準を高めることで、自国に友好的な通商環境を作ろうと努めている。このような取り組みの一環で、韓国政府も発展途上国の知的財産権保護水準の強化を支援し、先進国と途上国との間の知的財産権保護の格差を解消するための公的開発援助 (Official Development Assistance ; ODA) 事業などの国際協力事業に参加することで、グローバル市場における韓国の知的財産権の地位をより確かなものにしていく。

1. 産業財産権分野における国際協力の拡大

(1) 二国間及び多国間協力の拡大

韓国政府は多くの国々と知的財産権に関する協力を強化するために、様々な二国間協力及び多国間協力を展開している。このような取り組みの一環で、韓国政府は米国・中国・日本・EU など韓国企業の進出が活発な海外の主要国だけでなく、UAE・アフリカ・トルコ・台湾・香港などの海外の国々及び EPO・OHIM などの国際機関との協力を強化することで、韓国企業が現地で知的財産権に関する出願及び登録手続きを速かに進めることが可能で、現地に進出した韓国企業が知的財産権関連の紛争で正当な保護を受けることが可能な環境づくりに努めている。

表 4-5-4 2016 年の知的財産権に関する主要国家及び機関との協力の主要成果

国家	主な成果
UAE	450 万ドル(約 55 億ウォン)規模の韓国特許情報システム輸出契約の締結(2016. 2)
トルコ	トルコ特許庁の「国際調査機関承認」支援のための MOU 協議及び長官会談(2016. 2)
ロシア	知的財産権公報データの交換及び特許行政への活用のための MOU 締結(2016. 10)
メキシコ	韓国特許庁の国際出願(PCT)国際調査サービス提供のための MOU 締結(2016. 4)
EPO	特許制度の国際的調和など協力強化のための今後 2 年間の共同業務推進計画に署名(2016. 1)
OHIM	知的財産権分野の包括的 MOU 更新、商標及びデザイン分野先進 5 庁協力体(TM5 及び IP5)によるユーザー利便性向上策の議論(2016. 1)

(2) IP5 及び WIPO との協力を拡大

知的財産権の重要性がますます高まっている今日、全世界の特許出願件の約 80% を占める韓国、米国、中国、ヨーロッパ、日本からなる IP5 の中で、近年台頭している人工知能や IoT といった新たな技術の審査結果を共有し、特許審査の質の向上面で相互協力を強化する必要性が提起されている。この問題を効果的に解決すべく、先進 5 ヶ国・地域の特許庁は 2016 年 6 月 2 日、東京で人工知能と IoT などの最新技術に効果的に対応するための IP5 レベルの協力策を模索するという内容を盛り込んだ「IP5 共同宣言文」を採択した。

この宣言文は IP5 の既存の協力関係を強化し、さらに「先端技術による特許環境変化への備え」といった方面にも IP5 の協力分野を拡張した。特にこの宣言文には、人工知能や IoT のように近年台頭している新技術が知的財産権制度に及ぼし得る影響について IP5 の特許庁が共同研究しようという内容も盛り込まれた。この宣言文に基づいて IP5 の特許庁が共同で PCT 国際出願を審査するモデル事業も実施され、それにより PCT 国際出願を利用する企業は知的財産権に関わる戦略を速かに立てられるようになった。

表 4-5-5 IP5 特許庁長官会議の開催状況

区分	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回
開催日	2007. 5	2008. 10	2010. 4	2011. 6	2012. 6	2013. 6	2014. 6	2015. 5	2016. 6
場所	米国 ハワイ	韓国 済州	中国 桂林	日本 東京	フランス コルシカ	米国 クパチーノ	韓国 釜山	中国 蘇州	日本 東京

この他にも韓国政府は世界知的財産機構 (WIPO) を通して知的財産権分野の政策課題に対して多くの国々と特許制度の調和と発展策について議論している。2016 年 10 月に開催された第 56 回 WIPO 年次総会で韓国特許庁は、第 4 次産業革命時代の到来に伴う知的財産権環境の変化に対応するための案件を提示し、国際社会の協力を促すなど、知的財産権関連外交を行った。また同総会では、日韓特許庁長官会談の開催、韓・ポーランド特許審査ハイウェイ (PPH) についての MOU 締結など、海外主要国との情報交流や審査協力の拡大など知的財産権分野の発展に向けた相互協力を推進した。

(3) 発展途上国を対象とした知的財産の開放

韓国は知的財産権強国としての国際社会での地位と期待に相応する「知的財産分野公的開発援助 (ODA) 事業」を持続的に推進している。特に、韓国政府は 2010 年から特許庁が保有する 2 億 7 千件余りの特許情報を活用することで、最貧国や発展途上国に生存型適正技術を開発し提供している。また、発展途上国の優秀技術に対しては知的財産権獲得を支援する「国際知的財産開放事業」を行うことで、韓国の知的財産権分野での外交力強化に貢献している。

図 4-5-1 発展途上国の優秀商品からのブランド開発事例



特許庁は 2010 年にチャド、2011 年にネパールとカンボジア、2012 年にグアテマラとネパールへの支

援を開始し、2013年にはフィリピンにアロマオイルの抽出機と、パプアニューギニアに簡易ウォーターポンプ、2014年にはベトナムに下水処理技術とガーナに養蜂技術を開発した。特に特許庁は2016年にインドネシアのアチェで育つハーブの一種であるパチョリからオイルを抽出する技術も提供した。

図 4-5-2 インドネシアに対する技術提供事例



(4) 韓国型特許行政サービスの海外進出

今日、世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率的に処理し、出願人の利便性を高めるために、特許行政情報化システムの高度化を重要な政策目標に設定し、この目標を達成するための政策を推進している。韓国政府は2010年に「OECD 開発援助委員会」への加入をきっかけに持続的にODAを拡大することで、国際社会の中で韓国の経済規模に見合う役割を果たし、特に特許分野での韓国型特許行政情報化システムの海外輸出を活発に行なっている。2016年、特許庁はアラブ首長国連邦(UAE)に出願・審査・登録・手数料納付などの特許行政の全過程を、モバイルを含めオンラインで処理する特許情報システムを輸出し、特許審査組織及び特許関連法制度の設計、審査人材の養成、知的財産権の創出及び活用戦略の策定などの総合コンサルティングも提供した。2016年にはまた、トルコ特許庁に韓国特許庁所属の専門家を派遣し、特許審査官の教育、特許行政システムの改善などに対するコンサルティングを提供することで、トルコ特許庁の行政業務の効率も大きく向上させた。

2. 著作権分野における国際協力の拡大

(1) 国家間の協力強化

中韓、日韓の間での著作権分野における協力をより一層強固なものにするために「中韓著作権フォーラム」(第12回、2016年5月)と「日韓著作権フォーラム」(第8回、2016年12月)を開催し、アジア地域の著作権 이슈をリードしていくための国家間行事として「韓国・タイ著作権ワークショップ」(2016

年6月)を開いた。2016年の6月と8月にはベトナム、フィリピンなど様々な国々とのフォーラムを通じて東南アジア地域で韓国企業が保有する著作権の保護と、これらの国々の著作権制度の発展のための交流が行われた。



<第12回中韓著作権フォーラム(2016.5.10)>



<第8回日韓著作権フォーラム(2016.12.12)>



<2016 韓国・タイ著作権フォーラム(2016.6.28)>



<2016 ソウル著作権フォーラム(2016.11.1)>

また、2016年11月の第一週を「2016 著作権の開かれた週間」と決め、未来社会への変化の中での著作権制度の対応方向と産業の持続的な成長策を模索するための場が設けられた。韓国著作権委員会の国際的な学術行事である「ソウル著作権フォーラム」とともに「開かれた週間」が幕を開け、「第4次産業革命、著作権の新たな地平を開く」というテーマでビッグデータ、人工知能などの最新の著作権 이슈についての議論が行われた。さらに北京、バンコク、マニラ、ハノイなどで開催された著作権認識向上のための広報活動などは著作権分野で韓国が躍動的に変化する姿を国際社会にアピールし、その影響力を拡大した。

(2) 発展途上国を対象とした著作権支援事業の運営

文化体育観光部は 2006 年から毎年、WIPO に信託基金を供与し、WIPO との協力を通して様々な事業を推進することで、韓国のコンテンツが進出先の発展途上国において著作権として保護される環境を構築するために努力している。特に信託基金事業の一環として「韓国著作権委員会訪問研修(Study Visit to The Korea Copyright Commission in Republic of Korea)」が 2007 年から毎年開催されており、2016 年には全世界の発展途上国 10 ヶ国¹¹⁶から 10 人の著作権政策担当者を招いて韓国の経験を伝え、参加国家の著作権法制度と管理体制の先進化に寄与した。

また、文化体育観光部は 2012 年から全世界の著作権執行担当者を対象に著作権保護の執行に特化した深化プログラムを提供する「国際著作権保護人材ワークショップ(MCST-WIPO-KCC Inter-Regional Training Program on Enforcement)」を開催している。2016 年 12 月に開催したワークショップには著作権保護の執行を担当する 10 ヶ国¹¹⁷から 18 人の判事と検事をはじめとした著作権執行担当者が参加し、各国の経験と事例を共有した。さらには世界貿易機構(WTO)の知的財産権担当官も参加するなど、同ワークショップの地位と重要性の高まりも示していた。

(3) 国際著作権技術カンファレンスの開催

著作権技術に関する国際的な交流の場を設け、韓国の著作権技術分野での競争力を高めるべく、2011 年から毎年、「国際著作権技術カンファレンス(International Copyright Technology Conference ; ICOTEC)」が開催されている。ICOTEC 2016 は文化体育観光部が主催し世界知的所有権機関(WIPO)が協力して、韓国著作権保護院と韓国著作権委員会の共同主管で開催された。6 回目を迎えた ICOTEC 2016 では「第 4 次産業革命と著作権技術」というテーマで、モノのインターネット(IoT)、3D プリンティング、人工知能(AI)、ビッグデータなどの新技術の発展に伴う国際著作権保護技術の発展方向とイシュー、そしてこれへの著作権技術面での対策などについて様々な議論が行われた。

¹¹⁶ ブータン、インドネシア、モルディブ共和国、タイ、コロンビア、ニカラグア、セントルシア、イラン、パレスチナ、タンザニア

¹¹⁷ ボツワナ、カンボジア、チリ、中国、コスタリカ、エクアドル、ジョージア、インド、インドネシア、ケニア

図 4-5-3 ICOTEC の開催状況



CHAPTER 05

今後の展望

01 知的財産保護体系の強化

02 デジタル環境での保護体系の強化

03 海外での知的財産権保護の強化

04 国際協力の拡大

05 新知的財産保護制度の強化

01 知的財産保護体系の強化

I. 知的財産保護力の強化

1. 第2次国家知的財産基本計画の策定及び施行

国家知的財産基本計画は「知識財産基本法」に基づき5年ごとに策定する、知的財産分野の最上位に位置する総合計画である。「第1次国家知的財産基本計画(2012-2016)」が終了し、2016年12月には「第2次国家知的財産基本計画(2017-2021)」が策定されたが、第2次計画は5大戦略と20の核心課題からなっている。第1次国家知的財産基本計画の円滑な推進により、韓国の知的財産保護の執行は目を見張るほどの成果を上げた。特許権など知的財産権に関する控訴審の管轄を特許法院に集中させる「特許訴訟管轄集中(2016.1)」が実現し、「中小企業技術保護対策(2016.4)」も立てられた。

また、知的財産権保護への支援体系が強化され、知的財産権侵害は減少傾向にある。特に著作権侵害行為に対する取り締まりが強化され、著作権侵害率は2011年の40%から2015年には35%まで低下した。こういった成果を基に、知的財産保護執行戦略が第2次国家知的財産基本計画に反映された。第2次国家知的財産基本計画における知的財産保護執行推進戦略は「中小企業のIP競争力向上及び保護強化」、「グローバル市場でのIP活動支援の強化」、「デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化」、「IPエコシステムの基盤強化」からなっている。

推進戦略	推進課題	推進内容
中小企業の IP 競争力 向上及び 保護強化	特許バウチャー 制度の導入	特許出願・登録、訴訟支援など IP サービスに対する需要者中心の支援を強化
	職務発明制度 の拡散	職務発明優秀企業に対するインセンティブを強化、予約継承条項がある場合に従業員の発明を使用者に自動継承させて二重継承問題を解消
	アイデア・営業 秘密などの保護	アイデア・技術奪取行為とトレードドレス侵害行為などを不正競争防止法上の不正競争行為に規定して、これに対する制裁を強化
	懲罰的損害賠償 制度の導入	悪意のある営業秘密侵害行為に対する懲罰的損害賠償制度を導入
	迅速な紛争解決	事前紛争調停制度の活性化で訴訟負担を減少、集中審理制の導入で訴訟期間を短縮
グローバル 市場における IP 活動への 支援強化	IP-DESK 機能の 強化	IP-DESK で、海外 IP 出願の費用、IP 紛争の解決などのワンストップ支援が可能ないように改編
	先に商標確保 後で進出	海外での商標権侵害に対応するために、商標権を取得してから海外市場に進出できるように現地商標出願費用の支援を拡大
	特許共同審査の 強化	韓国企業が海外 IP を直ちに確保できるように、中国など韓国との貿易規模が大きい国の特許庁と特許共同審査(CSP)を持続的に拡大
	名古屋議定書 への対応	名古屋議定書の協定発効に対応して資源が豊富な国々と協力を強化し、国家別生物資源政策の分析を実施、代替用の地元資源を開発
デジタル 環境下での 著作権保護 及び公正利用 の活性化	著作権侵害 への対応	著作権侵害への対応を、ファイルの違法共有だけでなくファイルの流出・アップロード・利用などにも拡大、海外著作権侵害へのリアルタイム対応システムを導入
IP エコ システムの 基盤強化	韓流コンテンツ の海外進出	韓流コンテンツの輸出先国家別に進出戦略を差別化し、著作権流通契約のコンサルティング及び標準契約書の提供を推進
	新技術 IP 保護 体系の確立	人工知能などの新技術 IP 保護体系を確立するために、国家知識財産委員会内に「次世代知識財産特別専門委員会」を運営
	IP 審査における 質の向上	審査官の審査処理件数を適正化して特許無効率を低くするための、検索及び審査システムの高度化

以上のように、韓国政府は知的財産の保護執行を強化するために、今後 5 年間の中長期計画を策定し施行している。すでに策定済みの計画を忠実に履行していけば、韓国の知的財産保護執行水準はさらに向上するだろう。

2. 未登録アイデア及び技術の保護強化

知的財産は人間の創意的アイデアから生まれる。これは、発明、デザイン、営業秘密などの産業財産権やドラマ、映画のような著作物にも共通する。このようなアイデアは、発明などの形に具体化して登録を受けない限り法的な保護を受けることは難しい。特に大企業などによる中小企業のアイデアと技術の奪取といった問題が社会問題として台頭している状況で、依然としてアイデアと技術の奪取に対する救済策は十分ではない。そのため、中小企業のアイデアや技術を保護する制度が切実に求められている。このような制度とシステムを設けることが、韓国の国家競争力確保の近道となるだろう。

韓国政府も未登録アイデアとデザインの保護強化に向けて取り組んでいる。特に未登録アイデアとデザインについては「不正競争行為」の対象に含めるよう、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の改正を進めている。現行法では、不正競争行為の類型を個別に列挙しているが、今後はこれを包括的定義と例示条項からなる体系に切り替える計画である。これを通して、様々なビジネスや取引関係の公募展などで発生するアイデアの不正取得及び使用行為を不正競争行為の一つの類型として規定し、これに対する権利を保護できるようになる。また、トレードドレス (trade dress) の保護要件などを検討し、フランチャイズなどの特徴的な外観を模倣して誤認・混同を誘発する行為も規制する予定である。これと共にアイデア奪取などの不正競争行為に対する行政的救済と司法的救済の強化も検討されることになる。今後、韓国政府は登録されていないアイデアと技術を保護するために様々な観点から研究と検討を続けていかねばならないだろう。

3. 創作奨励制度の活性化及び合理的補償体系の構築

職務発明制度とは、特許発明のための資金と施設を提供した使用者と、自らの努力で特許発明を完成させた従業員との間で、利益を合理的に調整するための制度である。韓国では全特許出願のうち、職務発明による特許出願が 80% を占めるほど、職務発明による特許出願率が高いことが明らかになっている。特に職務発明に対する適切な補償は、企業の知的財産創出にも直結している。したがって 2014 年に改正された「発明振興法」には、従業員と使用者が対等な立場で職務発明に対する補償について協議できるようにする規定を設けられた¹¹⁸。改正法によって職務発明補償規を設けて公開することが義務付けられ、その結果、職務発明の補償に対する従業員の権利が強化された。

また、韓国政府は 2015 年から職務発明補償制度の優秀運営企業を選定して支援する「職務発明活性化事業」を本格的に運営している。しかし、企業、研究所、大学などで優秀な技術が開発されていても、発明者に対する補償体系は不十分で、制度の拡散も行き届いていないのが実情である。韓国で職務発明補償制度を導入している企業の割合は、2013 年が 46.2%、2015 年が 55.6%、2016 年は 60.2% と、毎年増加しているが、使用者と発明者の間の貢献度、共同発明者間の寄与度などに対する明確な算定基準がなく、

¹¹⁸ 2013 年 7 月 30 日公布、2014 年 1 月 31 日から施行。

補償金の分配に関する紛争が多い。したがって韓国政府は、職務発明補償優秀企業に対するインセンティブの強化¹¹⁹や、植物の新品種も職務発明の対象に含めるなどの職務発明対象となる知的財産範囲の拡大、職務発明継承手続きの簡素化、職務発明に係る利益配分訴訟制度の改善など、様々な政策を推進する予定である。

今日、知的財産は主に企業所属の従業員がその職務を遂行する過程で創出される。企業が従業員に発明活動及び創作活動業務を指示し、資金を提供する形だと言える。したがって、韓国政府はこのような構造下での知的財産の発明者と創作者への正当な補償を強化する政策を持続的に模索しなければならないだろう。

4. 産業財産権の信頼性及び安全性の向上

産業財産権を取得するためには、出願、審査、登録などの一連の過程を経なければならない。このような過程を経て産業財産権が取得できても、審査又は審判段階で審査官又は審判官の判断にミスが発生すれば、該当の権利は不安定さを内包することになり、権利者は大きな負担を抱えた状態で事業を始めざるを得なくなる。このような側面から、特許庁の審査と特許審判員の審判の質の向上は非常に重要である。

韓国の場合、特許権の量的な成長に比べて特許審査の信頼度が低いという指摘を多く受けてきた。そこには、民事法院と特許審判員との間で特許の有効・無効についての結論が一致せず、特許の有効・無効をめぐる紛争の長期化が権利の不安定さに拍車をかけるため企業経営の混乱を招くという問題点がある。このような問題を解決するために、韓国政府は審査の質を高めるための人的基盤と物的基盤の拡充を計画している。

特に、審査人材を段階的に増員して審査官 1 人当りの処理件数を米国などの先進国水準にまで向上させ、先行技術検索システムなどを効率化する計画を立てている。また、機械翻訳の対象言語を拡大し、質の高い翻訳サービスを提供する予定である。さらに審判官の専門性と国民審判サービスを向上させるために様々な政策を推進する予定である。このような様々な制度の導入と施行により、今後、韓国企業が保有する特許権の有効性と安定性が高まり、特許紛争の長期化という問題も解決されるものと予想される。

¹¹⁹ 特許料などの徴収規則改正による職務発明補償優秀企業に対する特許料減免措置の延長などがある。

II. 知的財産権紛争解決制度の先進化

1. 特許侵害訴訟及び審判制度の改善

韓国は2015年11月12日、「特許法院への管轄集中」を現実した。これに伴い、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、品種保護権の侵害に伴う民事本案事件¹²⁰の「侵害訴訟」の場合、第1審は全国の高等法院所在地の5つの地方法院で、控訴審は特許法院で集中的に管轄されることになったが、この改正案は2016年1月1日から施行されている¹²¹。このような努力の結果、知的財産権関連の事件において、以前よりも法的安定性を持った判決の宣告が可能なシステムが構築された。

現在、韓国政府は様々な知的財産権関連制度の改善を推進している。知的財産紛争を未然に防ぐという意味で、誰でも登録特許の検証を要請すれば迅速な判断が得られる「特許取消申請制度」と、審査官が審査過程で当該の特許についての重大な瑕疵を発見した場合は、職権で特許登録決定を取り消すことができる「審査官職権再審査制度」が2017年3月1日から施行された。また、民事裁判所の知的財産権侵害事件に対し、裁判所と特許審判員との間で訴えの提起があったという事実の通知と、審判情報の共有を活性化し、特許侵害訴訟と審判における判断結果の不一致を未然に防ぐことにより、特許審判員の審判結果と裁判所の侵害訴訟結果に対する一般大衆の信頼の確保を計画している。

2. 代替的紛争解決制度の活性化

著作権紛争の調停を担当する韓国著作権委員会では、2009年に申請された合計55件のうち74.4%に当たる29件の調停が成立して以来、最近では調停件数が100件に上り、調停の成立率は約50%に達している。また、裁判所と連携した調停も活発に行われている。処理件数は2013年に113件を記録し、2014年には200件、2016年には113件を記録した。調停成立率は約40%であった。

産業財産権紛争の調停は、産業財産権紛争調停委員会が担当しており、最近では産業財産権紛争の調停も活発に行われている。2011年には申請件数が2件に過ぎなかったものが、2016年には47件に達した。インターネットのアドレス紛争調停の場合も、2016年には申請された40件のうち35件において調停決定が成立した。この他に、大韓商事仲裁院、中小企業技術紛争調停・仲裁委員会でも技術契約や技術関連紛争の調停を活発に行っている。

知的財産分野の調停は、分野ごとに特殊な性質を有しているため、各分野別に紛争調停委員会を設置して専門的に処理している。知的財産権分野で代替的な紛争解決制度を活性化させるためには、調停委員の

¹²⁰ 損害賠償請求、侵害禁止請求などがこれに該当する。

¹²¹ 特許権など侵害訴訟の管轄の集中は、1審の場合、2016年1月1日以降に訴状が受付された事件から適用され、控訴審は該当の知的財産権の侵害に関する民事事件のうち、2016年1月1日以後に1審の判決が宣告された事件から適用される。

専門性を確保する努力が持続的に行われなければならないだろう。同時に、業界と学界の意見をまとめて調停制度も共に改善していかねばならない。

Ⅲ. 知的財産権執行力の向上

1. 模倣品取り締まりの実効性確保

知的財産は無形財産だが、有体物の形に具体化されて流通する。知的財産侵害製品に対する流通防止政策は特定の国家の知的財産保護執行水準を示す指標となる。したがって、韓国政府は模倣品に対する取り締まりを持続的に強化している。このような取り組みの一環として、韓国政府は2010年に「商標権特別司法警察隊」を設置し、2013年9月には商標権特別司法警察隊を拡大改編して、産業財産調査課を新設するなど、模倣品に対する積極的な取り締まりを展開している。

このような取り組みの結果、特許庁は2016年にインターネット上の模倣品580,494点を押収する成果を上げた。関税庁もまた、貿易関連知識財産権保護協会、駐韓ヨーロッパ商工会議所(ECCCK)とともに官民合同でオンラインの抜き打ちモニタリングを実施し、2016年には商標権侵害4,624件、著作権侵害25件を摘発する成果を上げた。特に2016年には、関税庁と特許庁が政策協議会を開催して知的財産権侵害物品取り締まりのための部処間協力体系も構築した。また、検察庁は知的財産権侵害事犯を着実に取り締まっている。特に2016年には49,012人の知的財産侵害事犯を取り締まり、597人を拘束するなど、知的財産権を侵害する模倣品の流通を徹底的に阻止している。一方、警察庁も3,113人の商標権侵害違反者を検挙する成果を上げた。

2016年5月21日、ECCCKは知的財産権保護と模倣品の影響力に対する一般大衆の認識を高めるためのキャンペーンを開催した。その後、2016年9月5日から7日までの3日間、ECCCKは「知的財産力量開発セミナー」を開催したが、同セミナーでは企業内の模倣品取り締まりの専門家らが警察庁、検察庁、関税庁、特許庁などの60人以上のIP担当者に偽物の見分け方と効率良い取り締まり方法について講演する形で進められた。さらに2016年10月20日、ECCCKは「韓・ヨーロッパ連合知的財産権カンファレンス」を開催したが、同カンファレンスではヨーロッパと韓国に最も適したIP開発方法についての議論が行われた。

以上のように、韓国政府は模倣品の流通を根絶するための特別司法警察の取り締まりを強化する一方、模倣品取り締まりのための先端捜査手法を活用し、最新式の捜査装備を導入するなど、知的財産権侵害者を処罰するための捜査環境の改善に注力している。このような努力が持続的に行われれば、知的財産保護の執行における韓国の国際的地位も高まるであろう。

2. 中小企業技術流出防止活動の強化

技術情報化時代を迎え、企業が保有する技術上、又は経営上の情報は企業の競争力を決定する重要な要素となっている。国家知識財産委員会は2016年4月6日、「腐敗防止4大ワクチンプロジェクト」の一環として中小企業の技術奪取などを防止するための政府総合対策を準備し、第16回知識財産委員会の本会議で議決した。

この総合対策に基づいて、2016年の6月と12月には部処別の課題履行実績と推進上の問題点などに対して2回の中間点検を実施するなど、多角的な取り組みがなされた。特に韓国政府は中小企業の技術を侵害する行為に対する是正勧告制度を導入し、専門家懇談会を開催して、法令改正に関する研究用役もサポートした。これを通して、2017年1月には技術侵害の定義、技術侵害時の申告及び調査、是正勧告、過料賦課の条項などを新設する内容を骨子とする「中小企業技術保護支援法」改正案が作られた。

このような制度改善と共に技術紛争関連の相談と申告を連係した初動対応強化政策も推進した。韓国政府は2016年7月に「中小企業技術保護統合相談センター」に通報機能を追加して中小企業庁と警察庁間のオフライン・ホットラインを構築した。また、韓国政府は2016年下半期には国家の核心技術を新たに指定し、国家核心技術保有機関確認制度を導入して、これに対するインセンティブを付与するなどの多角的な取り組みを行なった。

中小企業の技術流出は国富の流出につながるため、技術、ノウハウ、営業秘密など、技術に関する情報の流出を防ぐための国家レベルの努力が必要である。特に技術流出防止のために、システムの、政策的、法的側面などの多角的側面において韓国政府の持続的な支援が必要となるであろう。

IV. 政府部処と民間機関の間の協力体系拡大

知的財産の保護政策は、韓国政府の各部処で推進されている。特許、商標、デザイン、著作権分野は特許庁と文化体育観光部、技術流出と営業秘密は産業資源部・特許庁・中小企業庁、伝統的知識と文化表現物については特許庁・文化体育観光部・文化財庁が担当している。このように政府内の様々な部処が知的財産の保護に関わっている理由は、多様な産業領域でR&Dの成果物が知的財産化され活用されているため、これに伴う形の知的財産保護環境の整備が必要なためである。

このような取り組みの一環として2012年には、「国家知識財産ネットワーク(KIPnet)」が設立され、政府部処・関連機関・各産業の民間機関などによる知的財産協力体系の基盤が構築された。現在、KIPnetは知的財産の情報ソース及び疎通チャンネル、産・学・研の間での知的財産に関する情報交換、及び支援窓口、新たな協力機会の発掘などの機能を果たしている。また、国家知識財産委員会は2014年から文化体育観光部、特許庁、検察庁、警察庁などの知的財産保護の執行に関わる政府部処が参加する「汎政府知識財産

権保護政策協議会」を設立し運営している。汎政府知識財産権保護政策協議会は、情報共有、人材教育、合同での取り締まり、海外知的財産権の保護など、関連部処間での協業課題を発掘し推進することにより、知的財産侵害への対応及び保護執行政策の設定過程に参加している。

特に汎政府知識財産権保護政策協議会は、2015年に「K-ブランド保護総合対策」と「模倣品流通根絶総合対策」を通して、中国及びASEAN地域において日々増加している韓国企業保有の商標権への侵害に対する予防体系、対応体系を構築することで、韓国企業の国際競争力強化を図った。

2016年12月には産業通商資源部と貿易委員会が「2016不公正貿易行為調査制度シンポジウム」を開催して韓国企業の知的財産保護戦略について議論した。貿易委員会は2007年から各業種を代表する協会と団体を「不公正貿易行為申告センター」に指定しており、2016年現在、合計16の申告センターが活動している。特に高い成果が出た民官協力事例としては、衣類協会と時計協会からの情報提供を受けて貿易委員会が職権で調査した、毛皮類の原産地表示違反についての調査事件と腕時計の商標権侵害についての調査事件などがある。これらの事件は、不公正貿易行為から国内市場を守ることで混乱を防ぎ、消費者の被害軽減を可能にした事例として挙げられる。

このように韓国の各政府部処と民間が協力して知的財産保護政策を推進しているため、今後、韓国における知的財産保護の強化と、韓国企業保有の知的財産保護の効率化が期待される。

02 デジタル環境下での保護体系の強化

I. オンラインの知的財産権保護の強化

デジタル技術の発展により、コンテンツ流通の実状とその保護環境が急激に変化している。これに伴い、オンラインでの知的財産権侵害が主要な問題として台頭している。2015 年を基準として、オンラインでの知的財産権侵害は、合法市場全体における侵害規模の82%に当たる約1.9兆ウォンに至っている。これと同時に、他人の商標あるいはデザインを盗用した模倣品と著作権者の許諾なしでアップロードされる違法著作物も流通している。模倣品と違法著作物は権利者の利益を侵害するだけでなく、特定国家の経済的な利益を侵害する原因としても作用する。したがって、オフラインでの知的財産保護だけでなくオンラインでの知的財産保護にも注力する必要がある。

2016 年、米国の通商代表部 (USTR) のスペシャル第 301 条報告書¹²²の中で、韓国政府に対する公共部門での非認可ソフトウェアの使用中止が促されたことがあり、米国商工会議所傘下の世界知的財産センターが発表する「2016 年世界知的財産センター国際知的財産指数 (2016 GIPC International IP Index)」の報告書でも、韓国の政府機関と公共機関における非認可ソフトウェアの使用実態が指摘されることがあった¹²³。これにより韓国政府は公共部門でのソフトウェアの保護及び管理の必要性を認識し、2007 年から毎年、公共部門のソフトウェア使用実態を点検するなど、公共機関が率先して正規ソフトウェアを使うことで正規品使用文化をリードし、これを民間にまで広げる政策を推進している。今後も公共部門における正規ソフトウェアの使用が日常化し、ソフトウェアを保護する様々な政策が推進されなければならないだろう。

韓国政府はデジタル著作権保護のための総合的な対応体系を構築するため、違法複製物追跡管理システムの運営、違法複製物に対する執行の強化など様々な政策を推進している。また、韓国政府の各部処は協力してオンラインでの知的財産権保護活動を主導している。特許庁は、オンラインでの模倣品の違法流通に対する取り締まりを強化するためにデジタル・フォレンジック (Digital Forensic) などの専門装備を備えたオンライン専任捜査班を設置し、関税庁は民間の関連機関と協力してオンラインの抜き打ちモニタリングを実施することで、知的財産権を侵害する製品の国内流入を積極的に阻止している。また、文化体育観光部と特別司法警察は、ストリーミング、トレントサイトなど違法著作物流通の根源地を捜査し、違法私設ゲームのサーバやウェブハードなどを監視するためにデジタルな証拠の収集とこれに対する分析作業を実施するなど、持続的な努力を傾けている。

オンラインで流通する模倣品と違法著作物の氾濫を防ぎ、健全な流通秩序を確立するために、韓国政府はオンライン取り締まりシステムの構築、官民協力体制の構築、オンライン専任捜査班の設置、デジタル科学捜査手法の活用など、様々な政策を推進している。また、模倣品と違法著作物の流通を根絶するため

¹²² 米国 USTR、知的財産権保護関連スペシャル第 301 条報告書<<https://ustr.gov/sites/default/files/USTR-2016-Special-301-Report.pdf>>参照

¹²³ 韓国知識財産研究院、「National IP Policy : 2016 世界知的財産センター国際知的財産指数」、2016、57 頁

に、幼少期から知的財産に対する教育を強化することで他人の知的財産を尊重しようという認識が形成されるように、「知的財産尊重文化」の拡散と「オンライン情報倫理」についての認識を強化する政策を実施している。

II. ソフトウェアの保護強化

ソフトウェアはそれ自体で重要な知的財産であり、同時に製造業などの様々な分野と融合して付加価値を生む情報材料でもある。したがってソフトウェアは新たな融合産業の核心要素だということができる。韓国政府は公共部門のソフトウェアに対する自主点検活動を強化し、ソフトウェアの違法複製品の流通根絶のための取り締まり強化などに力を入れることで、ソフトウェアの違法コピー率を持続的に減少させてきた。ソフトウェアの違法コピー率は2008年43%、2010年40%、2013年38%、2015年35%と、徐々に減少している傾向にある。特に公共機関対象のソフトウェア違法コピーの点検と管理者への教育強化を通し、公共機関のソフトウェア違法コピー率は2012年0.24%、2013年0.12%、2014年0.13%、2015年0.06%、2016年0.01%と減少を続け、ほぼ0%台を達成した。

このように、韓国政府の持続的な取り締まりと広報活動、点検ツールの配布と活用促進政策を通して民間におけるソフトウェアの違法複製行為も持続的に減少している。特に民間企業のソフトウェア違法コピーに対する検察への送検件数は2013年548件、2014年575件、2015年399件、2016年303件を達成しており、これはソフトウェアの違法コピー防止に向けた韓国政府の強い意志を反映した結果だと評価することができる。

このような成果を追い風に、今後韓国政府はソフトウェア利用環境の変化に伴う利用者の著作権認識向上のために様々な効率よいソフトウェア著作権保護政策を推進していく予定である。特に韓国政府は、正規ソフトウェア使用の模範事例を発掘する予定である。韓国政府はこのような取り組みを通して韓国企業の自発的な努力を促し、ソフトウェア製品の違法コピーを防いで正規ソフトウェアが使われる文化を形成していく計画である。

III. 公正な取引環境づくりを通じた創作意欲の鼓吹

大企業と中小企業間の公正な取引環境の整備は、韓国の経済発展において重要な鍵となっている。そのため韓国政府は2015年4月「公共ソフトウェア事業分割発注制度」を導入し、韓国ソフトウェア産業のエコシステム正常化に取り組んできた。同時に韓国政府は、ソフトウェア事業の下請制度改善などの様々

な政策を推進している。特に 2016 年 2 月からワンストライクアウト制¹²⁴が本格的に施行され、違反事業者に対する制裁が強化された。

また、韓国政府は大企業と中小企業が自ら共に成長できるよう、公正取引協約制度の運営と拡大を通して協力企業などに対する技術協力と技術支援を通じた共生を促し、「技術の流用」、「不当な下請代金の減額」といった代表的な不公正行為に対して現場調査を持続的に行った。2016 年には ICT 分野などで多数の知的財産権濫用行為が摘発されて是正措置が下され、移動通信分野における標準特許保有企業の市場支配的濫用行為に対しても是正命令が下されると共に課徴金も課された。

今後、韓国政府は下請取引において中小企業の技術が保護されるよう制度改善を推進する計画である。そのために、韓国政府は下請契約時に中小企業の技術保護を目的とした「標準秘密保持契約書」を普及させ、保護対象となる技術資料の範囲を現行の「相当な努力」により秘密として維持された資料から、「合理的な努力」に変更することを骨子とする下請法改正を推進する計画である。

このような取り組みとともに、韓国政府は技術の流用などの不公正行為に対する監視と予防を強化する予定である。また、技術保護に関わる政府部処は、共に努力して技術流用事件に対する情報共有の強化など、政府レベルの常時監視システムを強化して、技術流用などの不合理な取引文化の改善のための教育と広報を拡大する予定である。

IV. 韓流コンテンツの保護強化

近年、韓流の普及により放送、映画などのコンテンツの輸出が拡大し、韓国の国家イメージと信頼度が高まっている。しかし、このような韓流の普及に伴う著作権侵害製品の違法流通も深刻な問題となっている。中国、東南アジアなどの主要な韓流進出先国家では著作権保護水準が全般的に低いため、韓国政府の著作権保護努力だけでは限界がある¹²⁵。そのため韓国政府は 2016 年、国内外に「きめ細かい」著作権保護及び対応体系を構築することを発表し、メディア産業において国家間競争が激しくなる状況で、FTA の締結などといった様々な環境変化に対応する政策を推進している。

まず韓国政府は、海外で韓流コンテンツの保護が十分でないという状況で、政府と民間の協力を強化するために、政府レベルでは情報提供や権利者団体の権利行使への積極的な支援を行い、また民間レベルでも現地に進出した海外権利者団体と協力して現地の政府に改善事項を要請できる環境づくりを進めている。さらに 2017 年、韓国政府は放送・映画・音楽・ウェブトゥーンなど韓国が保有する優秀なコンテンツの海外での流通・活用・保護のために「著作権海外振興協会 (Copyright Overseas promotion

¹²⁴ 「ワンストライクアウト制」とは、事業者が報復行為を行って一度でも告発措置された場合、公共入札への参加が制限される措置をいう。

¹²⁵ 米国通商代表部 (USTR) の評価結果によれば、中国・タイ・インドネシアは優先監視対象国、ベトナムは監視対象国である。

Association ; COA)」¹²⁶と協力して韓流コンテンツの侵害への対応に積極的に取り組んでいる。

こういったことから、韓国の優秀な韓流コンテンツが海外で適切な保護を受けるには、そのための保護体系の整備が必要である。まずは韓流コンテンツの権利者と利用者が中心となって著作権保護体系をより強固なものにしなければならない。すなわち、官・民における著作権分野での協力と国際民間機構の間での協力体系を強化する必要がある。また、韓国の権利者と現地の流通業者との間で侵害対応のホットラインを一層拡張する必要があるだろう。同時に、海外における韓流コンテンツの違法流通実態を調査し、これにリアルタイムで対応できる支援体系を確立する必要がある。

特に韓国政府は FTA 交渉を積極的に活用して韓流進出先の国々との著作権協力 MOU の締結など交流を強化し、FTA 交渉が著作権保護に関する核心条項を反映しているのかどうか、及び既に締結された FTA の場合は著作権保護に関する履行状況について、定期的に点検しなければならないだろう。

¹²⁶ 著作権海外振興協会とは、レジンエンターテインメント、ネイバー、KBS、MBC、SBS、jtbc、韓国映画配給協会、韓国音楽著作権協会など、国内のウェブトゥーン、映像、映画、音楽など各分野を代表する 15 の企業・団体が参加する国内最大の海外著作権保護団体として 2017 年 2 月 8 日に発足した。

03 海外での知的財産権の保護強化

I. 海外知的財産権の保護基盤拡充及び執行強化

韓流の拡大により、韓国の様々な文化コンテンツが海外に輸出されている。ドラマから K-POP まで様々な韓国の文化商品が世界で脚光を浴びている。これに伴い、海外で韓国企業が保有する知的財産が侵害を受ける事例も少しずつ増加している。したがって、韓国政府は韓国の優秀な文化コンテンツの侵害に対応するために様々な政策を推進してきた。海外進出企業の法律情報へのアクセシビリティを向上させるために海外進出法律諮問団の運営を拡大し、海外に進出した中小企業への出張説明会の開催や、海外歴訪法律支援パッケージの実施を行った。特にイラン、フランス、ロシア及びブラオスでは、中小企業 129 社を対象に、知的財産権関連紛争の予防・紛争対応教育を実施した。

同時に、韓国政府は権利者の現場鑑定制度の運用などによって通関段階の国境措置を効率化し、これにより通関保留件数が 2015 年の 1,515 件から 2016 年には 1,743 件に増加した。特に関税庁と特許庁は相互協力のもとに「K-ブランド保護活動」の持続的な展開を行った。また、韓国政府は世界 6 ヶ国合計 12 の地域に IP-DESK を設置して韓国企業が海外進出する際に直面する知的財産権関連の問題を解決し、現地で発生し得る知的財産権侵害への対応策を準備している。現在 IP-DESK は知的財産権関連の相談、商標及びデザインの出願、税関登録、侵害調査への支援をはじめとして海外主要国との協力チャネルを構築することで、韓国企業の知的財産の創出、活用、保護を積極的に支援している。

また、韓国政府は韓国企業の海外進出を助けるために国際知的財産権紛争の動向、訴訟事例、紛争速報などの関連情報をシステムとして構築し、これに関するデータベースを提供している。これと共に、現地で発生する知的財産権関連紛争に関連する問題を解消するために、中小企業と中堅企業を対象とした紛争対応コンサルティングを強化し、IP 訴訟保険を活性化させている。特に韓国政府は海外に知的財産保護基盤を作るために海外の主要国家に設置された在外公館、及び KOTRA 貿易館の IP 担当者を通して、韓国企業が直面している知的財産権紛争に関する問題について聞き取りを行い、IP-DESK などを通して韓国企業の知的財産権侵害への対応を積極的に支援している。

一方、海外で韓国企業が保有している著作権と文化コンテンツを保護するために、韓国政府は現在 4 ヶ国に海外著作権センターを設置・運営することによって、韓国企業の著作権保護と海外市場進出に対する常時支援体制を強化している。特に韓国政府は海外著作権を保護するために海外法律コンサルティング、法的救済支援、著作権認証管理業務を遂行することで、韓国企業が保有する著作権の保護に注力している。また、優秀なコンテンツを保有する韓国企業がスムーズに海外進出し、著作権侵害に対応することができるように、外国の著作権法情報と関連資料を掲載した著作権保護ポータルを構築し、関連情報を迅速に提供している。

II. 国際協力体系の構築

近年、知的財産保護指数が特定国家の国家競争力を示す一つの指標になりつつあるため、海外先進国の知的財産保護への関心度は非常に高い。韓国の国家競争力を向上させるためには、韓国の知的財産保護環境を国際的なレベルに引き上げる必要がある、このような意味で、米国・中国・日本・EUなどの海外主要国と協力する必要性が大いに求められている。すなわち、海外現地で韓国企業が保有する知的財産権に対する侵害に迅速に効率よく対応し、韓国政府の知的財産保護への意志を国際的にアピールするためには、海外主要国の知的財産執行機関との業務協力ネットワークを構築し、国際協力体制を確立しなければならない。

そのために国家知識財産委員会を中心とした政府レベルのIP保護体系強化のための「知識財産保護政策協議会」は、日中韓の知的財産権保護協力体系を構築し、三国間の知的財産権保護のための国際共助基盤を構築した。これに伴い、日中韓の知的財産権分野のワーキンググループ実務会議を開催することで、「FZP(Fake Zero Project)モデル事業」が実施され、三国間の知的財産権関連政策の共有が実現した。

特に知的財産権保護の執行を強化する国際協力体系構築のためには、特許庁が運営するIP-DESKと文化体育観光部が運営する海外著作権センターの連携、外国政府との協力チャンネルの強化など、外交部の特性を反映した本部レベル、及び海外公館主導の現地支援の拡大が必要である。また、現地企業に即座に初動支援するための専門担当人材の拡充、一貫したサービス提供のための業務マニュアルの教育などの取り組みも必要だろう。さらに、韓国企業が海外進出する際に現地の知的財産権侵害状況が把握できるように、現地で総合的な情報提供が可能な外国の支援組織との協力ネットワーク構築も検討しなければならない。

今後、韓国政府は知的財産権侵害の頻度が高い国々に対しては知的財産に関する、公務員や取り締まり機関の関係者などを対象とした教育研修、知的財産認識向上のためのセミナー等を通して、現場のニーズに合わせた国際協力体系をより一層強固にする予定である。

04 国際協力の拡大

I. 国際機関との協力拡大

知的財産権を取り巻く環境から国境が消え、関連製品市場が統合されるなか、諸外国では自国民と自国企業が海外で保有する知的財産権の保護が重要イシューとして台頭している。そのため、国際的な知的財産権関連の問題に対処すると同時に知的財産権制度の先進化を実現するために、韓国政府も知的財産権関連の国際的な論議の場に能動的に参加しなければならないが、知的財産権に関する多国間での議論は知的財産分野の専門機関である WIPO が中心となって行われている。WIPO は国際的な知的財産権関連規範の構築を主導し、知的財産権を登録するためのサービスを提供している機構である。韓国は 1979 年 3 月に加入し、2017 年 7 月現在、米国、日本、中国、ドイツ、フランスなど 189 ヶ国が加入している¹²⁷。

2014 年 10 月 12 日、「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書(Nagoya Protocol on Access and Benefit Sharing ; ABS)」が発効された。特に名古屋議定書の発効は 2014 年 7 月 12 日、ウルグアイが国連に 50 番目に批准書を寄託したことで発効要件が揃って成立し、2017 年 7 月 12 日の時点で世界の 99 ヶ国が批准を終えている状態である。

表 5-4-1 名古屋議定書の批准国家(2017. 7. 12 基準)

地域	批准国家	国家数
アフリカ	ガボン、ルワンダ、セーシヨル、モーリシャス、南アフリカ共和国、エチオピア、ボツワナ、コモロ、ギニアビサウ、コートジボワール、エジプト、ブルキナファソ、ベナン、ケニア、ナミビア、ウガンダ、ニジェール、ブルンジ、マダガスカル、ガンビア、モザンビーク、スーダン、マラウイ、ギニア、レソト、コンゴ民主共和国、コンゴ、リベリア、モーリタニア、ジブチ、トーゴ、セネガル、ザンビア、マリ、スワジランド、シエラレオネ、カメルーン、サントメ・プリンシペ	38
アジア	ヨルダン、インド、ラオス、シリア、モンゴル、タジキスタン、インドネシア、ブータン、ミャンマー、ベトナム、アラブ首長国連邦、カンボジア、カザフスタン、キルギス、フィリピン、パキスタン、中国、カタール、大韓民国、日本、クウェート	21
オセアニア	フィジー、ミクロネシア、サモア、バヌアツ、マーシャル諸島	5
南アメリカ	パナマ、メキシコ、ホンジュラス、ガイアナ、グアテマラ、ペルー、ウルグアイ、ドミニカ、キューバ、ボリビア、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ	12
ヨーロッパ	ノルウェー、デンマーク、スペイン、スイス、イギリス、ドイツ、フィンランド、ベルギー、オランダ、フランス、スウェーデン、ポルトガル、アルバニア、ハンガリー、ベラルーシ、クロアチア、スロバキア、チェコ、ブルガリア、モルドバ、ルクセンブルク、マルタ	22(+EU)

* 出所：韓国 ABS 研究センター資料(www.aris.re.kr/ABS)

¹²⁷ 国際知的財産権機構ホームページ(www.wipo.int)

韓国では2017年1月17日に名古屋議定書履行のための国内法、「遺伝資源へのアクセス及び利益共有に関する法律¹²⁸」が制定され、公布された。その後、2017年3月には名古屋議定書の批准同意案が国会で成立した¹²⁹。2017年8月17日に韓国は名古屋議定書での当事国となる予定である。名古屋議定書は韓国の生物資源に保護の機会を提供するが、海外遺伝資源の利用が多い韓国バイオ産業界にとっては、各国の生物資源保護措置の強化に伴う需給の不安定化、研究開発の遅延、遺伝資源使用料すなわちロイヤリティの上昇などの試練が予想されており、これらへの対応が求められている。

商標に関する「商標5ヶ国協議体(TM5)」は2012年からスタートした。2014年12月に東京で開催された「TM5年次会合」では「悪意の商標出願」に対応するための各国の制度運営及び商標の画像イメージ検索に関する課題と解決策などについての議論が行われた¹³⁰。2015年12月に開催された年次会合では、悪意の出願を極力減らし、利用者に優しい商標情報への協力を強化することなどについて議論がなされた。また、2016年3月1日に東京で開催された第3回「悪意の商標出願セミナー」では、各国の悪意の商標出願に関する最近の事例が共有された。2016年7月19日に中国の北京で開催された「TM5中間会合」と2016年10月28、29日の両日に開催された2016年「TM5年次会合」を通して、TM5間での協力のための議論が行われた。

知的財産権制度を活性化させ、知的財産権を保護するための国際的な取り組みは、WIPOが主導するもの以外にも様々な活動が存在する。例えば複写権管理機構国際連合(IFRRO)が主導する著作権についての議論、国連傘下の国連薬物犯罪事務所(UNODC)が展開する模倣品の密売防止及び知的財産権認識向上のためのキャンペーン、国際商標協会(INTA)の商標とこれに関連する知的財産権活動の支援、世界保健機関(WHO)の必須医薬品についての決議案の採択、国際インターネットアドレス管理機構(ICANN)のインターネットの進化に伴う活用についての議論などがあつた。

このように国際社会は知的財産権に関する多国間の議論を活発に行っている。韓国政府もこれに歩調を合わせて韓国企業が保有する知的財産権が国際社会で効率的に活用され、十分に保護されるように、知的財産権関連国際規範の形成のための議論に積極的に参加する必要がある。

II. 発展途上国の知的財産の活性化支援

国際開発協力(International Development Cooperation ; IDC)とは、先進国・発展途上国間、発展途上国・発展途上国間、発展途上国内に存在する開発と貧富の差を解消し、発展途上国の貧困問題から人間の基本権を守ろうという国際社会の努力と行動を意味する。国際開発協力に使われる開発財源は政府開発援助(ODA)、その他公的資金、民間の流動資金、民間贈与に分類される。この中でODAは政府をはじめと

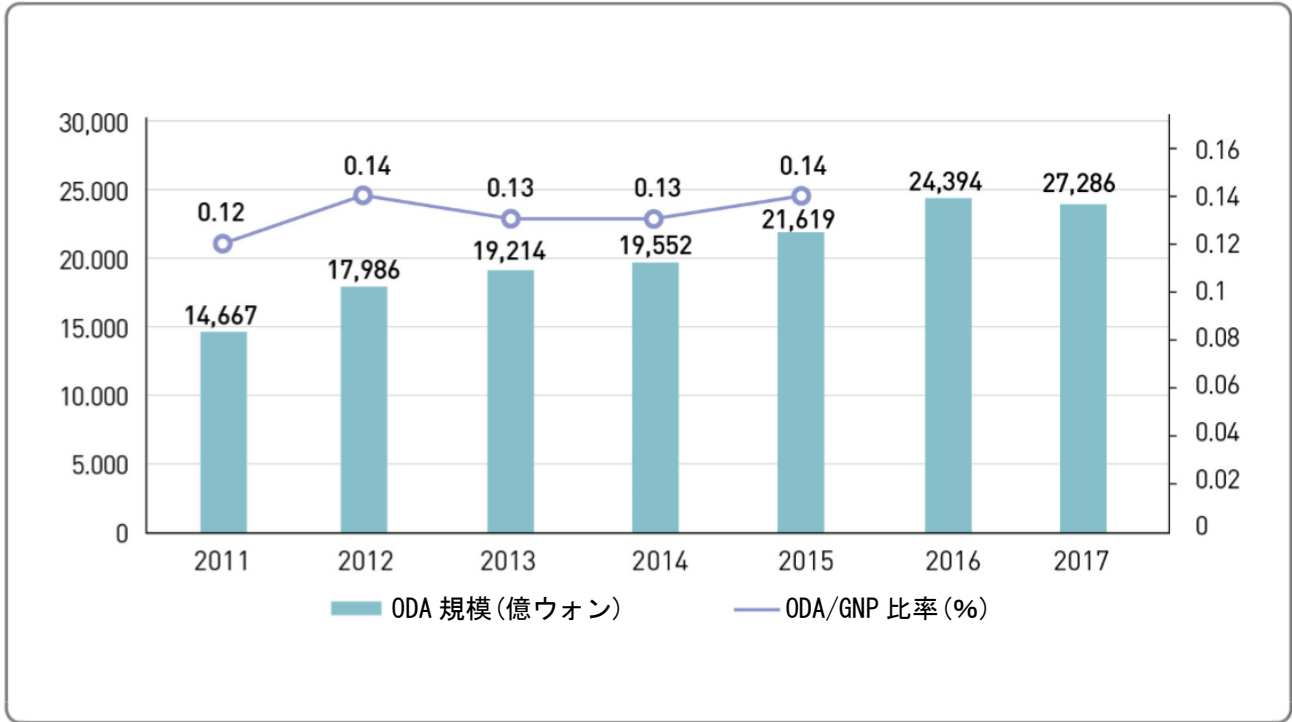
¹²⁸ 法律第14533号

¹²⁹ 科学技術情報通信部報道資料(2017. 4. 28)

¹³⁰ 韓国知識財産研究院、「商標5ヶ国協議体(TM5)、2014年TM5年次会合開催」、「Issue & Focus on IP」第49号、2014. 12. 5、21頁

した公共機関が発展途上国の経済発展と社会福祉の増進を目標に提供する援助を意味しており、発展途上国の政府及び地域、又は国際機関に提供される資金や技術協力を含む概念としても定義される¹³¹。

図 5-4-1 ODA の規模及び GNI に対する比率



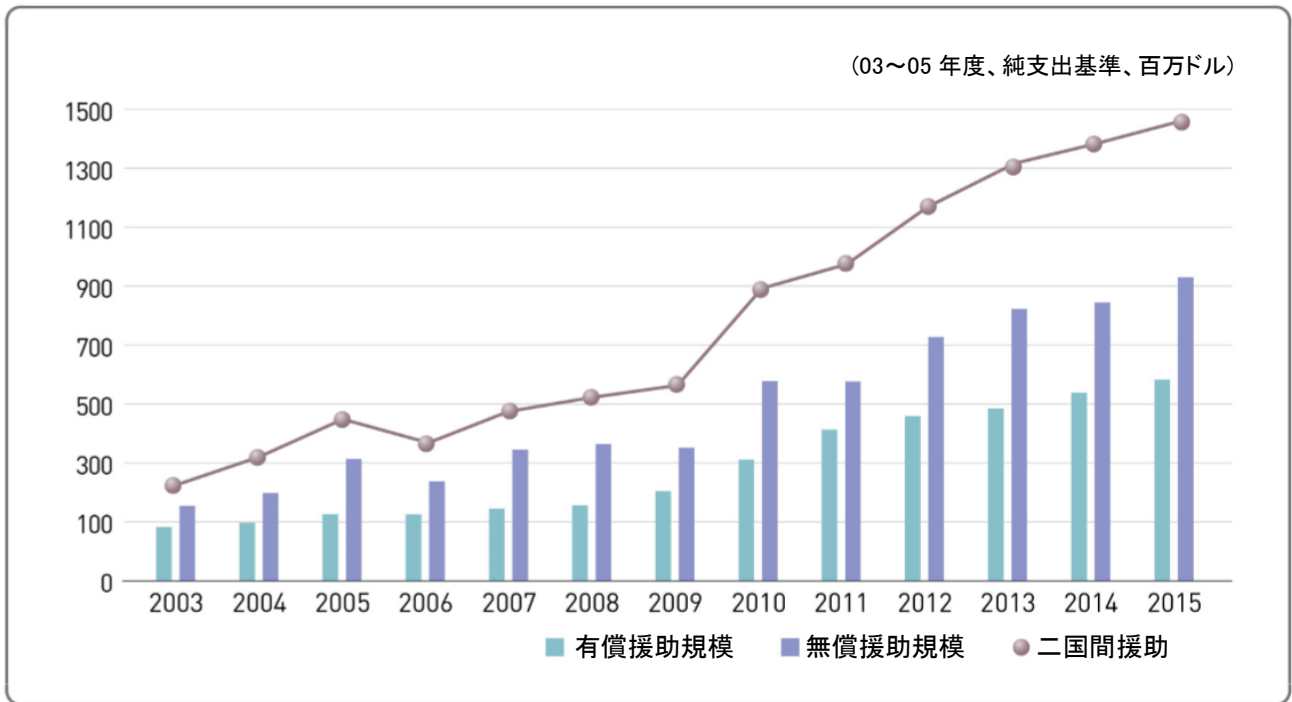
* 出所：関係部処合同、「17年国際開発協力総合施行計画(案)」、2016.5.30、3頁

韓国は、1945年の独立から1990年代後半までは約120億ドルの公的援助を受ける国家であったが、1963年以降は開発援助を行う援助供与国となった。特に、1991年に無償援助の専門機関である韓国国際協力団(Korea International Cooperation Agency ; KOICA)を設立することで、発展途上国に対する本格的な援助提供の基盤を構築した¹³²。最近では適正技術を普及させるなど、知的財産の分野にまで援助領域が拡大している。

¹³¹ ODA KOREA ホームページ (www.odakorea.go.kr/ODAPage_2012/T01/L01_S01.jsp)

¹³² ODA KOREA ホームページ (www.odakorea.go.kr/ODAPage_2012/T01/L03_S02_02.jsp)

図 5-4-2 有・無償援助の規模(純支出基準)



* 出所：韓国輸出入銀行、「数字で見る ODA」、2016、26 頁

知的財産権の重要性は日々増大しているが、発展途上国には知的財産権に対する関心とノウハウが不足しているため、WIPO などの国際機関が中心となって、先進国と発展途上国との間の知的財産権に関する制度と保護の格差の縮小に向けた議論が活発に行われている。2014 年 9 月 25 日、WIPO は国際医薬品購入機構 (UNITAID)¹³³ とともに、医薬品へのアクセス向上のために、HIV/AIDS 分野の医薬品特許プール (Medicines Patent Pool ; MPP) を結核、C 型肝炎、その他の疾病に拡大し、これをめぐる対策についての議論も行った¹³⁴。

韓国政府も知的財産権分野を主要な ODA 対象分野に指定して推進している。文化体育観光部は 2006 年から毎年、世界知的所有権機関 (WIPO) に信託基金を拠出し、発展途上国での著作権認識の向上と、政府関係者の政策実行力の強化、産業界の著作権管理力開発のために様々な事業を進めている。特に、2016 年 8 月には世界知的所有権機関 (WIPO) のフランシス・ガリ (Francis Gurry) 事務総長が韓国を訪問し、韓国の様々な著作権政策とコンテンツ支援方策に惜しみない賞賛を送り、韓国の国際社会への寄与に感謝の意を表明した。

そして特許庁は、政府開発援助 (ODA) 事業を通して韓国型の特許行政システムを普及させており、2013 年 10 月から 2015 年の間は、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) 加盟国の特許情報化システムを構築した。また、特許庁は特許情報を通じて公知になった技術を活用し、発展途上国が必要とする技術が効果的に開

¹³³ 国際医薬品購入機構は、エイズ、結核、マラリアの 3 大伝染病について医薬品が至急必要な人々に持続的に安い価格で医薬品を供給することを目的に世界保健機関 (WHO) の支援のもと設立された。

¹³⁴ 韓国知識財産研究院、「世界知的所有権機関、国際医薬品購入機構と医薬特許プールの拡大についての議論」、『Issue & Focus on IP』第 42 号、2014.10.17、22 頁

発されるように取り組んでいる。2010年にはチャド、2011年にはネパールとカンボジア、2012年にはグアテマラとネパールを支援してきた。特に2013年にはフィリピンにアロマオイルの抽出機、パプアニューギニアに簡易ウォーターポンプを、2014年にはベトナムに下水処理技術、ガーナに養蜂技術を開発支援した¹³⁵。さらにアフリカ知的財産権機関(OAPI)とASEANの委託を受け、公務員らを対象に知的財産権関連システムについての教育課程も運営した。その一方で、特許庁は2010年から約2億7千万件余りの特許情報を活用して発展途上国での適正技術の開発と普及を推進している¹³⁶。

かつて公的援助を受けていた韓国は、現在では援助を行う国家へと発展した。韓国は1960年代以後、飛躍的な経済発展を成し遂げ、現在ではこのような経済発展を基に、発展途上国に援助を行う国家になった。また、韓国は経済発展とともに技術開発においても大きな発展を成し遂げ、このような技術力を基に、発展途上国への技術移転と適正技術を活用した援助を行なっている。今後も韓国政府の発展途上国への援助は持続的に行われるだろう。そしてまた、知的財産権分野における積極的な援助を通して国家の地位を向上させていく必要がある。

III. FTA 交渉を通じた国益向上

近年、FTA交渉において知的財産の重要性が高まっている。その理由は、FTAによる商品とサービスの交易拡大に伴って知的財産権の侵害も増加していることから、知的財産権が商品とサービスの交易増加に順機能を果たす必要性が生まれてきているためである。2017年5月現在、韓国が関わる15のFTAが発効済み、韓国・中米とのFTAが妥結済みで、日中韓FTA、RCEP、韓国・エクアドルSECA、韓国・イスラエルFTAが交渉中である。

表 5-4-1 韓国が関わる FTA の現況

発効済みの FTA	妥結済みの FTA
チリ FTA、シンガポール FTA、EFTA FTA、ASEAN FTA、インド CEPA、EU FTA、ペルー FTA、米国 FTA、オーストラリア FTA、カナダ FTA、トルコ FTA(基本協定及び商品貿易協定)、中国 FTA、ニュージーランド FTA、ベトナム FTA、コロンビア FTA	中米 FTA
交渉中の FTA	交渉再開待ち
FTA、RCEP、エクアドル SECA、イスラエル FTA、GCC FTA	メキシコ FTA、MERCOSUR FTA、EU FTA

* 出所：韓国 FTA ホームページ(www.fta.go.kr)

¹³⁵ 「温かい分かち合い、適正技術を通して地球村の同伴成長を夢見る!」、特許庁報道資料(2015. 4. 29)

¹³⁶ 「特許庁、適正技術を通して発展途上国に温かい分かち合いを实践する」、特許庁報道資料(2015. 12. 18)

韓国政府は近年、二国間 FTA だけでなく多国間 FTA の締結を推進している。韓国、中国、日本の三か国が参加する日中韓 FTA、ASEAN を中心として日・中・韓、オーストラリア、ニュージーランド、インドが参加する東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership ; RCEP) が締結に向けて交渉中である。韓国政府は韓国企業に有利な IP 環境づくりのために多国間 FTA 交渉に戦略的に対応している。

図 5-4-3 韓国の FTA 発効状況



* 出所：韓国 FTA ホームページ (www.fta.go.kr)

05 新知的財産保護制度の強化

I. 植物新品種保護制度の強化

国際的に植物新品種保護の取り組みが行われており、これを通じて世界各国は育種家の権益保護、新品種の開発促進、種苗産業の発展のために努力している。1962年には、植物の新品種の保護に関する国際条約が採択され、1968年には国際機関である植物新品種保護国際同盟(The International Union for the Protection of New Varieties of Plants ; UPOV)が結成された。2017年6月現在、UPOVには74ヶ国が加入しており、韓国は2002年に50番目の国家として加入した¹³⁷。

表 5-5-1 UPOV の加入国

地域別	国家名
ヨーロッパ(37)	オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、ウクライナ、モルドバ、ポルトガル、スロベニア、エストニア、ルーマニア、クロアチア、ラトビア、ベラルーシ、リトアニア、CPVO(欧州植物品種庁)、アルバニア、アイスランド、トルコ、セルビア、マケドニア、モンテネグロ
北アメリカ(8)	カナダ、米国、メキシコ、パナマ、ニカラグア、ドミニカ共和国、コスタリカ、トリニダード・トバゴ
南アメリカ(9)	アルゼンチン、チリ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ウルグアイ、ボリビア、ブラジル、ペルー
オセアニア(2)	オーストラリア、ニュージーランド
アジア(12)	日本、中国、イスラエル、韓国(2002.1.7、50番目に加入国)、シンガポール、ヨルダン、ベトナム、オマーン、ジョージア、キルギス、ウズベキスタン、アゼルバイジャン
アフリカ(6)	南アフリカ共和国、ケニア、チュニジア、モロッコ、アフリカ知的財産権機関(OAPI)、タンザニア
合計	74ヶ国

* 出所：UPOV ホームページ(www.upov.int/members/en)

今後、韓国で植物新品種保護制度の強化が実現するためには、植物新品種保護法の施行令及び施行規則など新品種保護法の下位法令を整備するとともに、植物新品種保護のための特別司法警察制度の導入措置がとられなければならない。現在、新品種保護制度の運営機関には、国立種子院(農・園芸作物)、国立山林品種管理センター(山林作物)、水産植物品種管理センター(水産植物)がある。つまりは、これら品種

¹³⁷ 山林庁ホームページ(www.forest.go.kr)

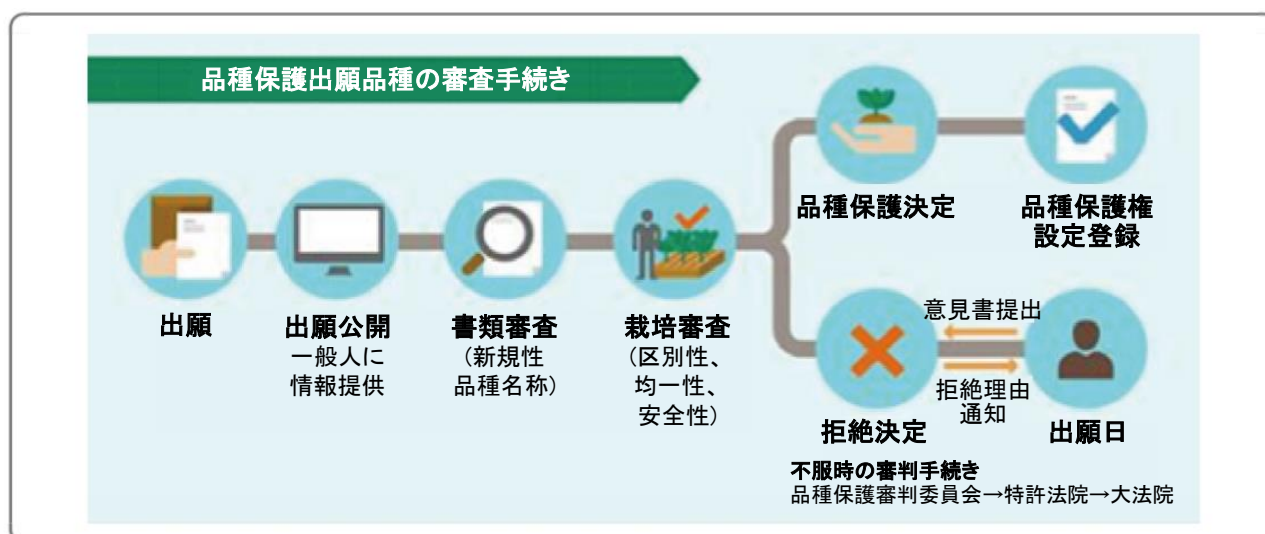
保護制度運営機関の間での緊密な業務協力を通じた行政効率性の向上が必要とされている。

その他にも植物新品種保護制度に関する国際審査基準の国内活用体系を構築し、国家間及び地域間での品種保護のための審査協力を通して新品種制度運営の効率を高め、国際交流の拡大を通じた国家間の連帯を強化する必要がある¹³⁸。

また、植物新品種保護法と特許法の重複的な保護体系から提起され得る問題点としては、出願手続きに関する問題、権利に対する効力範囲の問題、権利相互間の利用・抵触関係に関する問題などがある。今はまだ、この二つの保護法制の関係が明確でないという問題点があるため、今後は両法律についての明確な関係設定が必要であり、そのための法律改正や法律解釈に対する根拠の準備が必要である¹³⁹。

また、品種保護が効率的に行われるように、品種保護に対する申請手続きを簡素化させ、運営機関の間で協力を強化しなければならない。そのために韓国政府は品種保護管理、請願人の利便性を高めるために種子果物情報システムを高度化させる計画である。また、品種保護権に関連する紛争解決を支援し、品種保護を強化しなければならない。そのために韓国政府は新しい品種識別分子表示を開発し、これを活用した「流通品種 DNA Profile DB」を構築し、DNA 鑑定技術を活用して違法に流通する種苗を取り締まることで、種苗に関する紛争解決のための科学的技法を拡大していく計画である。

図 5-5-1 植物新品種保護手続き



* 出所：国立種子院ホームページ(www.seed.go.kr)

¹³⁸ 農林畜産食品部、「2015 年度農林畜産食品部、知的財産推進計画」、2014

¹³⁹ 忠南大学校産学協力団、「種子分野の特許制度と品種保護制度の調和、及び両制度を活用した効率的権利確保方案の研究」、特許庁、2014. 11、198 頁

II. 伝統的知識保護制度の強化

伝統的知識の範疇には韓方の薬材、伝統的な食べ物、郷土料理、伝統工芸、伝統的な模様をはじめとして歴史的に継承されてきた様々な知識が含まれる。近年、伝統的知識と現代文化を融合させた産業が注目を浴びている中、伝統的知識はそれ自体が知的財産として保護される可能性は少ないものの、新たな技術的思想、又は創作的な要素が加味されると、知的財産権として保護され得るものになる。

近年、伝統的知識と現代文化を融合させ、これを再解釈して新たな付加価値を生み出す努力が持続的に行われている。これに伴い、韓国政府は2016年3月、「無形文化財の保全及び振興に関する法律」を制定し、伝統文化と関連知的財産保護のための法的基盤を設けた。同法は無形文化財の範囲の拡大、原材料・製作技術などに関する技術開発の支援、無形文化遺産の知的財産権創出及び保護の原則を規定している。また、これまで機能や芸能中心だったものから、伝統的知識、生活慣習、社会的意識など7つの分野に拡大した。

今後、韓国政府は発掘された伝統資源を目録化し、伝統資源の知的財産に関する争点などを点検していく計画である。これを通じて伝統資源の戦略的活用度を高め、伝統資源の保護と利用活性化の均衡を図らなければならない。さらに国際機関の動向を把握し、伝統的知識と伝統文化の表現物に対する実効性ある知的財産政策を推進しなければならないだろう。

III. 名古屋議定書の履行に伴う遺伝資源保護力の強化

1992年6月、ブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(UNCED)で、環境と開発に関するリオ宣言とその実行計画案が採択され、気候変動枠組条約、砂漠化対処条約、生物多様性条約(CBD)が採択された。その中で生物多様性条約は生物多様性の保全と持続可能な利用、そして遺伝資源の利用から生まれる利益の公正で衡平な配分を3大目標としている。ただし、生物多様性条約締結当時は遺伝資源のアクセスと利益配分に関して具体的な履行方法と手続きが準備されていなかったため、2002年のCBD第6回締約国会議で「ボン・ガイドライン」が採択された。

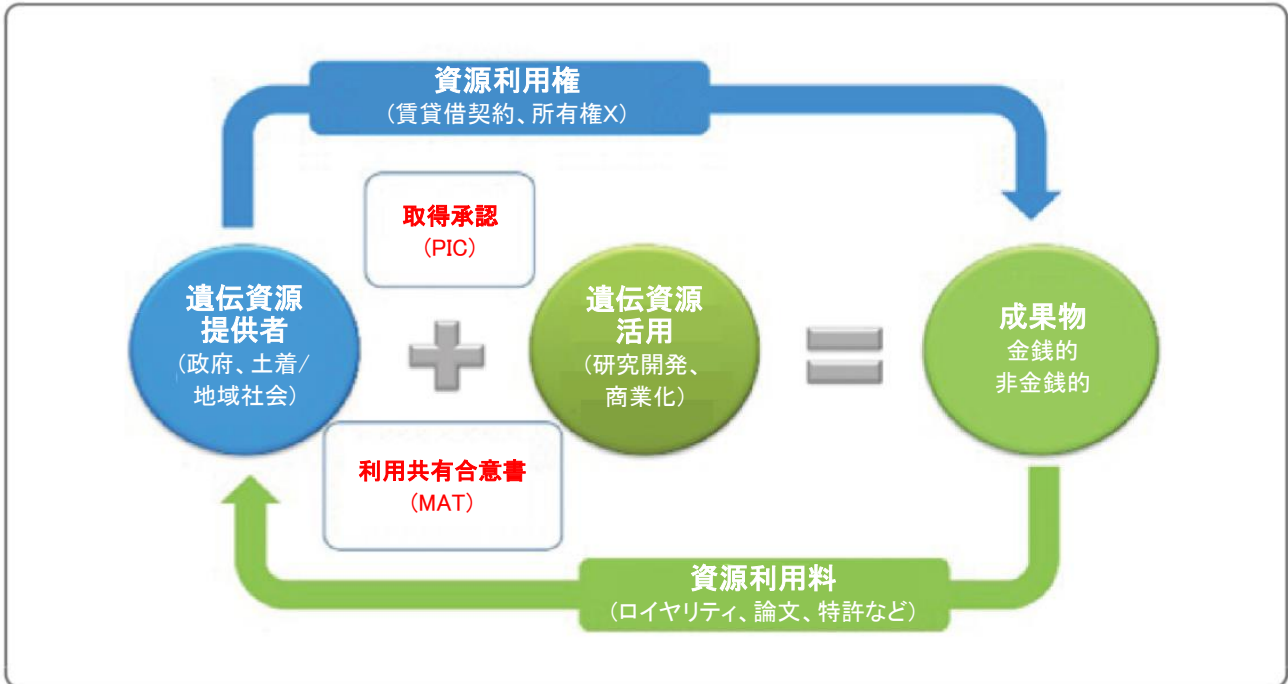
その後、2010年10月に名古屋で開催された第10回生物多様性条約締約国会議で生物多様性条約の目標の中の一つである「遺伝資源への透明なアクセスと公正で衡平な利益分配」を具体化した「名古屋議定書(NAGOYA PROTOCOL ON ACCESS TO GENETIC RESOURCES AND THE FAIR AND EQUITABLE SHARING OF BENEFITS ARISING FROM THEIR UTILIZATION TO THE CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY)」が採択された。

名古屋議定書は前文を含む36の条文、1つの付属書からなり、①生物遺伝資源利用のためのアクセス、

②利益の分配、③適用範囲、④義務の遵守、及び⑤適用時点と発効時期、などについて規定している¹⁴⁰。

韓国でも 2017 年 1 月に「遺伝資源へのアクセス及び利益共有に関する法律」が制定及び公布され、名古屋議定書履行のための国会批准案が 2017 年 3 月に国会で成立した¹⁴¹。

図 5-5-2 名古屋議定書の履行体系図



* 出所：韓国 ABS 研究センターホームページ(www.abs.re.kr)

韓国政府は海洋生命資源の追加的な発掘・確保及び産業的活用価値の発掘に積極的な支援を行ってきている。2016 年には合計 38,171 点の海洋生物資源を確保したが¹⁴²、累積では 193,510 点に達する。このような努力と共に韓国政府は全部処にわたる生命研究資源の統合管理を通じた海洋生物資源活用基盤の高度化、及び「海洋生命資源法」の全面改正を推進した。「海洋生命資源法」の改正では、海洋水産生命資源の利益共有及び伝統的知識についての内容を新たに盛り込み、これに対する保護を強化した。

韓国政府は国内生物資源関連 DB の構築、自生生物資源の発掘、生物資源産業化支援政策の推進、情報共有システムを構築するなど、名古屋議定書に対応した様々な政策を推進してきている。国家生物種目録の拡大、有用な自生生物発掘の促進、標準化された生物資源情報サービスの提供、生物標本レンタルサービスの運営支援、寄託・分譲システムの利便性向上を進めていく計画である。そのために生物・遺伝資源の保全及び活用に向けた国内外との協力を強化する必要がある。

また、韓国政府は、東南アジア諸国などと生物多様性の共同調査を推進するなど、生物資源が豊かな海

¹⁴⁰ 環境部、「名古屋議定書ガイドブック」、2011.8.4

¹⁴¹ 「2020 年まで済州に国家生薬資源管理センター造成」、聯合ニュース(2017.6.23)

¹⁴² 海外 2,186 種 5,904 点、国内 1,357 種 32,267 点である。

外の国々との協力と利益共有のための基盤を設けることを計画しており、「生物資源の産学研協議体」¹⁴³をより一層活性化させ、国内外の生物産業の動向を把握し、産業界の意見を集める窓口を設けて、関連研究課題を発掘する予定である。また、韓国政府は国内外の生物多様性情報保有機関との情報関係を強化し、名古屋議定書の発効に伴う国内外の遺伝資源の発掘と保護をより一層強化していく計画である。

¹⁴³ 2017年には24の機関に拡大する。

参考文献

第2章

- ・クァク・チュンモク、「中国の営業秘密保護動向及び示唆点」、『2015年知識財産深層分析報告書』、2015
- ・ケ・スンギョン、「韓国におけるトレードドレスの法的保護に関する研究」、『産業財産権』第39号、韓国知識財産学会、2013
- ・キム・グァンシク、「アップル社対サムスン電子事件に照らしてみたトレードドレスの法的保護 - 韓国と米国での保護要件の比較を中心に - 」、『産業財産権』第39号、韓国知識財産学会、2012
- ・ナ・ジョンガブ、「不正競争防止法の本質論とタダ乗り行為の限界 - ある傘の下の風花、ノドバラムコッ、ナドバラムコッ - 」、『特許庁・韓国知識財産学会共同セミナー』「4次産業革命における不正競争防止法の改正方向」、2017
- ・ナム・ヒョンドゥ、「世界市場の観点からみたパブリシティー権 - 韓流の財産権保障としてのパブリシティー権 - 」、『ジャスティス』通巻第86号、韓国法学院、2005
- ・パク・ジュンソク、「パブリシティー権の法的性格 - 著作権と商標関連権利のどちらにより近いのか?」、『産業財産権』第30号、韓国知識財産学会、2009
- ・営業秘密保護センター、「必ず知っておきたい海外における営業秘密紛争の対応ガイド、米国編」、特許庁、2015
- ・ユン・ソンヒ、「日本における営業秘密保護の最新動向及び事例研究」、漢陽大学校法学専門大学院、2017
- ・チョ・ジェシン/キム・ビョンナム、「伝統知識・遺産資源に対する国際的議論動向及び著作権と特許権による保護戦略」、『法学論叢』第35巻第3号、全南大学校法学研究所、2015
- ・チェ・スンジェ、「パブリシティー権に対する下級審判決の動向分析及び権利化方案」、『情報法学』第19巻第3号、韓国情報法学会、2016

第3章

- ・国家知識財産委員会、『知識財産強国の礎を築く』、2013
- ・キム・ソニイ、「中国国家知的財産権戦略深化実施の行動計画における主要内容及び示唆点」、『深層分析報告書』、韓国知識財産研究院、2015
- ・韓国知識財産研究院、「中国国務院、2016年国家知識財産権戦略実施推進計画発表」、『ISSUE & FOCUS on IP』2016-27巻号、2016
- ・韓国知識財産研究院、「日本知的財産推進計画2016の主要内容及び示唆点」、『ISSUE & FOCUS on IP』深層分析報告書、2016
- ・韓国知識財産研究院、「中国国家知識産権局、2016年全国特許産業発展戦略推進計画発表」、『ISSUE & FOCUS on IP』2016-25巻号、2016
- ・韓国知識財産研究院、「2016国家別年間知識財産政策分析」、2016
- ・韓国知識財産研究院、「2014国家知識財産権戦略実施推進計画」、2014
- ・韓国知識財産研究院、「中国国家知識産権局、全国特許事業発展戦略(2011-2020)発表」、「知識財産動向ニュース」第47号、2010

- ・韓南大学校、「損害賠償制度改善のための特許侵害訴訟判決分析-全国地方法院で5年間宣告された判決を中心に-」、『特許庁政策研究報告書』、特許庁、2014
- ・ホン・ジョンイム、「日本の知的財産政策の推進現況」『科学技術政策』第20巻第4号、通巻第181号、科学技術政策研究院、2010

第4章

- ・カン・スミ、「行政型ADRの現状と改善策」、『仲裁研究』第25冊第4号、韓国仲裁学会、2015
- ・キム・サンチャン、「韓国行政型ADR制度の活性化方案」、『法学研究』第46冊、韓国法学会、2012
- ・ユク・ソヨン、「半導体産業の発達と半導体集積回路の配置設計に関する法律の再考察」、『IT法研究』第5号、慶北大のITと法研究所、2011
- ・ユン・ソニ、「ADRにおける知的財産権紛争 - 仲裁・調停を中心に」、『仲裁研究』第13冊第1号、韓国仲裁学会、2003
- ・韓国インターネット振興院、『2016ドメインの名前紛争白書』、2016

第5章

- ・忠南大学校産学協力団、「種子分野の特許制度と品種保護制度の調和、及び両制度を活用した効率的権利確保方案の研究」、特許庁、2014
- ・韓国知識財産研究院、「National IP Policy : 2016世界知的財産センター国際知的財産指数」、2016
- ・韓国知識財産研究院、「世界知的所有権機関、国際医薬品購入機構と医薬特許プールの拡大についての議論」、『Issue & Focus on IP』第42号、2014

報告書執筆陣

企画・編集

国家知識財産委員会 知識財産戦略企画団

キム・ジス知識財産振興官/チェ・ソンヒ保護政策課課長

キム・ジュンイル保護政策課事務官/ペク・ヘリン専門官

執筆陣

韓国知識財産保護院

ソン・チャンホ事業企画室長/イ・ジュウン基盤情報チーム長/イ・ジュファン博士 基盤情報チーム専門委員

シム・ジソブ弁護士 基盤情報チーム専門委員/ヤン・ジスン弁理士 公益弁理士特許相談センター専門委員

イ・グンウォン紛争予防チーム選任/チャ・サンフン認識保険チーム選任

イ・フンボン不正競争調査チーム選任

韓国著作権委員会

キム・チャンドン法制研究チーム長

韓国著作権保護院

キム・ジャヒョン経営企画室 戦略企画チーム課長

韓国知識財産研究院

チョン・ソンテ博士政策研究チーム副研究委員/イ・ホンヒ博士 法制研究チーム副研究委員

監修

関税庁特殊通関課 パク・ヒョン Chol 主務官/農林食品部種子生命産業課 チャン・スンヒ主務官

貿易委員会不公正貿易調査課 チョン・ジョンユン事務官/法務部刑事企画課 チェ・ジェスン検事

食薬処医薬品管理課 キム・ヒョンス主務官/海洋水産部未来戦略チーム パク・セムン研究員

文化体育観光部著作権政策課 パク・ミンギョン事務官/特許庁産業財産保護政策課 ユ・ヨンシン事務官

2016 年

知識財産保護執行 年次報告書

発行日 2017 年 9 月
発行人 国家知識財産委員会委員長 イ・ナギョン/ク・ジャヨル
発行元 国家知識財産委員会
京畿道果川市関門路 47(中央洞)政府果川庁舎 5 棟 721 号
電話 : 02-2110-2190 FAX : 02-2110-0285
ホームページ <http://www.ipkorea.go.kr>
印刷 ナモ企画 : 02-503-5454

発刊登録番号 12-B552783-000040-10

ISSN 2384-1338